

平成 29 年

第 5 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 29 年 12 月 6 日

閉 会 平成 29 年 12 月 13 日

大 津 町 議 会

平成 29 年第 5 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2 月 6 日	水	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	
1 2 月 7 日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
1 2 月 8 日	金		休会	議案等整理	
1 2 月 9 日	土		休会	議案等整理	
1 2 月 10 日	日		休会	議案等整理	
1 2 月 11 日	月	午前 10 時	本会議	一般質問	
1 2 月 12 日	火	午前 10 時	本会議	一般質問	
1 2 月 13 日	水	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	本会議終了後 全員協議会
会 期				8 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について（5件）
- 大津町財政事情公表
- 平成29年9月例月出納検査の結果について
- 平成29年10月例月出納検査の結果について
- 平成29年11月例月出納検査の結果について

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 7号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成29年度大津町一般会計補正予算(第4号))
議案第50号	町道島子線道路災害復旧工事請負契約の締結について
議案第51号	平成29年度大津町一般会計補正予算(第5号)について
議案第52号	平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第53号	平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
議案第54号	平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第55号	平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)について

平成 29 年第 5 回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成 29 年 11 月 24 日 請 願 第 2 号	教職員定数と義務教育費国庫負担制 度の改善に関する請願	菊池郡大津町引水 7 4 6 - 1 4 福田 祐子	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成 29 年 11 月 10 日 陳 情 第 2 号	熊本地震後の復興及び地域活性化に 関する意見書の提出を求める陳情	菊池郡大津町陣内 1 3 2 8 大津町南部地区区長会 代表 上陣内区長 斉藤 博幸	経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 9 年 1 2 月 6 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 経済建設常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 7 承認第 7 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 9 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号))
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 議案第 5 0 号 町道鳥子線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 5 1 号 平成 2 9 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 0 議案第 5 2 号 平成 2 9 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) に
ついて
- 日程第 1 3 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号) について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 1 4 議案質疑
議案第 5 0 号 質 疑
議案第 5 1 号 質 疑
議案第 5 2 号から議案第 5 5 号まで 一括質疑
- 日程第 1 5 委員会付託
議案第 5 0 号から議案第 5 5 号まで
請願第 2 号
陳情第 2 号

午前 1 0 時 1 3 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄君) ただいまから、平成 2 9 年第 5 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番源川貞夫君、10番大塚龍一郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議並び経過について報告いたします。

当委員会は、11月27日午前10時から町民交流施設集会室において、議会運営委員、また桐原議長に出席を願い、平成29年第5回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の7件について執行部より大筋の説明があり、その後、請願、陳情の取り扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。なお、提出議案の認定第7号については、先に議決すべき案件でありますので、6日の本会議において質疑、討論のあと、表決することといたしました。

一般質問については10名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が7番から10番目の順で行うことになりました。

次に、会期の日程については議席に配付のとおり、本日から12月13日までの8日間とし、一般質問の開議時刻を午前10時からといたしました。また最終日に人事案件が追加される予定ですので、以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会の委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から12月13日までの8日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

佐藤議員。

○6番（佐藤真二君） おはようございます。専決処分ですね、専決第17号と19号について、この専決そのものについてはですね、もちろんその権限の範囲内ですので、質疑があるわけではないんですけども、この内容についての確認ということでお尋ねしたいと思います。

これ事故の補償に関するものなんですけれども、事故が起こった日が専決の19号が5月の20日、29年ですね。17号のほうは6月の17日と1カ月弱ですね、期日が空いているわけです。まあ場所が同じかどうか、全く同じかどうかわかりませんが、中核工業団地内のマンホールが飛び出たところということで理解しておりますけれども、実は、これ震災後に同じような例があったんですね。同じ場所で事故が立て続けに起こりました。1カ月くらいの間があいてということが以前にもありました。前は、震災後間もないということで、対応が間に合わなかったのかなということで考えていたんですけども、この時点になってですね、この事故が2つ続けて起こることについてちょっとお尋ねをしたいというところです。

5月の20日に事故が起こったあと、マンホール飛び出し何か所もあったんですけども、そこに対してどんな対応をされてきたのかということ。それからですね、また、このあとですね、こういうふうなパターンというかですね、1カ所で事故が起こったあとに、そのあとの措置をどうするのかということについて、やり方を考えなければいけないんじゃないかなと思うところです。その辺について、現在、どういうふうなお考えかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。ただいまのご質疑にお答えいたします。

震災以降、道路の不備といいますか、地震の影響によりまして凹凸が出ているところが大津町でも各所ありまして、極力早急に補修を行っているところではございますけれども、なかなか間に合わないというような状況で事故が現在多発をしてきたということでございまして、今おっしゃいました箇所については、マンホールが中核工業団地の中には多数ございまして、事故が起きた箇所については別々の箇所であると。事故が起きた箇所につきましては、応急措置ではございますが、道路面よりもマンホールの蓋のほうが高くなっているという状況がほとんどでございます。高さを極力同じようにするために局部的ではありますけれども、現状としましては、マンホールの蓋と道路の高さをおしなべるようにしまして、応急的に段差をなくすというような工事を行っております。ただ、あそこにつきましては、非常に段差の大きいところもございましたので、全面的に道路をやりかえたところもございます。まだ若干の高さの差があるところがございまして、そこについては、今後早急に工事を行う予定にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤議員。

○6番（佐藤真二君） もちろんですね、道路を補修というその大きなですね、対応というのは、当然必要なだろうと思うんですけども、私が今言っておりますのは、事故が起こった直後に暫定的にどのように対応するのかという措置が必要ではないかということなんです。当然、その道路の真ん中ですからコーンは立てられませんけれども、何らかの注意喚起をするような措置というのがあったのか。そして1カ所についてはそれをやったんですけども、こっちに同じような場所があれば当然そこでも起こり得るわけですから、そこにも同じような措置がやれば必要だったんじゃないのかなと思うところですね。その想像力というところがやっぱり必要なんじゃないかということと、私もあそこで実はちょっとこすったんですけども、その注意喚起というものを、あそこ基本的にはその同じ人が通るんですよね。ここ多分事故を起こされた方というのは、あそこの工業団地の方じゃないんじゃないか、これは私の推測ですけども、知らない方が抜け道として通ったときにやってしまったんだろうなと推測しているんですが、その注意喚起というものをどうやってやっていくのかというそのやり方をですね、今後検討していただきたいと思います。

以上です。

日程第4 経済建設常任委員会所管事務調査報告について

日程第5 総務常任委員会所管事務調査報告について

日程第6 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄君） 日程第4 経済建設常任委員会所管事務調査報告について、日程第5 総務常任委員会所管事務調査報告について及び日程第6 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告についての3件を議題とします。

経済建設常任委員会副委員長、総務常任委員会委員長及び議会広報編集特別委員会委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

経済建設常任委員会副委員長津田桂伸君。

○経済建設常任委員会副委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、平成29年度大津町議会経済建設常任委員会の行政視察研修報告を行います。

平成29年11月14日から16日までの2泊3日で、宮城県東松島市、宮城県亶理郡山元町及び東京都の銀座熊本館を訪問し研修を行いました。参加者は、経済建設常任委員会4名、町執行部職員2名、議会事務局職員1名の合計7名でした。

まず、東松島市を訪問し、東松島市議会の産業建設常任委員会の副委員長熱海議員から挨拶を受け、その後、建設部建設課相沢課長から、公営住宅の整備及び活用について説明を受けたのち、東矢本駅北地区地内の災害公営住宅を見学しました。

東松島市は、現在の人口が4万人の都市です。東日本大震災では、震度6強の揺れがあり、10メートルを超える高さの津波に襲われ、市全体の36%が津波により浸水しました。

また、被害は、死者が1千100人を超え、家屋被害も全壊・大規模半壊・半壊で約1万1千戸と

全体の74%の家屋が大きな被害を受けています。

避難者については、最大で1万5千人の方が106カ所の避難所で避難生活を送られました。平成23年8月で全ての避難所が閉鎖されています。

災害公営住宅の設置数は1千122戸の整備がなされ、平成30年までには全ての災害公営住宅への入居が可能になる予定となっています。

整備手法については、市が直接建設する「建設」、URや民間業者に建設を要請し、市が買取りする「買取り」で整備され、迅速化が図られています。

次に、入居者への対応として、入居前に入居者同士の顔合わせを行ったことにより、早くコミュニティの形成がなされ、不安軽減につながったとのことでした。

公営住宅を建設するまでの間に入居希望者を中心としたまちづくり整備協議会が結成され、協議会からの意見を聞いて、その意見を項目ごとに整理し、ニーズを把握した上での災害公営住宅が建設されました。

また、入居者が交流するための広場、ベンチなどを設置し、多くの交流が生まれるようにエリアが全体に設計され、小さなお子さん連れの方やお年寄りの方が日常的に利用されているとのことでした。

さらに、高齢者の住居を意識し工夫された点は、玄関に折りたたみ式の腰掛を設置し、靴の脱ぎ履きかえに配慮し、室内の段差をなくすとともに、また、トイレや浴室、玄関に手すりの設置がなされていました。

反省点として、玄関ドアを引き戸にし、玄関と床面もフラットにすれば、さらに高齢者に配慮できたであろうと説明がありました。

次に、15日は、宮城県山元町を訪問し、山元町議会の阿部議長から挨拶を受け、産業振興課の大和田課長から、震災からの農業復旧・復興状況と取り組みについて説明を受けました。

山元町の人口は、平成7年度に1万9千人、大地震発生前の平成23年2月は1万6千500人、現在の人口は1万2千500人で、大地震後、約4千人の減少となっています。

農業被害では、農地面積の約60%（140ヘクタール）が津波により浸水し、山元町の3大ブランドである「山元りんご」を除き、「仙台イチゴ」と「山元ホッキ」が壊滅的な被害を受けました。

甚大な被害を受けた東部地区の農地復旧を目指し、農地の大区画化及び非農用地の整備が実施されていました。事業面積622ヘクタール、事業費約149億円、農地集積率等の要件はありますが、国、県、町の補助により、農家の負担はなかったとのことでした。

山元町では、山元町ブランド産業を復興し、創造する活力あるまちづくりとして、特産の「イチゴ」の生産団地（いちごハウス）の整備を行い、平成26年4月に、4カ所のイチゴ生産団地が完成し、平成29年度の生産量は、震災前の水準に回復する見込みとのことでした。また、一部事業者においては、香港やロシア等、海外への輸出の取り組みが開始されたとのことでした。

6次産業の主な取り組みとして、農林水産業や食品加工業者、金融機関、行政機関等で構成される「山元町6次産業化・地産地消推進協議会」が設立され、県立高校（食品加工科）や宮城大学との連携も図られています。平成28年度には、山元町6次産業化・地産地消推進戦略が策定され、交流会の

開催や先進地視察がなされていました。

町の取り組みとしては、6次産業化の推進を人材面からサポートするため、人材育成研修が実施されていました。研修内容は、「地域資源の商品化」「マーケティング」「事業計画」など、修了者数は13名です。

また、町の特産品である、りんご。ホッキ貝、いちごを使用した新商品の開発や改良がなされていました。

16日は、東京都内にある、熊本銀座館を訪問し、企業誘致、観光、広報、物産振興について、熊本県東京事務所、熊本セールス課の堀課長、熊本ビジネス推進課の宮本課長から説明を受けた後、館内を案内してもらい、反省点として、熊本銀座館は、首都圏において熊本県の観光・物産・文化等の情報発信や販路拡大のため、県産品の展示販売や旬の食材を使った飲食物を提供することにより、熊本のイメージアップを図り、新たな地元ファンの増加につなげるよう設立されました。

宮本課長から、熊本県産業支援サービス事業等立地補助金について説明がありました。産業支援サービスは、機械修理業、電気機械器具修理業、情報サービス業で、大規模な災害が発生した場合、こうした企業を誘致することで、迅速な復旧が可能とのことでした。

また、堀課長から、店内の商品で生産地に偏りがあり、西原村の商品が多かったのは、萌の里の存在、また、玉名市では、産業経済部ふるさとセールス課を設置するなど自治体の積極的な取り組みによるもの、また、一括して納品ができるものと説明がありました。県としては、前向きな自治体と積極的に連携を図っていきたいとのことでした。

以上で、経済建設常任委員会行政視察研修報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員会委員長荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） それでは、総務常任委員会行政視察研修につきまして、ご報告申し上げます。

10月16、17、18の2泊3日の日程で、議会事務局1名、また総合政策課長1名、委員合計で8名で研修を行いました。研修先は、福島県の須賀川市と栃木県の下野市、そして壬生町の3カ所です。

福島県の須賀川市ですが、平成17年に2町1村が合併をし、人口が7万6千672人、面積が279平方キロメートル、議会構成は24人です。

研修項目として、復興住宅の経過及び活用状況について研修を行いました。須賀川市の東日本大震災の被害状況は、全壊が1千249棟、大規模半壊が418、半壊が3千85、半壊以上合計で4千752戸の住宅が被災されたそうです。公共施設は、市役所の本庁舎が甚大な被害を受けて解体、その後建て替えという状況です。その中で災害公営住宅が建設をされておりまして、4カ所、100戸建設。2DKから4DKまでの家族構成と希望によって広さが用意される。家賃については、低所得世帯、政令月収8万円未満の世帯は5年間は約4分の1に家賃を軽減し、その後10年まで傾斜家賃となるそうです。現地を見学させてもらい、鉄筋コンクリート造りでエレベーターもついて、一般のマンションのようなつくりでございました。入居者の方々は、おおむね満足をしてもらっているとのことでした。

建設の時期や工期などについて、震災が平成23年3月から3年以上、早くも26年から着工し、平成27年に入居、半分は28年に引き渡しをしたそうです。熊本地震と同じように、業者不足、資材高騰で大変だったということではありますが、木造住宅は業者を公募し買い取り、ほかの鉄筋コンクリートの3階から6階建ては、不調不落対策として、設計から施工まで同事業者に発注して工期の短縮を図ったそうでもあります。災害公営住宅建設事業として31億6千401万円、そのうち復興基金が27億6千663万円、一般財源は3億9千738万円だったそうです。

座学研修のあと新築された庁舎を案内してもらいました。敷地面積が2万3千110平米、建築面積が3千869平米、地上6階地下1階、延べ面積で1万7千20平米であります。駐車場が241台、ほかに図書館なども併設され、事業費は約90億円、これは研修項目に、質問の中に入れておりませんですけど、ほとんど復興基金によって市役所庁舎建て替えが賄われたということです。

栃木県の下野市であります。平成18年に3町が合併し、人口約6万人、面積74平方キロメートル、議会は18人で構成されております。

この下野市には、自治医科大学と病院がございます。

研修項目として、こちらは庁舎建設についてお尋ねをしました。

建設場所についての経過と決定についての質問に対し、平成18年に3町合併して、最終的にほぼ中心部である自治医科大駅前に決定をされ、候補地3カ所の中で都市計画や利便性で評価点が高かった。そして駅前であり、国道も前を通っているということで、位置が決定されたそうでもあります。

2番目に庁舎建設設計者選定公募型プロポーザル方式の内容と応募者数、決定への経過について9社がプロポーザル方式に手を挙げ、そのうち6社が企画提案書が出され、選定委員会において、この選定委員会は学識者が3名、市職員が4名で選定したそうです。

また、建設費用、財源の内訳などでは、事業費が58億3千560万円、そのうち合併特例債が53億9千470万円、国庫補助1億3千690万円、一般財源3億400万円ということでありました。そのうち庁舎の本体工事費は、約46億円ということでした。

建物の規模や耐震性能についてであります。省エネ再生可能エネルギーなどの工夫がなされ、市民への活用スペース、また議場の様子などについて視察を行いました。敷地面積が2万1千394平米、建築面積3千839平米、延べ面積9千741平米、ほかに付属棟がございます。鉄筋コンクリートの4階建てで、免震構造でつくられておりました。外観はガラス張りでひさしがあり、また地中熱が利用され、非常用電源が3日分用意されているそうです。また、1階ロビーや会議室などは市民に休日などに貸し出しを行うということです。

完成してからの教訓や反省点などについて尋ねますと、職員の厚生施設がつくらなかったのも、できればあったらよい。また、売店がないということでした。駐車場がゲート式管理され、民間業者に管理を委託されております。業者はパーク&ライドなどで利用収入として1日1台400円を徴収すると。業者に対しては、貸付料として1カ月6万円、1年間で72万円が市の歳入になるそうです。

次に、栃木県の壬生町です。人口が3万9千234人、約4万人です。面積が61平方キロメートルで、議会は16人です。

こちらでは、デマンドタクシーみぶまるを研修しました。

この壬生町は、ほとんど平らな町であり、面積も大津町の6割程度で全域に住宅がこうちらばっているようなところでは、そこで、この町内どこでも、誰でも利用できるそういうタクシー制度ですね。運行の仕組みと利用の状況であります。町内のバス路線は、事実上もうないに等しいと。1路線あることはありますが、おもちゃのまち駅から獨協医科大学が町内にあり、そこまでの往復バスの路線だけが唯一のバス路線だそうなんです。南北に東武宇都宮線がはしり、3つ町内に駅がございまして、南北の移動はこの電車によって便利であります。東西方向と、また周辺部は交通空白地域となっているということです。

デマンドタクシーみぶまるは、8時から16時まで1時間おきに便があり、一時間前まで予約して、町内の目的地まで大人が300円、小学生は100円で利用できます。受付オペレーターは町が1人、あるいは2人雇用し、地元タクシー4社が交代で運行にあたっております。事業収支率は2割から25%で県内の似たような事業の中では良好であるそうです。タクシー会社は1便当たり約2千円の収益になるそうですが、単価引き上げの要望が出ているそうです。町内どこでも乗り降りできるので非常に便利ですが、乗り合いなのでコースによっては出発から到着まで1時間近くかかる場合もあるということです。

利用人数は、平成28年度は1万259人、1日平均42.4人、乗合比率は8割台で良好であるそうです。主な行先は、病院が一番多く、利用者の年齢構成は、65歳以上が79%、高齢者の移動手段として非常に有効であると思われたところです。

財政状況では、運賃収入が年間で292万円、支出合計が1千154万円、そのうちの経費が803万円、受付人件費などが351万円となっているそうです。

課題として、病院の予約時間に間に合わない場合があると。さらに、便利に改善すると民業の圧迫になってしまう可能性がある。タクシー会社に単価をあげればいいのでありますが、経費が増えてしまうということになるということです。

それから、東西の隣の町、隣の自治体とのバス路線が1本もありませんので、隣接自治体と協議をしてバス路線を協議をしているが、当然赤字が見込まれるということで、まだ実現をしていないということです。壬生町ではほとんど平野で人口が分散し、町内どこでも30分程度の車での移動距離であります。大津町は、中心部と周辺部の乗り合いタクシーとしてやっておりますが、このことは非常に合理性があると考えられるところです。

町中心部もどこでも乗れるタクシーがあれば、高齢者は助かるのではないかと。ただ既存のバス路線との兼ね合いの調整が必要となるのではないかと。こういった意見が聞かれたところでもあります。

以上で、総務常任委員会の行政視察研修についての報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 議会広報編集特別委員会委員長豊瀬和久君。

○議会広報編集特別委員会委員長（豊瀬和久君） おはようございます。ただいまより、議会広報編集特別委員会所管事務報告を行わせていただきます。

9月29日金曜日から9月30日土曜日の2日間、議会広報編集特別委員会委員4名と議会事務局

1名の計5名で、まず、29日午後1時より東京のシェーンバッハ・サポーで行われた「平成29年度町村議会広報研修会」に参加をさせていただきました。

研修プログラムの内容は、1「議会広報紙の文章 『伝える広報』から『伝わる広報』へ」、2「議会広報紙のさらなる活性化へ、何がどう変わってきたか」、3「議会広報コンクール トップ2クリニック 優秀賞受賞紙から学ぶ」の3項目の研修を受けました。

1項目目の「議会広報紙の文章」では、見やすい文章のつくり方として、文章は見た目が大事で、見やすい文章は読んでもらえ、理解しやすく、好感をもたれるので得をする。その上で、見やすくするための3つのポイントとして、1、図表やイラストを入れる。2、漢字を少なくする。3、改行、空白行を入れることにより読みやすい文章になるということを学びました。

2項目目の「議会広報紙のさらなる活性化へ、何がどう変わってきたのか」では、1、議案審議の中で、住民生活に関わる重要案件で賛否の分かれた議案を手短かに解説すること。また、議案に対する質疑、討論を掲載して議決に至るプロセスの見える化をしたり、見出してポイントを掴めるようにすること。2、予算・決算の掲載については、まちの広報誌も掲載するので、まちの広報と差別化した分析・評価により議会らしさを出すこと。3、委員会の審議に関しては、何を審査したのかを、見出しでわかりやすく表現することがポイントで、委員会の視察報告は、視察した内容の解説だけではなく、地元を生かす分析・提言が重要で、視察や調査研究の成果が見える形で掲載すること。4、特集を組むことに関して、ある議会では、町政監視と政策立案機能を発揮していることを住民に伝えるために、2年間で延べ何人の議員が何項目の一般質問をしたのかを検証する取り組みをしているそうです。

このように、読んでいただくために様々な切り口で多様な世代にアプローチをしていくことの重要性とともに、住民に親しまれる議会だよりにしていくためには、住民参加の必要性を感じました。3項目目の「宮城県利府町と岩手県金ヶ崎町の全国町村広報紙コンクール トップ2のクリニック」では、全国で評価される議会には、編集要領、編集方針、編集モットーが確立されており、今後は、この2町の良いところを参考にして、議会で決まったことが町民の皆さんの生活にどのように影響するのかを中心に、わかりやすい内容にして、議会だよりによって町民生活に密着している議会のことを知ってもらいたいと思います。

2日目に訪問した横浜市の日本新聞博物館では、日刊の新聞が1871年に創刊されてから146年という長い歴史の中で正確な情報を確実に読者に届けるために日々努力を積み重ねてきたことを実感しました。

東日本大震災の時には、岩手日報が全社をあげて避難者約5万人の氏名を掲載した新聞を発行し、読者はこの紙面を見て家族の生存を確認されたそうです。災害時の正確な情報の重要性や新聞の果たす役割の大きさを感じました。

今回の研修を受けて、広報委員会として何をすべきか、また何ができるのかを考え、まずは住民目線の意見を紙面づくりに取り入れていきたいとの観点から、11月20日月曜日に町PTA役員の方々と意見交換会を開催いたしました。

当日は、10名のPTA役員の皆さんに参加していただき、大変に貴重なご意見をいただきました。今回の広報研修や意見交換会の内容を参考にして、今後も広報委員と議会事務局で力を合わせ、住民に親しまれる「議会だより」をつくっていきたいと思っています。議員と執行部の皆様には、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会広報編集特別委員会所管事務報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） これで、経済建設常任委員会副委員長、総務常任委員会委員長及び議会広報編集特別委員会委員長の報告を終わります。

日程第7 承認第7号 専決処分を報告し承認を求めることについて

（平成29年度大津町一般会計補正予算（第4号））

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第7 承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成29年度大津町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

承認第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 先ほどは表彰状をいただき、誠にありがとうございました。なお一層の力を注ぎながら町政に携わっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成29年度大津町一般会計補正予算（第4号））につきましては、今回の補正は、10月22日執行、衆議院議員総選挙に伴う補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千619万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を206億8千793万1千円としたものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） おはようございます。

承認第7号、平成29年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1千619万6千円を追加し、予算の総額を20

6億8千793万1千円としたものです。

今回の補正につきましては、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に伴うもので、ポスター掲示板設置や期日前投票への対応等に急施を要したため、専決処分を行ったものでございます。

○議長（桐原則雄君） 部長、ちょっと待って。

しばらく休憩します。

午前10時58分 休憩

△

午前11時07分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 大変申し訳ございませんでした。改めて、承認第7号、平成29年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要のほうをご参照お願いしたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1千619万6千円を追加し、予算の総額を206億8千793万1千円としたものでございます。

今回の補正につきましては、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に伴うもので、ポスター掲示板設置や期日前投票への対応等に急施を要したため、専決処分を行ったものでございます。

歳出からご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。款2、項4、目8衆議院議員総選挙費です。節1報酬は、選挙管理委員会委員や投票立会人等への報酬でございます。節3職員手当等は、投票事務などの職員の時間外勤務手当でございます。節7賃金は、選挙の準備などを行う臨時職員や駐車場整理事業員などに対する賃金でございます。節8報償費は、投票箱を開票所へ送致していただく費用及びポスター掲示場の設置謝礼金でございます。節9旅費は、選挙管理委員会委員や投票立会人等への費用弁償でございます。節11需用費です。消耗品費は、選挙用事務用品費でございます。食糧費は、投票立会人や事務従事者等への弁当代などでございます。印刷製本費は、入場券やポスター掲示用等の印刷代でございます。節12役務費は、各種計数器等の点検手数料や入場券送付などの通信運搬費となっております。

13ページをお願いいたします。節13委託料はポスター掲示場98カ所分の設置や選挙公報配布などの委託料でございます。節14使用料及び賃借料は、投票所の借上げ料などでございます。節18備品購入費は、国民審査用計数器の購入費でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

11ページをお願いいたします。款14、項3、目1総務費委託金です。衆議院議員総選挙委託金として1千615万8千円、最高裁判所裁判官国民審査委託金として3万8千円となっております。

以上の内容により、平成29年9月28日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認をお願い

するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成29年度大津町一般会計補正予算（第4号））を採決します。この採決は起立によって行います。承認第7号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号から日程第13 議案第55まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄君） 日程第8 議案第50号、町道鳥子線道路災害復旧工事請負契約の締結についてから、日程第13 議案第55号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてまでの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして、誠にありがとうございます。

では、議案第50号、町道鳥子線道路災害復旧工事請負契約の締結についてでございますが、契約変更に伴い、契約額が5千万円を超えましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約となり、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号、平成29年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてですが、今回の補正は、熊本地震関連では、復興基金事業や災害公営住宅建設事業、また、その他、工場等振興奨励補助金などに係る補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、3億1千310万2千円を追加し、予算の総額を210億103万3千円とするものです。

次に、議案第52号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、保険給付費の増に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算額の総額に、1億3千586万6千円を追加し、予算の総額を37億3千653万8千円とするものです。

次に、議案第53号、平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、人件費の補正に係るものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、17万2千円を追加し、予算の総額を11億4千871万8千円とするものです。

次に、議案第54号、平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、熊本地震の減免に係る介護サービス等の諸費の増額補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、3千123万8千円を追加し、予算の総額を26億6千301万6千円とするものです。

次に、議案第55号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、白川の河川改修に伴う錦野浄化センターの用地売却に係る増額が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、282万5千円を追加し、予算の総額を1億4千686万8千円とするものです。

議案第51号から議案第55号までの5議案につきましては、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 議案第50号、町道鳥子線道路災害復旧工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事は、昨年の熊本地震により被災を受けた町道鳥子線の復旧工事であり、国庫補助を財源として進めているものであります。

復旧方法としては、まずボーリング調査の結果を受け、崩落した斜面の支持層に直径9センチの穴を掘り、その中に鉄筋のようなものアンカーを16メートルから20メートルを43本入れ、その周りをセメント状のグラウトと申しますが、それを流し込み、地盤とくっつけて安定させるというものでございます。

説明資料集の2ページ、A3サイズをお開きをお願いいたします。半分から右側のほうに標準横断面図を載せておりますが、真ん中あたりに点線が左から右のほうに2本入っておりますが、点線の下側のほう、こちらが支持基盤層があるという表示になっております。真ん中に上下に棒グラフのようなもので点線が入っておりますが、一番下から3センチほどに丸があったり、山型があったりしているのがございますけれども、ここから下についてが支持基盤層で地盤が固いというものでございまして、こちらに今申しました工法で鉄筋を入れてセメント状のようなものを入れて地盤を安定させるというふうな工法になっております。

最上部の7本を施工いたしました。流し込んだグラウトでいっぱいにならない状況が続く、設計量では強度が確保できない状況となりました。このための対策として、国と協議をいたしましてパッカー工法を採用し、地山と一体化し地盤の安定を図るものです。パッカー工法とは、布状の風船をアンカーにかぶせ、風船の中にグラウトを入れ、グラウトの流出を防ぎ安定させるものでございます。

先ほど説明しました図面で赤で7.5メートルという表示をしておりますが、これがパッカー工法に係る部分でございます。

これを行うためには、直径9センチ、現在、9センチで設計をしておりましたが、この穴を11.5センチに大きくし、グラウトの量を増やして安定させなくてはなりません。この工法を採用するためには、変更前の契約額4千594万3千200円から655万3千318円の増額を行い、合計5千249万6千518円の契約額となり、5千万円を超えるため議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第53号、平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。概要書は12ページです。今回の補正は、人件費に係るもので、歳入で一般会計からの繰入金、歳出で共済費を計上しております。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千871万8千円とするものです。

歳出についてご説明いたします。

予算書の8ページ、概要書の12ページ下段をお願いいたします。款の1、項の1、目1、節4は、人件費に関するもので、職員共済組合に対する支出でございます。

歳入についてご説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。款の4、項の1、目1、節1一般会計からの繰入金でございます。

以上でございます。

引き続きまして、議案第55号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。概要書は14ページです。今回の補正は、歳入で土地建物売払収入、歳出で償還金、利子及び割引料と予備費を計上しております。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千686万8千円とするものです。

歳入からご説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。款の6、項の2、目の1、節1土地建物売払収入でございます。これは、白川沿いにあります錦野浄化センターの敷地の一部を熊本県が買収するためのものです。目的は白川の管理者である熊本県が白川の管理用道路をつくるために買収をするものです。

歳出についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。款の1、項の1、目1、節23の償還金、利子及び割引料で、国庫補助金の返還金になります。錦野浄化センター建設時に国庫補助金を使いまして、用地の買収を行っております。その補助金額の返還でございます。

また、款の3、項の1、目1予備費は、売り払い収入から返還金を差し引いた残額を計上しており

ます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 議案第51号、平成29年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

第5号の補正予算書のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

今回の補正の主なものとしまして、熊本地震関係では、熊本地震復興基金事業や、災害公営住宅建設事業で、その他につきましては、大津町工場等振興奨励補助金や過年度事業の確定に伴う後期高齢者医療広域連合への負担金及び保育給付費等の返還金が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて、別紙補正予算の概要をご参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1千310万2千円を追加し、予算の総額を210億103万3千円とするものです。

第2条で、繰越明許費の変更を「第2表繰越明許費」のとおりとしております。

第3条で、債務負担行為の変更を「第3表債務負担行為補正」のとおりとしております。

第4条で、地方債の追加及び変更を「第4表地方債補正」のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございますけれども、災害公営住宅建設事業の追加分でございます。金額を8千280万円から1億3千460万円とするため、繰越明許費に計上するものです。

9ページをお願いいたします。債務負担行為の補正ですが、老人福祉センター南側などに設置しております、仮設の書庫及び倉庫に配置する文書保管棚等の備品借上料に係るものでございます。複数年での契約のため、限度額を2千500万円から2千800万円と増額補正を計上しております。

10ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、追加分として、平成29年発生の農業用、林業用施設災害復旧事業に係る地方債及び都市防災総合推進事業に係る地方債を計上しております。また、変更分としまして、先ほどご説明しました、仮設書庫・倉庫へ設置する備品借上料や災害公営住宅建設に伴う地方債の変更、地域生涯学習施設の復旧事業に係る地方債の変更を計上しております。

歳出からご説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。款2、項1、目6企画費、節8報償費は、ふるさと寄附金の増額を見込んだ返礼品分の増額補正でございます。目19庁舎建設事業費、節14使用料及び賃借料は、9ページの債務負担行為でもご説明しました、老人福祉センター南側などに設置しております、仮設書庫・倉庫に配置する文書保管棚等の今年度分の借上料でございます。

24ページをお願いいたします。款2、項3、目1戸籍住民基本台帳費、節11需用費は、パスポート発行増加に係る収入印紙、収入証紙の購入費用でございます。

25ページをお願いいたします。款3、項1、目2障害者福祉費、26ページに入りまして、節2

0 扶助費、一番上にございますけども、扶助費は、自立支援医療（更生医療）の増加に伴う給付費の増額補正でございます。目3 後期高齢者医療費は、平成28年度の後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う追加分の負担金でございます。

27ページをお願いいたします。款3、項2、目1 児童福祉総務費、節1.3 委託料は、入所児童数の増加に伴う障害児保育事業委託費の増額補正と、子育て関係の制度改正に伴いますシステム改修委託費でございます。節2.3 償還金、利子及び割引料は、過年度事業の確定に伴う、保育給付費負担金、子ども・子育て支援交付金、児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金の返還金でございます。

28ページをお願いいたします。目7 社会資本整備総合交付金事業費は、子育て・健診センターに設置する、非常用電源設備の設計委託費及び工事請負費でございます。目8 熊本地震関係費は、熊本地震復興基金事業の放課後児童クラブ利用者支援事業と、認可外保育施設利用者支援事業の補助金でございます。いずれも住家被害の区分により、利用料及び保育料を補助するもので、全壊、大規模半壊で10分の10、半壊で2分の1を補助するものでございます。

30ページをお願いいたします。款4、項2、目2 熊本地震関係費の節1.9 負担金、補助及び交付金は、こちらも熊本地震復興基金事業で、共同墓地復旧支援事業と地域水道施設復旧事業に係る補助金でございます。共同墓地復旧事業につきましては、集落共有の墓地において、通路や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を助成するもので、補助率2分の1、上限額が1千万円の事業でございます。また、地域水道施設復旧事業については、地震で被災した組合営の水道施設復旧に要する経費を助成するもので、補助率は2分の1となります。今回は、真木簡易水道組合の水道施設復旧費の補助金を計上しております。

31ページをお願いいたします。款6、項1、目6の農地費は、多面的機能支払交付金事業における、地区の追加等に伴う負担金と、大菊土地改良区が事業主体の団体営農業農村整備事業に係る負担金の補正でございます。団体営農業農村整備事業につきましては、灰塚、陣内地区の幹線水路の補修や、迫井手水門の改修設計を予定しております。

続いて、32ページをお願いいたします。目1.1 熊本地震関係費の土地改良事業補助金は、熊本地震復興基金事業の小規模農業用水路、農道早期復旧支援事業としまして、事業費の3分の2を復興基金で対応し、残りの3分の1については、通常の土地改良事業により7割分を町補助として、事業主体である大菊土地改良区へ補助するものでございます。

33ページをお願いいたします。款7、項1、目4 企業誘致推進費は、大字杉水に工場を建てられました、フジデノロ株式会社への工場等振興奨励補助金でございます。

35ページをお願いいたします。款8、項4、目4 熊本地震関係費、節1.3 委託費は、後迫区内に建設予定の災害公営住宅建設委託費でございます。30戸分の設計費及び地質調査費用等を計上しております。節1.9 負担金補助及び交付金は、熊本地震復興基金事業でございます。民間賃貸住宅入居支援事業は、応急的な住まいでの生活を余儀なくされている方が、民間賃貸住宅と契約する場合の契約に伴う費用について、1世帯当たり20万円を補助するものでございます。また、転居費用助成事業につきましては、同じく、応急的な住まいでの生活を余儀なくされている方が、新築や購入、賃貸

住宅等へ転居する場合に、その転居費用について、1世帯当たり10万円を補助するものです。

36ページをお願いいたします。款9、項1、目8熊本地震関係費は、こちらも熊本地震復興基金事業でございます。土砂災害特別警戒区域内において、地震による住宅再建が必要な方に対し、移転費用や現地建替えに要する費用を補助するものでございます。移転費用につきましては、上限300万円、現地での建替え費用につきましては、補強工事に対する費用を補助率2分の1、上限150万円の範囲で補助するものでございます。

続きまして、37ページの款10、項2、目2教育振興費と、38ページの項3、目2の教育振興費の要保護及び準要保護援助費は、国の制度改正に伴う単価の増額と、来年度新入学生分の追加の補正となっております。

40ページをお願いいたします。款10、項の5、目9熊本地震関係費は、地震で被災した自治公民館及び地域のコミュニティ施設、神社仏閣等でございますけれど、これらの再建に係る補助金の増額補正でございます。こちらも熊本地震復興基金交付金事業となっております。

41ページをお願いいたします。款11、項1、目1農業用施設災害復旧費、節15工事請負費は、平成29年7月に発生しました豪雨災害により被災した農地2カ所、農業用施設2カ所の災害復旧工事でございます。目2林業用施設災害復旧費につきましても、7月の豪雨災害によるもので、林道菊池人吉線の災害復旧工事でございます。

42ページをお願いいたします。款13予備費で財源の調整をしております。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。款12、項1、目6災害復旧費負担金は、農地災害復旧事業に係る受益者負担金でございます。

15ページをお願いいたします。款14、項2、目3土木費国庫補助金は、災害公営住宅建設事業に伴う国庫補助金です。

16ページをお願いいたします。款15、項2、目1総務費県補助金は、歳出の各項目でご説明しました、熊本地震復興基金事業に係る交付金でございます。目8災害復旧費県補助金、節1農業用施設災害復旧費補助金、17ページに入りまして、節2林業用施設災害復旧費補助金は、7月の豪雨災害による補助災害復旧事業に係る補助金でございます。

18ページをお願いいたします。款16、項2、目1不動産売払収入は、国道57号北側ルート整備に伴う立木売払い収入でございます。款17、項1、目1一般寄附金は、ふるさと寄附金の今後の見込分を計上しております。款18、項2、目3大津町工場等振興奨励基金繰入金は、歳出でご説明しました、フジデノロ株式会社への工場等振興奨励補助金の財源として繰り入れるものです。

19ページをお願いいたします。款20、項4、目2雑入は、パスポート発行に伴う収入印紙、収入証紙の売払金と、熊本地震を受け、全国市町村振興協会から、被災地支援を目的として、熊本県の市町村振興協会を通して交付される交付金でございます。款21町債は、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 議案第52号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。概要書は12ページになります。

今回の補正の主なものは、歳入では、熊本地震に伴う一部負担金と国民健康保険税の減免により国・県の特別調整交付金額の見込によるもの、歳出では、保険給付費の中で、一部負担金の熊本地震による減免分及び医療費が当初見込みよりも増えておりまして、予算不足が見込まれましたので、これを計上したものであります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千586万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億3千653万8千円とするものです。

歳出について説明をいたします。

予算書10ページ、概要は12ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費の1億9千300万円の増額は、熊本地震による一部負担金の減免分が7千700万円です。また、療養給費も増えており、今後の必要額を1億1千600万円と見込み、計上をいたしております。款2、項1、目2退職被保険者等療養給付費の3千万円の減額は、9月診療分までの実績から必要額を試算し、計上いたしております。款2、項1、目3一般被保険者療養費の300万円の増額は、同様に実績から必要額を見込み、不足額を計上しております。款12、項1、目1予備費で、3千13万4千円を減額し、財源調整をいたしております。

歳入について説明いたします。

予算書の9ページ、概要は同じく12ページ上段をお願いいたします。款3、項2、目1国の財政調整交付金、節2特別調整交付金は、熊本地震による一部負担金と国税の減免を行った補填でありまして、1億4千528万4千円の増額補正を計上いたしております。款4、項2、目1県の財政調整交付金、節2特別調整交付金は、同様に熊本地震による減免を行った補填でありまして、620万円の増額を見込んで計上いたしております。款5、項1、目1療養給付費交付金、節1現年度分の1千561万8千円の減額は、額の確定によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第54号、平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、熊本地震被災者に対する介護保険料減免による減額と、保険料減免及び介護サービス利用料減免を補填する国及び県等の負担金や補助金等の補正を行うものです。

歳出では、同じく熊本地震に係る介護保険サービス利用料免除に伴う増額、並びに介護保険制度改正に伴うシステム改修委託の増額を補正するものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3千123万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億6千301万6千円とするものでございます。

歳入から説明いたします。

予算書」 8 ページをお願いいたします。概要は 13 ページからになります。款 1、項 1、目 1 第 1 号保被験者保険料、節 2 現年度分普通徴収保険料は、熊本地震被災者に対する介護保険料減免による減額の補正です。款 3、項 1、目 1 介護給付費負担金、節 1 現年度分は、同じく被災者に対する介護保険サービス利用料免除による介護給付費増額分に係る国負担分の増額補正でございます。款 3、項 2、目 1 調整交付金、節現年度分調整交付金は、同じく被災者に対する介護保険料減免及び介護保険サービス利用料免除を補填する国の財政支援による増額補正でございます。款 3、項 2、目 4 介護保険事業費補助金、節 1 介護保険事業費補助金は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修委託に係る国庫補助金の増額補正でございます。

予算書 9 ページをお願いいたします。款 4、項 1、目 1 介護給付費交付金、節 1 現年度分は、被災者に対する介護保険サービス利用料免除に伴う、支払基金交付金の増額補正でございます。款 5、項 1、目 1 介護給付費負担金、節 1 現年度分は、被災者に対する介護保険サービス利用料免除による介護給付費の増額分に係る県負担分の増額補正でございます。

予算書 10 ページをお願いいたします。款 6、項 1、目 1 介護給付費繰入金、節 1 現年度分は、被災者に対する介護保険サービス利用料免除による介護給付費増額分に係る町負担分の増額補正でございます。款 6、項 1、目 4 その他一般会計繰入金、節 1 職員給与費等繰入金は、地域包括支援センター職員人件費の補正に伴う一般会計繰入金の減額でございます。款 6、項 1、目 4 その他一般会計繰入金、節 2 事務費等繰入金は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修委託に係る町負担分の増額補正でございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。

予算書 11 ページをお願いいたします。款 1、項 1、目 1 一般管理費、節 1 3 委託料は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修委託の増額補正でございます。款 2、項 4、目 1 介護サービス等諸費、節 1 9 負担金、補助及び交付金は、熊本地震に係る介護保険サービス利用料免除に伴う増額補正でございます。

予算書 12 ページをお願いします。款 3、項 3、目 1 包括的支援事業費、節 3 職員手当等及び節 4 共済費は、地域包括支援センター職員の実績見込みによる補正でございます。款 5、項 1、目 1 第 1 号被保険者保険料還付金、節 2 3 償還金、利子及び割引料は、過年度分保険料払戻金の増額補正でございます。款 5、項 1、目 3 第 1 号被保険者保険料還付加算金、節 2 3 償還金、利子及び割引料は、過年度分保険料払戻金に係る還付加算金の増額補正でございます。

予算書 13 ページをお願いします。款 6、項 1、目 1 予備費で財源調整をいたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

日程第 14 議案質疑

○議長（桐原則雄君） 日程第14 議案質疑を行います。

まず、議案第50号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。

午前11時47分 休憩

△

午前11時49分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第51号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 予算書の37ページの教育振興費、扶助費の要保護及び準要保護児童援助費、これは支給の時期が早まったと思いますけれども、申し込みの時期と支給の時期、それと周知方法の詳しい説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 豊瀬議員の質疑にお答えいたします。

教育費、小学校費、教育振興費及び中学校費の教育振興費の要保護及び準要保護児童援助費の支給の関係だと思ひます。

まず、周知の方法につきましては、まず新年度、小学校に入学される保護者向けにつきましては、毎年各進学予定の学校で就学児健診ですね、ございます。その際に、全保護者の方にお知らせをさせてもらっています。

○5番（豊瀬和久君） いつですか。

○教育部長（市原紀幸君） 各学校で異なります。

○5番（豊瀬和久君） 大体いつごろですか。

○教育部長（市原紀幸君） ほとんど終わっております。

それと、各中学校の入学予定者につきましては、現在、各小学校で準要保護を受けられている保護者に対しまして、個別に全員に通知のほうを差し上げております。

支給につきましては、現在、今受け付けを行っておりますので、早ければ2月中ぐらいを目標にですね、支給できるように現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） それと、これ申し込みを忘れてたとか、申し込みを漏れてた場合には、この2月支給で、その後に、例えば入学してから気づいたとか、そういう場合にはどうなりますか。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの質疑ですけども、要するに、今年度申請をしない場合というこ

とですかね。実際、準要保護に該当される場合につきましては、また入学された後にその年の年度の申請をしていただきますので、その際に、新入学準備用品ですかね、こちらについて支給されていない方については、その中で、要するに、年度、新年度になってから支給という形になります。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 予算書の30ページですね、熊本地震関係費で、19の負担金補助の中で、一番の共同墓地復旧支援事業補助金1千289万5千円、財源は県の復興基金のようではありますが、この補助のですね、規定ですかね、これについてちょっと説明をお願いします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

熊本地震の復興基金のメニューでございますけれども、補助率は2分の1となっております。事業費ベースで2千万円、補助金ベースで申し上げますと1千万円が限度額ということで、これにつきましては、9月に区長さん方に該当箇所の要望調査をいたしまして、10月末で締め切りまして、現在、13カ所の部分があがっております。納骨堂だとかですね、法面の補修、ブロック積み等の申請があがっているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 墓地が地震によって、私の個人の墓地も大規模よりも全壊状態ではありますが、この共同墓地という規定のですね、補助の対象は一体どこまでになるのか。どうも気になるところでですけど、今の説明では、納骨堂、それから墓地の法面、墓地全体の法面ということなのかなというが、その対象がもう一度詳しく教えてください。

それから、どうも聞くとところによると共同墓地というものもあるみたいで、共同墓というのか、墓地じゃなくて。詳しくその対象を、決まりを説明いただきたい。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） お答えいたします。

共同墓地ということですね、共同墓地の全体のそれを支える法面ですね、それが、例えば道路に面している部分もありましょうし、その部分でいいますと、道路も共同で使われる部分もありますので、個人の墓石自体はできませんけれども、そこら辺に至る通路とかですね、それ全体の法面だとか、それが崩壊した場合について、それとあと納骨堂も共同の施設になりますので、納骨堂あたりが損壊してその屋根の補修とかですね、そういったものがあがっております。

○15番（荒木俊彦君） 共同墓。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 共同墓地については、一般的に集落にそれぞれ墓所がございますけれども、そのようなものを大体想定しております。

○15番（荒木俊彦君） 墓地じゃなくて、共同のお墓があるわけです。納骨堂じゃなくて、墓が何人

かで共有。

○住民福祉部長（本郷邦之君） だけん数件でとか、集落単位でそれぞれに10基とかですね、15基とか墓が並んでいるところございますけども、そのような共同の墓地でございますけども。

○15番（荒木俊彦君） 共有ですね。複数で共有しているのは対象になるのかということです。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 今おっしゃっていますのは。

○15番（荒木俊彦君） 1つのお墓に、共同でなるのかどうか。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 1つのお墓にということですか。そこにつきましては、またその墓の状況をですね、判断させていただきながら、国・県ともちょっと相談しながらですね、該当になるか否かについては、個別にちょっと相談させていただければと考えております。

○15番（荒木俊彦君） マニュアルはあるんですか。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 要綱がございますんですね、それについては、また必要でございますれば、また後ほどお持ちしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 51号について質疑いたします。

9ページ、債務負担行為の補正についてであります。その債務負担行為ということで、長期に渡っているんで、単年度予算では賄いきれないということで、29年度から32年度までの3カ年ということなんですが、補正を増額補正してあります。実際、この補正前に債務負担行為をだされたときというのは、きちんとした積算がなされていると思います。その積算の方法が悪かったのか。逆に値上げになったのか。もともとの補正前の額というものに根拠があってこの額が出てはずで、その後には補正、3カ年に及ぶ補正が出てくるというのは腑に落ちない点があるかなと思いますので、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員のご質問にお答えいたします。

今回の債務負担行為の補正につきましては、仮設書庫・倉庫のほうですかね、こちらのほうに、もともと書庫と倉庫ということで、同じそのプレハブの中につくってございましたけども、書庫の部分が書棚が足りなくなってきたものですから、新たに書棚のほうを増設するということに今回お願いしております。そのための書棚をつくるためのその費用というような形で、今回増額補正をさせていただいております。もともとの費用があがったということではなくて、新たにその書棚を購入するための費用ですね。そのための費用を今回追加でお願いし、書庫につきましては、すべてリース契約になっておりますので、リースのほうとなりますと、債務負担行為ということで、数年払いということになりますので、こういったような形で債務負担行為のほうをお願いしているということでございますけれども。だから、新たに今までなかった部分を新たにその書棚をつくらせていただきたいということで、併せて債務負担行為のほうもお願いしているということでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ということは、その足りなくなった、で、またその新たに書棚をつくったということになると、まさにもう別物だということに、これ考えられないかなと思います。様式が変わったわけですから、それで追加したわけですから、当初の補正前というのは、その前のやつなんですよ。それを内容を変えたやつを補正しましたというのは、これおかしくなりはしないかなど。追加になりはしないかなと思うんですよ。その点について、この会計処理がきちんと合法なのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 今回のその債務負担行為につきましては、先ほども言いましたように、書棚が足りなくなりましたものですから、備品を追加するということで、もともと結んでおりました契約、こちらのほうの契約を変更してやるというような形になります。ですから、契約変更に伴いまして、債務負担行為のほうも変更するというような形になりますので、契約の手続きとしましては、そのきちんとしたその手続きすればですね、財務会計上は特に問題ないというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

内容の変更を行ったということであるならば、例えば、50号あたりはそういった工法の変更とかを迫られて、国と協議の結果、そういった工法の変更をして、増額補正に至ったというふうのだったら、きちんとした説明がなされてますよね。その内容をしましたとって、この9ページの債務負担行為を見てわかるものでしょうか。これは当初のものを増額されたしか見えないんですよ。ということは、詳細な説明が抜けているという、そういうふうに思われますが、これで、はい、そうすかというのは、ただ今、総務部長から言葉を聞いただけですよ。こういった仕様が変わったのかどうかというのは、もちろん委員会で審議を深くされることでは、説明の中にもなかったもので、ただ今聞いただけでは明確な資質に、債務負担行為に値するのかどうかというのがわからないというふうに思いますので、この点については、いかがなもんか質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 今回の補正につきましては、まだ書棚が足りないということで、現状がございまして、補正をあげて、これからまたその契約をし直すということになりますので、これからの、実務的にはこれからになります。補正予算を計上して、議会の議決が得られて予算を確保した上でですね、契約を変更し、そして債務負担行為に基づいて契約を結んでいくというような状況になろうかと思えます。

今回のその補正につきましては、先ほども言いましたように、現在あります、書庫にその保存書類なんかを納めてますけども、その書類が思った以上に増えてきまして、書棚が足りなくなったということで、書棚を追加する。それから、そういったものにつきましてですね、そういった備品を購入したいということで、契約を変更したいということで、今回補正のほうをお願いしているわけです。それにつきまして、補正のほうを（「内容はわかっている」と呼ぶ者あり）先ほどの一番最初の説明の中でということですね。一番最初につきましては、ちょっと言葉が足りなかったとは思っています。申し訳ご

ございませんでした。備品購入については説明したところでございますけれども、そういった中身につきましては、ちょっと言葉が足りなくて申し訳ないと思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ございませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第51号について、1点質疑いたします。

予算書が36ページ、9-1-3の消防施設の需用費、修繕費のこちら、落雷で故障した上井手監視カメラの修繕料の件です。こちら新設のときに、私、確か3、4年前ですかね、こちらの同じ場所というか、この議場で質問させていただいたんですけども、この監視カメラというもの、ハードを入れるのはいいんですけども、例えば、そこのハードをどう運用していくかということが定まっていないう限り、有効に活用できないというお話をさせていただいたと思います。例えば、その誰が監視して、モニターをどこに置いてたとか、あるいは、その監視するのであれば、例えば、どのラインを超えたら人が見に行く、あるいは警報を出すだとか、そういったところが今どうなっているか。当時の答弁ですと、しっかりとそこも踏まえながら作り込んでいくというお話だったと思います。また、こちら具体的な使用事例があれば併せて教えていただきたいと思います。

また、ちょっと2つ目になるんですけども、同じ項目で、こちら一般財源で修理費54万円使っておりますが、再発防止策のところと保険の関係というのがどうなっているかというところを教えてくださいなればと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 監視カメラの方の壊れたということで、カメラの修繕のほうを今回お願いしておりますけれども、保険のほうはですね、ちょっとこちらのほうは入っておりません。ということで、今回、一般財源のほうでお願いしているところでございます。

また、カメラにつきましてはですね、どのような運用をするかということにつきましては、こちらのほうは総務課のほうの防災のほうの対策本部ですかね、そちらのほうで日常的に川の状況といいますか、カメラで見てる川の状況、こちらのほうは見ることができます。ですので、災害、大雨のときに河川の水位が上がった状態ですね、それをわざわざ行かなくても見るができるというような状況で、今カメラを設置しているところでございます。これの聞いておられるのは、そのカメラをどのようにその何て言いますかね、壊れないように、その対策を打てるかというようなことだとは思いますが、これにつきましては、屋外に置いておりますので、そこまでの対策というのはなかなかとりづらいうのが状況でございます。今後はその保険あたりの何かもですね、もし可能であれば、検討してみたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） ご答弁いただきましたが、その再発防止の保険のところはわかりました。運用のところなんですけど、私、そのどこに置いてあるかだとか、その監視できるのはもちろん存じてい

るんですけども、そうではなくって、例えば、その水量が増したときに、どの部分までいったら見に行くようにするだとか、そういった具体的な動きがないと、ただ漫然としたものになるんじゃないかというところと、やはり現実的にはカメラ見るだけじゃなくて、現場見にいかないとしっかりわからないと思うんですよ。そこでちゃんと有効活用されているのかなというのが気になるので、そのところもう少し詳しくと、あとは、先ほどお話したとおり、具体的にこういった動きがあったよというところ。もう一つあえて言うのであれば、今回、よく見ると夏季時の落雷にて故障したとあるんですけども、その梅雨時だとか、一番想定される時に修理してなくて、この時期にあがってくるということは、もしかしたらそれほど必要を感じないのかだとか、もうやっぱり思ってしまうわけですね。でするので、そのところを改めてご説明いただければと思います。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） カメラの運用の状況、運用といいますかね、それについてのご質問といたしますけども、議員がおっしゃられるようにですね、実際に見に行くというのももちろんやっております。ですので、まあカメラで見ながらですね、そして、ああこれちょっと危ないぞといったときには、やっぱりそのもちろん消防団員を含め、あと本部消防員を含めましてですね、状況は確認に行っております。ただ、行くすべもなく、今は集中豪雨といいますか、非常にその局地的に降る場合もございますので、なかなかその辺は確認しづらいところがございますので、こういったカメラがありますとですね、非常にそういったところは、現地の確認が見やすくなりますので、そういった面ではですね、こういったカメラあたりが有効活用できるのではないかなというふうに思っております。危ないときには、それを見ながらすぐに地域の住民の方にですね、避難勧告を出すというようなことも考えられます。ただ、現状としましては、このカメラを見てですね、避難勧告まで出したということはございませんけれども、非常時においては、そのような活用もできるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたしますが、すみません、まず1個、この修理の時期がこの時期になったというのの理由のところを一ついただきたいなというところと、そのもちろんカメラないよりはあったほうがいいのは、もちろんわかるわけですよ。でも、あるのであれば、しっかりと使えるような形で基準なり、運用ルールなりを定めてやって欲しいなというところで質疑させていただきましたので、以上の観点で、再度、はい。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） この12月補正になぜ今出したかということでございますけれども、壊れたのは8月に壊れまして、9月補正にちょっと間に合わなかったということでございましたので、今回、12月補正でお願いしたいということでございます。

それとあと2点は。

○4番（金田英樹君） カメラがないよりはあったほうがいいのかもちろんわかりますし、その都度使っているんだろうというのはわかるんですけども、それで本当に有効活用をしにできているのかという

ところで、例えば、もう誰がやる、管理するだとか。どこまでいったら見に行くだとか。ある程度決め事がないと、これふわっとした運用になってしなうと思うんですよね。そこのところをどの程度までやっているのか。やってないのであれば、しっかりとそれをやるのが町民の安全安心に関わることだと思っておりますので、その点について、ご答弁を。

○総務部長（杉水辰則君） 河川の水位につきましては、その運用規定ございますけども、このカメラでどこまでその把握できるかというのは、その何て言いますかね、水位のところにカメラを置いているかどうかは、置いてたと思うんですけども、それを見ながらですね、その水位が上がれば、ここは危険だということで判断しながらそれはできますので、そういった運用はやっているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号から議案第55号までの4件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで議案質疑を終わります。

日程第15 委員会付託

○議 長（桐原則雄君） 日程第15 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第50号から議案第55号までを、手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

また、会議規則第92条第1項の規定により、請願第2号及び陳情第2号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおり、所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後0時16分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成29年第5回大津町議会定例会会議録

平成29年第5回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

平成29年12月11日(月曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香 2 番 山 部 良 二 3 番 山 本 富 二 夫 4 番 金 田 英 樹 5 番 豊 瀬 和 久 6 番 佐 藤 真 二 7 番 本 田 省 生 8 番 府 内 隆 博 9 番 源 川 貞 夫 10 番 大 塚 龍 一 郎 11 番 坂 本 典 光 12 番 手 嶋 靖 隆 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行 書 記 佐 藤 佳 子																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">町 長</td> <td style="width: 30%;">家 入 勲</td> <td style="width: 30%;">総務課長</td> <td style="width: 10%;">宮 崎 俊 也</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>田 中 令 児</td> <td>総務課長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>杉 水 辰 則</td> <td>総務課長</td> <td>元 田 正 剛</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>本 郷 邦 之</td> <td>土 木 課 長</td> <td>清 水 和 己</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td>古 庄 啓 起</td> <td>土 建 設 課 長</td> <td>齊 藤 公 拓</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>教 育 課 長</td> <td>市 原 紀 幸</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> <td>教 育 部 長</td> <td>田 上 克 也</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 長</td> <td>中 野 正 継</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>選 挙 管 理 委 員 会 書 記</td> <td></td> </tr> </table>	町 長	家 入 勲	総務課長	宮 崎 俊 也	副 町 長	田 中 令 児	総務課長	本 司 貴 大	総 務 部 長	杉 水 辰 則	総務課長	元 田 正 剛	住 民 福 祉 部 長	本 郷 邦 之	土 木 課 長	清 水 和 己	経 済 部 長	古 庄 啓 起	土 建 設 課 長	齊 藤 公 拓	総 務 部 総 務 課 長	藤 本 聖 二	教 育 課 長	市 原 紀 幸	総 務 部 財 政 課 長	羽 熊 幸 治	教 育 部 長	田 上 克 也	会 計 管 理 者 長	中 野 正 継	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 本 聖 二			選 挙 管 理 委 員 会 書 記	
町 長	家 入 勲	総務課長	宮 崎 俊 也																																		
副 町 長	田 中 令 児	総務課長	本 司 貴 大																																		
総 務 部 長	杉 水 辰 則	総務課長	元 田 正 剛																																		
住 民 福 祉 部 長	本 郷 邦 之	土 木 課 長	清 水 和 己																																		
経 済 部 長	古 庄 啓 起	土 建 設 課 長	齊 藤 公 拓																																		
総 務 部 総 務 課 長	藤 本 聖 二	教 育 課 長	市 原 紀 幸																																		
総 務 部 財 政 課 長	羽 熊 幸 治	教 育 部 長	田 上 克 也																																		
会 計 管 理 者 長	中 野 正 継	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 本 聖 二																																		
		選 挙 管 理 委 員 会 書 記																																			

一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 47～ p 57

1. 今後の流木災害に向けた備えについて
 - (1) 危険箇所を洗い出し、「流木発生源への対策」、「流下する流木に対する対策」、「流木災害発生後に向けた準備対策」など総合的な管理体制を構築するべきではないか。
2. 乳がん治療に伴い医療用補正具を使用する方に対するの購入費用の助成について
 - (1) 病と闘うには患者の負担が精神的、経済的に大きい。その負担を軽減するために、医療用補正具が必要な方に対する補助金や助成金などの制度をつくるべきではないか。
3. オリジナルの出生届と婚姻届の作成について
 - (1) 窓口業務の活性化と町民サービスの一環として、オリジナルの出生届と婚姻届を作成し、町をあげてお祝いをする事ができないか。
4. 期日前投票の利便性向上について
 - (1) 先の衆議院選挙では期日前投票の利用者数が過去最多を大幅に更新した。低下傾向にある投票率を高めるためにも、期日前投票をしやすい環境づくりをするための工夫と改善が必要ではないか。

3 番 山 本 富二夫 君 p 58～ p 65

1. 南部地区台地への道路復旧及び整備状況について
 - (1) 昨年の熊本地震と6月の豪雨により、南部地区の町道のほぼすべてが崩壊して、畑作農家や住民の方々が県道山西大津線と熊本益城大津線だけしか利用できない状態で、大変不便な生活をされた。
南部地区台地における道路復旧及び整備計画はあるか。
2. 被災宅地支援事業に町独自の支援を
 - (1) 昨年の熊本地震により、多くの住宅が被災し取り壊しがされた。
住宅改修や住宅建設が一部始まっていて、完成や修理が済んだ住民もおられるが、まだ手をつけていない被災宅地が多く見られる。
 - ① 空き地バンク設置など、空き地対策を町独自に考えてみてはどうか。
 - ② 危険地域に指定された宅地を買い上げて、公園化してはどうか。

3. 町民に対しての町の政策等の周知及び意見集約方法についてのあり方

- (1) 平成29年10月25日の大津南小学校体育館での説明会をはじめ、計8回計画・実施されたが、説明会への関心がないのか、質問しても何も変わらないと感じたのか、参加者が1会場20名前後でしかなく、残念である。
- ① 今後の町政の政策についての説明会に多くの住民の方が参加されるために、説明会会場の選定をはじめ、インターネットやポスター掲示などの多様な周知の方法を考えてはどうか。
- ② 様々な意見を集約するために、パブリックコメントやアンケートなど、意見集約の方法をきめ細かく取り組んでいく考えはないか。

15番 荒木俊彦君 p65～p77

1. 介護の安心、充実のために

- (1) 介護保険法の改定によって、要支援認定者のサービス（通所・訪問）が、介護保険からはずされ、新総合事業に移行した。介護の充実は、ますます必要になる中、総合事業移行による問題はないか。

2. 国保の県単位化は町民の利益になるのか

- (1) 来年度から国保の都道府県単位化が始まるが、財源の問題、保険料水準の統一などの問題が心配され、特に大津町の国保税の引下げになるのか。それとも増税になるのか。試算内容と方針を問う。

3. 公共施設の名称はわかりやすく改善できないか

- (1) 生涯学習センター、公民館（中央公民館）、町民集会所（文化ホール）、町民交流施設（オックスプラザ）、条例での名称は非常にわかりにくい、条例改正、または通称でわかりやすく統一したらどうか。

13番 永田和彦君 p77～p88

1. 働き方改革について

- (1) 働き方改革実現会議は、総理が自ら議長となり、労働界と産業界のトップと有識者が集まって設置された。労働基準法70年の歴史の中で歴史的な大改革であり、労働界と産業界が合意できたことは画期的なことである。同一労働同一賃金の導入は、仕事ぶりや能力が適正に評価され、意欲をもって働けるよう、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差の解消を目指すものだ。また、過去最高の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、低下傾向にある

労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にし、総雇用者所得を増加させる仕組み。仕事と子育てや介護を無理なく両立させるための長時間労働の是正。柔軟な働き方がしやすい環境整備など、町行政運営に於いても、大きな改正や更新といった対応は必須である。

2. 地方公務員の副業について

- (1) 国家公務員や地方公務員は法律で営利企業で働いたり、報酬を得る事業などをしたりすることは原則禁じられているが、人口減少など人手不足が深刻化するなか、地域活動の担い手などの確保につなげようと、自治体が独自の規定で副業を積極的に認める事例がでてきた。公益性が高い地域貢献活動や町の活性化につながる活動が対象であることや、在職3年以上の職員が対象で、町と利害関係が生まれないといった一定の基準を満たせば報酬の受け取りを認めるなど、全体の奉仕者である公務員の更なる有効活用であり人材育成でもある。政府も働き方改革の観点から副業の普及をめざしている。町長の所見が重要である。

11 番 坂 本 典 光 君

p 88～ p 98

1. 地方分権について

- (1) 内閣府のホームページによれば「地方分権改革とは住民に身近な行政はできる限り地方行政団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革」となっている。
 - ① これまで移譲された事務にはどのようなものがあるか。
 - ② 旅券法に基づく事務移譲、浄化槽法に基づく事務移譲および工場立地法に基づく事務移譲の内容とそれに伴う交付金の額はいかほどか。
人員を増やさなくても対応できたか。
 - ③ 今後どのようなものが移譲されると考えられるか。

2. 職員の相互交流について

- (1) 町の発展に人材は欠かせない。よその町村との職員の相互交流によって人材育成および情報の収集を図る。
 - ① 職員を県に派遣している。先方ではどのような仕事をしているか。
 - ② 職員の他市町村との相互交流を図る計画はないか。(町長の考え)

3. 習熟度別授業について

- (1) 学生の時とは勿論、社会人になってから「論理的な考え方」、「話し方」、「文章

の書き方」は大事である。その基礎は算数、数学、国語である。現在の習熟度に応じて授業をした方が個々の児童、生徒の理解を深めると思う。効果的に、皆が楽しい授業を受けられるようになって欲しい。

- ① 大津町の現況はどうか。
- ② 近隣町村、熊本市、東京他主だった都市の現況。
- ③ 設置をする時の障害となるもの。
- ④ 習熟度授業についての教育長の考え方。

2 番 山 部 良 二 君 p 103～p 115

1. 熊本地震による大津町個人所有被災文化財等（未認定もふくむ）の復旧復興への取り組みは

- (1) 歴史を活かした町づくりを推進する為に、住民の歴史・伝統文化への関心を高め、文化財の保存と活用の体制及び施設の整備が必要とうたってあり、民間の文化財（未認定）支援が必要ではないか。
- (2) 大津町にある「動力水車」は子どもにとっても生きた教材で水車の町の象徴。官民で協力して後世に残すべきでは。
- (3) 産業遺産として認定されてなくても、歴史的建築物であると考えられる。産業遺産等に認定されるよう、アドバイス等を積極的に行っていくべきではないか。

2. 日本の貧困問題 求められる地域の役割は

- (1) 大津町における子どもの貧困の現状と支援は。
- (2) 生活困窮者自立支援法施行3年目の現状と取り組みは。
- (3) 大津町における子どもの貧困の実態は、ほとんど把握できていないのではないかと。それゆえ、貧困がないかのごとき発言等が見受けられ、有効な対策を打ち出せていないのでは。今回、県では、子ども貧困対策計画に基づき、子どもの生活実態調査が行われた。今後、調査結果を市町村にデータを提供することで、地域の実情に応じた取り組みが実施され、地域福祉の増進に繋がるとある。このことについて、見解を求める。
- (4) 日本のひとり親世帯の貧困率は50.8%で全世帯での相対的貧困率は15.6%で、世界で6番目に高く、母子家庭の84.8%が「生活が苦しい」と回答している。
大津町のひとり親世帯数と現状は。
- (5) ふるさと寄附金制度で、寄附を「子どもの貧困対策」「子ども食堂」支援に寄附を募ることを提案したいと考えるが、町長の見解は。

(6) 日本の食品廃棄物・年間1千800万トン食品ロス(食べられる食料)企業から300万～400万トン、家庭から200万～400万トンある。このことから、企業・NPO法人等の様々な協働によるフードバンク活動の推進を提案する。

自治体が音頭を取り、強力に推進していくべきでは、見解を求める。

(7) 近隣自治体と連携し、フードバンク・子ども食堂・こども宅食等の支援・推進を官民の力を結集し、貧困に苦しむ子どもや孤食の子どもたちに食事を提供する取り組みを提案する。町の見解を求める。

1 番 三 宮 美 香 さん p 116～p 127

1. 児童生徒数の推移をどう見ているのか

(1) 児童生徒数は町の中心に近い大津小学校・室小学校・美咲野小学校は500を超えるが南小学校・護川小学校は約150、北小学校・東小学校については100未満で、平成35年には北小学校58名・東小学校は44名と推測されている。これは、一つに町の都市開発がその地域に集中しているためだと考える。児童数が減少していく地域に住民を広げる予定はないのか。

(2) 他市町村では、児童数は減少し学校が統廃合されたところもある。今後、児童数が減少する学校の行く末をどのように考えているのか。地域における学校の役割をどう考えているのか。

(3) 反対に宅地化が進み、児童数が増え、教室が不足し、プレハブ教室が必要だが、設置が難しい学校もあると聞く。

その対応はどうするのか。

(4) 通学区域の弾力性を持たせるとして、特認校という運営体制がある。

全国に広がっており、九州でも長崎と熊本を除く県には存在する。

プレハブ教室を設置するのではなく、児童数減少に伴い教室が空いている学校を特認校として運営するという考えはないか。

2. 児童生徒の自転車指導について

(1) 大津町は、各小学校の小学3年生で自転車教室を実施しているが、それ以外に自転車の乗り方についての全体的指導はされていない。なぜされていないのか。

(2) 数年前から、「自転車が加害者となる事故の増加」が社会問題化されている。しかし、自転車危険行為14項目に当てはまる乗り方を見かける。全国の自転車加害事故に関する裁判においても高額な損害賠償の判例も出ている。

児童生徒が被害者になることもだが、加害者にならないためにも継続した親

も含めた指導が必要ではないか。

- (3) 町全体で取り組むためにも、自転車の安全利用に関する条例を制定するなどの考えはないか。

4 番 金 田 英 樹 君

p 128～p 140

1. 行政・教育関連機関としての震災対応と検証と体制強化

- (1) 熊本地震発災直後は多くの町民が結束し、汗をかきながら対応した。その中で職員の果たした役割は大変大きなものであり、一人ひとりが全力を持って対応してきたことは間違いない。しかしながら発災前に、より緻密な備えができていれば、一層行き届いた対応ができたことも間違いなく、その点から言えば多くの反省や改善すべき点がある。

また、今回は被害がほぼ熊本県内のみ留まったため、外部から多数の支援が速やかに入ったことで対処できた面も大きい。外部の支援も期待できない広域の大震災も想定されるなか、町民の生命や安全、生活を守るために如何にして検証をし、反省を踏まえた“具体的な”改善策を練るかが問われている。

当該指摘はH28.9月の一般質問でもおこなっているが、主にその後の進捗が不明瞭なものについて現状を問う。本年3月から4月にかけては新たな異動や退職もあり、今が具体的な議論に基づく対策のできるぎりぎりのタイミングである。

- ① 検証手法と結果、および結果に基づく具体的取組み（職員視点での内的オペレーションの検証と改善）
- ② 災害に備えた町内諸団体や事業者との連携体制強化
- ③ 町立保育園および教育機関における対応

2. 産業支援サービス関連企業の誘致

- (1) 産業支援サービスとは、「情報サービス業」「インターネット付随サービス業」、「機械修理業」、「電気機械器具修理業」等が挙げられ、産業の複雑化が進む現代において「地域中小企業の新たなサービスやイノベーション創出」の面でも、重要な役割を果たすと考えられる。また、大規模災害発生時の復旧には困難を伴うが、産業支援サービス企業の町への誘致は迅速な復旧の一助となり、進出先を探す諸企業や既立地企業への魅力を一層高めるものである。さらに、大津町圏内には多数の企業が立地しており、産業支援サービス企業の進出先として魅力的である。

「地震後も選び続けられる熊本」であるために、県も「熊本県産業支援サービス等立地促進補助金」の要件を緩和するなど誘致に力を入れている。県とも

連携・協力しながら情報収集や独自の助成を検討するなど、誘致に向けて本格的に取り組む考えはないかを問う。

9 番 源 川 貞 夫 君 p 140～p 148

1. 立野ダム土捨て場、猪郷谷について

(1) 地権者、関係者への説明会は何処までなされているのか。また、理解と協力が得られたところから、順次に工事が進められているが、その中で、どういった要望があったのか。

- ① 進捗状況と今後の計画について。
- ② 特に国土交通省に対して、地権者からの要望は。
- ③ 新小屋地区の清正道埋め立ても併せて、上井手に流出される水量に対して大丈夫なのか、土地改良区等、上井手水系関係者への説明はあったのか。

2. 空き家対策について

(1) 震災から1年7ヵ月が過ぎ、家屋の解体作業も進み、これからも、再建に向けての状態であるが、現時点での空き家の戸数は集計で分かっているだけでどれだけあるか。

(2) 『大津町空き家バンク』設置、進捗状況はどうか。
全国の先進事例を踏まえて、町はどのように取り組んでいかれるのか。

1 2 番 手 嶋 靖 隆 君 p 148～p 155

1. 防災に強いまちづくり推進に伴う、対策等の計画見直し進捗を問う。

(1) 近年、地震が日本列島の各所で頻繁に起き、各都道府県、市町村の常備体制が問われているなか、災害対策基本法の趣旨にそって、それぞれ災害に関する地域防災計画の見直しが新たに町独自の振興総合計画樹立が並行して進められているなか、区域内の防災上、重要な施設管理について定められ、防災のための調査・教育訓練がなされ、災害予防、警報発令、避難等について具現化に努め、緊急時に対応できるよう、災害発生初動、応急体制と広域相互援助体制づくり、相互の連携、通信手段整備の見直し、被害想定を見越す情報の収集が基本として初動の対応が急務であり、想定外を組み込んだ計画策定が求められている現状を踏まえて、次の項目についての取り組みについて伺う。

- ① 新庁舎建設に伴い防災拠点としての機能が組み込まれるのか。
- ② 各関係機関との支援協定を図られるのか。
- ③ 耐震強化の為、実態調査の進捗状況は。
- ④ 複数の避難箇所指定、整備に伴う、住民への周知徹底を。

- ⑤ ボランティア組織との連携強化
- ⑥ 援助物資の保管指定調達の迅速対応強化

2. 空き家の実態と対策について

- (1) 過疎化、少子高齢化が進むなか、全国で空き家問題が深刻化している。放置した空き家は倒壊の危険性が高く、隣家住民等、生命に重大な危害を及ぼす。また、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、問題が生じている。多種多様の現状であることを踏まえて、国は空き家対策特別措置法を2015年5月に全面施行された。改善されない場合は、勧告や命令を出し、従わないときは費用回収できないこともあり、自治体の対策は進んでいない現状であり、今後、行政の取り組みと同時に所有者に管理を求める啓発も大事と思われる。

よって、行政の重点課題であり、前提となることで、町内の空き家の実態調査委託現状を見て対策を急ぐことが自治体の使命であり、次の事項についての所信を伺いたい。

- ① 空き家の防止策
- ② 空き家の活用
- ③ 空き家の撤去策
- ④ 空き家の協議会の設置
- ⑤ 隣接市町村との連携

3. 町文化財指定

清正公道往時の姿を埋立てした背景と今後、歴史的保存復旧整備を問う

- (1) 清正公道は町文化財としてミルクロード開通に伴い、清正公園の開設と共に町文化財として指定されたと聞く。

往時の姿が一部復元され、昔の偉業を偲び希少価値あるものとして管理されてきた経緯がある大事な所を何故埋立てされたのか。現状の変化の背景と今後の歴史的復旧整備されるのか所見を伺う。

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日 (月) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 諸般の報告をします。

土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君より欠席の届けがあつていまして、報告します。

なお、本日の議事日程並びに報告内容は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 1 0 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日の 1 2 日が 6 番から 1 0 番までの順で行います。

日程第 2 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○5 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も寒い中、早朝よりお越しいただきまして、大変ありがとうございます。5 番議員、公明党の豊瀬和久です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回は今年最後の一般質問ですので、悔いを残さないように頑張ってまいりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、通告にしがいまして 4 点質問を行わせていただきます。

まず 1 問目の今後の流木災害に向けた備えについてお伺いをいたします。

9 月の一般質問では、豪雨時のタイムラインの活用状況と要援護者への対応、防災無線が聞こえにくいところへの戸別受信機の設置についてというソフト面の対策についてお伺いをいたしました。今回は逃げ遅れゼロを前提とした上でのハード面からの流木対策について質問を行わせていただきます。

今年の 7 月 4 日、台風 3 号が九州を横断しました。台風が来る前には大雨が予測されていましたが大きな被害は出ませんでした。翌 5 日、朝には島根県に大雨特別警報が発令をされましたが、九州で大雨は予測されていませんでした。しかし、昼過ぎから夜にかけて発生した梅雨前線性豪雨は、福岡

県朝倉市から大分県日田市にまたがった筑後川の北側に線状降水帯を9時間にわたって形成し、大雨が降り続けました。その結果、筑後川支流である中小の河川のほぼすべてにおいて、洪水と土石流が同時多発的に発生し、朝倉市や日田市に甚大な被害をもたらしました。死者38名、行方不明者3名の人的被害が出ており、現在も1千人以上の方が仮設住宅で生活をされています。今回の豪雨は、平成24年の九州北部豪雨の2倍以上の雨が降っており、地球温暖化の影響が指摘されています。そのような状況の中、私も大津町防災士連絡協議会の一員として8月18日、朝倉市に災害ボランティアに行かせていただきましたが、現場を見てもっとも強く感じたことは、今までに見たこともないほどの流木の多さと、通常では考えられないような場所に流木があったことでした。大きな川の流域の農地や多くの家屋は土砂と流木に破壊されており、小さな水路が流れている集落も壊滅状態でした。国土交通省の推定によると、過去の流木災害の20倍の流木発生量だったそうです。山間地でも流木が土石流と一緒に流れ落ち、家屋を破壊していました。

一方で、今回の被災エリアの西側を流れる佐田川にある寺内ダムでは、洪水と流木をともに補足してダムから下流をほぼ無傷に守っており、防災施設があるのかないのかで被災状況に大きな差が出ました。このことは、今後対策を進めていく上でも大きな教訓になるのではないのでしょうか。

一般的な流木発生のパターンは4つだと言われています。1つ目は、山の斜面が大雨や地震などで崩壊し、その上の森林の樹木がともに流れ落ちるもの、2つ目は、川岸にある樹木が洪水により流れ出すもの、3つ目は、山林で間伐を行った際に放置されたものが大雨で流れ出すもの、4つ目は、製材所や貯水場などが洪水の被害を受けて流れ出すもの。これらのうち多いのは、山の斜面から樹木が流れ落ちることや、川岸にある樹木が流れ出すことです。

今回は、山の斜面から樹木が流れ落ちたものが6割以上を占めていたと国の調査で推定をされています。流木は、水の流れにのり川を下ります。途中で橋があればそこに溜まります。特に橋げたが低い構造の古い橋に溜まりやすいそうです。一度溜まるとそれ以降に流れてくる流木が連作的に溜まっていきます。何本かが絡まり合った集合体として流れてくるものもあって、特に溜まりやすくなるそうです。橋に大量の流木がたまった場合、上流川で堰き止められ氾濫することになります。九州の山は急傾斜地が多く、岩盤の上に雨水土が載っているだけで崩れやすい構造になっています。流木には針葉樹、広葉樹、竹などがありますが、山林の多くは、戦後にスギやヒノキの植林が進んだ結果、針葉樹が大半を占めています。針葉樹の比重は水よりも軽いことから、流木は水面に浮いて流れていきます。一般的には林業の弱体化により、山が荒れた結果として流木の発生量が増加していると言われていますが、今回の朝倉市や日田市は比較的林業が盛んな地域でした。このようなことから、今回の流木災害は地質が崩壊しやすい真砂土であったことに加えて、手入れされた森林の保水力さえも超えた豪雨であったことが重なった結果であると考えられています。

このことは、条件が重なれば同じような災害がどこでも起こり得ることを意味し、林業が衰退している地域ではより一層の注意が必要になります。

そこで、今後の流木災害に対して取らないといけない対策は次の3点です。

1点目は、流木発生源の対策として、森林の適度な間伐などの保全とともに、川の上流に流木を捕

捉するスリットダムや砂防堰堤と呼ばれる数本の柱を立てて、水は流して流木や岩を堰き止めることができる施設の設置を進めること。

2点目は、流下する流木に対する対策として、古くて小さい橋の改修や流木を捕捉する貯水場の設置です。

3点目は、流木災害発生後に向けた準備対策として、水面に浮いた大量の流木を回収する技術の確保や改修された流木の利用を促進するための方策を検討することなどです。

大雨による流木災害は、いつ、どこで起きてもおかしくありません。甚大な被害が絵を継ぐようになってきている今、対策を強化しなければならない時期にきていると思います。

具体的には、大津町、菊陽町、熊本市を流れる白川の流域に住む方々の生命と財産を守るために、立野ダムの早期完成を国に要望していくとともに、町が管理する川や水路には流木を捕捉する砂防堰堤が設置してあるのかどうか。もし設置されていないところがあれば、砂防堰堤の設置を進めていく必要があると思いますが、家入町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。豊瀬議員の一般質問の流木災害対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、大津町では、ほぼ毎年、梅雨前線豪雨や台風の大雨の影響によりまして、河川が増水し、山からの流木の影響が少なからず発生しております。大津町の面積の半分は山林が占めておりまして、そのため、流木による2次災害にも備える必要がありますし、大津町では、矢護川、白川、そして白川の上流からの大量の流木が予想されますが、白川水系立野ダム工事により、流木の量が軽減されると思われまして、町では流木による災害発生が予想される場合は、梅雨前線や台風の影響によるものが大半でありますので、これまであまり避難勧告、あるいは避難指示は出しておりませんでした。しかし、昨年の熊本震災の教訓により、早急に災害対策本部を設置し、早めに早めに避難勧告、避難指示の注意喚起を行い、住民1人1人が早めに避難するよう、周知するようしております。

また、大雨等による河川に堆積した流木については、白川であれば熊本県、町管理の河川においては町で、河川を管理するものが適切に対応しております。

流木関連等については、先ほど申しました、立野ダム、あるいは国交省関連等による工事の推進に伴いまして、砂防関連のダム、貯水池関係を今お願いしながら、安全に努めておるところであります。

細部につきましては、担当課長のほうよりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） おはようございます。私のほうから流木の発生原因説明と危険箇所の把握、流木発生源への対策、あと上井手、下井手への対策というところでご説明したいと思います。よろしく申し上げます。

今年7月に発生しました九州北部豪雨は、1時間降水量50ミリメートルを上回る雨が長時間連続し、平年の年最大日降水量を大きく上回る記録的なものでございました。この豪雨による多量の雨水

が、傾斜の急な斜面に短時間に侵入し、土壌水分の飽和を伴いながら深い部分まで浸透したことから、立木の根系が及ぶ範囲より深い部分で表層崩壊が発生しました。言い換えますと、今回の災害では、記録的な豪雨によりまして、森林の有する山地災害防止機能の限界を超え、多くの山腹斜面が崩壊し、多量の流木が発生してしまいました。林野庁の調査によりますと、流木につきましては、根付のものがほとんどであり、間伐で伐採されたと考えられる流木はごく一部のことでございました。崩壊を免れた場所につきましては、仮に森林が存在しないなどの状態であった場合につきましては、小規模な降雨でも表面浸食や表層崩壊が多数・大規模に発生した可能性があったようでございます。

大津町でも昨年の震災後の大雨で畑井手、上井手、下井手、迫井手などの各頭首工に流木の被害がございました。

次に、危険箇所の把握につきましては、熊本県が山地災害危険箇所マップを作成しておりまして、地域における災害の備えの強化などを目的に災害のおそれがある地区が設定されております。主な危険場所につきましては、白川水系では北向山、上井手とつながります不動谷川では、瀬田浦の山林があげられます。現在、北向山では、国有林のため九州森林管理署は山腹の復旧を行っており、瀬田裏では、熊本県が砂防事業と治山事業を行っております。

流木発生源の対策としましては、先ほど議員ご指摘のように、危険箇所を中心として間伐等による森林の適切な密度管理を行い、根系や下層植生の発達を促し、森林の山地災害防止機能を持続的に発揮させることが重要でございます。また、土砂流出防備や土砂崩壊防備を目的とする保安林の適正な配備や、先ほど議員もご指摘ありましたように、治山ダムを設置を熊本県へ働きかけていきたいと思っております。

そして、特に上井手・下井手につきましては、河川にかかる支障木の伐採、撤去を適宜行っていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 土木部建設課長清水和己君。

○土木部建設課長（清水和己君） おはようございます。流下する流木に対する対策についてご説明いたします。

今、町長が申しましたとおり、白川については立野ダム工事により流木捕捉施設が設置されておりますので、下流域への影響が軽減されると考えております。

また、熊本県土木では、上井手の上流にあたる不動谷川において、砂防工事が現在進められております。外牧川の上流においては、先日、用地がやっとまとまりましたので、工事発注の手続きが進められております。熊本県の林務では、ミルクロード沿線から右の山に向かったところで治山工事が行われております。できるところから流木や土砂の流出防止など、災害防止に取り組まれております。

また、町では洪水や流木による危険性があると判断した場合、災害対策本部より、住民の皆様へ避難勧告、避難指示などの注意喚起を早めに行う管理体制を今後も維持してまいりたいと考えております。

また、橋脚などにひっかかりました流木等は、河川管理者において撤去をいたします。白川については熊本県、矢護川・平川等は大津町が管理者でございます。町では、大津建設業組合と「大規模災

害時の支援活動に関する協定」を締結しております。熊本地震の時もこの協定に基づき、地震の翌日から長期間にわたり最優先で、河川の流木の撤去も含め、様々な支援活動を行っていただきました。また、今年の大雨のときには、河川に倒れかかった木が危険であるとの判断で、倒れてしまう前に撤去を行いました。ただし、この様な場合には、木の所有者の理解が必要であり、所有権を主張されると撤去できない場合もあります。

このように、災害発生が予想される場合、住民に対しては早めの避難を行うため、早め早めの周知を行い、災害発生後は、大津建設業組合と連携し、速やかに活動するよう備えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 1点確認をさせていただきたいんですけども、流木をできるだけ上流で食い止めるということで、先ほど言いました、砂防堰堤ですね、そういうものを設置してそこから下流に来ないように上流のほうに設置を進めていく必要があると思うんですけども、白川の場合には、立野ダムがその役目をすると思うんですが、それ以外の町管理の小さい川、水路とか、そういうところでそういう食い止めるものがあるのかどうかお伺いをさせていただいていいですか。

それと、例えば、それが無い場合には設置を進めていくべきだと思いますけれども、そのことについてよろしくをお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の再質問にお答えしたいと思います。

上井手とか、下井手関連等につきましては、先ほど担当のほうからも申しましたように、危険と見られる流木については、地権者にご相談しながら伐採をさせていただいております。そういう上井手・下井手、白川水系等に5つの樋門がございますけども、この樋門、災害のときいつも流木関連等で被害を受けておりますので、上井手関連等につきましても、吹田や大林地域について、これまで相当の被害を被っておりますので、今土地改良のほうとご相談しながら順次計画的に上井手関連の河川の流木の伐採関連に努めておるといようなことでございますので、今後についてもその計画を進めていきたいというふうに思っております。

また、大谷川や東山川関連の上流につきましては、先ほどちょっと申しましたけども、国交省関連の事業を推進しておりますので、その国交省によりまして、例えば、上井手のほうに流れ込むというようなことの水をある程度緩和するために、上のほうに遊水地あるいは砂防堤をつくっていただくというようなことで、今立野ダム関連の関係、国交省関係の方々をお願いをしながら、街中の流木を災害が起きないように、今務めておるところでありますので、今後についてもしっかりと国の方をお願いをしながら、その事業を推進していきたいというふうに考えております。

矢護川とか平川につきましても、上のほうの砂防関連等についてもしっかりと国・県の補助事業を使いながら災害防止に努めていくつもりでございますので、今後についても公明党さん、国交省関連の大臣をお持ちでございますので、よろしくご指導のほどお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） できるだけ上流のほうにそういう流木を捕捉するような施設をしっかりと付けて、下流まで流木が流れてきましたら、壊滅的な状態になりますのでですね、ぜひ必要な公共事業はしっかりと備えとして行うべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2問目の乳がん治療に伴い医療用補正具を使用する方に対しての購入費用の助成についてのお伺いをいたします。今、生涯でがんになる人の割合が2人に1人という時代を迎え、多くの方ががんと闘っている現状があります。がん治療の一つに、抗がん剤治療があります。この抗がん剤治療の主な副作用として、ほとんどの人が影響を受けるのが脱毛です。目に見えるだけにとってもつらい副作用と言えます。今年の6月、私の身近な知人が町のふるさと総合健診でがんの疑いがあると言われ、日赤で精密検査を受けられました。その結果、乳がんであることがわかり、一番効果のある治療方を協議された結果、抗がん剤治療をされることになりました。抗がん剤治療が始まってから徐々に髪の毛が抜け始めたそうです。女性の髪の毛が抜けるということは、目に見えるだけに苦痛と精神的ショックは非常に大きいものがあります。病院から医療用ウィッグの紹介を受け、パンフレットで調べたり、お見せに手頃なウィッグがあるか見に行かれたりもしたそうですが、安価なものはすぐになくなってしまいうので、一般的なものでも高額で経済的な負担が大きかったと言われていました。実は、医療用ウィッグ購入費には保険の適用がありません。がんの特効薬は、笑うことだとも言われています。しかし、患者の負担が精神的、経済的に大きく、気持ちが落ち込んでしまっはがんに立ち向かうどころか、生きる気力さえ衰え、質のよい療養ができる環境とはとても言えません。その上、ご主人も奥さんの治療送り迎えや付き添いなどのため、仕事もできなくなり、経済的に大変な状況となっていらっしゃる。このような状況の中で、行政として町民の健康と命を守る立場から、抗がん剤治療の副作用から脱毛の悩みをお持ちの方に対し、前向きに抗がん剤治療に励み、自身の持つ治癒力との相乗効果が最大限発揮できるよう、療養生活の質の向上を図る支援が必要なのではないのでしょうか。そして、すでにこうした支援をしている自治体があります。お手元に資料を配付させていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

左側には山形県の庄内町のことが載っています。庄内町では、このような案内のチラシをつくって、平成26年度からがん患者さんの療養生活の質の向上のため、また精神的、経済的負担を軽減するためとの観点から、医療用ウィッグの購入に対する支援制度を導入をされています。助成額は2万円、または購入費の2分の1の補助がされています。

右側が九州の佐賀県みやき町が平成28年4月1日より医療用ウィッグの購入に対する支援制度を導入し、今年4月から乳がん患者の方への補正具の購入費用を対象に加え、補助項目の拡充をされています。がんと闘われている方々の社会復帰の後押しや自信を取り戻すきっかけづくり、そして、社会とのかかわりを積極的に持つことができるよう町独自の取り組みとして医療用ウィッグ購入費や医療用補正具を使用する方への助成をするべきだと思います。

全国の多くの自治体でもこうした動きが出てきていますが、残念ながらまだ熊本県ではこのような助成制度の取り組みはありません。だからこそ本町で県内市町村に先駆けて取り組むべきだと思います。

すが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の乳がん治療に伴う医療費助成に関する費用助成の質問かと思えます。2人に1人がんにかかるというふうに言われておりますけれども、大津町においてもがんによる死亡原因は第1位を占め、住民の健康で幸せな生活を脅かすものとなっております。

一方で、検診や医療機関での受診を経て、がんが発見され、治療が功を奏し、再び健康な生活を取り戻すために頑張っておられる方も多数おられます。

現在、がん治療も様々な先進医療が活用され、治療薬や放射線、手術による外科的治療など、多種多様な治療が行われております。治療方法や薬によっては、脱毛や全身症状が出現する場合があります、特に外見の悩みも大きく、補装具にかかる費用も多額と聞いております。

がんになっても、これまでどおり安心して明るく暮らしていただけるよう、療養生活の質の向上の観点から、全国でも県単位や市などで補装具にかかる費用の補助をしているところがあるようでございます。まだ数的には多くはないような状況でございまして、熊本県での他の市町村の取り組みなど、特に菊池圏域での動向を踏まえ、住民の生活の質の向上に寄与できるように、今後検討してまいりたいと思えます。

具体的な内容につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） ただいまの町長答弁に加えまして、がん治療に伴います補装具関連につきまして、県内を含めて全国の状況につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

現在、大津町のデータといたしまして年間のがんによる、大津町における死亡者数は70名程度で推移をいたしております。死亡原因の第1位となっております。町で実施しておりますがん検診の受診状況もテレビや書籍などによりまして、健康志向の流れが進んでおりまして、少しずつではありますけれども、増加をしている状況でございます。がん罹患いたしますと、精神的にも、もちろん肉体的にも負担が大きく、また併せて、治療に伴う経済的負担をですね、背負われている方も多数おられることと思えます。治療にも抗がん剤による入院を必要とするもの、それから放射線や内服薬または外科的な処置を必要とするものなど、患者さんによって実に様々な状況が発生、存在をいたします。

そのような治療に伴う負担は、精神的または肉体的、そして経済的にも多岐にわたるために、苦しい状況におかれる方々がおられるということは十分理解しているところでございます。

そのような中、がんの治療に伴う脱毛や外見の変化が発生した場合は、補装具を利用される方も多く、購入にかかる費用も多額になるため、更なる負担増になっている状況でもあります。

現在、乳がんや他のがんの治療によって、脱毛などで補装具を必要とされる方のために、全国でいくつかの自治体が医療用のかつらや補装具の費用を助成していると聞いております。山形県、鳥取県におきましては、県単位で取り組まれておられます。費用総額の2分の1や上限額2万円などの条件で助成をしているところがほとんどのようでございます。

熊本県内では実施自治体は現在のところございませんが、九州全体を見回しますと、佐賀県の先ほ

どおっしゃられましたみやき町、それから伊万里市の2つの自治体が、住民であること、医療用のかつらであることなどを条件に設定をされて、一人当たり1回の補助をそれぞれ2万円、それから1万5千円とされているようでございます。

今後、県内の他市町村の状況、動向等も注視をしながらですね、検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5 番（豊瀬和久君） 独自に取り組まれているところが少しずつ出てきていて、九州でも伊万里市とか、このみやき町が取り組まれている、その取り組まれているところと取り組んでいないところの違いは何かと、自分でも考えるんですけども、その違いというのは、やっぱりその患者さんとか、そういう大変なご苦労されている方に寄り添えるのか、寄り添えてないのかの違いじゃないかと、私は思っています。そして、今全国の市町村が競争のようにいいまちづくりとか、そういうのをされている中で、選ばれていくためには、今そういう医療と教育だと言われています。その中で、やっぱり大津町がこれから選ばれていくためには、他の市町村に先駆けてやっぱりこういう取り組みをやっていかないとほかと協議して同じようにやっていたんでは独自性がないんですね。ここはやっぱり本当に町長の思いをしっかりと出していただいでですね、しっかりこういう、まあ熊本県ではないからこそPRにもなりますし、町長のこういう困っている方に対する思いがやっぱり住民に伝わるんじゃないかなと思ってこういう提案をさせていただきました。ぜひ、町長の、こういう病気に闘われている方に対する気持ちを述べていただいて、ぜひほかと検討するんじゃなくて、検討するのは結構ですので、町で検討していただきたいと思っておりますので、町長の考えをよろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の患者の立場に立って寄り添う気持ち、大変私も今健康でございますので、その経験不足して勉強不足というふうに思いますけども、本当にがんにかかった人たちの気持ちを思うと辛い心の痛む思いをさせていただいております。そういう意味におきまして、今後については、議員おっしゃるように、大津町が一番というようなことでやるのが一番大切ではないかなというような思いをしております。そういう思いの中で、今後他の町村ともしっかりとご相談しながら我々の大津町において、今担当から70名ぐらいという中におきまして、その中で何人ぐらい必要であるかというようなことを検討しながら、前向きに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5 番（豊瀬和久君） よろしくお願ひいたします。

次に、3問目のオリジナルの出生届と婚姻届の作成についてお伺いをいたします。

まず、お手元に配付させていただきました、先ほどの資料の裏面の資料をごらんいただきたいと思います。

パソコンから小さく印刷をしましたので画像がちょっと薄くて見にくいと思っておりますけれども、通常

はこの4倍の大きさのA3サイズになります。上のくまモンと熊本城と回りに赤いハート形のトマトのイラストが描かれているのが熊本県のオリジナルの婚姻届になります。これを手元に残せる記念用となっていて、写真を貼るスペースがあります。提出用には同じようなデザインでもう1枚あります。

次に、下の婚姻届は大津市がつくっているオリジナルの婚姻届で、琵琶湖をイメージしたデザインになっています。回りにたくさん並んだ琵琶湖は、穏やかな波になっていて、二人のめでたい門出を船出に例えて表現をされているそうです。

このように、婚姻届や出生届は、国で書式は決まっていますが、文字や枠の色、余白のデザインについては各自治体で自由に決めることができます。最近では、新たな人生の門出を迎えるときに、二人の共同作業として記入をしていくお気に入りの婚姻届を選ぶところも結婚準備の楽しみの一つになっているようで、こだわりたいという意識が強くなっています。

そのような中で、結婚情報誌が自治体とコラボをしてご当地婚姻届や出生届を作成するサービスを実施しています。さらに、自治体オリジナル婚姻届の作成を無料で請け負ってくれることもあり、地域の風景やキャラクターなどをモチーフにすることで、その自治体への愛情を持ってもらうことを狙っており、利用した方からは地元愛を確認し、愛着もアップしたとの感想が寄せられているそうです。静岡県藤枝市では、婚姻届や出生届が提出されたときには、その場で記念撮影ができるように専用のパネルを住民課の窓口に設置をして、カメラやスマートフォンを持参すれば職員が撮影をしてあげるという記念撮影サービスも行っているようです。オリジナルの婚姻届や出生届は、ただでさえ幸せな気持ちになれることは間違いありません。窓口業務の活性化と町民サービスの一環として、また町のPRにも一役かうようなオリジナルの婚姻届と出生届を作成し、町をあげて町民の新たな門出をお祝いすることができないか、家入町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の素晴らしい提案に関心しております。何となく気づかなかった点を今反省しておるような状況でございますけども、おっしゃるように、オリジナルの出生届や婚姻届については、やっぱり議員おっしゃるように、人生のスタートであるし、また、第2の人生の挑戦ということで、そのように結婚や赤ちゃんの誕生はそれぞれの人生の中の一つの大きな旅路の出発点というふうに思っております。結婚されるカップルが増え、元気な子どもたちが増えることは、大津町の願いでもあり、日本の課題である少子高齢化の問題解決の一番の近道というふうに考えております。

ご提案の件については、大津にはからいもくんという素晴らしいキャラクターがありますので、甘藷のPRや郷土愛につながるようなことを含めて、今後につきましても、婚姻届や出生届だけでなく、ほかの祝い事の関係についてもオリジナル的なものをしっかりと検討してつくっていければなというふうに思っております。

本当に素晴らしい提案、ありがとうございます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 現在の大津町における出生届出と、それから婚姻届出の件数等ござ

いますけれども、28年度の1年間におきましては、出生届出が367件、婚姻届出が194件っております。届出用紙につきましては、出生届は、出生証明書と同一洋式になっておりますため、医療機関から交付されることがほとんどでございます。出生児が多い医療機関などではですね、病院名を印字した届出用紙を準備されているところもございます。そのような場合は、住民課の窓口での用紙の配布はあまりないというような状況でもあります。

婚姻届用紙につきましては、現在、全国统一用紙を購入いたしまして、窓口にて配布をしている状況です。現況で県内を見ますと、市町村が独自で作成した様式はないようではございますけれども、結婚情報誌とタイアップして作成された様式がネットのほうで配信をされております。熊本県では、先ほどご紹介いただきました、くまモンとトマトのコラボした様式がございます。また、簡単なアンケートに答えるとダウンロードをして使用できるようになっているというような話でございます。また、有名キャラクターの婚姻届や自分の好きなデザインや写真を配置した婚姻届を作成することもできるというふうに聞き及んでおります。

このように、戸籍法に基づいた様式であれば、独自デザインの届書は可能でありますけれども、デザイン重視で、記載欄が小さく文字を確認しにくい面とか、説明事項のスペースが少し減るといったような問題もあるようでございます。婚姻届の用紙は窓口にて配布をいたしておりますけれども、書き損じ等を考慮しまして複数枚求められるケースがほとんどでございます。オリジナルの様式につきましては、キャラクターの利用や費用の面、あとニーズの面、デザイン、結婚情報誌との権利関係などの検討が必要になってくるかと思えます。

議員が言われますように、一生の記念にもなることでございますので、町長の先ほどの答弁にありましたように、実施する方向でよく検討させていただきたいと考えております。

また、現在よくあるのが、届出の際に、記念撮影を望まれることが多くございます。個別に対応しておりますけれども、県内の市町村においては、くまモンのキャラクターと記念の写真が撮れるスペースを設けている市町村もございます。現在、仮設庁舎においてそういったスペースを設けることはできませんが、壁あたりを利用した設営は可能と思われますので、大津町で届出してよかったと思っただけのように、こちらのほうも併せて検討させていただければと考えております。また、新庁舎におきましては、来庁者向けの記念撮影用のフोटスポットのスペースあたりでもですね、設けられたならばいいなということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 今の町と取り引きがある企業でですね、先ほど言いましたように、この作成は無料で請負ってくれるというところもありますのでですね、しっかり費用の面でもあまりかからないような形でご検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、4点目の質問をさせていただきます。

期日前投票の利便性の向上についてお伺いをいたします。先の衆議院選挙では、期日前投票の利用者数が昨年の参議院選挙と比べて、全国で500万人以上増加をしました。このことは制度の定着を

意味しています。背景には、低下傾向にある投票率を少しでも高めようと工夫を凝らしている各自治体の取り組みがあるといわれています。ライフスタイルの多様化で、日曜日に投票するのが難しい有権者が増えてきています。全国的には期日前に投票した人が全有権者の2割を超えていますが、本町ではまだ1割を超えた程度です。本町でも利用しやすい制度へ工夫を重ねて毎日が投票日となるよう知恵を絞っていくべきだと思いますが、選挙管理委員会のお考えをお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 選挙管理委員会書記長藤本聖二君。

○選挙管理委員会書記長（藤本聖二君） 期日前投票の利便性向上についてのご質問にお答えいたします。

期日前投票につきましては、有権者のほうにも随分浸透してきたところでありまして、今年10月に執行されました衆議院議員総選挙におきまして、期日前投票者数が大津町におきましても過去最高を記録をしたところでございます。前回の衆議院議員総選挙におきます投票者総数に占める期日前投票者数の割合は、約25%でしたが、今回は、約36%と大きく増加をいたしました。全体的に投票率が低迷する中で、期日前投票の投票者数は増加している現状から見ましても、有権者にとりまして投票しやすい環境を整備していくことも非常に大切なことであると考えております。昨年7月の参議院議員通常選挙におきましては、当時、全国に先駆けまして、町内の県立高校、大津高校、それから翔陽高校のご協力を得まして、学校内に期日前投票所を設置するなど投票率向上のための改善にも努めてきたところでございます。

一方、期日前投票をしやすい環境改善として、多くの人が集まり、利用する大型ショッピング店への期日前投票所の設置についても検討を進めてまいりました。店舗への期日前投票所の設置につきましては、無線LANを使用し、投票の確認をするようなシステムの整備が必要ですので、また、セキュリティについての課題を解決する必要もございますけれども、現在、その課題解決に向けて県と協議を行っております。その課題が解決すれば設置に向けた取り組みは十分可能であると考えております。

今後につきましても、投票率の向上に向けて、委員会におきまして、他の自治体の先進事例等をですね、研究しながら進めてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ぜひ2年後の統一地方選挙と参議院選挙がありますのでですね、そのときには、ショッピングセンターで期日前投票ができるように準備のほうを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時より再開したいと思います。

午前10時46分 休憩

△

午前10時59分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） おはようございます。通告書をもとに、1、南部地区台地への道路復旧及び整備状況について、2、被災宅地支援事業に町独自の支援を、3、町民に対しての町の政策等の周知及び意見集約方法についてのあり方について質問をいたします。

3番議員、山本です。今日も早朝から傍聴席には傍聴いただきありがとうございます。議会に対しての関心を持っていただくことを感謝申し上げます。これからの一般質問も町民の立場なる質問をしていきたいと思っております。

まず、第1問、南部地区台地への道路復旧及び整備状況についてです。

昨年の熊本地震と6月の豪雨による南部地区の町道のほぼすべての町道が通行止め、東から肥後サンバレーカントリークラブがある鳥子台地に通じる町道の鳥子線、この鳥子線は、大規模崩壊があり、また、地盤に地震での亀裂があり、何度かの設計変更もあり、いまだ通行止めの状態が続いており、外牧地区の畑作農家や住民の皆様が県道山西大津線を利用して農作業に従事されているのが現状です。トラクターで今まで5分で行けた田畑が、今は県道山西大津線で30分以上かかり、手入れをするにも時間がかかりすぎて畑地のままで放置されている地区もあります。

次に、空港東側台地は、150ヘクタール以上の畑地で、甘藷を中心に多くの農家の生活基盤の地でもあります。まず、それをもとに、農家の立場で質問します。

錦野地区の中栗線は、町道の法面崩壊がありましたが、土砂等の撤去作業の対応を早めにしていただき、8月前後には開通をいたしました。持矢倉線は、高遊原台地の東部、岩坂台地に通じる町道であるが、路面の凹凸がひどく補修工事が遅れ、片側通行が長く続いておりました。町道山西線も空港第一に通じる法面崩壊があり、復旧作業に時間を有しておりました。現在は通じております。陣坂線や切畑坂線は大規模崩落で長きにわたって通行止めが続いた状態です。この陣坂線や切畑坂線は、この岩坂地区、中島地区においては一番近くて便利な町道であります。

次に、中島坂線も大規模崩壊での復旧工事の遅れで先月末によりやく開通の運びとなっております。

鳥子台地は、空港第一に畑を有する耕作農家や畜産農家は、県道山西線や県道36号線益城大津線を長きにわたり利用しなければなりません。農業機械の大型化に伴い、現状、町道では道幅が狭く、離合に不便を記しているのが現実です。今までの20馬力、30馬力では十分に離合もできましたが、今の50馬力以上の大型トラクター等ではそういう状況が続きます。以前から改修は一部されてはおりますが、安心して空港第一に行く町道の整備をお願いしたいと思います。町には、町道の拡張整備計画の予定はあるかをお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の南部地区の台地への道路整備関連等につきまして、今詳しくお話をお伺いしたわけでございますけども、あの地域におきましても、大変町道関連等が山の急斜地を走っておる関係で、相当全部いかれたというような状況でございます。もちろん鳥子線につきましては、

先の議会に説明しておりますように、工事費が5千万円以上というような形で、新たに工事方法も考えるというような形になりました関係で、今取り組みを進めておるような状況でございます。もちろん農道を兼ねたような大きな農作業関連の大事な町道でございますので、一刻も早く整備をやりたいというふうに思っております。そういう小さな狭い道路でございますけども、議員が心配されますように、被災した57号の通行止めに伴いまして、あるいは長陽大橋は今開通しておりますけども、そういう交通の流れちゅうのが南阿蘇方面の車の量がだいぶ多いということで、大変農家の人の皆さんについて、作業関連等に大変ご迷惑かけたことを十分反省しながら、工事の推進を図っておるというような状況でございます。大半の工事につきましては大体終わっておるような状況でございます。もちろん町道はともかくとして、そういう県道関連等につきましてもしっかりと県のほうに要望をしております。瀬田熊本線関連等については、もう錦野地区の大きな課題でありますので、今震災に関しての事業推進を早くやっていただければなというようなことで取り組みを県のほうにしっかりとばをかけておるというような状況でございます。

状況等につきましては、また担当のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 土木部建設課長清水和己君。

○土木部建設課長（清水和己君） 今町長が答弁しましたように、地震発生後、町内の全域で道路が被災し、通行止めもかなりの箇所ございました。応急復旧での対応や、国の補助を受け最優先で町道復旧を行っております。国の補助事業におきましては、町全体で41件、査定額約3億5千370万円でございます。現在、41件のうち39件が完了しております。

議員ご質問の南部地区台地への道路ですが、被災道路は山間部のため、法面や路面の崩壊の規模も大きく、工事費も高額となり復旧に時間を要しておりご不便をおかけしておりますが、現在は中島坂線、切畑坂線、山西線、それから中栗線が完了しております。

まだ工事が完了していない外牧から西原村へ通じる町道鳥子線ですが、法面の復旧におきまして工法の設計変更がありまして、契約金額も5千万円を超えますことから、今回、議案第50号で変更をお願いしている工事でございます。町としましては早急に工事を完了させ通行止めを解除したいと考えております。

それから、これからの町道の整備計画としまして、南部地区では町道岩坂南2号線の計画があります。陣内から岩坂へ真っすぐ南へ向かう県道岩坂陣内線をそのまま南へ、また東へ振って町道裏田線へつなぐ計画でございます。平成24年度に着手しまして一部供用開始しておりますが、現在、途中の未整備区間の設計業務を行っております。それが終わり次第、用地買収のお願いにまいりたいところでございます。この道路によりまして、現在は岩坂の集落内を通ります県道瀬田熊本線の通行量が減ることを期待しております。西原村や南阿蘇方面への通過交通が減り、住民の皆様の安全安心な暮らしも向上できると思っております。

また、県道岩坂陣内線の延伸を地元からも陳情があっております。山越えの道路のため高低差が大きく大規模な工事になると思われませんが、町としましては県に要望してまいりたいと思っております。また、現在、菊陽町管内の国道443号線の改良事業に熊本県は着手したばかりであります。空港の

西側ばかりでなく、北側、東側のルート的重要性も説きながら、熊本県への要望活動を行ってまいります。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） ただいま県道の北側の設置ということでの意見もありますし、そういうのもぜひ町に取り組んでいただきたいなと思っておりますが、岩坂、中島区は白川の氾濫というのが頻繁にありまして、岩坂台地が一番安全な場所です。今の町道の道幅では安全に避難できないというものでもありますので、県道ができる前に安心して岩坂台地に行ける町道の整備を一本でもよろしんでできないか、そのことについて伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、町道については、やっぱり避難道路としては適していない状況でありますので、熊本県の畜産のところもございまして、県道関連等についての整備をお願いしながら安全な避難道路としてお願いできればなというふうに思っております。もちろん、これ大津町としては南地区は災害関連等については運動公園のほうへというような考えを持っておりますので、おっしゃるように、白川が流れる中で、渡れるような状況にないときは、やっぱり畜協のほうにでもお願いしていかなくちやならないんじゃないかなというような考えも持っておりますので、広域的な避難というような形で、県のほうにもしっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 今山西のほうから大津のほうに来られる県道は大変やっぱり混む状況になっております。岩坂南2号線が早期に拡張できればスムーズな交通ができ、岩坂村内を今現在、朝夕狭い道路を通ってこられるのがなくなるんで、住民の迷惑等にもならないと思うんで、岩坂南線のほうの拡張工事、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、被災宅地支援事業に町独自の支援をとということで、昨年の熊本地震により多くの住民が被災し、宅地が取り壊されました。住宅改修や住宅建設が始まって、修理が完成し、地元での生活がなされ始めましたが、まだ手を付けられない被災宅地や空き地が多くみられるのが現状です。その被災宅地の一部住民の方は、もとの被災宅地を諦めて他の地区への住宅建設や町営住宅への転出をされ、その後、被災宅地は利用されず、空き地となる。それが現状です。一つの理由として、宅地の法面や石垣の崩壊、宅地へ通じる里道の石垣崩壊などで、再建を諦めた住民もおられます。空き地・宅地は何も手入れをしないと雑草などがはびこり、周りの住宅住民は、火事の心配や蛇などの害虫の繁殖で大変迷惑を被る状況が生まれます。

熊日新聞の12月5日に、空き地取り引き市町村介入ということで、18年度にも新設、有効活用ということで出ておりました。国土交通省は4日、増加傾向にある空き地や空き家を減らすため、買い手を見つけるのが難しい物件の取り組みを市町村が介入する制度を2018年度にも新設する方針を固めた。住環境の悪化を招く恐れがある物件を商店や公園などに有効活用してもらい、地域実情に

あわせてまちづくりを促す狙い。来年度の通常国会に提出するというところであります。自治体の物件の所在地や所有者情報を集めるとともに、ホームページや広報紙で利用を希望する業者やNPO、自治会などを募集し、空き物件の売買につなげる。所有者が土地を手放したくない場合は、所有権を残して賃貸し契約を結ぶ。商店のほか、集会所や駐車場としての使い方を想定という熊日の記事が出ておりました。

もう一つは、これもやっぱり12月の5日の熊日の新聞で南阿蘇村のことが載っておりました。自宅再建助成を検討、上限100万円、村外流出を防ぐ狙いということで自宅再建に上限100万円の助成を検討を発表いたしております。

そのことも踏まえて、大津町も早めに、1、空き地バンクなどの空き地対策を町独自では考えてみてはどうか。2、危険地域に指定された宅地を買い上げて公園化などの検討をされてはどうか、町長に聞きたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の熊本震災による被災住宅について、町独自の支援ができないかということでございますが、被災をされました方たちにとりましては、本当に大変な思いをされていると思っているところであります。

宅地擁壁被害に対する復旧支援事業につきましては、大津町は4月17日より相談受付を開始し、相談を受け付けた箇所は随時現地調査を行っております。現在、341件の現地調査が終了していますが、これらの被災箇所がどの事業に該当するかを確認して事業を進めている状況です。相談は現在も続いていますので、被災宅地の被害状況の全体的な把握などについてはまだ時間がかかる状況でございます。

また、家を解体された後、建築予定もなく、更地のままになっているところもあるようですので、そういった宅地も含め、被災宅地の利用等につきましては、町で公園化するというのは大変厳しいと考えております。

しかしながら、例えば、森、あるいは大林地域におきましては、地域の方々により公園化したという事例もありますので、地域で公園化に取り組むこと等あれば、地域づくり支援事業などを活用できるのではないかと考えているところです。

空き地バンクにつきましては、空き家バンクと同様に、不動産業者などと連携した取り組みが全国でもなされておりますので、今後、研究させていただきたいと考えております。

内容について、また担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 土木部都市計画課長元田正剛君。

○土木部都市計画課長（元田正剛君） 被災宅地事業につきましてご説明させていただきます。

被災宅地支援事業につきましては、4月17日から相談受付を行っておりますが、11月30日現在の状況としまして、相談受付の件数が343件、うち341件について現地調査のほうは終了をしております。

内訳としましては、国庫補助の拡充事業の要件に満たずに熊本県の復興基金による対応となるもの

が193件、次に、拡充事業、つまり避難路などに面して、家屋が2戸以上で盛土の高さが2メートル以上の要件のすべてに該当するものが69件、どちらの事業に該当するか確認中のものが33件、相談場所が宅地ではないなどの対象外となるものが46件となっております。

基金事業の対象となるものにつきましては、随時申請受付を実施しておりまして、193件のうち、支払いまで終わったものが81件、手続き中のものが24件、申請準備中のものが88件となっております。

国庫補助の拡充事業につきましては、現地調査後、要件に該当するかどうかを県の方と協議しまして確認をしてきておりましたけども、今後は被災者の方へ通知をしまして申請受付を進めていくという形になります。拡充事業の進め方になりますが、この事業は宅地所有者が復旧工事を行いまして、その費用に対して補助金を交付するという事業になりますので、まず申請者は施工業者を選定してもらう必要があります。その後も工事着工までには、擁壁の建築確認申請が必要になりますし、県のほうから造成宅地防災区域指定が必要になるなどいろいろな手続きが発生するため、事業終了までには時間がかかるものもあるかと想定しております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 現在、私のほうにもう家を解いて住まわんからこの宅地を誰か買う人はおらんかと、聞かれることもあります。実際に内牧区では、畑地区に新しい住民の方が見えられました。宅地を探されておまして、幾らぐらいならということで尋ねたら、まあ安けりゃいいというのが言われたんですけども、大体300坪ぐらいで100万円近ぐらいの売買ができると思うし、今後もそうやって調べていけば全然住まわれない住宅、空き地が大津町にも増えると思います。田舎であれば、その住宅地に町の紹介で売買できれば、大津町で1千万円かかる宅地が同じ規模で100万円ぐらいでも手に入れば過疎化が進む南部北部地区にとってはありがたいことだと思っております。そういうのも含めて、来年度からでも要望したいのは空き地を売りたいという方、貸したいという方を町独自で調べていただいて、地域のNPOや不動産業者に紹介していただければより空き地、土地などの活性化にもつながっていくと思いますので、そういう方向について、町としてそういう空き地を斡旋するような予算組みをやっていただければと思います。

そのことについて町長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の再質問にお答えしたいと思います。

いろいろ宅地関連等につきましての状況もいろいろと条件もあるかと思っておりますので、そういうのについてのいろんな課題事項につきましては、大津町の宅地、不動産関連の方々と十分相談しながら、情報提供しながら多くの町外の方々にしっかりと取り組んでいただくような方向に持っていきたいというふうに思いますので、その辺の状況等については、ある程度今調査をしたりいろいろやっておりますので、その辺の資料関連等につきまして、しっかりと不動産関連の業者と相談しながら町外の方々、あるいは町内の方々でご利用できるような方法を持っていければなというふうに思っております。

す。そういう意味におきまして、今後十分そのような検討を進めながら空き地防止に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） よろしくお話しします。

次に、第3問に入ります。

町民に対しての町の施策等の周知及び意見集約方法についてのあり方についてお尋ねします。

大津町には、大津町まちづくり基本条例というのがあり、その中に情報公開、情報共有の中の第11条、町は町民に対してまちづくりに関する情報を積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するように努めなければならないとうたっております。私は、大津町新庁舎建設の説明会場5カ所に説明を聞きに伺いました。その印象をもとにお聞きします。今後の説明会のあり方についても、そのことをもとに質問したいと思っております。

平成29年10月25日の大津南小学校体育館での説明会から計8回計画され、実施された説明会への関心が非常に参加者が少なく、これで大津町の新庁舎建設に向けた説明会でいいのかという疑問を感じました。参加されなかった人は、もう質問しても何も変わらないと感じ参加者が少ないのか。そういう中で、南小学校会場は20数名の参加者で意見も出ましたが、その他大津小学校、美咲野小学校、東小学校体育館と、それにオークスプラザと住民参加の説明会を聞くことがありましたが、その多くは一般住民の方よりも役場職員や町議の皆さんが多数見えられたと思っております。また、役場建設の地元であり、大津小学校にはもっと多くの参加者が来られると期待しておりましたが、ここは誠に残念ながら非常に少ない人数で、大津町の中心部の区長さんが地元であるのにこんなに関心が薄いんだろうということと、まあ庁舎建設の場所等についての意見も述べられておりました。

こういうことも踏まえ、今後の町政の施策についての説明会の方法を多くの町民の方が参加されるためにも説明会の会場、インターネット、パブリックコメント、アンケート、ポスター提示など、周知の方法をよりきめ細かく取り組んでいってはどうかと思っております、その方法についての考えを聞きたいと思っております、お聞きいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の町民説明会関連等についての人集めちゅうことについての周知関連等についてのご質問かと思っております。なかなか人集めには苦勞を今しておるところであります。町から町民の皆さんへの情報発信につきましても、広報紙やホームページを利用し、様々な町の情報発信に努めております。

しかし、今回の新庁舎建設計画の説明会につきましては、開催時期の関係で広報紙ではなく、全所帯への回覧とホームページ及びからも君メールで周知させていただいたところでございます。なお、説明会の場所と時間帯につきましては、町内7校区の体育館で夜、オークスプラザでは昼間の説明会を開催し、よりきめ細かな情報発信と住民の皆さんとの意見交換の機会を設けたところでございます。しかしながら、今回の説明会におきまして思ったより町民の皆さんの参加が少なかったことは残念なことであり、今後の周知方法や説明会のあり方について検証しなければならないと思っております。

現在、職員につきましては、地区担当職員制度において、自分が担当する地区に対して、地域との情報交換を行っており、職員の研修及び意識改革を含め、よりわかりやすい情報の発信を推進しているところでございます。

また、町が事業計画や政策を企画立案する場合、住民説明会や審議会等を設置し、公募委員を募集しながら、その制度の中で意見を伺い、計画を策定しているところでございます。

今後につきましても、多くの住民の皆さんの参加とご意見をいただきながら、住民協働のまちづくりを推進し、併せて積極的な情報発信に努めさせていただきたいと考えております。

細部については、また総務部長のほうから説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 町の情報発信等についてご説明申し上げます。

新庁舎の説明会につきましては、私のほうも南小をはじめ5カ所について説明会に行ったわけでございますけれども、南小のほうがですね、やっぱり一番多く人のほうが集まっていたような状況でございました。お話を聞きますと、南小のほうではですね、区長さんが一生懸命努力されて、来ていただく、参加していただくようにというような努力をされたというようなお話を聞いております。

現在の町のほうの情報発信手段につきましては、広報おおづ、ホームページ、からいも君メール、防災無線等により町民の皆様へ積極的に発信を実施しているところでございます。

しかしながら、どんなに周知しましても参加者が少ない状況につきましては、周知方法以外にも様々な要因があるかと思いますので、説明会ごとに検証していかなければいけないなというふうに思っているところでございます。

意見の集約方法につきましては、パブリックコメントやワークショップなどを活用し、住民の皆さんの意見を反映させる手法は有効な手段であるというふうに考えているところでございます。

今回の新庁舎建設計画におきましても、5月に全世帯を対象としたアンケートを実施しており、パブリックコメントにつきましては、基本構想（案）に対して7月に実施し、基本計画（案）に対しては10月に実施したところでございます。

今後も様々な方法を模索しながら、情報発信に向けて積極的に取り入れていきたいというふうに考えております。原則としましては、議員がおっしゃられるように、住民の方への情報発信を行い、情報を共有し、事業計画等を一緒に策定していくのが理想的な町民主体のまちづくりであると考えております。

そのようなことから、情報発信という観点から、各種審議会等については、公開を原則とし、住民の方も参加しやすいように取り組んでいるところではありますが、今後につきましても、「まちづくり基本条例」に基づき、住民の方が様々な情報を得られるよう、広報おおづやホームページの充実を図り、少しでも多くの住民の方がまちづくりに参画できるような機会と制度の創設に取り組んでまいります。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 大津庁舎というのは、今後40年間ぐらいは今のままで新しい庁舎ができれば今後建設はないものと思います。今後も情報公開というのはいろいろな意味で難しく、説明会もまた難しい部分があるとは思いますが、一例ですが、内閣支持率の関係で新聞社やNHKなど無差別に電話聞き取りとかの部分も一つの方法ではないかと、私は思っております。

それと、今回、説明会には町長または副町長の出席があればもっと参加者があったのではないかと思います。そういう意見もありました。何で町長か副町長、来とらんのかと。その中に、やっぱりこの中に町長か副町長来るとか書いてれば、やっぱり関心は、あつというふうな部分であると思うんですけども、その部分について町長に今回の説明に何で出なかったのかという部分での説明を聞きたいと思えます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 説明会の日程を決める折にもう先の用が入っておりまして、どうしても参加できないというような状況でございます。今回、実施計画関連等の説明会をまた12月に行いますので、そのときはぜひ出席し、思ったより多く参加していただければなというふうに期待をしておるところであります。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 防災無線というのが大津町にはあります。災害時の連絡や小学生の朝夕の帰りや税金の徴収などもあり、今回の庁舎建設も防災無線で言われたかどうかはちょっと私が聞きそびれたので聞いておりませんでした。この防災無線、災害時以外にでもこういう新庁舎の説明とか、今度あります振興総合計画住民懇談会の開催については、前もって防災無線を使って住民の方についていただければ、もっと参加者が増えるのではないかと思っております。

これで質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時40分 休憩

△

午後 0時59分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

質問の第1点目は、介護の安心、介護の充実のためにという質問をしたいと思えます。

介護保険法の改定によりまして、要支援認定者のサービス、介護保険は要介護が5段階、その要介護になる前の要支援認定1、2がございますが、これらの要支援認定者のサービス、通所・訪問介護が介護保険から外されてしまいました。名前は、新総合事業に移行しておりますが、これから2025年、あと8年後から団塊の世代の方々々が75歳になってまいります。つまり高齢化がさらに進む中で、ますます介護の充実が求められているわけですが、充実とは全く逆行するような新総合事業に移

されたということで、この総合事業移行による問題点について質問をしたいと思います。

介護保険制度が2000年の4月、つまり現在から18年前にスタートしました。この保険制度の最大のうたい文句は、介護の負担を社会的に軽減、軽くし、とりわけ家族の介護の負担、これを解決をする。そういううたい文句で制度がスタートしました。この間、この介護保険に対して一定の評価がなされたことも承知をしております。ところが、そうした介護制度を評価をしていた方々の中からも、最近介護保険制度は国家による詐欺ではないか、そういう声があがっているところでもあります。なぜ国家による詐欺なのか。その理由の一つは、まず保険料の負担が再現なく上がり続けることです。介護保険料は40歳になりますと強制的に健康保険などに上積みをされ保険料が負担することになります。とりわけ65歳以上の高齢者の方々は、年金から強制天引きとなります。この65歳以上の高齢者の保険料、介護保険が始まった当時は月額約3千円でありました。つまり、年間で3万6千円が保険料だったわけです。ところが3年ごとにこれが見直しが行われ、現在第6期目で月額約5千600円、年額で6万7千200円、約倍近くになりました。そして、団塊の世代の方々が75歳になる2025年には、全国的な試算では、年額9万8千円になるだろうと試算がなされております。保険料が際限なく上がり続ける理由は、介護保険の財源構成で、国の公的負担が25%に固定をされ、また、高齢者の負担割合も固定されております。そのことによって、介護のサービスを受けるのに負担の公平が担保されていない。つまり、詐欺的なやり方だと言わなければなりません。当初、保険料月額3千円支払ってサービスを受けておられた。ところが、最近では保険料を倍払ったのにサービスが後退をしている。高齢者の所得が増えたからではありません。むしろ年金額は毎年減らされております。保険料は年金から天引き、3年ごとに引き上げられる。一方で、介護のサービスは削られる。まさに国家による詐欺と言われても仕方がないと思います。それでも高い保険料を払えば老後の安心が保障される。そうであれば、多くの方々も納得するでしょうが、介護保険制度は改悪が続いております。介護のサービスは使いづらくなる一方であります。さらに、自己負担も1割負担から年金収入が280万円以上は2割負担になりました。来年8月からは年金額344万円以上は3割負担になる予定となっております。

今日、主に質問しますのは、介護制度の改訂そのものである要支援者の介護サービスを介護保険から切り離す新総合事業への変更問題であります。国の改定によって、大津町では昨年からは要支援1と2の人のデイサービス、ホームヘルプサービスが介護保険から外され、市町村事業に分離されました。厚労省は従来の介護サービスと変化はないと説明していますが、明らかに介護の後退になりかねない問題についてお尋ねをいたします。

具体的な質問であります。まず最初に、要支援・要介護、これらの方々の高齢者に占める認定率、昨年度の実績についてお尋ねをいたします。

そして、来年度から第7期の介護保険期間に入りますが、この第7期の標準保険料の見通しは幾らか。

三つ目に、2025年の問題、標準保険料の試算額がなされているかと思いますが、2025年、この試算額は幾らになっているかお尋ねをします。

そして、制度改定による問題についてお尋ねします。

制度改定によりまして、ホームヘルプサービス、これはいわゆるホームヘルパーさんが各高齢者の家をまわって、訪問をしてサービスをやるわけですが、このホームヘルプサービスがA型とB型、これがABCとありますけど、段々単価が切り下げられていくというそういう仕組みになっておりますが、大津町において、報酬単価の切り下げが行われていないかどうか。例えば、導入前が10だとしたら、これが8割に報酬がカットをされる。カットされかねない問題がございますので、お尋ねをします。

あわせて、2番目にデイサービスです。高齢者の皆さんが隣の老人福祉センターなどに通って通所をしてサービスを受けるわけですが、こちらもA型、B型、報酬単価の切り下げが行われていないかどうか、お尋ねをします。

3つ目に、これまで介護の認定申請、いわゆる体が弱ってきた、あるいは認知症が入ってきた。そういう方々が介護認定申請を受けることによって要支援1から要介護5までの判定がなされていたわけではありますが、この介護認定申請を省略をすると、こういう制度が持ち込まれております。それを基本チェックリストといいます。今年度介護認定申請人数とその認定申請を受けないチェックリストのみの方が何名おられるかお尋ねをします。このチェックリストだけで介護のサービスを受けようとする、本来の介護保険のサービス、住宅の改修や介護の用具の補助が使えない。町民にとって不利益になりかねない問題であります。

4点目に、新総合事業移行により、後期高齢者の人数の増加率の範囲内で財源に上限が設定されております。予防給付の伸び率と後期高齢者の人数の増加率、この予防給付の財源を抑えるために後期高齢者の増加率を超えてはならないと、厚労省が理不尽な要求をしているわけです。現行どおりのそれぞれの伸び率を示していただきたい。

5つ目に、厚労省が示しております、多様なサービスと、まあ多様なサービスを広げると聞いてはいいのですが、この裏には単価を引き下げると。とりわけ介護を行う小さな事業所ほど単価がどんどん引き下げられて、もうとてもやってられないということで、全国ではそういう小さい事業所が閉鎖に追い込まれている。こういう実態が始まっているわけでありまして。例として、これまで月額包括方式として報酬が事業者を支払われていた。これを減らすために回数実績払い、これを厚労省が示すこの実績払いでやると事業者は受け取る報酬が切り下げになってしまうと。こういうことが行われていないか、お尋ねをします。

6つ目に、2015年、2年前ですね、事業者に対する報酬が切り下げられました。特に通所介護事業所の経営が厳しくなっていると聞いております。皆さんの地域にも小さいデイサービスなどやってらっしゃるところがあるかと思えますけど、こうした介護事業所の経営がですね、非常に厳しくなっている。全国的には廃業に追い込まれている事業所もあります。そこで、この大津町内においてこうした単価の切り下げによって廃業などの影響を受けている事業所はないかどうかお尋ねをするところでありまして。

以上、お尋ねをして1回目の質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の介護総合事業関連のご質問でございますけども、日本の長寿社会
どんどん進んでおりまして、100歳までという時代も言われておるようでございまして、現在につ
きましても87歳とか81歳という、本当にどんどん高齢化の社会を迎えて、議員が心配されておる
年金やあるいは介護サービス関連等についてどんどんと大きな課題で日本の社会も危機を迎えていく
んじゃないかなと心配をしておるところでもあります。そういう中におきまして、大津町において町
の総人口約3万4千人の中で65歳以上の高齢者は7千人、高齢化率が21.1%で、隣の菊陽につ
いで2番目に低い順位となっております。これは県下でございますけども。

ただし、高齢化率は大津町においても地区別にはばらばらでありまして、町内69地区のうち、高
齢化率30%以上の地区が半数で、80%近い地区も1、2あります。高齢化人口自体も昨年と比べ
ますと約200人増えている状況にあります。今後もますます高齢化率は上がり、それを支える現役
世代、生産者年齢人口と言われておりますが、少なくなるのが予想されており、医療や介護を持続
していく制度面や抑制策において、抜本的な見直しや工夫が必要なものではないかと思われま

す。お尋ねにあった新総合事業については、平成27年4月から介護保険から切り離されて、国が住民
による支え合いを目指して、市町村事業に移行し、軽度の要支援者向けサービスです。

国が描くのは、運動教室や家事の手伝いなど、介護技術をあまり必要としない仕事を専門職以外の
方や地域の皆さんなどに担っていただく「支え合い」の地域づくりを目指しており、一方で膨らみ続
ける介護保険の費用を抑える狙いもあるようでございます。

町としましても、地域共生社会、互助の心を育み、人材育成に努めて介護予防に取り組んでまいり
たいと思っております。制度導入後の大津町での取り組みや、議員ご質問について、詳細について担
当部長よりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 新総合事業の取り組み状況や課題等につきまして説明をさせていただきます。

まず、1点目にお尋ねのありました、まず認定率の話でございますけれども、要支援1、2、要介
護が1、2、3、4、5まででございますけれども、これの合計の認定率は18%でございます。その中
で要支援1、2の方は3.5%となっております。残りが要介護ということで14.5%ということに
なります。質問の趣旨につきましては、介護保険法の改定によって要支援認定者のサービス、通所と
訪問でございますけれども、これが介護保険から外され、新総合事業に移行したことによって問題点
はないかというような趣旨であったかと思っておりますけれども、まず、この新総合事業の導入にあつた
趣旨でございますけれども、これについてまず説明させていただきたいと思っております。

市町村が中心になりまして、地域の実情に応じて住民の多様な主体が参画しながら多様なサービス
を充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進する。そして、要支援者等に対する効果的かつ
効率的な支援を可能とすることを目指したものでございます。

そこで、これらをなすために多様な生活支援の充実をさせるという目的で、住民主体の多様なサー

ビスを加えたり、NPO、ボランティア等による新たなサービスも掘り起こしていくといったことや、また、高齢者の社会参加を進めることで活動を行う高齢者自身の生きがいがづくり、それから介護予防につながる。そして、リハビリ専門職等を活用した自立支援に資する取り組みを推進することなどが求められておるところでございます。

また、高齢者が住まわれている地域の中で、住民同士による自立支援・介護予防といった意識の共有や認知症への理解などを深めること、ひいては、要支援者等以外の高齢者、障がい者、子ども等がともに集える環境づくり、いわゆる最近言われてます地域共生社会を目指すこととしておるところでございます。

以上のような趣旨で、総合事業につきましては位置付けされておりますけれども、町では平成28年度から総合事業を開始し、要支援1と2の人が利用するデイサービスとホームヘルプサービスを予防給付から総合事業の現行相当サービスに順次移行を始めております。平成30年3月に移行をすべて完了するという予定にしております。

まず、ホームヘルプサービスについてでございますけれども、単価につきましては、予防給付と同じ報酬単価にしております。これは総合事業を実施する前の平成27年度に菊池圏域の2市2町で話し合いをし、検討し、足並みを揃えた結果でございます。専門的なサービスを必要とする人には、これまでどおり安定したサービスの提供ができるよう安易な単価の引き下げは行わず、専門的サービスに相応しい単価の設定を行ったところです。

それとサービスでいわゆる緩和したサービスになります。につきましては、現在、社会福祉協議会のほうに委託しております高齢者ホームサポート事業というのがございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる緩和したサービスということで、身体介助を要しない掃除だとか、選択だとか、調理、買い物、こういった介護の資格が不要なサービスです。これについて1件当たりの委託料として支払いをいたしております。金額につきましては、1件、1時間、2千200円、本人負担220円で、ホームサポートにつきましては、社会福祉協議会と包括等で検証を行いながら受講された方であれば従事できるというような基準の緩和をしているところでございます。

それから、サービスB、これにつきましては、住民ボランティアなどによる支援になりますけれども、これにつきましては、まだ大津町のほうでは実施はいたしておりません。ただし、一般介護予防事業としてごみ捨てのお手伝いなど、日常生活上のちょっとした困りごとあたりをですね、元気な高齢者の方が支援を行うサービスとして、今シルバー人材センターのほうでワンコインサービスということでやっております。100円とか500円でですね、できるようなサービスということで、シルバー人材センターのほうに委託して実施をしているところです。

次に、デイサービスにつきましてはでございますけれども、こちらの単価についても予防給付と同じ報酬単価となっております。それで、その中でサービスAにつきましては、これも緩和したサービスですけれども、はつらつ元気づくり事業のデイサービスをですね、現在、社会福祉協議会やつつじ山荘、おおつかの郷のほうに1回2千980円で委託をしております。本人負担は700円となっております。

サービスBにつきましては、これも住民ボランティア支援となりますが、これはまだ現在実施してはおりません。

高齢者の相談を受ける際に、25項目の質問に答える、議員言われました、基本チェックリストでございますけども、これらを活用いたしまして、認定申請が必要な方と総合事業の対象者に振り分けを行っております。総合事業の対象者は、専門職の提供するサービスでは、デイサービスとホームヘルプサービスの2種類しか使えませんので、それ以外の福祉用具のレンタルだとか、住宅の改修、これらだとか、あとリハビリ等が必要な方につきましては、このチェックリストではなく、認定の申請を行っていただくということになります。

平成29年4月から10月末時点で新たに総合事業、いわゆるチェックリストで決定した方が102人いらっしゃいます。それから、介護保険の認定申請をして要支援1、2と認定された方が59人となっております。また、10月末時点でのですね、総数で申し上げますと、総合事業対象者、チェックリストの方が218名、それから、認定申請をして要支援1、2と認定された方が243名という内訳になっております。申請の受け付けにあたりましては、高齢者の自立支援を目的にサービスの必要性を検討するとともに、本人が利用したいサービスをよく聞きとって適切に判断をしているところです。

総合事業には、事業費に上限額が設定されております。原則として、総合事業開始前の平成27年度の予防給付のデイサービスとホームヘルプサービス、ケアプラン作成と介護予防事業の合計額に後期高齢者の増加率をかけた額となっております。計算式を超える場合には、個別協議により増額される場合もありますけれども、原則的には定められた範囲内で総合事業全体を運営する必要がございます。現行相当のサービスは、29年度予算ベースではございますけれども、総合事業の費用の約51%を占めております。なるべくサービスを利用せずに元気に生活できる期間を延伸させるために、地域の公民館で実施する住民主体の通いの場を増やし、介護予防の取り組みの強化を図りたいと考えております。現在、3カ所でモデル事業でやっておりますけども、これも30年度以降、大津町全体に広めていきたいということで考えております。

来年からの現行相当サービスの報酬単価につきましては、菊池圏域2市2町合同で今検討を進めておるところです。事業所、それを担っていただいている事業所のほうからもアンケートを取っておりますけれども、それを踏まえまして、今月1回から3回までの利用は回数払い、そして4回以上利用する場合は定額となる報酬に変更するという方針をですね、12月15日に2市2町の合同説明会で事業所に説明する予定といたしております。これまで、例えば、デイサービスを月4回利用するところまで予定されておりましたも、風邪などで実際は月2回しか利用できなかった場合、4回分の月額利用料を支払う必要がございました。月定額でございますので。今後は、利用した2回分の利用分だけを支払えばよいということになります。高齢者の負担軽減と費用の適正化の観点でこういった形に変更していくという予定にしているところでございます。ただし、事業所の側からみますと、逆に、従来に比べれば収入が減るといったことも考えられます。しかしながら、介護職員が今後ますます不足していくものと懸念されている状況の中で、要支援者認定者よりも多い要介護認定者の在宅

生活をささえるためには、やはり多様なサービスを充実させていく必要があります。比較的軽度な方につきましては、やはり総合事業のサービスですね、をいわゆるその有資格者ではない方でもですね、研修を受講することによってサービスの担い手になっていただくと、こういったサービスAとか、住民相互の助け合いの仕組みであるサービスBによる支援を受けることができるようサービスの充実をですね、本格的に実現させていく必要があると考えているところでございます。そして、プロの介護職員の方におかれましては、やっぱり専門職に相応しい報酬が支払われますように重度の高齢者が専門的なサービスを受けられるよう、介護保険の介護サービスの提供ということで活躍をしていただければと考えているところでございます。

来年4月の報酬改定は、現在国において審議中でございますけども、年明けには案が公表されるものと思われま。平成27年度の報酬改定では、全体で2.27%マイナスの改定率となっております。特に施設サービスが大幅なマイナスになっておりました。ここ3年間では、町内でデイサービスが1事業所廃業をされておられます。これにつきましては、県とか町に対して廃止届も出ておりませんので、廃業の理由等は現在わからないままになっておりますけども、まあご質問のありました内容でいいますと1事業所のみ今廃業されているという状況でございます。

また、来年の改定では、利益率が高いとされておりますデイサービス、それからホームヘルプサービスでマイナス改定があるのではないかとということで、新聞等では出ておりましたので、そういうことが予測されておるような状況でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 新総合事業に移ることによって、町民の、その高齢者の皆さんがですね、利益になるのかどうか、とてもそれは考えられないことではないかと思ひます。何ですかね、自己負担が減るとかいろいろ言われておりますが、地域の支え合い、地域の公民館等でふれあいサロンのことをやって、高齢者の皆さんが交流を図ると、これはこれで十分大切なこととして普及をするべきでありましようが、これを介護保険と代替措置とすることは決して認められることではないと思ひわけでありま。とりわけですね、ホームヘルプ、ヘルパーさんの賃金がまた下がる何ていうことであつたらまますヘルパーのなり手はなくなりま。現在でも非常にどこの施設も、事業所も人手不足で。私がある介護の施設に聞きましたら、募集をしても来てくれな。だから人材派遣業に頼むと5割増しぐらい、要するに、緊急に必要だということで5割増しぐらいの報酬を払わないとそこからも雇うことができない。事業所として経営がこれからやっっていけるだろうかという不安の声が寄せられているわけでありま。そういう中で、報酬単価の切り下げについて、既にホームサポート事業と、それからデイサービスA、一部行われているようでありまますが、これをずっと拡大していったら多分小さい事業所はとてもやっっていけない。まず、ホームヘルパーさんとかそういう専門職を雇うことさえできなくなってしまうのではなからうかという危惧がありま。ということは、事業所がなくなれば、それを利用する高齢者の皆さんのまさに絶大なる被害にあうことになるわけでありま。そういう意味で、報酬単価がこれ以上切り下げるようなことが絶対あつてはならないと思ひわけでありま。

先ほど、いわゆる多様なサービスを口実とした事業所への単価引き下げ、まあ1カ月2回しかなければ、週ですかね、2回分しか払わない。普通は4回ぐらい通えと、使えと。ところが、2回しかなければ、じゃあ事業所はじゃあそのたんびに、あんた・・さん、あなたは明日は、今度はこんくていいよ。今度はくるからきてちょうだいといったら、とても必要な人員をきちんと揃えることはできないわけです。そういう意味で、これから事業所と何か説明をするということではありますが、事業所の納得のいかないままそれが押し付けられるようなことは絶対あってはならないと思うところがあります。

そういう意味でですね、先ほど質問をした中で、ちょっと抜けているところがありましたので、再度お尋ねをしますが、総合事業移行によって、後期高齢者の増加率の範囲内でしか予防給付の伸びを認めないというとんでもない厚労省の指導ではありますが、予防給付の伸び率、それから後期高齢者の人口の増加率、これが何%になっているのか、再度お尋ねをいたします。

それから、月額包括方式を実績払いに切り下げることについて、事業所の必ず同意をとって、同意がない限りではこういう方式は持ち込むべきではないと思いますけど、同意がない場合は、そういう無理なことは行わないということについて、行うべきではないと思いますけど、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、廃業されている事業所は1カ所あるようだということではありますが、ただちに調査をするべきではなからうかと思えますけど、3点について再度お尋ねをします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 荒木議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の新総合事業によって後期高齢者の人数の増加率の範囲内で財源に上限が設定されたことによって増加というような話でございますけれども、まず予防給付率の伸び率につきましてでございますけれども、平成27年度から28年度の伸び率については、81.49%ということで、給付につきましては減少をいたしておりますが、この減少分は地域支援事業の費用のほうに移行したといった形になるかと思えます。

後期高齢者の人数の増加率でございますけれども、平成25年10月1日で3千540人、それから、28年の10月1日現在で3千639人ということで、直近の3カ年の75歳以上の伸び率は3年で2.8%ですので、年平均でいいますと0.93%の伸びになります。

次に、多様なサービスを口実に事業者への単価引き下げになっていないかと、いわゆる月額包括方式を回数実績払いでという切り下げ、これはいかがなものかということでございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、今月の15日の日にですね、各事業者さん、その前に圏域のアンケートの調査も行われておりますけれども、このアンケートの調査の中ではですね、75%が包括コードと回数コードを月の利用回数に応じ定義をします。そすと25%は回数払いでということでした。話し合いの中でですね、しっかりとそれぞれの事業所のご意見を聞きながらですね、どういった形が一番適正か、それによって事業所にどのような影響が出るのかもですね、個々の意見をお伺いしながらしっかりと話をしながらですね、決めていきたいと考えております。た

だ、事業所の捉え方と、実際に今度は利用者の方の捉え方もありますので、利用者の方としては、実際に使った回数を負担するといったほうがやはり納得を得やすいという部分もありますので、それを総合的にですね、利用者側、それから事業者側、双方の視点に立ちまして検討させていただければと考えております。

それから、廃業の1カ所につきましてはですね、ちょっと現在地がどこにおられるかというのも含めまして、わかりますればですね、その廃業の原因につきましても検討というか、調べていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 予防給付の伸び率は27から28年ということで、28年は熊本地震がございましたので、あまりちょっとあてにならないと思いますので、また、今度29年度の伸び率等がなかったらまたお聞きしたいと思います。

それから、事業者への単価引き下げはくれぐれも、とりわけ小さいところほど大変な、今でも大変な状況ということで、廃業に追い込まれるようなことがないように配慮を求めたいと思います。

それから、要するに、介護保険、厚労省が進めようとしているのは、このまま進めば保険料もどんどん上がる、そうすると、国に対して不満の声が上がるだろうと。それを抑えるためにサービスを制限をして使わせない。介護の総費用を抑える。こんな姑息なことを考えたとしか考えられません。それから、介護はやっぱりですね、介護をやった人でないとその苦労はわからないというのは本当に、私もそうだと思います。私も母親を10年ちょっと前から要支援でヘルパーさんにお世話になりました。最初は家事援助です。高齢者になると人にもよりますが、他人を家に入れて台所で料理をしてもらう、これだけでも大変なことなんです。で、相手のその高齢者の方の機嫌を損ねないように何ていうかな、非常に気を配ってその家に入ってサービスを行うのがヘルパーさんです。プロでないとできないです。これをボランティアでやろうなんてとんでもないことになりますよ。そして、ヘルパーさんの何ですかね、地位を貶めることになります。その結果、賃金も下がってますます手がいなくなる。これから2025年に向かって、あと100万人全国ではヘルパーさんが必要になると言われているのに、こういうことをやってたら保育士どころではないですね。そういう意味で、高齢者の尊厳が守られるような、そして、ヘルパーさんが本当に喜んで働けるような環境をつくっていかなければならないと思います。ちなみに、介護保険がじゃあそんな、どんなに大変なのかと、みんなそう思うかもしれませんが、2000年にこの制度が始まったとき、全国の介護の総費用は3.6兆円です。一番最近のやつで10.8兆円で約3倍になっております。全国の介護の総費用が10.8兆円です。高いようですけど、国が本気になれば10.8兆円、これが伸びたとしても十分にやっています。なぜかといえば、皆さんも熊日に報道の中でもごらんかもしれませんが、今、史上最高の利益、特に大企業は過去最高の利益を上げております。104兆円、あのバブルを超えて過去最高の利益を謳歌している。利益の一部を貯め込んだ内部留保資金がこの2000年当時は172兆円でありました。私は大企業がこう貯め込むことをその当時を批判をしておりましたが、昨年度これが403兆円

になっております。つまり230兆円大企業だけの内部留保資金がこの18年間で増えたということであります。それに対して、高齢者の介護の費用が10.8兆円、安いもんですよ。国が本気になれば、本当に高齢者のことを思えば介護の制度を維持することは、また充実することは十分可能だということ、私はぜひ指摘をしておきたいと思えます。

そういう意味でですね、一方、高齢者の皆さんは、年金が減らされております。それから、大津町にもサービス付高齢者住宅というのがありますが、1カ月20万円はかかります。高齢者の年金を思えばとても普通の人は入れない。こんなことをやってたら本当に所得の低い高齢者の皆さんは介護の難民になりかねないということを指摘をしておきたいと思えます。

介護の問題は、また引き続き、とりわけ事業所が廃業に追い込まれることがないように、サービスがなくなればですね、いくら使いたくても使えなくなってしまいますので、引き続き追及をしてまいりたいと思えます。

時間の関係で質問の2問目に移ります。

来年度から国民健康保険の県単位、これまでは市町村が主体でありましたが、県を主体とした制度に切り替わるようになっております。国保の都道府県単位化が始まる。このことによって財源の問題、保険料水準の統一、特に、この大津町の国保税のどうなのか。普通、市町村単位が県単位でまとまるんですから規模が大きくなれば国保税が引き下がって当然だと普通は考えられますが、それに反して、もしかして増税となるのではないかと、そういう危惧もあると思えますので、ここでお尋ねをしたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の国保県単位化は、町民の利益になるかというご心配でございますけれども、国民健康保険の市町村における長年の課題の一つが財政面での脆弱化でしたが、予期せぬ医療費の増高により、財源である被保険者からの保険税が不足する事態への対応が困難でありました。また、被保険者も厳しい収入の中で保険税を支払われており、税率を上げることも困難で、一般会計からの法定外繰出金で不足分を補う場合もありまして、制度改正により、財政面を熊本県が担うことになり、財政が安定することに繋がると思われます。ただし、県の納付金、収納金からの保険税を考えると、当面の間は県が激変緩和を行うことにより、安定が担保されると思われます。今回の試算結果ですと平成30年度については、保険料は据え置きで運営が可能と考えております。しかしながら、将来にわたって現状を維持できるかは不透明であり、今後も医療費が伸びないように、町民の健康増進を図る手立てを進めていくことが大事かと思われます。

詳細については部長より説明させます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） ご説明申し上げます。

熊本県が出しました29年度のこれ最終試算でございますけれども、これは30年度試算というのがまた行われます。実際には、町で検証と引き直しをした結果は、29年度の現年保険税収納見込額と保険税軽減分等を6.57億円と見込みましたので、県への納付金に必要な6.5億円、これを賄える

試算結果でございました。そういったことで、平成30年につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、29年度の試算におきましては、保険料は据え置きができるのではないかなというようにございまして。現在、県は30年度の試算を進めておりまして、続いて、今後は本算定というのが行われますけれども、1月には本算定の結果が示されます。今月の末のほうにですね、県の国保の運営委員会の中でですね、諮られることになっております。この30年度の試算となれば、また必要な医療費の見込額が年度更新により、これは少し増えることになることが予想されます。納付金の必要額や町の納付金額が増加することも予想されますので、現段階では30年度の国保税がどうなるかということにつきましてはこれ以上の説明はできませんけれども、今後、県からの試算やですね、本算定への検証を随時進めながら必要な情報を早いうちにですね、提供できるような体制で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長のお話では、多分値上げをせずに現行水準を維持するというふうに理解をしたいところではありますが、それにしても国民健康保険税は非常に高すぎます。平成28年は地震がありましたからですね、27年度の決算をみますと、総国保の総予算が7億8千800万円に対して、収入未済、要するに入っていない、税金が払われていないのが1億6千万もあるわけです。なぜそうなっているかという、やはり高く払いきれない人が続出をしているということです。今でも高すぎます。ということで、どれほど高いか試算をしましたが、いわゆる社会保険と比較をしますと、40歳以上の夫婦と子ども1人で、夫の年収が350万円、三百五、六十万円です。国民健康保険税は40万円を超えます。要するに、1割以上が税金として支払わなければならない。ところが、いわゆる政管健保は、同じ収入で33万9千600円、事業所が半分負担しますから、本人の負担は16万9千800円、つまり政管健保は17万円です。人数が増えても17万円です。ところが、国保税は、同じ収入でも40万円を超える。扶養が増えればさらに国保税が増える。だから払えない人が続出をするということです。先ほどの介護もそうではありますが、地方自治体はそういう町民の皆さんを目の前にして行政を行うところです。確かに国の制度だからとはいっても、地方自治体が目の前に町民の暮らしを見ているわけですから、そういう住民の暮らしを守るということを国に対してもっと強く言わなければいけない時代ではなからうかと思えます。そういう意味で、町長、どうでしょうか。この国保税が高すぎる。少なくとも今度の改定によって値上げはされるようなことがあってはならないと思えますけど、決意のほどをお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員の国保税の値上げの関係についてでございますけれども、30年度までぐらいは税率は上げないで済むだろうというふうに思っております。というのは、制度改革で国費を3千400億円に拡充するというようなことを国も言っておりますので、保険料の値上げの抑制や健康増進に努力した市町村への交付金などに充てることとしておりますというようなことでございますので、しっかりと町民の健康増進のほうに力を入れていきたいというふうに思っております。もちろん、我々一町村ではなかなか動けないというような状況もございまして、県下におきましての町村

会といたしまして、国保の財源基盤の強化のために知事に対し、全国知事会とか連携をして国に対し、財政支援の拡充について確実な実施を求めてきたところであり、引き続き、継続した支援、要望活動をしてまいりたいと考えております。将来の保険料統一にあたっては被保険者の保険料が急増しないように十分な配慮を求めていくことも我々町村では共通認識しておりますので、今後の保険料については、今後県が策定する国保運営方針や他の市町村の状況なども参考にしながら、住民の皆さんに過重な負担とならないようにしっかりと検討をしてまいりたいと思うし、住民に対してもしっかりと啓発しながら、ご協力、ご理解を願っていききたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国の激変緩和で3千400億円、まあ消費税を5%から8%に3%上げたときに、すべて社会保険に回しますといった国のいい加減さがそれで明らかになっているわけです。消費税を上げながらほかのところを下げれば全く一緒のことです。今頃になって3千400億円を増やすとは言ってますが、これは激変緩和政策ですから、そのあとはどうなるかわからないと、本当にお粗末なやり方ではないか。さらに、2019年度は消費税が10%に上げられる。暮らしはますます大変になる。税金は上がる。介護保険がまた上がる。サービスは切り下げられる。こんなことを繰り返してきたら、本当に日本の国民、とりわけ高齢者にとっては地獄の社会になるんじゃないかということを警告したいと思います。これはとりあえずは現状維持ということで、少なくとも現状維持を貫いていただきたいと思います。

最後の質問です。公共施設の名称をわかりやすく改善できないかということでもあります。単純明快な話ではありますが、とりわけ熊本地震のときに避難所になっているところですね。町民交流施設に集まってください。町民交流施設って聞いただけで、大抵の人は文化ホールのことだろうか、オックスプラザだろうか、まちづくり交流センターだろうかと迷うのではなかろうかと思います。この建物が町民交流施設ですね。バイパスのほうにあります生涯学習センター、生涯学習センターの中に町民集会所がある。町民集会所でどれだと、文化ホールのことを町民集会所、条例ではですね。半分は公民館がある。いや、室の公民館と違う、いや、こっちは中央公民館になる。誠に非常にわかりづらい。我々もこのオックスプラザができたころまで条例で付ける名前は、その何か制限があるのかなと思って、特段疑問に思わなかったんですが、町民にとっては非常にわかりづらいこういう名称をですね、やはりきちんと整理をするべきではなかろうかと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 荒木議員の公共施設の名称はわかりやすく改善できないかのご質問にお答えをいたします。

現在、教育委員会では、社会教育施設のほか、多くの公共施設を管理しております。それらの施設の名称は条例上の正式名称や呼称として使用している名称などがございます。議員ご指摘のとおり、社会教育施設だけでも同じ施設に複数の名称があり、その他の公共施設の名称も含めると、町民の皆様にとりましては、どの施設の名称なのかわかりにくい状況があるのではないかと考えております。

今後、現在管理している公共施設で、複数の名称で使用されている施設の名称については、わかり

やすい呼び名に統一する方向で検討してまいりたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 先ほど教育長からもありましたように、教育委員会で管理しております公共施設には、正式名称あるいは呼称ということですね、複数の名称がございます。先ほど繰り返しくなりましても、このような省略名称につきましては、建設、改修時の補助事業の関係、あるいは公募した呼称を使用している場合などがあり、また、公共施設等似た名称もございまして、住民の皆さんにとりましては、どの施設かわかりにくい場合もあると思われまますので、より使い慣れた呼称と、呼び名ということで統一できる方向にですね、検討したいということで考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 公共施設の条例をこの間調べてきたわけですけど、条例上の名前と普段の呼び名が違ったりということで、体育施設等にもどうもそういう傾向があるようですので、条例上の呼称がですね、果たして妥当かどうかというのは、全体的にきちんと見直していただきたいと思えます。終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

2時10分より再開いたします。

午後1時59分 休憩

△

午後2時09分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告にしたがいまして質問を行いたいと思えます。今回2点あげております。まずは、働き方改革について質問をしたいと思えます。

安倍首相が掲げられた、就任した2012年ですね、アベノミクスということで3本の矢というのが掲げられました。第一の矢は、皆さんご存知ですけれども、大胆な金融政策、第二の矢は、機動的な財政政策、第三の矢は、民間投資を喚起する成長戦略でありました。そしてまた、今回、安倍首相があげられましたのは、新たに成長戦略になります、生産性革命と人づくり革命ということで打って出てきました。その前段として、この働き方改革というものをあげられたわけでありまます。

内容とするならば、働き方改革というものは多岐にわたっておりますので、すべてをここで論点として議論することは非常に難しいと思われまます。しかしながら、概要としては、この通告書に書いてあるとおりでありまして、それでは、この働き方改革について、町への影響何ら地震の影響でかはわかりませんが、経済環境もいろんな形が変わりましたので対応の仕方、いろんな形で緊急を要するものが多かったもので、経済的にですね、安定したその流れがわが町にはなかったと、地震の影響ですね、考えております。しかしながら、やはり段々と平成が訪れて、そして当たり前の経済活動がまた

戻ってきているわけであります。そうした中で、この働き方改革というものをよくよく考えてみますれば、まさしく日本にとって非常に必要なことであると考えられます。先ほどの一般質問の中で、企業の内部留保という話も出ました。非常に膨らんでおるということでありましたけれども、まさしく内部留保、動かないお金、それがですね、その企業の設備投資、そういったものにきちんと回って、このお金の回転というものが正しく行われればこういった呼び掛けというものはなくてすむのかなと思います。しかしながら、やはり経済危機を何度か味わいますと、やはり企業というものは持つべきもの、内部留保の重要性、自己資金力というものは強めていきますので致し方ないかなと思う部分はあります。しかしながら、世界経済を見てみますれば、そういった資本主義社会の中で日本は知恵を絞って戦って、そして現在の日本を作り上げて、そういった形を作り上げてきたのですから、これは認めざるを得ないと思います。それを全体の、国全体の利益に反映させる。これが働き方改革ではなからうかと思えます。その中で、やはり企業にこれは負担を求めるものではありませんけれども、結果として国全体が底上げの力になると思うのが私の理解でありまして、その中でも、この働き方改革について何点か注目すべき点をあげて、それがこの町に及ぼす影響というものはないのかということを考えるわけであります。

特に、私がこの大津町を考えたときに、まずはここの大津町役場というものを考えますれば、この働き方改革実行計画の中には、その第2章におきまして、同一労働、同一賃金、そしてまた、非正規雇用の処遇改善というものが出てきます。これを考えたときに、実際、非正規の方々というものは、全体の4割だったのでしょうか。非常に多くの方が正規雇用ではないという実態がありますので、それを我が役場に当てはめてみましょう。人件費の部分というものは、条例で定められておりますので、202人ぐらいだったですかね、条例で職員の数というものは定められております。そしてまた、嘱託員さんについては、人件費ではなくて物件費で処理されております関係で、実際は人件費にあたるのですけれども、そういった処理をされております。そういった方々が役場の様々な仕事、もちろん守秘義務が発生する仕事が多いのでありますが、しかし、やはりそういった任にもちゃんと就いておられるということを考えますれば、こういった働き方改革に合致あうのではないかなと。そうしたら、おそらくそういった嘱託員さんが正規の町の職員として認められなくてはならないというような形を考えますれば、大きくその予算書の中身も物件費から人件費に変わったりとか、大きく変化を求められると思います。そしてまた、その処遇のあり方というものも大きく変わるわけであります。こういったことをいろんな様々な企業で行うわけですから、やはりその経済活動や仕事だけではなくて、普段の生活も変わってくるということでもありますから、全体の町に対する福祉の要望、教育、行政サービス、いろんなものが変化を求められると私は考えます。そういった中で、働き方改革がなかなかこう先に進みたいけど進めないような国のいじらしさが反映されたのが今回の生産性革命と、都市づくり革命というふうになりやすくてまたやってきたわけであります。そういった中で、やはりこの働き方改革はただいま同一労働、同一賃金を言いました。そして、正規雇用と非正規雇用の格差、そういったものは是正、そしてまた、長時間労働、長時間労働と申しますれば、またまたこの役場に重ね合わせてみますれば、12時過ぎても灯りがついておったという光景を旧庁舎のときに私も何度も目に

しておりますので、やはり普通では考えられない長時間労働というものが実際はあったのかなというふうなことも考えたりします。そういったものも条例で定めておられますが、それをきちんと枠内で納まっているのか。それともブラック企業と申しませんが、我が役場をです。そういうった何時になっても仕事が終わらないようなそういった環境を持つような役場になってしまったのかなと考えるわけでありませう。

そして、全体の流れといたしましては、やはり私が求めるのは、最初にあげました、企業利益、やはりそれを労働分配率にきちんと反映させて、全体の国民の所得を上げるというのは重要になってくると思っています。ここで働き方改革を全部説明して行って、また質問に変えていけば時間は到底足りません。ですから、何点か申し上げましたが、そういったところですね、きちんとまずは役場が守って、そして、そういったその民間の企業の変化に対応する行政サービスや全体の福祉が保てるのか、こういったところに疑義を持つわけでありませうので、町のこの働き方改革についての理解のほどを町長に質問したいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の働き方改革に関するご質問でございますけども、現在、日本が直面している課題は、少子高齢化であり、また人口減少と長寿社会という大きな課題を抱えて国は今動いておるわけでございます。その中におきまして、働き方改革実現会議を設置し、本年3月まで9回の会議が国のほうで検討されてきております。

この働き方改革は、働く人の視点に立ち、正規雇用、非正規雇用の不合理な処遇の差、あるいは長時間の労働、多様な仕事を選択できない単線型のキャリアパスの3つの課題に対し、非正規雇用の処遇改善や長時間労働の是正、あるいは高齢者の就業促進など、9つの検討テーマを設定し、同一労働・同一賃金や非正規雇用労働者の正社員など、19の対策が示され、それぞれロードマップが作成されています。

これに対する町の取り組みはどのように進めるのかというのが質問の趣旨であろうかと思いますが、確かに、今回の働き方改革は、町の行政運営にも大きな影響が出てくるものと考えております。

その一つが、本年3月に開催されました、第9回働き方改革実現会議において、高市総務大臣が、地方公務員の臨時・非常勤職員に関する制度改革においてという資料を配布されております。その資料によりますと、厳しい地方財政の状況が継続する中、教育や子育てなど地方の行政需要が増大し、臨時・非常勤職員数は、全国でここ11年間に19万人増加しており、任用上の課題や処遇上の課題があると指摘しておられます。

そのため、地方公務員の臨時・非常勤職員に関する制度改革として、地方公務員法を一部改正し、臨時的任用の対象を厳格化するとともに、一般職として会計年度任用職員制度を創設することになりました。この会計年度職員につきましては、これまで支給が認められていなかった期末手当の支給が可能としています。国は、平成32年度までに統一的な会計年度任用職員制度を原則すべての団体に整備することを求めており、大津町においても、現在、現状を把握するとともに、対応を準備しているところではあります。

このように、国が進めている働き方改革は、公務員の働き方にも大きく影響することが考えられますので、今後、国の動向や県内市町村の動向などにも注意を払い、対応していかなければならないと考えております。

いずれにしましても、国が進めている働き方改革の方向性は、議員がおっしゃるように、歴史的な大改革であり、労働界と産業界が合意でできたことは画期的なことであり、経済の好循環をさらに確実にするものであると考えております。

また、仕事と子育てや介護を無理なく両立させるための長時間労働の是正など、働きやすい社会を目指すもので、町としましても、子育てや介護などがしやすい働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

大津町におきましても、会計年度任用職員制度が導入されると、町が雇っているそれぞれの非雇用職員関連等の待遇改善が進み、民業圧迫という意見も出てくるところもありますので、ただし、町が率先してやることにより、同一賃金・同一労働という流れが民間にも波及していくのではないかなどいうふうに思っております。

この改革につきまして、担当部長のほうから大津町町内の状況と関連等についてご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明申し上げます。私のほうから経済部からみた働き方改革についてのご説明をさせていただきたいというふうに思います。

将来人口推計によりますと、2050年には総人口が9千万人前後、2105年には4千500万人まで減少すると言われております。これに伴い、労働力人口につきましては、1995年には8千万人を超えておりましたが、それ以降は減少の一途をたどり、2051年には5千万人を割る見込みでございます。このままでは、国全体の生産力低下・国力の低下は避けられないといたしまして、国が本格的に働き方改革に乗り出しました。

この労働力不足の解消には3つの対応策が考えられます。1つ目は、労働市場に参加していない女性や高齢者を含めて働き手を増やすということでございます。2つ目は、出生率を上げて将来の働き手を増やす。3つ目は、労働生産性を上げて労働力が減少しても、国全体の生産性を維持するというところでございます。

しかし、これらを実現するためには、課題もございます。

まず、議員ご指摘のように長時間労働の改善です。2013年に国連から日本の長時間労働につきまして是正勧告がされております。国際的にみても日本の長時間労働は深刻で、働き方改革で法改正による時間外労働の上限規制の導入を実施していくこととなります。

次も議員ご指摘のように、非正規社員と正社員の格差是正でございます。日本の非正規社員の待遇は正社員の時給換算賃金の約6割に留まります。欧州では8割ほどであることから、日本の格差は激しいと言えます。非正規で働く方は、先ほどまた議員がご指摘されましたように、労働者全体の約4割を占めております。もう待ったなしの状況でございます。働き方改革では、同一労働・同一賃金

の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備、非正規雇用労働者の正社員化などの取り組みの推進を掲げております。

最後に、高齢者の就労促進でございます。今の日本では、高齢者の約7割が65歳を超えても働きたいと考えていることが国の調査で判明しております。しかし、実際働いている高齢者は2割ほどに留まります。働き方改革では、継続雇用延長や定年延長を推進しております。

それでは、大津町の現状につきまして少しご説明させていただきます。まず、農業につきましては、まだまだ個人事業主が多く、農繁期、農閑期があり、長時間労働や休みが天候に左右されております。大津町では、認定農業者制度や家族経営協定により労働時間や休日を指導しているところでございます。次に、企業につきましては、慢性的な人手不足に陥っております。10月末までの有効求人倍率は、菊池管内で1.7倍と上昇しております。その中でも製造業は3.2倍で、企業訪問をしますと必ず人手不足の話になります。既に日本人の求人だけでなく、外国人の採用に力を入れている状況でございます。最近では景気がよく、仕事量が増えていますが、少ない従業員で残業させようとしても労働基準法に抵触するようなことはさせられないなど、仕事はあるけれども受注できないことがあるようです。今後は人の採用より、機械の導入を検討している企業もあります。町では、企業と連携して採用された方の住まいの相談がありますので不動産業者へつないでいるところでございます。最後に、商業につきましても人手不足は続いております。特に、昨年の震災の影響で東海大学の学生がいなくなり、バイト不足につながっております。これを補うために商工会では、少しでも生産性が上げられるように経営指導を行っているところでございます。

今後につきましては、町としましても県企業連絡協議会、JA、商工会など、多くの団体と連携し、働き方改革をさらに推進していきたいと思っております。なお、町が率先して取り組む姿勢も重要だと考えております。町職員におきましては、震災対応による時間外勤務は減少したものの、引き続き長時間勤務の是正や、子育て・介護などがしやすい働きやすい職場環境の整備などに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

つつがなく答えていただいた感がありますが、町長が答弁されました、臨時職員やそういった全体の嘱託の方々ですね、そういった人たちの改善は今後進めていかなければならないということで、国も本腰をあげているという説明であったかと思っております。実際、しかしながら、この資本主義社会において、やはりそのディフェンスだけでは負けてしまいますので、やはり企業というのは攻めの姿勢を持っているわけです。その中で、やはり労働分配率のことはわかりますけれども、できるだけ経費、企業すべてにおいて経費を計算しますんで、そのときに正規がおられたときに、足して2で割ると、正規を下げて、非正規を上げる。そしたら企業の質は、経費は変わらないという計算はどこの企業もすると思うんですよ。この役場の職員さんだって一緒ですよ。皆さん方の給与を下げて、非正規の方々を上げて足して2で割ったら、そしたら、町の資質は変わらないわけでありまして、町民の負担は変わらないわけです。というふうな計算になります。ですから、私はもう随分前から役場の職員た

るものは特化したプロフェッショナルな仕事をしなさいということをつまびき指摘したつもりがあります。それは、あなたがたは人ができない仕事をするんだと、嘱託職員では無理なんだと、そういったキャリアを積みなさいというのは、私はずっと言ってきたつもりです。ですからここにきてしまったと、私は思っております。それは皆さん方の責任でありますから、私の責任ではありません。ですから、もう国が腰を上げたということです。一番怖いのはそこですね。足して2で割る。皆さんは下がりますということです。そういったことを、ちょっと厳しいことを申し上げましたのは、やはり人手不足ということ、今部長のほうからも言われましたけれども、まさにそうなったならばどうなるかということの説明されました。もうやはりその中でも私は先ほどの質問の中にもありましたけれども、介護関係の職員の方がなかなか集まらないとか、外国の方々とかいう話も出てきますけれども、非常に危険性を感じるんですね。やはり文化の違うところから来られて、日本の文化を理解できるかということがありますので、ここが一番僕は、私は危機感を持っているところでもあります。ですから、今後も我が役場としてもいろんな形で改革を進めていかなければならない。じゃあ今現在、この全体の経済よりもこの我が役場の中において経営するもので、そういったこの長時間労働やいろんな形に抵触したようなものはないかと考えます。したら、今回、請願が出てきましたね。町営の学校におけることだと思いますが、町がつくっている学校でその時間が足りない、人が足りないというような請願であったかと思えます。ここでも多くの教職員の方が、非常に苦しい思いをされているというような請願だったかと思えます。こういった事実があるのであるならば、すぐに改善しなければならない。当たり前のことですね。これは委員会に付託されましたので、こういった審議がなされたのかまでは知りません。ただ、この中でもこの請願の中にやっぱ書いてあるのは教職員の定数改革などをやらなければ教材研究や授業準備の時間を十分に確保できないということで、労働に対するその充実した子どもたちに授業を行うことができないというようなことを指摘されておったかと思えます。そしてまた、義務教育費の国庫負担制度についてでも指摘されております。これ以上ますます状況が悪化するような、いうならば国庫負担になったならば怖いと言わんばかりのこの請願であったかなと思うわけでありまして。ですから、こういった請願が出てくること自体、町として経営はいかかなもんかなというふうに考えます。町立小学校、町立中学校ということを考えますれば、経営主体が町と、法律にきちんと準じて義務教育を行う。しかし経営はそういった形で、ここがきちんとしたマネジメントの不足を感じるわけでありまして。そういった不平不満が請願の形であがってくるということはいかかなもんかなと。まさしく理解していないと。この働き方改革をきちんと理解していないと。周りが変えてから準じてやろうというのではもう遅いんですね。こういった請願が出てくること自体、教育委員会がどんな把握をしているのか。そしてまた、町長はどういった指示をしたのかということになります。しかし、この質問を、例えば教育長にいたします。教育委員長なくして教育長だけにするとかいうときもありましたけれども、私はこういったところを一つ考えたときに思うんですよ。もう教育長に聞いてもきちんとした答えはなかなか出てこないだろうなと。やはり客観的に町長が見るべきです。町長がきちんとしたマネジメントを行って、教育委員会を支持して、そしてすくすくと大きく育つ子どもたちの教育にあたらなければまちづくりなんて到底ほど遠いということです。ですから、今

回の請願には、私は非常に期待をしておりますので、このことについては、最後に委員長報告がありますので、これをどうのこうの言うわけではありませんが、こういった事実としてあがってくること自体、非常に私はこの働き方改革を全く理解していないのかなという部分であります。ですから、今後、町長がですね、本当に経済界とともに、我がこういった公的機関もきちんと是正を行っていかないと、公務員になり手がなくなるといような形が出たらどうします。それこそ本当の自治体というものが崩壊しかねない。しかしながら、今は潰れない自治体ということで公務員は人気であります。しかし、それは未来永劫は続かないというのは、何でもですけど、歴史が物語っていますよね。必ず世の中に準じて、それよりも一歩先を行く形をつくるべきだと考えます。

以上のことを踏まえまして、この大津町できちんとしたそういったマネジメントをもって働き方改革を遂行したような形で経営がなされているのかなという疑義が生まれますので、この点について、再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の再度の働き方の改革についてご質問でございますけれども、これまで日本の歴史と申しますと、やっぱり日本侍というような、侍日本というようなことで、働くことについても根性と気合で働きながら家族を支えてきた大きな日本の社会の経済の流れがあったんじゃないかなと思います。そういういいところもありますけれども、やはり今後のその侍日本という根性がどこまで浸透していくかというのは、はなはだ厳しいような状況でございますけれども、大津町の企業の幹部の人にちょっとお話したところ、長時間労働とかいろいろ聞きましたところ、やっぱり日本の労働については大体ドイツよりも1年間にすれば1カ月ぐらい働いておるといような話ですけども、企業さんに聞きますと、やっぱり月30時間ぐらいはですね、働いてもらわないといようなこと。それは何でかという、やはりその家族の賃金の支払い関係にプラスアルファをある程度みなくてはならないだろうといようなのが経営者の気持ちもそこに含んでおられるようでございますので、そういうような中で、我々のほうも合併時期の、平成合併のあとにつきまして、人件費が非常に高くつくといようなことで、相当大津町の職員も187名近くに減らしながら頑張ってきたわけでございますけれども、そういう中におきまして、やっぱり議員から言われるように、新しい職員を採用しながらやっていく中には、やっぱりすぐ使えるかといとなかなか厳しい状況がございますので、現在については体験、経験、そういう人の採用も今考えられておりまして、我々も公務員になり手がなくなっちゃうか、町については、土木とか、建設関連の人はなかなか来てくれないといことで、去年は1人1級建築士の経験された方を採用して今頑張らせていただいております。そういう意味におきまして、やっぱり町としても小さなことをやっぱり考えなくちゃいけないなと思っておるのは、やっぱり入社式とか、4月になると異動とか、そういうような3年でぐるぐる回る希望が職員も多ございますので、やはり議員おっしゃるように、専門的な職員になってもらうっちゃうか、自分の好きな仕事をずっと続けるような、そういう職員育成も必要ではないかなといふふうに考えております。そうすることによって、何も4月に雇うんでなくして、やっぱり昔昭和の時代の終わりころに、やっぱり人員、定員の不足した、辞められた方について、そのとき補充するといようなやり方もございましたし、我々も

4月採用でなくて7月まで見てみないかというような指示もしておりましたが、やっぱり職員の働く立場になれば入ってきたとき一緒になって働きたいという、採用して欲しいといういろいろな、まだまだ社会も新入社員とか何とかというような式典があるようでございますので、いろんな形で社会のそういう流れはある程度変えなくては思い切った改革ができないだろうし、時間的にも長時間働くについても、やっぱり国がある程度時間制限を法的に決めていただけないと、なかなか我々も簡単にはいけないなというような思いをしておりますので、今後につきまして、できることから取り組みをしていかなくちゃならないでしょうし、しかし、議員心配されるように、これは今やらなくては将来に遺恨を残すようなことになりはしないかなというようなことでございますので、今後について、災害復旧とかいろいろ職員頑張っておりますので、検討しながらしっかりと今後の改革についても事務改善とかいろんな形の中で検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長は自分の経営責任、町立の学校についてのことを言われませんでした。ここはおそらく回りの方々がいろんな形についてくるでしょうが、教育は国家100年の体系ですから、ここを漏らしてはいけないということです。こういったものは、この現実として、教育現場でこういったお願いが出されるということ自体私は非常に心配しているところでもあります。そして、町長も認められます侍精神をもって世界を羽ばたいて、企業は勝ち抜いてきたんだということで、しかしながら、企業もちゃんと経営理念というものは大きくなればなるほどきちんとしたものを持っておりまして、やはりですね、侍だからといって剣を持つばかりではないんですね。剣を持って鍬を忘れずですよ。戦いの中であって田畑を耕すことを忘れてはいけないというような宮本武蔵ではないですけども、きちんと1面だけ見るんじゃなくて、全体があって成り立つんだということです。

そこで、この働き方改革について、いろんな形で守秘義務がある役場の中の仕事でありますと、なかなかテレワークとか、いろんなものに取っ付くのは難しいかと思えます。しかしながら、今から先の世の中、経済の流れを見ておまして、ちょっと心配だなと思うのが、我が熊本県知事が申し上げられますこの熊本の経済をどう発展させるかといったときにですね、やはり観光産業というものが重要であるということと言われて、非常に今回も対韓国ですか、韓国のほうも来年何月だったですかね。そういった定期便を走らせるようなそういった動きを一生懸命しておられます。しかしながら、この人手不足の中にいろんな形で休みを多くしたり、そんなことが話し合われておりますが、ただその休みが多くなったから一概にいいとは言えないという事実がありまして、その休みが多くなった分、そのサービス産業につく方々というものは、逆に労働を強いられるという形が増えてくるということです。ですから、平成から新たな元号へと移行する時期、まあ天皇陛下の退位、皇太子さまの新天皇としての即位、こういった儀礼をもう10連休とかいう話が出ておりますが、これについてネット上とか、様々なところで論議が広がっております。その間、サービス産業に従事する人は、10連休が、逆に10日間休みがないよというような形が、もう逆の部分も絶対的に出てくるわけですよ。ですから、今ではもうすぐ正月ですけども、正月のおせち料理がありがたくなってきましたね。元旦

初売りとか、サービス産業がやったおかげで、私が小さいときなんて正月三が日は病気をもらったらいけない、けがをしてはいけない、いろんな形ですね、外に出るなどというふうな時代でしたから、本当にそのおせち料理というのが毎年楽しみでありがたかったです。そういったふうに時代は変わるんですね。ですから、必ずメリットがあればデメリットも発生するというふうな形は考えておかないといけないかなというふうに思います。

ですから、今後ですね、蒲島知事のいう、そういった三次産業のサービス関係の充実というものがますます望まれるのに人が足りないというふうな逆の形が、ですから、蒲島知事が言うのとはギャップが必ず生まれてきやしないかなと。休みの日は私は働きませんというような方々ばかりになってしまったら、掛け声倒れになる可能性というものも考えられます。10連休、役場の職員いいですね、10日間も休みですかとなるでしょう。しかしながら、そんなときに仕事をする人は必ずおられるということですよ。こういったことに対してですね、配慮を持っておかないと、そこでどんちゃん騒ぎするような職員じゃ困るでしょ。いうならば、そういったときにですね、逆にボランティア活動に従事するとか、いろんなその余暇の過ごし方をその考えなくてはならないと思うんですが、こういったちぐはぐな状況も生まれかねないということに対して、町もきちんとした認識で対応しなければ、例えば10日間の連休になりましたよ、じゃあ学校でこういった催し物をしましょうと、子どもたちのためにとかいろんなことを言いました。しかし、親は双方ともサービス産業についていて両方ともいないということになったらどうします。そのお子様は非常に寂しい思いをされるでしょうね。ですから、いろんな形で出てくるというのはこういった部分です。ですから、休みが多いことは悪いことではありません。それこそ馬車馬じゃありませんけれども、そんな時代はもう遠い過去にしなければならぬと私も思います。しかしながら、それができるだけその労働時間やその価値観をみんなで共有できるような形に軟着陸させなければならぬというのが、この働き方改革がなかなか実現しないところです。ですから、その点について、町長に再度質問しますが、そういった連休、そういったものもあって県が推し進めるそういった観光産業にももちろんこの大津町も巻き込まれて人が足りないというような形になれば、うまい具合経済政策はできなくなりますよ。ということです。そのときの人材確保って、町長できますか。これを最後の3問目の質問にしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、あちらを立てればこちらが立たずというようなことで大変困ったことをございますけども、しかし、行政としてどうやっていくと、我々は今人材育成ということをしっかり育成しておりますので、そういう中で趣味を生かすというような形の中で、将来高齢になっても趣味を生かして元気で地域の仲間と一緒に過ごせる。そして、今言われたように、サービス業というのは本当に大変な仕事でございますし、その子どもとか家庭というのは犠牲になるのはもう確かでございますので、そういうのをやっぱり地域のそういう人たちが、近所の子は自分たちで育てようと、一緒に遊ぼうと、そういうようなものづくりとかいろんなものを国が進めておる地方創生、この事業をそこに各地域で生かしながら、それで地域の子どもたちとか、地域の高齢者、仲間と一緒にいけるような、そういう人材を我々はやっぱりつくっていく責任があるんだとい

うふうに思っております。何しろやっぱり人材が一番でございますので、そういう意味において、また一般質問のほうにも出てきておるようでございますけども、我々としてはそういう中で地域挙げて子どもたちを守るとか、そういう余暇とか、趣味を生かせるような形をしっかりとやっていくと経済も回ってくるんだなというような思いをしておりますので、今後については十分地域の皆さんともご相談しながら地域の活性のほうへつないでいければなというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 2問目に移ります。

1問目につきましては、そういった変化が、大きな変化が、波がくるときには必ずやアンテナをきちんと張って情報収集を怠らないでいただきたいと思います。

2問目に入りますが、地方公務員の副業について、これは1問目とリンクするものであります。その副業を認めていったらどうだろうか。公務員もそういった形で、公務員の方々もいろんな得意の分野というものを持っておられて、例えば、学生の時代からずっと野球をやったとか、サッカーをやった、逆に美術のほうをやったとかいろんな形の方がおられると思います。そういった形の人たちがですね、いろんなところで副業として収入も認められる、その特技を生かしてですね、それこそ今町長が言われた人材が不足しているいろんな箇所が見受けられると思うんです。ですから、この質問の要旨は、まあ1問目に言いました、皆様方プロフェッショナルになりなさいよというのは、この役場の仕事に対してであります。もともと好きでやっていた得意なもの、そういったものを生かしてこれがまた公益に準ずる、そういったものであるならば、日本各国見てみますれば、そういった職員に対して条例を改正してでもあらたに立ててでもですね、そういった地域貢献のために出ていきなさいと。後押しするような自治体も出てきたということです。ですから、そういったマンパワーを必要とされることをですね、やっぱきちんと押さえて、それを精査して、よしじゃあ役場のA君、君はそこに行って公共の言うならばそういった加勢をしてこいと。そして役に立ってこいと、それがまちづくりのためだぞというようなそういった条例はやはりよろしいんじゃないかなと。もう人手不足というのは明らかになったということです。そういったものを認めながらよりよき方向にこの町も進めていくべきではないかなと思いますので、この点について町長に質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の地方公務員の副業についてのご質問でございますけども、議員おっしゃるように、政府も働き方改革を推進する中に、副業の普及を目指してございまして、公務員の副業を認めることにより、公務員の更なる有効利用や人材育成にもつながるといった趣旨のご質問かと思っております。

地方公務員の副業につきましては、地方公務員法第38条第1項によりまして、営利企業への従事制限が規定されており、営利企業等に従事するためには、あらかじめ任命権者の許可を得ることとされております。営利企業等への従事としては、営利を目的とする私企業等の役員になるとか、あるいは自ら営利を目的とする私企業を営むこと、報酬を得て事業または従事することになっており、この3つの要件に当てはまる場合は、任命権者の許可が必要になります。

報酬を得て事業または従事することの中には、地域等のスポーツ少年団の指導者や専門技術の指導者として報酬を得る場合も含まれております。ただし、報酬はなく、旅費等の実費弁償を受ける場合には許可は必要ありません。職員の中にもサッカーや剣道、空手などいろいろなスポーツの指導者として活躍している職員も多くおりますが、報酬は受け取っていません。

全国的には、神戸市や奈良県の生駒市において、職員の地域活動への積極的な参加を促進し、公共性のある組織で副業につきやすくなるために、職員が職務外に報酬を得て、地域活動に従事する際の基準を定めて副業を促進する取り組みがなされております。

生駒市では、公務員という職業柄から報酬等の受け取りに抵抗があり、NPO活動や子どもたちへのスポーツ指導などの地域活動への参加を妨げる一因になっていたこともあり、今年の8月1日に、地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限の運用についてという指針を出し、職員の営利企業等への従事制限に関する許可基準を示しました。対象となる活動は、公益性が高く、継続的に行う地域貢献活動であって、報酬を伴い、市の発展、活性化に寄与する活動であることとしています。審査基準としては、勤務時間外の活動であって職務の遂行に支障をきたす恐れがないことや、報酬は、地域貢献活動として許容できる範囲などを定めておられます。

確かに、これらの少子高齢化の時代を迎え、まちづくりを進めていくうえで、町民と行政が互いの立場を認識し、それぞれの役割を担い、地域の課題を解決していくことは重要なことであると思っております。

先ほども申し上げましたが、職員の中には、スポーツなどを通じてボランティアで子どもたちの指導を行っているものもあり、そのような心を持って地域貢献活動に取り組む姿勢も大切なことであると考えております。さらに地域活動に積極的に関わるような環境整備はもちろん大事なことであると思っておりますので、生駒市などの先進事例を参考に今後検討をしてみたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

国からのそういった改革革命、そういったものを受けて町長もこういった公務員の副業についても前向きに理解されているのかなと感じました。実際、この副業というものは、一般企業からするならば、これも一つ曲者でありまして、デメリットの面をあげますれば、副業のほうに一生懸命なりすぎて本業がおろそかになるというのが一番怖いわけですね。副業をしたおかげで本業のときに居眠りして事故をやりましたとか、これが一番怖いわけです。ですから、本業は本業として、これは生業としてあなたのこう生きていく上で、また家族を支えていく上で重要なことなんだよというものを1本柱としてがつんところ私は公務員なんだという誇りを持って、それをもとに条例を理解していただいて、そんな副業が、町長が認められるような人材であって、役に立つと考えられれば許可すればいいのかなと思われまして。その職員のやる気というものを引き出すのもリーダーシップの一つだと私は考えております。そしてまた、そこで重要なのが今言ったデメリットの部分に目を走らせるのか。それとも、好きなものを人間はその対峙すればですね、新しいものを、よりよきものを吸収しようとするんです。その今まで以上にその分野でいろんな力を発揮しようと思ひ勉強するんですね。情報収集するんです。

ですから、それが強いては町のために、本業に戻ったときにそういった意欲というものを発揮していただきたい。それというのは一つの慣れですから、そういったものが本当の町長が言われました人材育成というものにつながるのではないかなとも考えます。

ですから、この点については、そのデメリットではなくて、あくまでも最終的に責任者の町長がA君、B君のうち、やはりA君はそれは非常に適任であろうと、君に副業を認めたいと思いますというようにそういった、その人にとっては壁かもしれませんが、そういったものを得て、きちんとした了解を得ているところで発揮してもらい、それをまたリバウンドで戻してもらい。そしてそれが町民全体の奉仕者たるその公務員の質を高めていくというふうに考えられればそういった取り組みも非常に必要になると思いますので、この点について、よそがやってからじゃもう遅いです。ここはです、言うならば、創造的復興というとか何かハード面だけというような気がしますよね。しかし、これはソフト面に広めたらこれはですね、みんながうらやむ大津町になるのは間違いないと、そういうふうに私は考えますが、創造的復興はハード面だけでなく、ソフト面にも必要なんだということです。ですから、今このとき取り組むべきだと思いますので、最後の質問にしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のおっしゃるように、公務員ちゅうのは、保障されておりますし、そのために住民から信頼を得ておりますので、信頼を侵さないように、やはり今後については、基準や約束事をちゃんと要綱でつくりながら職員全体の中でお話をしながらやっていけるようなことをやったりしていかなくちゃならないんじゃないかなと、そうすることによって、職員の頑張りがますます町民の皆さんの信頼を得る。また定年あとの地域でのリーダーとなって頑張ってもらえるような方向に行ってくればなというふうに期待をしておりますので、要綱関連等をしっかりと生駒市を見習いながらつくっていければなというふうに考えております。

○13番（永田和彦君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

3時20分より再開をしたいと思います。

午後3時08分 休憩

△

午後3時20分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。質問事項は、地方分権についてであります。

日本人の特質の一つは、604年に聖徳太子によって定められた17条憲法第1条、和を以て貴しとなすであると言われております。学生るときはともかく、社会人になったら周りの人と強調し、いたずらにもめ事を起こさないようにするのが日本社会の暗黙の了解かもしれません。この性向は全体でまとまって行動するときには大きな力を発揮します。一方、変化とか、改革のときには不向きによ

うです。改革には、強いリーダーシップが必要ですが、日本人は強いリーダーを独裁者といって嫌う傾向にあるようです。強いリーダーシップが発揮されたのは、明治維新と戦後のGHQ改革ではないでしょうか。明治維新は革命ですから、今までの価値観を否定して新しい社会をつくりました。残念ながらその後、五・一五事件や二・二六事件で軍部が台頭し、大東亜戦争を引き起こし、大日本帝国は滅びました。大日本帝国の末期は、よその国から見ると異常なほどの軍国主義だったのでしょうか。ちょうど今の北朝鮮のように。その後、アメリカを中心とする占領軍GHQに統治されます。GHQは、強権で日本改造に乗り出しました。その目的は、軍国主義の日本を民主的で戦争のできない国にするということだったと言われております。多くの国民が貧困であるから戦争を引き起こしたとの認識から、財閥解体、寄生地主の解体、労働組合法、農地法、農協の設立、新しい教育基本法の制定が行われました。日本は戦争に負けたとは言え、アメリカを中心とするGHQに統治されたために世界最先端の民主主義、資本主義を導入することができました。また、その仲間に入れてもらったことはラッキーだったと言えるでしょう。今、私たちはその延長にいるわけですが、時代とともに改良すべきところが出てきました。戦後政治の総決算を唱えて、三公社の民営化を実現した中曽根首相、民にできるものは民へと唱えて三位一体の改革を推進した小泉首相などは、日本人には珍しい強いリーダーシップを発揮されたと思います。

地方分権ですが、小沢一郎という政治家がいます。剛腕だが浮き沈みの激しい政治家です。30年ほど前には47歳で自民党の幹事長に就任し、本人がうんと言えればいつでも首相になれるほどの実力を持っておりました。その後は、自民党を飛び出して細川連立内閣を立ち上げたり、民主党を率いて自民党を破り、自分は幹事長となりました。党内で独裁的なやり方を批判され、急落の憂き目にあいました。現在は、自由党という小政党の党首をされております。先ほど述べたように、改革に必要な強いリーダーシップをお持ちのようですが、何かが足りなかったのでしょうか。この方は卓越した発想もお持ちのようです。自民党の中で絶頂な頃、小沢さんが官僚や身近な学者の意見を参考にして講談社から日本改造計画という本を出版しております。当時はベストセラーになった本です。その1節です。日本はこれまで欧米に追いつき追い越せを旗印に中央統制的な方法で国を発展させてきた。経済大国になった今、我々日本人は自ら新しい価値、新しい生活様式、新しいシステムを構築する必要に迫られている。これに対応するにはどう対応すればよいか。国民の潜在的な可能性、想像力を十分に開花させることである。そのためには、中央の権力を限定すべきである。本書では、これまで政治のリーダーシップを強化するにはどうすればよいかを検討してきた。現在のように、中央政府がすべてを抱え込み、すべてをカバーしながら、なおかつ権限の強化を図るのは、そもそも無理である。国民の想像力を開花させるどころか、権力に依存する無気力な国民を生み出し、日本国民の潜在的可能性を混ぜ潰してしまう。国政改革の第一歩は、国民生活に関係する分野を思い切って地方に一任することだ。その結果、身軽になった中央政府は強いリーダーシップのもとに、国家として真剣に取り組むべき問題、例えば、国家の危機管理、基本方針の立案などに全力を傾けて取り組むのである。これがこれからの時代を日本が国際社会の中で生きていく唯一の方法ではないだろうか。現行の地方制度は憲法、地方自治法、地方財政法などによって骨組みができています。ところが、肝心の国と地方の仕事

の分担についての通則、つまり一般原則のようなものはどこにも決められていない。このため、各省庁は自分たちの関係する公共施設などについて、個別に法律をつくり、国と地方の仕事の分担を決めている。国の立法権に制約がないので、各省庁が思いつくまま、いろいろな分野で法律を制定し、地方を規制しているのが実態である。しかもこれらの法律の多くは、知事や市町村長を国の出先機関のように見立て、国の権限を委任し、行使させるという形でコントロールしている。機関委任事務と言われるものだ。結局、知事や市町村長を使って国が国民生活の細部まで管理しているわけである。中央統制の手段は法律だけではない。補助金、通達、指導、監督などあらゆる手段が行使されている。こうした状況を変える最も効果的な方法が、国と地方の役割分担を明確に定める法律の制定である。地方分権基本法はまさにそれであると述べています。

地方分権一括法は、1997年7月に成立し、2000年4月から施行されております。全部で475本の関連法案でできております。一括法のコンセプトは地方分権です。もっと地方の力を強くしようという狙いからも伺われます。この目的から地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくしようというものです。一括法によって、機関事務委託が廃止されました。忙しい機関委託事務を廃止して、代わりに法定受託事務と自治事務という制度を新しく設けることになりました。法定受託事務は、国が地方に委託して事務を行わせるものです。これまでの機関委託事務の性格を受け継ぐものですが、量、項目数は大幅に少なくなっていると言われます。自治事務は、自治体が主体となって行う事務です。2001年4月に小泉内閣が成立しました。小泉政権時代に提言された、地方分権と地方財政の改革案を三位一体改革と呼びます。地方にできることは地方にという方針のもと、2004年から2006年までの3年間で地方交付税5.1兆円、補助金4.7兆円をカットするかわりに、3兆円の財源を地方に移譲しました。しかし、地方交付税の大幅な削減が地方を疲弊させたとの指摘もあるようです。地方分権で何が変わったかという疑問に、結局、子育て、介護、障がいといった社会保障の責任主体が国から地方に整備されたのだと断じている人もおります。これまでは国の責任で行うことを、国の代わりに地方が行っているという位置付けが、地方の責任で行うことになったということです。

そこで質問ですが、内閣府のホームページによれば、地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方行政団体で担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革となっております。

1、これまで移譲された事務にはどのようなものがあるか、2、旅券法に基づき事務移譲、浄化槽法に基づく事務移譲、工業立地法に基づく事務移譲の内容とそれに伴う交付金の額はいかほどか。人数を増やさなくても対応できたか、3、今後どのようなものが移譲されると考えられるか、お尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の地方分権に関する質問でございますけれども、国の地方分権が進められておりますけれども、権限移譲が行われる中に、権限に伴う財源の移譲が進んでいないことや、義務付け、枠組みの見直しなどが行われ、法律で条例に委任されている事項が増えてきたところであります。参酌すべき基準やしたがうべき基準など、法律で縛られている部分が多く存在していると

ころです。根本的には、国がすべきこと、地方がすべきことなど、なかなか不明確な部分も多く存在しているのではないかという思いをしているといころです。

この地方分権改革で、今一番必要であると感じていることは、やっぱり地方分権を担う財源、国に十分に確保していただきたいということです。

やはり、何をやるにしても人と金が必要であり、お金があれば地方分権を担う人材も確保できますし、住民の方の要望にも十分応えられるのではないかと思います。国もお金がないようですので、地方分権の受け皿として広域的な取り組みを進めていく必要があるかと思っております。

いずれにしても、今後とも地方分権改革が進められていくことは確かでございますので、しっかりと受け入れができるよう、人材育成などの体制を整えていかなければならないと考えております。

これまでの権限移譲につきまして、担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 権限移譲改革等に伴う大津町の状況等についてご説明いたします。

熊本県から移譲された事務でございますが、議員ご指摘の3事務以外に、地方自治法に基づく事務として、市町村区域内の町・字界の変更の届出の受理及び告示に関するものや、鳥獣の保護等に関する法律に基づく事務として、有害鳥獣、愛玩用鳥獣の捕獲許可に関する事務、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務として、同法第2章に基づく届出等に関する事務など、全部で20項目ございます。この権限移譲に係る事務に対する交付金の総額は、平成29年度で153万9千円となっております。

ご指摘の3事務について、もう少し詳しくご説明申し上げます。

旅券法に基づく事務につきましては、パスポートの申請受付・交付等に関する事務でございますが、この事務は、現在県内全市町村で移譲が済んでいますが、大津町では、平成23年10月3日から開始しております。平成28年度の実績としまして、新規発給、切り替え発給、合計で885件、記載事項の変更が13件、査証欄増補申請が6件で、合計904件となっております。

住民課で事務を行っていますが、新たな事務が増えたということで、平成24年度から臨時職員を1名増員して対応しているところです。

権限移譲交付金については、前年度の実績により交付金が決定されますが、先ほどの取り扱い件数904件に対して、平成29年度の交付決定額は68万3千606円となっております。

パスポートの申請は、直接住民の方が申請されますので、より身近な市町村の役所で手続きができるようになったことにより、サービスの向上につながっているものと思われま。

次に、浄化槽法に基づく事務でございますが、事務の内容は、浄化槽設置及び変更届出書などの受理に関する事務、及び維持管理に関する指導・助言などでございます。平成28年度の実績としましては、浄化槽設置及び変更届出書が46件、法定検査結果通知書が12件、使用開始報告書が22件、浄化槽管理者の変更報告書が2件、使用廃止届出書が26件など、合計で163件、これに対する権限移譲交付金は23万669円となっております。なお、平成28年度は、熊本地震に伴い、浄化槽法第11条に基づく法定検査の適正な受験の勧奨通知の発送を中止したため、平成27年度の交付金

額44万2円より少なくなっているという状況でございます。

この事務に対して、新たに人員を増やして対応してはませんが、担当課からは元々の担当事務も年々増加しており、人員の基本的には業者の方が代行されますので、直接住民の方のサービス向上にはつながっていないのではないかというふうに思っております。人員のほうも不足しているというような担当課からのご意見です。

次に、工事立地法に基づく事務についてでございますが、事務の内容は、届出義務対象業種である特定工場の新設・増改築等を行う際の事前届出書の受理に関する事務で、平成29年度の実績としては、変更の届出書の受理が3件、期間の短縮に関する申請書の受理が3件、合計6件で、これに伴う権限移譲交付金は、12万9千414円となっております。

メリットとしましては、届出書を提出する際に企業が県庁へ行く必要がなく、町としましては未提出企業の把握がし易く、提出漏れの可能性が低くなることや、書類のやり取りを通じて提出企業の情報収集にもつながっております。この事務については、町にもメリットがあり、事務量もそれほど多くないという状況でございます。

このように、直接住民サービスが向上したものや、直接にはつながっていないものなどがありますが、いずれにしましても、移譲された事務量に対し、交付金の額が少ないように見受けられるところでございます。

人員の増員については、パスポート申請に対して増員したほかは、特に増員を図っておりませんが、担当課からは、人員配置の見直しを求める声もあるところでございます。

最後に、今後どのようなものが移譲されると考えられるかということでございますが、熊本県は、これまで3回にわたり権限移譲推進指針というものを作成し、権限移譲を進めてこられました。

最新の指針は、平成25年3月に策定され、移譲対象となっております事務は48事務あり、さらにこの中から重点的に移譲を進める事務として7事務が挙げられています。このうち、大津町には関係のない港湾関係事務が2事務、また、火薬類に関する知識が必要な事務が2事務ありますので、残り3事務ございますけど、そのうち2事務については、既に権限移譲を受けております。残りの1事務でございます。2ヘクタール以下の農地転用の許可等に関する事務につきましては、県内の町村で受け入れ実績がないことから、受け入れを現在留保しているというような状況でございます。

また、重点事務以外の事務についても、例えば、旅館業の営業許可等に関する事務については、公衆衛生に関する一定水準の知識が必要であったり、専用水道の指導監督等に関する事務については、薬学、土木、衛生工学等の技術を有することが望ましいなど、専門性が求められる事務も多く存在し、すぐに移譲を受け入れられる状態ではないのが現状でございます。

このような状況は、大津町に限らず、他の町村でも同様のことであると思われまので、今後権限移譲を進めていくためには、広域連合等で広域的に取り組むなど、新たな方策が必要であり、また、専門的な知識、資格を持つ職員の確保が必要であると考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 地方分権の実態はあまりにも広範囲にわたっておりまして、その一つ一つ見ていくなれば、少しずつのその負担がかかって、多くなっている。しかし、それに対して交付金自体はそれに見合っていないんじゃないかというふうなのが、その実感だと思います。それほどこの市町村もそういうふうに思っていると思いますけども、先ほどですね、その町長がおっしゃいましたように、結局、財源を手配してくれないと先へ進まんよと。人材育成は進めるけどというふうなことが本音じゃないかと。それから、また当分その広域で対処していかないとなかなか難しいのではないかと、こういうことだと思います。機関委任事務の廃止など、一定の成果は上げたが、結果としては、地方集権の岩盤に関わるようなことはなかったと、現在まで。というふうな評価が評論家の中では多いようでございます。

先ほどももとの発想というか、計画、小沢さんのことを、考え方とかいうのを読みましたけども、あれにいくと、その岩盤に関わるようなことがその国のほうでもですね、成果が期待できるというふうに書いてあったけど、なかなかそこまでいってないというふうな、細かいところだけだというのが実態のようでございます。

これについては、今後ですね、私のほうも今少し勉強してやっていきたいと思います。

第2問目に入ります。

職員の相互交流についてとなっておりますが、職員の相互交流につきましては、以前から近隣の市町村とですね、交流もやっていたということございまして、私はここでですね、職員の県外相互交流というふうに訂正させてもらいたいと思います。打ち合わせのとき、執行部にはそのように伝えてございます。県下で人口が増加しているのは、大津、菊陽、合志です。先だって、新庁舎建設特別委員会で山鹿市と玉名市にまいりました。ともに年間400から500人人口は減少しております。こういうところの振興総合計画はどのように計画されるのか、私は心配でなりません。たまたま大津町は人口が増加しているから将来の夢、希望が語られると思います。町が拡大しているということは、将来の投資ができるということでもあります。議員の中には、費用対効果の観点から性急に結果を求める方もいらっしゃいますが、人材育成は5年先、10年先に徐々に効果が出てくるものであると思います。観光協会もまたしかりです。大津町の発展を目指すならば、広い視野を持った人材を育てること、情報の収集は大事なことでございます。

1、職員を県に派遣しておりますが、そこではどのような仕事をされているのでしょうか。2番目、職員の県外町村との相互交流を図る計画はないか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の職員の相互交流による人材育成関連についてのご質問かと思っておりますけども、町の発展のためにはやっぱり職員の人材が一番でございます、非常に重要なものと考えております。町政の大きな柱の一つとして取り組んでいるところであります。

近年の社会情勢の変化や多種多様な行政需要に応じていくためには、更なる高いレベルの職員の能力が求められております。地方分権により、市町村の果たす役割はますます重要となっており、その担い手である職員の意識改革や能力開発も推進していくことが求められております。

そのような中で、大津町人材育成基本方針において、求められる職員像を定め、また、階層別に求められる役割・能力を示し、人材育成の進め方についての取り組み方針を定めております。

現在も、熊本震災後の対応など、限られた人員の中で職務を行っておりますが、これまで県への派遣については、以前から継続的に行っており、今年度は県職員との交流ということで1名ずつ職員を交換して、研修を行っているところであります。

また、国への派遣も数年前に経済産業省へ派遣しておりましたが、派遣した職員も国の機関で働いたことにより、大きな成長が見られ、その後も国とのパイプが確保できるなど、大きな成果が上がっております。

本年につきましても、今町村会と相談しながら九州農政局との交流の関連を検討させていただいております。

また、災害時の相互応援に関する協定を結んだ大津市とも、今後、職員の交流などについても進めたいと考えているところであり、このように、職員の相互交流については、関係機関との人脈づくりや情報の収集をはじめ、人材育成の観点からも充分効果があるものと考えており、今後も引き続き、長期的な人材育成の視点で進めてまいりたいと考えております。

状況等につきましては、担当部長のほうからご説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 職員の派遣の現状につきまして、説明をさせていただきます。

町の人材育成基本方針におきまして、人材育成を進めていくための職員研修を、職員自らの意思で自主的に取り組む自己啓発、日常の職務を通じて学ぶ職場内研修、職場を離れて行う職場外研修の3つに分けて取り組みを進めているところです。

現在、職場外研修として、2年間、29年度から30年度までの人事交流ということで、熊本県庁市町村課へ職員を派遣しております。

派遣先での職務内容ですが、現在、派遣している職員は、市町村課の税制班に配属されており、固定資産税、国民健康保険税、交付税の担当として、熊本県下の各市町村からの問い合わせなどの相談を受けたり、交付税検査を実施するなど、県下各自治体への助言、指導を行っております。また、国からの情報収集に努め、県下自治体への情報提供など国とのパイプ役としての任務を行っているところです。

今回の派遣にあたり、職員自身、県域全体での町の位置づけや他の市町村の状況など広域的な考えを持つことができ、幅広い視野を持った職員の育成ができるものと期待しております。

また、派遣期間を終え、町で仕事をする上でも、県において培った人脈が、その後、大いに生きるものと考えております。

次に、他市町村との相互交流についてですが、平成14年から16年にかけて、菊池地域の市町村において人事交流を行い、旧合志町や旧泗水町、菊陽町へ職員を派遣した経緯がございます。

この人事交流により、市町村間の交流を深めることができ、また、他の自治体の状況を身をもって感じるにより、職員の資質の向上はもちろん行政能力の向上につながったものと思われま

先ほど町長が申しました、経済産業省への派遣につきましては、職員の成長はもちろんのこと、町が進める事業において、国の補助事業などの情報を入手することができ、総合体育館の地中熱利用など、新エネルギー推進にも大きな効果があったところでございます。

大津市との職員交流につきましては、7月に大津市との協定を締結する際、大津市の総務部長とお話をさせていただいたんですが、そのとき、職員の相互交流についても話をしまして、8月に2名の職員の方が大津市から、熊本地震について、1週間ほど大津町のほうに研修に来られた経緯がございます。

今後は、大津町からも大津市へ短期間の研修も含めて交流ができるよう検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、昨年の震災の際に、大阪府や大阪府間の市町村からたくさんの応援職員が来ていただいております、その後、職員同士の交流も続いているという話も聞いておりますので、大阪府をはじめ、他の自治体との交流についても、機会があればやっていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 自分の勤める自治体の魅力や長所には以外と気がついておりません。よそから来た人の目線を知ることで新しい発信があり、また、両者が元の職場に戻ったときには、派遣先から持ち帰った新しい文化や発想が根付くことも考えられます。さらに、その後、もし進むことができたならば、公務員が民間と交流するシステムもございます。国と民間企業との人事交流に関する法律というのがございまして、公務員が効率的な民間の経営手法を学ぶことで公務の効率化に資することと、民間人登用により、行政組織を活性化することを目的として、平成11年に成立した法律でございまして、通称、官民交流法と呼ばれております。今後ですね、その交流が進んでいったならば、さらにそこまで、民間との交流まで進めていかれたらいいなと思っておりますのでございます。

3問目に入ります。

人は生まれてから二十歳で成人し、結婚して家庭を持つ、子どもを育てるために懸命に働き、あるいは家庭を守り、今ならば65から70歳からは孫の成長を見守り、自分の好きな時間を過ごす、このような流れが普通の多くの人の人生かなと思うところでございます。しかし、困難な出来事が常に襲いかかります。ケガ、病気、家族や友達の死、人間関係、いじめ、貧困、仕事での悩み、地震、台風、水害などの自然災害等々です。日本では、年間3万人を超える人が自殺に追い込まれております。精神的に強く生きる。これが生きる上で一番大事なことではないでしょうか。第二次大戦で生き残った90歳を超えた方々が固く閉ざした口を開いて後世に自分の体験をテレビの画面を通じて伝えようとしております。東南アジアでのインパール作戦、補給船を無視した作戦で2万6千人の日本兵がなくなっております。最後に頼りになるのは自分だけです。シベリアに抑留された人たちもまたわかりです。自主独立の精神を養う、私はこれが本当は教育の原点だと思っております。それがわかった上での質問でございまして。

今、日本の児童生徒は、優しさの中で生活していると思います。しかし、歴史的にみて、この平和

がいつまで続くかわかりません。勉学の面から述べるならば、それぞれの能力、習熟度に応じた教育をするべきだと思います。それが強い個人をつくり、将来のためになるのではないのでしょうか。学生のおときはもちろん、社会人になってから論理的な考え方、話し方、文章の書き方は大事でございます。その基礎は算数、数学、国語です。現在の習熟度に応じた授業をしたほうが個々の児童生徒の理解を深めると思います。効率的にみんなが楽しい授業を受けられるようになって欲しいなと思うところでございます。

1、大津町の現況はどうか、2、近隣町村、熊本市、東京他主だった都市の現況はどうか、3、設置をする時に障害はあるのか、4、習熟度授業についての教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員の習熟度別授業についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、児童生徒の個に応じた指導の重要性につきましては、町教育委員会といたしましても十分に認識をいたしておるところでございます。

特に、一斉指導だけでは学習についていくことに困難さを覚えている児童生徒に対する指導は、学力を保障していく上でも大切であるというふうに考えております。

また、発展的な学習を行っていくことももちろん大切であり、その両面において個に応じた指導の重要性を感じているところです。

現実に大津町の小中学校でも習熟度別、あるいは少人数授業というのが行われております。そういった大津町の実況、それから他市町、まあ東京都あたり財政力もだいぶ違いますので、このあたりと違うような方向もあるかと思っておりますので、そういう点も含めて担当部長のほうから説明を詳細にさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、最初に、現在の町の状況等について説明させていただきます。

議員ご指摘のとおり、日々の授業の中で、習熟度別指導等をはじめ、個に応じた学習指導の重要性につきましては、町教育委員会としましても十分認識をしているところでございます。

本町の小中学校における習熟度別指導や一つのクラスを複数の担任教師が指導を行うティームティーチング指導等を行う教員である指導方法工夫改善加配教員の配置につきましては、それぞれ学校の児童生徒の実態にあった学習支援ができるように配慮をしております。

小学校におきましては、大津小学校、美咲野小学校、室小学校の3校で、また中学校においても、大津中学校、大津北中学校の2校ともに配置をしております。

具体的には、大津小学校では、5・6年生の算数で習熟度別指導を、3・4年生の算数では、一つの学級を複数の担当教師が指導を行うティームティーチング指導を行っております。美咲野小学校におきましては、4年生から6年生の算数におきまして習熟度別指導を行っており、室小学校では、5・6年生の算数でティームティーチング指導を行っております。

中学校では、大津中学校の1・2年生の数学と英語において少人数指導を、また、大津北中学校では、3年生の数学と英語において少人数指導を行っており、学校の実態を考慮し、指導方法の工夫改

善を図っているところでございます。

配置されている学校は、1学級の児童生徒数が多い学校で、個に応じたきめ細かな指導ができるよう小中学校双方で1学年2学級以上の学校での配置となっております。年度ごとにその年の児童生徒の学力や学習状況等を十分に把握し、どの教科に課題があるのか、どのような力をつけていくことが必要なのか等、各学校の学力等の実態を把握分析し、各学校と教育委員会で十分な情報交換等行って配置をしているところでございます。

次に、近隣自治体、熊本市、それから東京等人口密集自治体の現況についてご説明いたします。

県内の近隣自治体におきましても、本町の状況と同じように1学年複数の学級が存在する学校、中規模以上の学校に配置されている傾向がございます。先ほど教育長からもありましたが、本町を含め周辺自治体の指導方法工夫改善加配教員は、毎年各学校の実態に応じて県へ配置の申請を行います。その申請をもとに、県のほうで全県的視野に立った配置がなされているというところでございます。市町村独自で配置を行っているのではなく、他の教職員同様、県費負担教員による配置が行われているというのが現状でございます。

財政規模が大きい首都圏の自治体の状況をみますと、東京都の特別区である杉並区におきましては、今年度、区独自で83名の教職員が採用されており、小学校の算数で少人数指導が、理科においては理科専科教員を配置してのチームティーチング指導が行われております。その他、通常では、1年生・2年生においては35人学級、3年生から6年生においては40人学級に1人の教員配置となりますが、1年生から6年生において34人学級での配置とし、少人数指導での効果をより高めるような配慮がなされております。

また、品川区におきましても、区独自で今年度24名の教員が採用がされておきまして、その中でチームティーチング指導もなされているというところでございます。しかし、全国的に政令市を除いた財政規模が小さい市町村におきましては、独自配置は厳しい状況がございます。

指導方法工夫改善加配教員は、先ほども申しましたとおり、県費負担教員での配置がほとんどになりますので、申請をしたとおりに配置されるわけではございません。県教育委員会では、全県的な学力充実につながるよう配置をされているようですが、限られた予算での配置となり、申請自治体や申請した学校の要求どおりにはならないというのが現状でございます。

もちろん、指導方法工夫改善加配教員の増員につきましても、県や国に要望を行っております。また、同時に、配置がなされた教員の具体的な運用方法等につきましても、より効果的な方法を模索してまいりたいと考えております。

次に、今後の習熟度別指導等、指導方法の工夫改善を含めた町教育委員会としての方針についてご説明いたします。

議員が言われますとおり、習熟度別指導等の指導方法工夫改善加配教員の配置につきましても、本町におきましても重要な位置づけであることは認識しております。今後も継続し配置申請を行っていくと同時に、児童生徒がいかにか意欲的に学習に取り組み、授業での達成感を感じ、次の学習への学習意欲へとつながるよう、更なる指導方法の工夫改善を図っていこうと考えております。

平成32年度から新たな学習指導要領に基づいた教育が始まります。今後、子どもたちが成人して社会で活躍するころには、日本の社会全体が厳しい挑戦の時代を迎えていると予想され、労働人口・生産年齢人口の減少、より急激な少子高齢化・グローバル化の進展、絶え間ない技術革新等による社会構造や雇用環境の変化、人工知能の進化などが予想されております。

そうした時代の変化に耐えうる教育の充実が必要であり、新学習指導要領では、「何ができるようになるのか」・「何を学ぶのか」・「どのように学ぶか」・「子ども一人一人の発達をどのように支援するのか」等が求められております。

このような課題を解決していくためには、習熟度別指導等を含めた指導方法の工夫改善の中で、個に応じたきめ細かな指導はさらに重要になってくると思われまますので、本町の児童生徒の実態を踏まえ、今後更なる研究を行ってまいりたいと考えております。

さらに本町では、町独自でそれぞれの児童生徒に個別に対応できる非常勤の学習支援指導員や生活支援補助員、特別支援補助員を任用しております。今後、それらの職員により、より効果的な学習指導がなされていくよう配置運用の仕方や県費負担教員との連携のあり方等にも研究し、児童生徒の学力充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） やっぱ教育もですね、やっぱ財政のよいところは人材を確保できるということで、地方においては非常に残念ですけども、熊本県も大津町もその財政豊かな自治体になるよう頑張っていくしかないですね。躍進する大津町、教育の分野でも最先端を目指してほしいと思います。終わります。

○議長（桐原則雄君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後4時08分 散会

本 会 議

一 般 質 問

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山部良二君。

○2 番 (山部良二君) 皆様、おはようございます。議席番号 2 番、山部良二が通告にしたがい一般質問をいたします。

今回は通告書に記載のとおり、2 点の質問を行います。1 点目は、熊本地震による大津町個人所有被災文化財等の復旧復興のとりくみは、2 点目は、日本の貧困問題 求められる地域の役割について問います。

それでは、1 点目に入ります。

大津町振興総合計画の中に、文化活動の活性化と文化財、文化財伝統文化の保全と活用の中で、歴史を活かしたまちづくりを推進するとあります。もちろん被災された方々の生活再建が最優先ではありますが、大津町は歴史と文化の町です。熊本地震により、大津町の文化財や歴史産業遺産と言われるものも大きく被害を被りました。旧 5 7 号線沿いの古い由緒のある建物が相次いで取り壊され、旧道は様相が変わりつつあります。また、この間、参勤交代の史跡であった清正公道は埋められている現状です。物の豊かさから心の豊かさへの転換が求められている時代となり、政府や各自治体、企業、NPO が文化財を資本として捉えることが潮流となっている中で、大津町は文化財や産業遺産をどのように復興しようと考えているかについて、基本認識をお伺いいたします。

毎年、世界遺産登録の話題となることもあり、近代産業遺産に対する関心が高まっています。これらは文化財の経済効果をまちづくりに積極的に活用しようという動きであります。これまで忘れてきた文化財だった近代産業遺産を地域資源として見直し、現在によみがえらせる。その挑戦が全国で始まっています。熊日新聞の夕刊の一筆コーナーに 7 月から 9 月にかけて連載されたように、大津町は歴史と文化の薫り高い町です。全町にいたるところに縄文、弥生時代の遺跡が発掘され、参勤交代の宿場町のなごりがあり、加藤清正親子が手掛けた上井手川が流れ、水車を動力源とする製油、製粉、製材が町の産業発展に貢献してきました。こうした大津町の産業遺産、文化財にスポットをあてたまちづくりに本格的に着手する時期にあると考えております。

熊本地震は甚大な被害をもたらしましたが、この地震からの復旧復興をそうした視点を取り入れて成し遂げていくべきだと考えております。熊本地震で棄損した町内に点在する経済資源としての近代産業遺産を修復し、保全し、地域の活性化策に結び付ける取り組みが今問われていると考えています。これを踏まえて、次の3点についてお伺いいたします。

大津町振興総合計画の中で、住民の歴史・伝統文化への関心を高め、文化財の保護と活用の体制及び施設の整備が必要とうたっています。民間の未認定、未登録の文化財にも支援が必要ではないでしょうか。

2点目です。大津町にある現存する動力水車は、大津町の子どもたちには生きた教材で、水車の町の象徴ではないでしょうか。官民で協力して存続するべきではないでしょうか。

3点目にいきます。産業遺産として認定されていなくても、歴史的建造物であると考えられます。産業遺産等として認定されるよう、アドバイス等々積極的に行っていくべきではないでしょうか。なお、産業遺産等の中には、登録有形文化財も含まれます。

以上、3点について見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山部議員の熊本地震による大津町個人所有被災文化財等の復旧復興へのとりくみはとのご質問にお答えをいたします。

昨年の熊本地震では、県下でも数多くの文化財が被災したところであり、町内でも指定文化財のほか、未指定の文化財が被災をいたしました。被災した民間の文化財の復旧支援につきましては、現在、国や県の事業が活用され、大津町でも数件の建造物がこれに該当し、復旧の手続きがすすめられているところです。現在、町としては、手続きのお手伝いをさせていただいておりますが、未指定の文化財に対する独自の復旧支援は行ってはおりません。

次に、水車の件についてですが、町内にはいくつかの水車が動いており、現存する水車は、大津町が水車を活用した時代に、この地域に根付いた産業の姿を伝えるものとして、子どもたちの歴史教材としても重要な構造物であると認識をいたしております。

町が指定文化財として指定する場合は、町として大切に保存すべき文化財かどうかというところを判断しながら指定をしているところです。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、説明させていただきます。

熊本地震により被災した町内の文化財の復旧につきましては、文化財ドクター派遣事業を活用して、施設の復旧に向けた支援を行っております。これは、県の調査のあと、歴史的価値のある建造物と判断された場合におきまして、国の登録文化財として未登録の際は、所有者が登録を目指し、その基準にあった修理をするということであれば、県の復興基金から復旧工事費の3分の2の補助を受けられるという事業でございます。現在のところ、町内で4件が該当し、町を通して手続きを進められているところでございます。

次に、国の文化財登録制度についてでございますが、文化財登録の選考基準としましては、築後50年以上が経ち、歴史的景観や構造に優れ、再現が容易でないものという国の規定を基に判断されております。

国の有形文化財としての登録につきましては、所有者からの登録希望、自治体・国・専門家による調査を経て、登録候補として選定されれば、国の審議会で審議されるという流れになっております。

次に、町指定文化財として指定する場合は、先ほどの国の基準を参考に、町として大切に保存すべき文化財かどうか、しかもそれが開発等により壊される危険があるものかどうか等を判断し、文化財保護委員会での審議や関係者の同意を経て町教育委員会が指定しているところでございます。

大津町における文化財としての水車とは、先ほどの国の基準に合致した施設で、実際に古くから使われたもので、かつ生産の中で動力を媒介し使われた水車と理解しておりますので、将来的にも文化財として町で指定できる可能性がある水車はごく限られたものであると考えております。

ただ、町の歴史等を学ぶ重要な機会になりますので、歴史を活かしたまちづくりの一つとして、行政としてのアドバイス等については、そういった支援については可能だというところで考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。山部議員のご質問にお答えしたいと思います。

大津町には、昔、町内全域で多くの水車が点在して、町の産業の育成に努めてきたものであります。今では数少ない貴重なものだと思っております。水車を動力として産業育成に行われてきたものでありますけども、一般的には精米所での動力として主に活用されており、中には、製材所や製油所などにも使われておる水車でありまして、この水車におきましての重要なものであるということは、もう十分認識しております。水車の復旧についてご質問でございますけれども、個人所有の水車の補助は今のところやっておりませんし、しかし、昨年の震災で民有地を流れておりました水路が陥没し、ご迷惑をおかけしておりますので、本来通るべき公共用地に水路を付け替えることができないか、今復興基金などの補助で検討をさせていただいております。

山部議員が言われるように、水車は、子どもにとっては生きた教材でありますので、町といたしましても、文化財の保存活用というようなご指摘を受けておりますように、水車をはじめ、上井手沿いの参勤交代の街の復活に、町として努めておるところであります。その区間、上井手沿いに集約するちゅうのは、昭和園から大松山公園間において、神社仏閣、神社にしては7つ、あるいはつつじ園は3つあるという素晴らしいこの区間を生かす、そこには議員おっしゃるように、加藤清正の石の文化も眠っておりますので、このようなものをしっかりと生かしながらやっていきたいというふうに思っております。その間、補助事業関連等を取り組みながら、今現在、去年は手永所跡地をつくっております。そしてまた、今年度は年禰神社の一角、元大津町の公民館跡地に水車を今つくらせていただいております。また、鶴口の橋近くにおきまして、橋の改修を計画しておりますので、その周辺についても地蔵さんや、あるいは上大津にある米蔵関連等の事業を集約できればなど、これについても何

らかの補助事業を持ち入れながら一つ一つつくっていけばなというふうに考えておるところでもあります。

そういう中で、中町にありました馬繋ぎ場の石柱は、前あそこは庄屋でございましたので、現在でいうやっぱり駐車場的な役割で馬車とかそういうものが来る場所で、石柱、馬繋ぎ場があったんじゃないかなというふうに思います。中町関連と鶴口関連等にいろんな行政関係の建物もございますし、しかし、あの道筋には、やっぱり道が、大きい道4メートル幅、両サイドに1メートル以上の掘りが両方あり、その両サイドに大きな木を植えられて馬を繋いでおられたんじゃないかなというような思いをしておりますので、そういう町の昔のものを一つ一つこの区間に集約して、子どもたちの歴史を知る、あるいは町内外の皆さんが駅から歩いて大津の上井手沿いを歩いていただければな、歴史を知っていただければというように思いをしております。そういう思いで、歴史伝承館もそういう意味においてつくらせていただいております。もちろん、交流センターについても、町内外の皆さんが集合しながら、そこで茶話会でもというような形で、前はあそこに水車をつくりながら杵を打ったりするその大きな水車関係等動かして物をつくる、特産品を活用できればなというように思いで、県の上井手関連の事業でお願いしようというように形でおりましたけども、上井手の危機管理の関係を優先されるということで、つくることができませんでしたが、現在のような状態になっておりますけども、上井手沿いの地域については、しっかりと昔のものを生かすように今後取り組みを、時間はかかりますけども、やっていけばなというふうに考えております。そういう意味におきまして、大津町の歴史的なものはそういう中でつくらせていただければ。もちろん水車の引き込みの洞穴ちゅうか、そういうのも後迫のところにもありますし、塔町の界限にもありますので、これも何らかの形で利活用ができるようなことを今後検討していけばなというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） おはようございます。ただいま町長から答弁がありましたように、大津町には明治初期から70カ所を超える水車がありました。精米、製粉はもとより、大津町の特産品であります銅銭糖の材料でありますらくがん粉の製造や揚水のための水車も存在したということでございます。

また、現在、町が建設中の水車は、今月中には完成の予定で、水車の直径が5メートル、搗臼や水車の歴史を表示した銘板を設置する予定でございます。子どもたちの学習の場や上井手周辺の散策の一つとしての観光面での利用を考えております。今後様々な活用方法を検討していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 建設的な答弁だったと思います。もし、現存する水車、彦しゃん水車やカフェ水車物語の水路からなる石積みや建造物が登録有形文化財等に登録された場合には、何度もいいですけども、大津町振興総合計画の中に、歴史を活かしたまちづくりを推進するためには、文化財の保全と活用は必須ではないでしょうか。子どもたちや町民のため、豊かな風土の中で守られてきた地域固有の文化遺産を伝承していくのが私たちの務めではないでしょうか。今後もこの問題につきましては、引き続き問題提起していきますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の日本の貧困問題 求められる地域の役割に入ります。

今、日本の相対的貧困率は15.6%、子どもの貧困率は13.9%の子どもたちが貧困状態におかれている現状です。前回調査より2.4ポイント低下し、12年ぶりに改善してはいますが、それでも貧困状態にある子どもは7人に1人という現状です。経済的困難な家庭の子どもは、大学等に進学するために奨学金を利用し、その返済でさらに生活苦に陥り、結婚、出産、子育ても諦めてしまう若者が増えています。そして、労働者派遣法等の労働分野規制緩和による雇用の劣化で非正規雇用が4割近くまで増え、若者の多くは長時間労働、低賃金は当たり前という状況であり、将来の低年金、無年金等の問題が懸念されているのではないのでしょうか。生活保護受給世帯は減少傾向にあるものの、高齢者の単身世帯は増え続けており、ここ10年に倍になっております。また、女性もDVや男女賃金格差、低賃金ですべての層で貧困と社会的孤立が広がっています。

安倍政権が一億総活躍女性が輝く社会と華々しくうたうのであれば、すべての世代層に格差や貧困が拡大している現状を健全な状態にする義務があると考えます。格差、貧困、社会的孤立の拡大に対し、全国の自治体でも手をこまねいているわけではなく、貧困の連鎖を断ち切るために相談事業、就労支援、家計相談支援、子どもの学習支援等を盛り込んだ生活困窮者自立支援法が2015年に施行され、今年で3年目を迎えます。

また、熊本県でも子ども貧困対策計画に基づき、子どもの生活実態調査が行われ、貧困の現状が見えるようになり、より効果的な対策や立案ができるのではないのでしょうか。

また、全国的に見ても労働者福祉協議会や企業、福祉事業団体等において、子ども、若者支援、子ども食堂やフードバンク、就労支援、子育て支援等々の様々な事業が各地で増えております。熊本でもフードバンク熊本やフードバンク玉名があり、中でもフードバンク玉名は、行政主導で市の健康福祉部プラスサポート課で取り組んでおります。目的は、社会にあふれるもったいないをありがたいに変えるべく困窮状態にある方の今日を支えるとともに、新しい地域づくりと企業等の社会貢献を手助けし、誰もが安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としてフードバンク事業に取り組むとあります。まさに官民協働の支援体制ではないのでしょうか。本町でもフードバンクを地域の仕組みとして定着させ、食を通じて人の縁を結び、お互いが助け合う、困ったときはお互い様な全うな社会づくりに目指すべきだと考えています。そして、そのことが私たちが暮らす大津町のあり方を改めて見直すきっかけとなり、もったいないをありがたいに変えることが当たり前の社会になることを、私は強く切に望んでいます。

以上を踏まえ、少し多いですが、7点について質問したいと思います。

1点目は、大津町における子どもの貧困の現状と支援は。

2、生活困窮者自立支援法施行3年目の現状と取り組みは。

3点目は、大津町における子どもの貧困の実態は、ほとんど把握できていないのではないのでしょうか。それゆえ、貧困がないがごときの発言が見受けられ、有効な対策を打ち出せていないのでは。今回、県では、子ども貧困対策計画に基づき、子どもの生活実態調査が行われました。今後、調査結果を市町村にデータを提供することで、地域の実情に応じた取り組みが実施され、地域福祉の増進に繋

がるとあります。このことについて見解を求めます。

4番目は、日本のひとり親世帯の貧困率は50.8%で、全世帯での相対的貧困率は15.6%で、世界で6番目に高く、母子家庭の84.8%が生活が苦しいと回答しています。大津町のひとり親世帯数と現状を教えてください。

5番目は、ふるさと寄附金制度で、寄附を「子どもの貧困対策」「子ども食堂」支援に寄附を募ることを提案したいと思います。

6番目は、日本の食品廃棄物、年間1千800万トン、食品ロス（食べられる食料）企業から300万トン～400万トン、家庭から200万トン～400万トン。このことから、企業・NPO法人等様々な協働によるフードバンク活動の推進を提案します。この場合の食品ロスは、廃棄する弁当等ではなく、賞味期限が残り少ない食品等を指しております。自治体が音頭をとり、強力で推進していくべきではないでしょうか。

7番目です。近隣自治体と連携し、フードバンク・子ども食堂・子ども宅食等の支援・推進を官民の力で結集し、貧困に苦しむ子どもや孤食の子どもたちに食事を提供する取り組みを提案いたします。町の見解を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山部議員の質問にお答えしたいと思います。

近年、住民生活の中において、疾病や障害、介護、子育てなどのそれぞれの人生の段階において様々な課題が複雑に絡み合い、個人だけでなく世帯全体の課題となって、総合的に支援が必要な世帯が増えてきております。

町に相談に来られる方も、高齢者世帯や若者の世帯、ひとり親世帯や子育て世帯など、各年代からの多種多様な相談がっております。

その中で、生活の基盤である経済面が課題となっている家庭からの相談件数は、県内町村の中でも菊池圏域は高く、県や社協などの関係機関と連携をとりながら支援を行っているところです。

大津町における生活保護世帯は163世帯中、18歳未満の子どもがいる世帯は16世帯で28人の子どもさんが生活保護対象となっております。その他にも、生活保護は受給していない、いわゆる生活困窮世帯からの相談の中にも子育て世帯がおられるのも現状ですが、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、多方面から支援を行っているところです。

しかし、これら住民の課題解決のためには行政だけでは限界がありますので、多様な社会資源である「地域」を巻き込み、福祉分野を超えた、「地域全体」で子どもたちを見守り、応援していく体制をさらに充実させることが重要であると認識しております。

未来ある子どもたちが、健康で、元気な心を持ち続け、幸せに成長できるよう町も全力を挙げて貧困対策と、併せて地域づくりにも取り組んでまいります。

また、ふるさと納税制度の使い道と、寄附金を「子どもの貧困」「子ども食堂」支援に使えないかというご提案についてでございますが、そのような用途を明確にした、寄附される方の思いがより直

接的に届くような方法について研究させていただき、寄附金が増えるよう、制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

細部については、担当部のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 説明させていただきたいと思います。

大津町における生活困窮者支援や子どもの貧困状況等について説明をいたします。

平成27年4月に施行されました「生活困窮者自立支援法」、これによりまして、生活困窮者や生活保護受給者などに対し、国・県・市町村・企業・団体等が連携を取り合いながら生活基盤の安定を図るため、就労や生活の自立の促進を目指しているところでございます。

実務といたしましては、生活困窮者自立相談支援窓口となっております町社会福祉協議会や県福祉事務所と連携しながら、ハローワークとの就職相談、専門機関を交えて家計の見直しを行う相談事業、それから、自立した生活に向けた個々への対応などを行っているところでございます。

相談の件数でございますけれども、平成27年度は87件でございました。これ社協のほうで対応している分でございますけれども、平成28年度が68件、29年度は10月までに37件の新規相談という状況になっておりますが、年々各分野にまたがって重層的に関わりが必要な困難な事案も増えておりまして、継続的に支援が必要になってくる相談も増えてきているというのが状況でございます。

その中でも、子育て世帯からの相談は法施行以降30件あっておりまして、例えば、生活費が足りないとか、進学のための費用がない、修学旅行の費用の支払いが期日までに用意ができないとか、などの相談が挙げられております。これらは、世帯全体の収入費が低いことが大きな要因でございますので、大人だけでなく子どもにまでその影響が及んでいることは確かであると思っております。しかし、その解決のためには、まず保護者等の就労による収入の安定や、別の収入源を確保するなど、個々に応じた支援策を考えながら、生活基盤の安定と心のゆとりを創り上げることが最優先になってくるかと思っております。

また、保護者への支援を行いながら、子どもさんへの支援についても、県による事業の中で実施をされておりまして、例えば、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもさんを対象に、学習支援や居場所の提供、進路相談などが無料で受けられる学習支援事業が本町、大津町におきまして毎週1回、2カ所で行われているところでございます。受験を間近に控えた子どもさんや、学習意欲の高い子どもさんなどが本年度も十数名利用されている状況でございます。

次に、熊本県子どもの生活実態調査についてでございますけれども、今年の6月から7月にかけて、県内の小学校の5年生と中学2年生の子ども及びその保護者を対象にこの調査が行われております。大津町でも一部の小中学校を除いて児童生徒と保護者424世帯に回答いただきまして、現在、県において整理・分析が行われているところでございます。本年度末にも最終的な調査結果が市町村に提供されるという予定になっております。

11月に県が公表した、これは速報値になりますけれども、この報告によりますると、県内全域で

世帯全体の合計所得の割合が最も多かった区分は、年収が350万円～400万円未満の世帯でございまして、これが全体の7.3%になっております。その中でも、100万円未満の所得区分の世帯が約3%が該当している状況でございまして、この中にはおそらく病気等で就労ができない世帯やひとり親世帯などが含まれていると思われまます。

大津町のひとり親世帯の数でございませけれども、児童扶養手当やひとり親医療費の助成の資格を有する世帯が11月の24日現在で425世帯ございませ。これらには遺族年金受給者や親と同居によって所得基準を超えるなどの資格がない世帯は含まれておりませけれども、それでも町全体の約3%がひとり親世帯ということになります。

また、この425世帯のうち337世帯は児童扶養手当を受給されている世帯になりますので、全体の79%は生活の安定のために経済的な支援が必要な世帯であると言えるかと思ひませ。

これら町の状況や、今回県で実施されました調査結果を踏まえまして、今後、子どもの貧困や生活実態に即した効果的な対策を関係部署と共有しながら検討していかなければならないと思ひているところでございませ。

また、フードバンクの活動についてでございませけれども、この事業はNPO法人等が製造業・卸売業・小売業等の事業所から、販売はできないけれども品質はしっかりしている、そういう食料品や衣類などを寄附してもらって、それをストックして支援が必要な施設や子ども食堂などへですね、無料で提供する事業でございませけれども、この事業の目的としては、施設等にとっては食費の節約、事業所にとっては廃棄費用の削減、そして社会的には食品廃棄物の削減につながるなど、非常に有意義な事業であるかと思ひませ。

しかし、山部議員のご指摘がありましたように、まだ実態がですね、把握できていない部分も多くありますので、まず、先ほどの県の実態調査結果等によりまして、ニーズの調査からですね、始めさせていただきますと考えているところでございませ。

「フードバンク」や「子ども食堂」などですね、貧困に苦しむ子どもたちへの支援対策といたしましては非常に有効な活動だと思ひませけれども、生活困窮世帯だけに限らず、孤食、一人で食事をとっているお子さん、それから食育などの観点からもですね、子どもの成長の中で、やはり家族や親の関わりが重要な部分にもなっておりませますので、これまでも親力や家庭教育の課題として挙げられてきた問題点でもございませ。

貧困が原因で健全な生活を送ることができない、教育の機会が十分に得られないなど、それ自体が十分問題ではございませけれども、まずはその根本的解決を図っていくことが行政としては重要な役割、それとそれが責務だということで考えているところでございませ。

そして、多様な社会資源が存在している地域、これは先般もですね、人としての集いの中でも、女性の会だとか、三気の会の方々が子ども食堂とか、陣内食堂とか、そういった活動も生まれ始めておりますので、そういった地域もですね、含めて、全体で子どもたちを見送り、応援していくような仕組みづくりを行っていくことが社会的つながりと、相互に助け合う関係づくりにも広がっていくと、いわゆる地域共生社会を目指すことにもつながっておりませますので、福祉分野だけではなく、

まちづくり・地域づくりとしても今後の貧困対策に組み込んでいくこともこれからは必要になっていくのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） おはようございます。ふるさと納税関係についてご説明申し上げます。

ふるさと納税制度の使い道として、寄附金を「子どもの貧困」や「子ども食堂」支援に使えないかというご提案についてでございますけれども、本町におきましては、寄附金の使い道としまして、振興総合計画の大きな柱であります、「地域社会と共に進める安心と安らぎのまちづくり」「力強く自立した農工商併進のまちづくり」「未来を拓くふるさとづくり」「魅力的で快適な生活環境づくり」の事業に充てるということで、現在、ふるさと納税の募集を行っているというような状況でございます。大きなその柱でございますので、具体性は乏しいというのが今の現状でございますけれども、昨年度からはふるさと納税制度を通じて、熊本地震からの復興復旧に係る事業に使うことを目的とした多額の寄附が現在寄せられているところでもございます。

ふるさと納税は、地域の活性化に向けた様々な政策を実現する手段として有効でございますし、議員ご提案のように、ふるさと納税を募集する際に、より具体的な政策や事業に用途を明確化して選択できるような事例も、現在、全国で増えているような状況でございます。そういった状況でございますので、各自治体の事例等を参考にしながら、幅広い分野において、大津町の事情に応じた政策に活用できるよう、より明確な使い道について研究しながら制度の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

「子どもの貧困」、あるいは「子ども食堂」、これを具体的にどのような形でその費用を充てていくのか、寄附金を充てるのか、そういったところをもう少し研究させていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 山部議員のご質問にお答えをいたします。

子どもの貧困対策につきましては、平成25年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、国も平成26年に子どもの貧困対策に関する大綱を閣議決定し、各省庁連携のもと、貧困の世代間連鎖の解消と第一に子どもに視点を置いた切れ目のない施策の実施等に配慮し、推進することとしております。

また、熊本県も教育大綱において、貧困の連鎖を教育で断ち切り、子どもたちの可能性を広げますと掲げており、家庭の経済的状況によって子どもたちが進学等の夢を断念することがないように、生活保護世帯やひとり親家庭などに対し、地域の教育力を得ながら、学びの場を提供するとともに、教育費の負担軽減を図るなど、貧困の連鎖を教育で断ち切る努力をなされております。

家庭の経済格差が子どもの学力格差、教育格差を生み出しているということは、文部科学省などの調査でも明らかにされているところであり、貧困の世代間連鎖を断ち切る手段も教育しかないとの指摘もございます。

本町といたしましても、貧困の連鎖を断ち切るための教育機会の保障を教育施策の柱の一つとして明記することとし、家庭環境に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、地域の協力もいただきながら支援体制を充実させるとともに、学校や園を窓口とした福祉関連機関等との連携も図り、取り組んでまいりたいと思っております。

なお、具体的な取り組み等につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、私のほうから町の具体的な支援や取り組みについてご説明させていただきます。

経済的に厳しい子どもたちの就学についての支援につきましては、まずは学校教育法の規定に基づき、一定の基準により経済的理由のため就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行に係る経費等を給付しているところでございます。また、今年度、小中学校への新入学児童生徒学用品費を入学年度前に支給できるように改正をしたところでございます。

平成28年度決算では、小学校159名、中学校118名の計277名に対し、約2千228万5千円を支給しております。

また、今年度から始めました英語検定料受験料補助につきましても、基本は2分の1補助でございますが、準要保護世帯の児童生徒につきましては、全額補助としているところでございます。また、町が行います無利子の奨学金制度の利用者も低所得者世帯を対象としており、本年度は高校や大学への進学のうち8名が利用されております。いずれも、町の広報や学校等をとおして、さらに周知に努めたいと考えております。

学力の保障につきましては、今後はコミュニティ・スクールの設置を全校に広げ、放課後等の学習支援や社会教育と連携した学習支援など、地域における支援の一層の促進・充実についても図っていきたくと考えております。

また、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図るため、学校や園を窓口として、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていけるよう、ソーシャルワーカー等と連携し、相談対応などの家庭教育支援につきましても充実させていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 再質問させていただきます。

3点目の質問に関連してですが、貧困という言葉でイメージするのは、途上国で見られるような、食べるもの、着る服にも困る絶対的貧困をイメージするかもしれませんが、日本や先進国では、相対的貧困という指標で等価可処分所得が全人口の中央値の半分未満の世帯を貧困としています。平成27年度の日本の所得の中央値が245万円なので、約122万円以下で生活している人を貧困ラインを下回るということで、月収ベースでいいますと、約10万円です。このラインに当てはまる人が本町でも6、7人に1人はいると推測します。相対的貧困とは、ときに絶対的貧困と同じダメージを人々に与え、逆境を乗り越える力を削いでいき、周りのみんなにとっては当たり前の生活が自分だけ

享受できないという状況が長く続けば、子どもたちに破壊的なダメージを与え、逆境を乗り越える力の弱い子どもを産み、成人後に与える悪影響は計り知れません。

日本財団の貧困対策チームは、2015年、子どもの貧困の社会的損失推計の調査結果を発表しました。そこで明らかになったのは、低所得者層体で育った子どもは、教育を受ける機会が少なくなってしまうということです。世帯収入は学力と非常に高い相関関係にあり、学力の差として表れます。大学等進学率全世帯平均が73.3%に対し、ひとり親家庭は41.6%という大きな格差が生まれています。進学率が低くなると非正規雇用や働けない人の増加につながり、すなわち、その人たちが働いて稼いだお金から税金や社会保険料を納める金額が減っていくとは同時に、生活保護などの公的資質が増えていくことを意味します。子どもの貧困を放置すると0歳から15歳までの子どもで、将来の所得の損失は総額で4兆9千億円、それに財政収入の損失は1兆5千9百億円に達します。1年当たり所得は1兆円、財政収入は約3千500億円の損失です。この社会的コストは、日本国民全体が分かち合うこととなるのです。さらに、生まれた家庭の経済格差は、教育格差を生み、それが子どもの将来の所得格差につながっていきます。今の世代の貧困が次世代の貧困を生む、貧困の連鎖が続いていくのです。貧困の連鎖が継続的に私たち一人一人に重くのしかかってくる社会課題であり続けます。決して他人事ではないのです。日本財団の調査でもわかるように、経済的に厳しい状況にある人々を豊かにし、社会への参画を促し、潜在的能力を引き出すことは社会全体の将来の損失を減らすことにつながり、そして、同時に、貧困の連鎖を断ち切ることにつながっていきます。

以上を踏まえ、本町では、貧困による社会的損失をどのように考え、今後財政的視点から考察し、どのような施策や対策が有効なのかをお聞かせください。大局的な見地からお願いいたします。

2点目は、フードバンクについてですが、中でもフードドライブキャンペーンという活動があります。活動内容は、一般家庭、企業、行政、駅、郵便局等々、様々な個人、団体が職員を寄附し、またその職員を福祉施設や困窮世帯に提供する活動であり、寄附者自身が食品ロスや貧困問題を考える機会ともなります。素晴らしい活動だと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目です。先ほど100万円以下で生活されてる家庭が3%ということだったと思いますけれども、私はそういう家庭にですね、ピンポイントで支援を、手厚い支援をするべきだと考えますが、町の見解をお願いいたします。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 山部議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の貧困による社会的損失をどのように捉え、財政的な視点から今後どのような政策や対策が有効なのかというような趣旨かと思っておりますけれども、議員が言われますように、生まれ育った環境によって子どもたちの将来の夢が閉ざされ、また、それが大人になっても貧困の状況から抜け出すことができなくなるような、いわゆる貧困の連鎖というのはやっぱり早いうちに断ち切るようなことがやっぱり必要かと思っております。これ平成27年度の統計にはなりますけれども、熊本県内における生活保護世帯の保護率が約15%でございます。これに対しまして、大津町の保護率が約6.5%でござ

いまして、県全体に比べますと半分以下になっておりますけれども、10年前に比べると倍近くに増加しているというのも事実でございます。近年の社会経済の流れの影響もございませぬけれども、先日の8日の熊日の新聞報道にもありましたように、生活保護費の一部引き下げ案なども今打ち出されているようでございませぬので、経済状況が厳しい世帯にとっては、非常に切迫した状況にあると思えます。

その中で、貧困による大津町での社会的損失がどのくらいになるかということにつきましてまでは、ちょっと算出はできておりませぬけれども、貧困家庭の増加によって、町の財政においても税収が減ったり、扶助費や教育費などの増加につなげることは、これは確かに言えることかと思えます。言われましたように、貧困の厳しい環境によって子どもの学習意欲が低下したり、進学の手掛が閉ざされることで教育格差になり、さらには、その後の収入によって選択肢が制限され、貧困が連鎖していく可能性があるということも否めないということで、十分認識しておるところでございませぬ。

このような背景を受けましてです、子どもの貧困の対策推進に関する法律が平成26年度に制定されておりますけれども、国もこれは大きな課題ということで問題に取り組んでいく姿勢が示されておりますし、県のほうでも生活保護世帯の子どもの進学のために生活費を無利子で貸し付けたり、安心して就学できる施策などを展開されているところでございませぬ。

町におきまして、子どもの貧困対策に向けまして、現在行っております生活困窮者の就労支援、家計相談、子どもの学習支援などの自立支援をさらに強化をしながら、それにまた併せましてです、行政だけではなく、先ほど申し上げましたような地域を含めた社会全体で関係団体とも連携しながら協働で支援していくというような体制づくりも必要かということで考えているところでございませぬ。

それから、2点目のフードバンク関係の活動をもう少し進めたらどうかというようなご質問でございましたけれども、これにつきましては、フードバンク事業の活動につきましては、貧困に苦しむ子どもたちへの支援対策としては非常に有効な活動だと思っております。全国的にもNPOなどが率先して取り組んでいる団体も多くございませぬ。県内では、先ほど言われました、玉名市においてはです、行政が主体になりまして実施をされて、これは昨年度から実施をされているようでございませぬ。本町でも、困窮世帯の中で食料や衣類、それから一時的に救済が必要な場合にはです、町内の社会福祉法人が社会貢献事業として実施している生活困窮者レスキュー事業、そういうのがございませぬけれども、これを活用させていただいておりまして、生活必需品の現物給付と一時的なお住まいの確保と食事の提供などの経済的援助を行っているところでございませぬ。これにつきましては本年度1件、実際の利用があつているところでございませぬ。このフードバンク、このレピシ事業の物質調達の手法としてです、一つの手法としてフードバンクなりフードドライブなりをです、活用することも一つのやり方と思われませぬけれども、まずはです、先ほど申し上げました、県の実態調査、その結果を受けて、その把握と、それから課題を整理しながら検討をさせていただければと考えているところでございませぬ。

以上でございませぬ。

3点目は、100万円以下の3%の世帯に対して直接手厚い支援をすることが肝要じゃないかとい

うようなお話でございますけども、先ほど申し上げました、実際に本当にその日食べるものも困るといった状況になった場合、先ほどのレスキュー事業等を活用させていただいておりますけれども、それ以外の先ほど子ども食堂だとかですね、フードバンクも含めましてですね、行政が主体になってやるのがいいのか。いわゆる地域の力をお願いしてやるのがいいのか。その辺も含めましてですね、協働でこう支援できるような体制づくりをまずはつくっていくこと、これが大事かと考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山部議員の再質問の件について、今担当部長のほうから説明をさせていただきましたけども、私としてどう思っておるかちゅうことでございますけども、前向きに進めるためには、地域の皆さんや、そして町内の企業関連にしっかりと協力、お願いをしていくような方法を今後機会あるごとに進めてお願いをしていって、その結果によって子ども食堂とか、貧困家庭、あるいは教育関連についての支援関係について、これから検討させていただければなというふうに思いますので、しっかりと社協の今やっておる事業内容も把握しながら、関係企業関連等にしっかりとお願いをしながら進めさせていただければなというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2 番（山部良二君） もう1点だけ再質問させていただきます。

子どもの貧困対策に向けたプロジェクトが全国で広まりつつあります。それは行政関与型クラウドファンディングの利用で、子どもの貧困という社会問題に対して、地域の中で住民・行政・教育機関・福祉機関・企業などが連携して生活支援や学習支援を行う新たな資金調達の仕組みです。本町でも検討するべきではないでしょうか。ご見解をお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 山部議員の再質問のほうにご説明を申し上げたいと思います。

クラウドファンディングということでございますけども、これも一つのふるさと納税の一つの形なのかなというふうに考えております。先ほど申しましたように、クラウドファンディングをするにしましてもですね、より具体的な事業、何に使うのか、このあたりを明確にしないと、やはりそれを行政がそのやるわけではございませんで、やっぱりそれに共感した人たちが寄附をされるわけですので、より共感ができるような事業をどうその提案していくのか。これが一番大事ではないかなというふうに考えておりますので、クラウドファンディングあたりにつきましても、各全国でいろいろと取り組みが進めておられますので、そのあたりを研究させていただきながら前向きに取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2 番（山部良二君） これで質問を終了します。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時10分より再開をしたいと思います。

午前10時58分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） こんにちは。議席番号1番、三宮美香です。最近話題の熊本市議会の件については、当事者意識の欠落とお互いへの配慮と工夫が不足していた結果だと私は思っています。大津町議会は、議長がいつもスピード感を持って対応するとおっしゃっています。大津町に期待したいと思えます。

それでは、通告順にしたがい質問させていただきます。

一つ目の児童生徒数の推移をどう見ているかについてです。

1番、大津町の小学校の児童数は、現在、町の中心部に近い大津小学校、室小学校、美咲野小学校は500を超えています。南小学校、護川小学校はおおよそ170名、北小学校、東小学校については100名未満です。本日お手元に配付していただきました資料をご覧ください。これは学校教育課からいただいた資料ですが、平成35年には北小学校は58名、東小学校は44名と推測されています。今現在で児童数が一番多い美咲野小学校と一番少ない東小学校とでは、児童数の差が682名もあります。平成35年度の児童数でみると、児童数が一番多くなる大津小学校と東小学校では772名の差に広がります。地域によりこれほどまでに児童数に差が出ているのは、一つには、町の宅地開発がその地域に集中しているためではないのでしょうか。児童数が減少していく地域に住宅を広げる予定はないのでしょうか。

2つ目、近隣市町村では、児童数が減少し、学校が統廃合されたところもあります。今後、児童数が減少していく学校の行く末を町はどのように考えているのでしょうか。そして、地域における学校の役割をどう考えているのでしょうか。

3つ目、反対に宅地化が進み、児童数が増え、教室が不足し、プレハブ教室が必要だが設置する場所がないのではないかという学校もあると聞きます。その対応をどうされるのでしょうか。

4つ目、通学区域の弾力性を持たせるとして、特認校という運営体制があります。全国に広がっていて、九州でも福岡、大分、宮崎、鹿児島には存在します。プレハブ教室を設置することも必要なことではありますが、児童数減少に伴い、教室が空いている学校を特認校として運営する考えはないのでしょうか。

まず、この4項目について聞かせてください。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 三宮議員の児童生徒数が町の中心部に多く周辺部に少ないには、都市開発が中心部に集中しているからではないか。周辺部に開発はできないかのご質問かと思えますけれども、宅地開発についての町長の現状としましては、いくつもの開発が今行われております。その多くは、町中心部で行われているのが現状でございます。町も中心部以外に規制をかけているわけではござい

ませんが、民間の開発者としても利便性や収益性などを考え、街中の開発が多いのではないかと考えられます。

町としましても、以前は周辺部の活性化を考え、矢護川・平川町営住宅建設の折には、子どもがいる世帯を入居の条件としたこともありました。結果は限定的なものでありました。

しかし、今では、街中だけでなく、南小校区においてもアパートの建設や分譲住宅造成も出てきておりますので、周辺部にも魅力が出てくるのではないかと思います。

今後、このような傾向が増えていくのではないかと考えておりますけれども、それにつきまして、町の今後の都市マス関連等でしっかりと計画をつくりながら周辺の開発関連にご支援をしていかなくちやならないものと考えておるところであります。

これまでの振り返りますと、やっぱり大津町の昔の虫食い状態というような型で、大変な開発が、乱開発された経緯もありまして、昭和50年ごろに都市計画を決定いたしまして、その計画事業で、例えば、駅南の区画整備、あるいは町内の中におきまして街路事業、あるいは公園、そして用途地域というような都市計画決定をして、町の秩序を守るような形で推進をしてきております。しかし、やっぱり考えますところによって、やっぱり幹線道路の道路がしっかりして交通利便がなくてはならないというようなことを十分認識しておりますので、今後についても、そのような中におきまして、都市マスの中でしっかりと検討をしていきたいというふうに思っております。

細部につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。三宮議員の児童数が減少していく地域に住宅を広げる予定はないかのご質問に説明させていただきます。

一定規模以上の宅地をつくる場合は、後々のことを考えまして、開発行為の許可、または協議が必要となっております。その開発行為全体に対する宅地造成や共同住宅建設の件数は、平成28年度に40件のうち19件、29年度は10月までですが、32件のうち21件という状況となっております。これらの開発は、ほとんどが中心部で行われていて、周辺部では陣内地区、町地区に数件出て、今現在、宅地造成中のものがあります。大津町の都市計画は、未線引きの都市計画であり、周辺部に用途地域の指定はありませんので、町として周辺部の開発に規制をかけているわけではありませんが、利便性などから中心部に集中する結果となっていると思われま。

また、宅地造成事業を自治体が行うような事例も全国にはありますが、失敗して土地が塩漬け状態となるなどの例も多く、自治体が行うことは難しいと思われま。

児童数の確保という意味におきましては、今、町長が答弁しましたとおり、就学前のいる世帯を入居条件とした町営住宅を平川地区と矢護川地区に整備しました。

一定の効果は認められる状況でありましたが、その効果は限定的なものであると思われま。また、先ほど述べましたように、周辺部においても宅地開発が進んでいるところもございますので、今後期待するところがございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員のご質問にお答えをいたします。

小中学校で行われています、現行の通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われている制度でございます。

ここでいう適正な規模とは、文部科学省が施設整備の基準として用いる12～18学級のことでなく、地域の実情によって異なる場合もあり、一律に決められるものではないというふうに解しており、たとえ小規模校であっても、保護者や地域の皆様方のご理解のもと、子どもたちの教育を保障してまいりたいと考えております。

また、地域における学校の役割をどう考えているかということにつきましては、学校は児童生徒が教育を受ける教育施設ではありますけれども、特に小学校については地域コミュニティの中心としての役割も担っているものと認識をいたしております。

次に、児童生徒数が増え、教室不足が懸念される場合の対応につきましては、まずは既存施設の有効利用を検討し、それでも教室が不足する場合は、仮設もしくは本設により教室の増設を検討しなければなりません。その際は、教室がどれくらい不足するのか、いつまで不足するのかなど、条件が異なりますので、様々なケースで検討を行い、既存の校舎に隣接したところで増設できるように準備を進めたいと考えております。

最後に、特認校制度につきましては、制度を導入している他の自治体の取り組み事例の情報を収集しながら研究を進めたいと思っております。

なお、詳細については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

本町小中学校の児童生徒数の推移とその対応でございますけれども、小学校7校中、町中心部に近い大津小・室小・美咲野小の3校は増加傾向、他の4校については減少傾向でございます。児童生徒数が増加傾向の3校につきましては、推計上の数字以外にも校区内の宅地開発が著しく、さらに増加することが見込まれておりますので、様々な情報を集めながら、早めに対応できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、過去20年の本町の学校の統廃合の状況でございますけれども、平成10年に大津中学校から大津北中学校が分離、平成15年に平川小・矢護川小・真城小が大津北小として統合、平成18年に菊阿中学校が大津中に統合、平成25年に大津小学校が美咲野小学校と分離と、これまでも町内小中学校の統廃合により、学校の適正規模かを図っているところでございます。

いずれの場合におきましても、本町では、これらの対応につきましては、「大津町立小・中学校通学区域及び教育施設検討委員会」に諮問し、答申をいただき、保護者や校区の皆様との話し合いを重ねて対応してきたところでございます。

最後に、特認校制度につきましては、平成9年に文部科学省の「通学区域制度の弾力的運用につい

て」の通知におきまして、「地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合のほか、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、これを認めることができる」とされ、教育委員会が指定した学校につきまして、事前に募集を行い、通学についての保護者責任などの就学についての同意を得たうえで、教育委員会が認める制度となっております。複式学級の解消などを目的としたものではございませんが、派生的にそのような効果につながっている場合もあるのではないかと考えられます。

この制度の導入につきましては、教育長からもありましたように、就学における条件や先進地の事例などについて調査、研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） まず、先ほどこれからの人口の児童数の推移を予測しながらというお話でありましたが、平成25年に美咲野小学校が開校するとき、平成24年に配布された資料がここにあります。そのときに町が出していた児童数の推移によると、美咲野小学校は予定では、平成29年度は、今年度ですね、580名と書いてあります。実際は734名で154名の誤差があります。実は、住宅が増えた場合の加算も書いてありましたが、それでも670名の予測で64名の現在との差があります。この町の予測をしながらとおっしゃいましたが、誤差がとても大き過ぎたような気がします。少し言葉の表現を変えて質問をしますが、現在の東小学校の児童数を大津町の全児童数を100としてみると2%しかありません。北小学校は3%です。この差をどう思われるでしょうか。この2%の保護者の気持ちをどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。児童数が2つの学年で16人以下の場合、複式学級となります。例えば、東小学校の場合は、昨年度は複式学級が2学級ありましたが、今年度は1学級です。平成32年度は一時的に解消されますが、33年度からは再び複式学級が1学級できることとなります。複式学級で検索をすると、少子化対策という言葉が出てきます。少子化対策として出てくる言葉は、住宅施策、人口減少を食い止め、複式学級の解消に努めると出てきます。

昨年、町民を対象にとられたまちづくりアンケートの居住地域の再生に向けた取り組みについてという項目での意見で、地域の高齢化、児童減少が進み大変心配、町住宅の活用、転入者を呼び込むことなど、何らかの対策を支援いただきたい。子どもの数が減っているため、若い世帯が生活できる町営住宅があればいいと書いてあります。多分町営住宅があるのをご存知ない方もいらっしゃるのかもしれない。これは町としてのアピール不足ではないでしょうか。

また、過疎化が進み、加えて昨年発生した熊本地震により、空き家であった家が壊されて更地となったところが多いため、今後、土地の再利用、アパートなどの建設をすることが望ましいなど、町の方々からも先ほど答弁にありましたが、住宅施策を提案する声がたくさん上がってきていると思います。

また別に、小学校の校区割の新基準の意見も出ていました。これは校区割の見直しのことだと思います。特認校についてですが、大津町から多分一番近いであろう大牟田のほうの上内小学校というところが複式学級を回避する策として、平成24年から特認校制度を取り入れていらっしゃいます。平

成28年度は児童数が70名ですが、そのうち、特認校制度を使って通っているのは22名だそうです。市の教育委員会のほうに確認をしたところ、子どもと保護者を対象にアンケート調査をされていますが、子どもに対しては、友達が増えてよかったという回答が90%、ややよかったという回答が7%、これはおおむねよかったということが97%という結果です。保護者に向けてとられた特認校についてのアンケートでは、おおむねよいが、子どもとほぼ同率の96%の回答が返ってきています。お話の中にもありましたが、不登校気味の児童を小規模校で受け入れるという話もう既に5年以上前に大津北小学校の保護者から声が上がっていたと私は記憶しています。アンケートにしても、意見交換会にしてもですが、町の方々からの貴重な意見をいただいているのに結局それがどうなったのかわからない状況であるということが、昨日の話の中にも出ましたが、いざ、町が説明会をしますと全戸へ回覧をしても人が集まらない要因になっているのだとは思われませんか。

再度質問をしますが、町民からもあがっている、住民施策の考え、また、校区の見直しの検討、不登校を含めた特認校制度を今から考える、検討をしないかということ質問させてください。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員の再質問にお答えをいたします。

まず、通学区域を見直す予定はあるのかということでございますけれども、この通学区域の見直し、これにつきましては、今後の各校区の児童生徒数の増減の状況により検討を行うということになるかと思っておりますけれども、過去の例では、平成22年度に複式学級となった大津東小学校について、平成23年度に「通学区域検討委員会」において特別部会を設け、保護者や地域の皆様方と複式学級の是非や存続等についての検討を行い、最終的には校区の皆様方の意見を尊重させていただいて、現在に至っている状況がございますので、こういうことを参考にしてまいりたいということで、先ほども申し上げましたように、やはりいかに小規模校であっても、やはり地域コミュニティとして地域の活性化といいますか、地域の現況を保つためにはですね、非常に大切な存在でございますので、そのあたりは重々頭に置きながらですね、今後の推移を見ていくということで、とにかく一方的にですね、ここを見直します、こうしますじゃなくて、やはりそこは事前に十分説明をして、現在こういう方向で考えているけれども、プラス面、マイナス面いろいろあって、そういうのを出しながら、いろんなご意見を伺いながらですね、最終的にはやはり地域とか、保護者の皆様のご意見、こういうのを最大に尊重しながらですね、判断していかなければならないかと思っております。

それから、特認校についてでございますけれども、本来の趣旨は、複式解消とか、あるいは小規模校の解消が本来の趣旨ではございませんけれども、派生的にですね、そういった効果もあるということでございます。保護者の中には、大規模校よりも小規模校で本当にきめ細やかな指導を受けたほうがうちの子にはあうんだというお考えのお方もたくさんいらっしゃいます。あるいは、街中よりももっと自然残っている場所でのびのびと育てたいというようなお考えの方もいらっしゃいます。よく報道等で取り上げられます、山村入学とかですね、漁村入学とかいろいろございますけれども、そういったこともさまざまなお考えでございますので、そういったことも勘案しながらですね、考えていかなければならないかと思っております。

特認校については、先ほど申し上げましたように、先進事例がございますので、その効果はいかなるものかということをも十分研究しながらですね、メリットのある部分については、やはり取り入れていくというような方向に考えていかなければならないかなと思っておりますが、現段階でどうだということは申し上げることはできませんが、とにかくそういった効果があるというようなお話を聞いた場合にはですね、早速その問い合わせ等々しながら情報収集して、前向きに検討していくという方向も必要ではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再々質問です。

先ほどの返答で、学校はコミュニティの中心だというふうにおっしゃいました。先ほど例に出した霧島市さんも学校はコミュニティの核なので残したいという思いで、一部だけが活性化して、一部だけが廃れるというのは避けたいというところで、もう十何年も特認校制度を入れていらっしゃるそうです。先ほどまでの説明からすると、小規模校は結局人数が減っていつてしまえば、統廃合をされていくというふうに考えているということでしょうか。各小中学校の児童生徒数の推移として、先ほど東小学校が複式学級になったり、解消されたりを繰り返していると話しましたが、子どもたちは毎年クラス替えの時期になると精神的にも不安定になります。小規模校はクラス替えはありませんが、先ほどのように、複式になったり、解消されたりを繰り返すことが子どもたちを不安定にさせるとは考えられないでしょうか。

また、22年度に東小は、地域の方を含めて検討をされたということでしたが、現在、29年です。もうそのころいた子どもたちは卒業してしまっています。保護者も残っていません。こちら側から声を挙げなければそういう検討とかはしていただけないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員の再質問にお答えをいたします。

第1点が、地域コミュニティの核ということで、霧島のほうでもですね、残しているというようなお話でございました。やはりこれは非常に大事なことだろうと思っております。例えば、私が以前勤務しておりました熊本市では、金峰山の頂上近くに松尾北小というのがございましたけれども、ここはほとんど多くて11、2名、少ないときはもう1桁台という学校でございましたけれども、やはり非常に歴史もあってですね、地域からも大事にされた学校で、長く単独校として存続しておりましたが、いよいよもう4、5人になったということで、あの松尾地区は今統合されておりますけれども、現在、状況を見てもですね、東小でも40名台は確保されておりますし、これはこれとしてですね、十分学校として、教育施設としての存在価値は私はあるというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、複式だから子どもたちがクラス替え等々でですね、落ち着きがないとか、いろんな不利益はあるのかというような質問でございましたけれども、私自身、学校をよくめぐりますけれども、東小の子どもたち、実際、授業等々、あるいは普段の生活を見ておりましたが、そういったことがあるというふうに私自身は感じてはおりません。子どもたちは伸び伸びと少人数学校のよさを享

受しながらですね、元気に頑張っております。特に、東小学校においては、地域の支えと申しますか、非常に強いものがありましてですね、PTAのみならず、地域あげて学校を応援しようという体制が大変強うございます。運動会に行ってもですね、地域総出の運動会等々ですね、大変盛り上がっております志、様々な方が支援をされております。子どもたちも一生懸命それに応えようとしております。そういった意味でですね、私は現在のところで統廃合等々のですね、議論をこちらから持ち掛ける申しますか、投げ掛けるようなことは思っておりません。しっかりその良さを生かしてですね、教育を推進していただくという気持ちでいっぱいでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 北小学校や東小学校のよさを十分齊藤教育長もわかってくださっているようなので安心しました。今回は、小規模校をメインに質問をしましたが、大規模校は既存の状態での教室の確保が難しくなっている状態です。そうすると、特別支援学級の教室に、生徒にしわ寄せがきます。一般的に言われているのが、例えば、40人学級でいうと6人は特別支援の境界に入るであろうと言われております。9月の全員協議会でしたが、あのときにも意見をしましたが、特別支援教室が音楽室の隣に配置されるなど、配慮のできない状態になりませんように、昔と違って、今は同じように見えていると思っても人はそれぞれ異なって見えています。子育てや教育の視点でいうと、一人一人ストライクゾーンが異なります。だから配慮と工夫が必要になるんです。請願にもあがってました。学校現場における課題が複雑化・困難化するという言葉につながっていると思います。当事者意識と配慮と工夫を忘れないでください。

2つ目の質問に移ります。

児童生徒の自転車指導についてです。

一つ、大津町は、各小学校で小学3年生で自転車教室を実施されています。しかし、それ以外には自転車の乗り方についての全体指導はされていません。なぜされていないのでしょうか。

2つ目、数年前から、「自転車が加害者となる事故の増加」が社会問題化されています。自転車危険行為14項目というものがあります。検索していただくとわかりますが、大津町でも自転車危険行為14項目に当てはまる乗り方を見かけます。平成27年6月1日の道路交通法改正により、自転車の危険行為が厳しくなりました。傘さしや携帯・スマホを見ながらここに当てはまります。違反することにより、講習や罰金もあります。自転車運転者講習制度の対象年齢は14歳以上、中学2年生からです。全国の自転車加害者事故に関する裁判においても、高額な損害賠償の判例が出ているのは、皆さんもご存知だと思います。平成15年にペットボトルを片手にスピードを落とさず、下り坂を走行した自転車が女性と衝突し、女性は脳挫傷でなくなり、賠償金は6千779万円でした。平成20年は、男子高校生が自転車横断帯のかなり手前から車道を斜めに横断し、男性の自転車と衝突し、男性に重大な障害が残り、賠償額は9千266万円となったそうです。一番近くて、平成25年に男子小学生、11歳が歩道と車道の区別がない道路で、歩いていた女性と正面衝突し、女性が意識が戻らない状態となり、賠償額が9千251万円となっています。児童生徒が被害者になることもですが、

加害者にならないためにも継続した、親も含めた指導が必要ではないでしょうか。

3つ目、町全体で取り組むためにも自転車の安全に関する条例を制定するなどの考えはないでしょうか。

以上、質問します。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員のご質問にお答えをいたします。

自転車の安全な乗り方につきましては、議員ご指摘のとおり、直接に児童生徒の命に関わるものであること。また、場合によっては、相手を傷つけてしまう道具にもなることなどを踏まえ、安全な正しい乗り方について指導をしていかなければなりません。

町内におきましては、今年度の自転車による交通事故は、教育委員会で把握しているものだけで5件発生をいたしております。幸いにも大きなけがはなく大事にはいたっておりませんが、いずれの場合も大きな事故になり得ることが予想されたものもございました。

交通事故を含め、児童生徒の安全確保につきましては、各学校で健康・安全教育全体計画を作成するとともに、校務分掌において安全教育の担当を位置づけ、その推進を図っているところでございます。

ご指摘のとおり、自転車で公道を乗れるのが小学校の3年生からということで、小学校においては、自転車教室という形で交通安全指導を3年時に全校で行いますけれども、学校によっては、全学年で実施しているところもございます。その他、交通安全に関連した視点での取り組みにおきましては、年間計画にも位置づけ、関係の各教科・各領域等でも行っております。

しかしながら、自転車による事故を含めた交通事故がなかなかゼロにはならないのが実情でございます。本町の小中学校の課題でもありと同時に、自転車による交通事故が多発する高等学校等へ進学した場合を想定し、取り組んでいかなければならないことと考えております。

小中学校における自転車教室等をはじめとした交通安全の取り組みの実態と今後の方向性などの詳細については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

自転車の安全な乗り方指導につきましては、先ほど教育長からもありましたとおり、児童生徒の命に関わる重要なものであり、継続的に徹底した指導を行っていかなければならないものと考えております。まず、町内の小中学校における自転車の安全な乗り方等の指導について、その状況をご説明いたします。

小学校におきましては、各学年ともに3年生において5月から6月にかけて自転車教室が開催されます。児童は、その後公道での自転車使用が可能となります。自転車教室は、各学校の実態に応じないようが多少異なりますが、交通安全協会やドライビングスクール等に依頼する等、関係機関と連携協力して行っているところでございます。

具体的には、実際に自転車を持ってきたの安全点検、自転車の安全な乗り方指導、危険予知訓練、

自転車の使用を含めた交通安全についての講話、また、実際に公道で自転車に乗っているように感じることができるプロジェクターを使った自転車安全走行のシミュレーション体験等を行っているところでございます。

小学校での自転車教室という形では、この時間の指導のみとなっておりますが、長期休業前には、各学級での指導はもちろん、安全教育担当や生徒指導担当から全校指導も行っているところでございます。また、必要に応じ、その都度全体及び個別の指導を行っているところでございます。

中学校におきましては、自転車通学が可能になることから新入生説明会において校区の全6年生に自転車の安全な乗り方について指導を行います。毎年4月には自転車点検を実施し、合格者に対しステッカーを配布し、その後、生徒たちは自転車通学が可能となります。

中学校では、多くの生徒が通学で自転車を使用するため、学期ごとに自転車通学における交通ルールやマナーについての指導を行うとともに、警察や企業等に依頼し、自転車の安全な乗り方に特化した交通安全教室を実施し、生徒の交通安全の意識を高めております。今後も児童生徒の交通安全を日常的に確保できるよう配慮していきたいと考えております。

次に、児童生徒が自転車での交通事故での被害者、または加害者にならないための対応についてですが、先ほどご説明しました、町内小中学校の自転車教室をはじめとした小中学校の取り組みにつきましては、随時行っていかなければならないものと思っております。

議員が言われますように、児童生徒の交通安全を確保していくためには、保護者の方々の協力も欠かせないものとなっております。そういった部分では、保護者の方々と連携した取り組みは大変効果があるものと思っております。

平成27年4月1日より熊本県におきましては、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されております。日常的に使用する自転車の安全な乗り方について、また、場合によっては法令等に違反した場合については、処罰の対象となることなど、ルールやマナーについて啓発用チラシ等を活用し、家庭において保護者の協力を得ながら日常的に啓発していくことは大変重要なことであり、より効果的な取り組みであると考えているところでございます。

町内におきましては、大津南小学校で、その年により保護者も参加しての自転車教室が行われた経緯もございます。このような実践を他校へも広げていくと同時に、PTA総会等で保護者への啓発の機会を活用していくことで、さらなる子どもたちの交通安全の確保を図られるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 三宮議員の児童生徒への自転車指導等についてのご質問かと思っておりますけれども、本当に議員心配されるように、自転車に乗っている方がたについて、交通事故の心配を大丈夫かというふうにして心配しておるところでございます。

町としましても、大津警察署や大津地区交通安全協会、交通指導員の方々とともに連携しながら交通事故防止に取り組んでいるところであり、子どもたちに対する指導も各学校とも連携しながら進め

ているところであります。

町全体で取り組みにも、自転車の安全利用に関する条例を制定するなどの考えはないかとのご質問ですが、上位法である道路交通法で自転車に関する規制もあり、また、条例については、平成27年に熊本県が熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定しており、その中において、自転車利用者の責務や学校の長の責務、交通安全教育の推進が規定されているところであります。

町で条例化することについては、先ほども申しあげましたように、上位法で罰則や交通安全教育の推進等が規定されていることから、条例化することによってどのような効果が期待できるのかなど、今後の検討をしてみたいというふうに思っております。

ただし、我々としましても、今都会で、その後二輪の、道路の中に、広い道路に都会の中でも二輪車専用の道路をつくったりしておられますので、大津町の幹線関連の道路関連等についても、そのような二輪専用のレーンができるかどうかを今後検討しながら、今後道路しての、車でなく人道的なものを考慮しながら今後については十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 自転車指導等の現状についてご説明申し上げます。

小学生への自転車指導につきましては、各学校からの要請によりまして、大津地区交通安全協会へお願いをし、指導員が交通安全教育を行っております。

学校における安全教育の内容としましては、自転車のルールマナーや点検の仕方、また、自転車の正しい乗り方の実技訓練を行っているところです。

さらに、高齢者向けには、横断歩道での事故防止などの講話や、幼児には、横断歩道の渡り方や傘の差し方などの教育を行い、幅広い年代への交通事故防止への啓発を行っているところです。

一方、春、秋の全国交通安全運動の時期には、大津町交通安全対策会議を開催し、町全体の取り組み内容や各団体、各学校、関係機関の取り組み状況について協議を行い、交通事故防止の推進を行っております。

また、各行政区には、交通委員が配置されており、地域における交通事故防止に努めておられるところです。子どもたちの交通安全啓発においては、地域における取り組みが重要でありますので、今後とも大津地区交通安全協会や交通委員等と連携しながら交通事故防止に努めていきたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再質問します。

今の皆さんの答弁からすると、大津町はとても子どもたちのことを考えてくれているんだなというふうに受け取れますが、私はまだ子どもが中学校にいますので、この長いPTAに関わっていた期間、PTA例会で自転車についての指導が、お話がきちんとあった記憶が1回ぐらいしかありません。子どもたちにも確認してみましたが、小学校3年生で受けた記憶はしっかり残っていますが、その後どれだけきちんと受けたかという認識がないように思えました。それぞれの担当のところでは指導さ

れているんでしょうが、その指導がどれだけ子どもたちに伝わっているかということも疑問になります。小学校3年生で自転車教室に参加して、多分もう皆さん子育てが終わっている段階だと思うんですが、ちょっと記憶を、子どもを育てていたころに戻していただいて聞いてください。小学校3年生で自転車教室に参加して、そのとき初めて参加した子どもは、周りの子どもたちが自転車に乗れて、乗れないのは自分だけなんだという気づくお子さんがいます。集団で受けるとそれまで気が付かなかったことに気が付きます。だから集団で講習を受けることは必要なことだと私は思います。また、車の免許を取って運転をし始めると、危ない自転車運転に気が付くようになったのではないのでしょうか。それは交通環境の中で複数の情報を捉え、瞬時にそれらを判断して行動することが経験からできるからです。子どもたちは経験がなく、学習の機会もないために、それが危険だと知らないから怖いと思います。小学校3年生から中学生になるまでに、大津町の第9次大津町交通安全計画の中に計画的かつ継続的に書いてありますが、きちんと継続されて指導されているかがやはり私の中では疑問が残ります。

財団法人交通事故総合分析センターが出した状態別死傷者を見ると、小学校高学年から中学生では、歩行中の死傷者ではなく、自転車運転中の死傷者が増えています。事故の累計は低学年は交差点での出会い頭の事故ですが、高学年になると右左折時の割合が増えています。また、学年が上がるにつれて、雨の日の事故の割合も増えています。年齢に応じた指導が必要になってきます。皆さんが認識しているらっしゃる継続した指導は、その年齢にあった指導になっているのでしょうか。また、自転車事故で高額な請求がいつくるかわからない状態です。保護者へ向けての保険の加入の必要性などはどのように説明されているのでしょうか。お尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 三宮議員の再質問にお答えをいたします。

まず、その日常的な指導ということでございます。議員のご記憶ではなかなかそれがなされていないのではないかとというようなご懸念があるようでございます。先ほど申し上げましたように、3年生で一番スタートというような感じですね、こういったきめの細かい交通教室等を開いているわけですが、あとほかの学年ではというと、まず一つは、長期の休みの前に必ずチラシ等々、あるいは各学級の担任から指導いたしますけれども、そういった中にやはり交通安全の中で自転車のマナー、その点をもう1回確認してですね、乗り方指導等をやったりしております。

それから、学校では全校朝会、全校集会等ございますけれども、その場では、例えば、安全担当者が最近の校区内の状況とかを話して、例えば、地域から最近乗り方がちょっと危ないケースがあったよとかいうご連絡があった場合などはですね、その都度各担任を通じたり、あるいは全校集会等々です、きめ細やかな指導を続けております。そういった意味で、最初やったからそれ以降はもう任せらんだというのではなくて、その都度細やかな指導はやっているのが現状でございます。

それから、ついつい被害を受けないようにということが中心でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、加害者にもなるんですね。非常に高額な、もうやがておそらく億を超えるような賠償しなければならないようなケースも出てくるかと思っております。そういった意味で、その際は

やっぱり保険というのが非常に大事なことになってまいりますので、例えば、中学校などで、私の経験からいうと、自転車通学生等々については、安全点検で保険に加入していなければステッカーを与えないとかですね、ある程度強制力を持ってですね、強制的保険の加入をお願いするとか、あるいは自転車通学でない生徒については、まあ保護者への学校通信を通じて加入を促すとかいうことをやっております。おそらく町内の中学校もそういったことやっているかと思います。そのほかに、小学校においては、やはりあくまでも強制ではございませんので、やはりお宅のお子さんも加害者になって高額な請求来る場合もありますよということで、それをしっかりと訴えたうえでですね、保護者の皆様に自主的に加入をいただくというふうな促進策をですね、考えていくことが大事だろうなと思っております。

まあ年齢に応じてというお話ございましたけれども、使い方も全然違いますのでですね、その点を十分踏まえて、その学齢といいますか、年齢に応じた指導を十分やっていくというのを今後とも心がけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 子どもの自転車事故防止関連等について再質問ちゅうか、私のほうから思いを申し上げますと、今、教育長言いましたように、3年生からの教育が始まりますけども、その後、5、6年生関連で子ども自転車競技大会がっております。そこには交通安全協会の人、そして交通指導員、そして学校の先生、できれば保護者もそこに参加して、そして全国大会へ行けるように頑張ってもらえればなど、河原小学校が、あの小さな河原小学校、毎年毎年、大津署管内についてはそちらの学校が代表に行っておりますけど、みまると家族、あるいは地域あげての応援ちゅうか、その体制が非常にうらましく感じておるところであります。もちろんそこには関係指導員の皆さん関係については、乗り方の技術関係の指導、そして交通ルールちゅうか、規則関係の試験もございますので、そちらのほうにも力を入れて今指導されておるということで、大津学校関係もぜひ全校の学校が7つの小学校が全部参加できるようにお願いできればと思うけども、まだまだ2、3校しか参加できないというようなことは残念に思っておりますので、今後、学校のほうとも連携をとりながら大津町内の学校はぜひ全国大会へ向かって頑張っていただけよう、地域あげて期待をしておるところでありますので、今後ともそういう目標に向かって交通指導関連等についてもしっかりと頑張っていければなどというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 大津町は子どもの自転車の事故が見えづらい気がします。危機感がないので親も子ども自分のこととして捉えにくいように思います。しかし、実際には、停まっている車にぶつかったり、坂道で歩いている人の後ろからぶつかったりということを、私も実際に見ました。事故を未然に防ぐと、自分の身は自分で守ることを教えることは必要なことだと思います。ぜひ、今後のまちづくりにしっかりと入れていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午後0時04分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 皆さん、こんにちは。傍聴の皆様も寒い中にわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、お許しをいただきましたので通告にしたがい、議席番号4番、金田英樹が一般質問を行います。

今回は通告書に記載のとおり、復興や災害対応力の強化、そして、創造的な復興と永続的に選ばれる町の実現に向けた戦略的な企業誘致の2点について、提案を兼ねて質問いたします。

それでは、早速、一つめの行政・教育関連機関としての震災対応の検証の質問をはじめます。

熊本地震発災直後は、本当に多くの住民が結束し、汗をかきながら対応してきました。その中で、職員の皆様方の果たした役割は大変に大きなものであり、一人一人が全力を持って対応してきたことは間違いありません。実際に、私自身も多くの住民の方から職員さん方へのねぎらいや感謝の声を聞いております。しかしながら、発災前に、より緻密な検討や具体的なアクションプランの策定ができていればより万全な対応ができたであろうこともおそらく間違いなく、その点から言えば多くの反省、そして改善すべき点があると認識しております。

今回は被害がほぼ熊本県内のみに留まったため、外部から多数の支援が速やかに入り対処できた面も大きく、南海トラフ地震等の外部の支援も期待できない、広域の大震災も想定される中、町民の生命や安全、生活を守るためにいかにして検証をし、反省を踏まえた具体的な改善策を練るかが問われております。あのとき、各地からの大量の食料や水、マスクからおむつ、離乳食までの多岐にわたる支援がなかったらどうなっていたのか。自衛隊が物資や水を運んで来なかったらどうなっていたか。多くの自治体から職員さんの派遣がなければ、様々な事務を果たして処理することができたのか。復興に向けて多数のボランティアの方々がいなければどうなっていたかなど、様々なことを考え、役場職員さん方の自立的な反省を踏まえた改善を行うことが住民の安全・安心を守るために不可欠だと考えております。

以上を踏まえ、3点伺いますが、当該指摘の（1）及び（2）は、昨年、平成28年9月の一般質問でも行っており、今回は、主にその後の進捗についての現状を問うものです。現場で避難所の運営や物資搬入、あるいは情報発信や罹災証明の発行などを担った職員の方々の生の体験や反省は町の防災体制を強化する上でも大変に貴重なものです。そして、本年3月から4月にかけては、新たな異動や退職もあり、今が具体的な情報収集や議論に基づく対策のできるぎりぎりのタイミングであると私は認識しております。

1 点目、以前の一般質問において、町民からの意見だけではなく、役場内部の動き、体制に関する職員視点での自立的な検証が必要であり、そこに基づく体制や具体的なアクションプランの構築が役場の災害対応力向上につながるという質疑、提案をしました。その際、町長、部長からは、現在、各課長にレポートを提出してもらっており、1 2 月までに検証し、復興計画に反映させたい。今後は、全職員を対象に調査を行い、検証していきたい。通常担当業務という切り口だけではなく、避難所で対応したグループ、支援物資を集配したグループ、生活再建支援の窓口を担当したグループなどでも情報を集めて生かしたいという趣旨の答弁がありました。当該項目について、実際の検証手法と結果及び結果に基づく具体的な取り組みの内容、つまり、反省を生かして何をどのように変えた。あるいは構築したのか伺います。

2 点目は、災害に備えた町内諸団体や事業者との連携体制強化についてです。昨年の一般質問では、町の防災支援協議会や防災訓練などで炊き出しを行ってくださっている食生活改善推進協議会、ボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会、防災士連絡協議会との連携がうまく機能しなかったこととお話させていただきました。その際の答弁として、関連諸団体との定期的な会合や災害時を想定した会議なども必要だと考えている。防災士の連絡協議会については、地域との連携や役場との連携を支援していきたいという内容の回答をいただきました。この間、具体的にどのような改善や取り組みを行ったか伺います。

また、併せて、発災前より提案させていただいている町内の飲食店や商店、宿泊施設などとの災害時応援協定の締結の現況を伺います。

最後、3 点目は、町立保育園及び教育機関における対応について伺います。

こちらは私から一般質問するのは初めてです。未曾有の大震災が現実のものとなり、地震はこの地でも起こり得る。いつきてもおかしくないということを我々は再認識しました。深夜の地震であったため、児童生徒は主に自宅での被災となりましたが、これが学内での被災であれば、果たして適切な対処ができたでしょうか。発災からしばらくは断続的な余震が続いたために、その時点でも学内体制の整備見直しは行われたと認識しておりますが、発災後に児童生徒を守るために新たに導入した仕組みや取り決め、職員向けの研修や訓練などについて伺います。

東日本大震災から5年以上が経過した2016年1月には、福島県沖を震源地とするマグニチュード7.4の大規模な地震が発生しており、これは東日本大震災の余震であるという指摘もあります。また、世界の震災の歴史を見ても、大震災から数年を経過しての大規模余震も珍しい現象ではありません。危機をあおるわけではございませんが、我々はそうした事実と真剣に向き合う、備える責任があると考えています。

以上を踏まえまして、町長及び教育長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。午後の1番、金田議員の熊本震災についての対応状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

もちろん、熊本震災は我々も想像していなかったような想定外の被害を被りまして、しかし、全国

から温かいご支援をいただきまして、住民とともに力を得ながら復興に向かって一步一步今進めさせていただいております。復興につきましては、ほぼ計画どおり進んでおるような状況でございますが、震災の検証になると思うように進んでいないところがあるのが現状でございます。特に、震災の対応に当たりましては、職員からの意見聞き取りにつきましても、アンケート等は実施しているものの、分析及び対応方針などは整理ができていない状況でございます。

このように少し遅れているような状況ではありますが、先の9月議会で熊本地震の記録紙作業業務委託をお願いいたしまして、専門業者を活用し、アンケート結果を元に、職員からの聞き取りなどと併せて検証を行い、町の地域防災計画を含めた各種災害マニュアル等の改訂に役立てていきたいと考えているところであります。

次に、諸団体との連携でございますが、特に災害関連として、防災士連絡協議会との連携でございますが、議員がおっしゃるような、なかなか前に進んでいないような状況で、そのような中におきまして、防災士の方が南小校区で区長さんたちと連携した動きがあるようでございますので、このような動きを見守りながら、今後の活動のあり方の参考にもしていきたいと考えております。

あとは、各社会福祉協議会関連等についても災害センター、ボランティアセンター関連と連携を取りながら、復興関連等についてしっかりと社協のほうでも取り組みがなされておるようでございます。

詳細につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 震災後の対応状況等についてご説明をいたします。

熊本地震の検証につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、職員からの聞き取りが十分でなかった部分もありますけれども、地震初動期における対応状況等についてアンケートを昨年9月に実施し、今年2月にまとめ、整理を行っているところでございます。

このアンケートは、全職員を対象に行ったものであり、意見等は21項目、514件に上っております。

アンケートの中で多かったものは、避難所の設置・運営等についてが103件、災害対策本部の体制・運営についてが72件、救援物資の受け入れ・仕分け等についてが55件などとなっております。震災時の初動体制についての意見が大半を占めているというような状況でございます。

職員の意見は、災害対策本部が混乱し、機能していなかった、避難所運営マニュアルが役に立たなかったなどの意見があり、役割分担の明確化や情報伝達手段等についての提案などが寄せられております。

これらのアンケートを参考にしながら、町の地域防災計画の見直しを行っているところですが、アンケートの詳細な分析や、分析に基づいた今後の改善の方向性等については、思うようにできていないのが現状でございます。

そういったこともございまして、9月議会でお願いました、熊本地震の記録誌作成業務委託の予算で、10月に契約を行い、現在、3月までの工期で進めているところでございます。

業務内容につきましては、震災の記録の整理を行うとともに、当時対応した職員からのヒアリング

等を行いながら、専門業者による熊本地震後の初動期の検証、検証に基づく改善点や、今後の方向性の整理を行い、熊本地震の記録誌を作成し、町の地域防災計画を含めた各種災害マニュアル等の改訂に役立てていきたいと考えております。

したがいまして、現時点におきましては、議員ご指摘の反省を生かした具体的な取り組みについては構築できていないというのが現状でございます。

今年に入りまして、救援物資の受け入れや被害認定調査などについて、愛知県や大阪府から、実際に業務に当たった職員の講師派遣依頼があり、非常に苦勞したことや、大阪府からの支援の下、徐々に業務が改善していったことなどについて講演を行っており、今後の各種マニュアル作成の参考として保存し、活用していきたいと考えているところです。

また、現在行っております各種災害関連業務、生活支援業務等や、あるいは罹災証明関係につきまして、事務処理関係を整理しながら今後の災害時の対応事務処理ということで活用させていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、各種団体との連携でございますが、防災士連絡協議会は、今年度に入り、町の防災担当を交えて、総会を1回、役員会等を6回ほど開催されております。

その他、朝倉市への防災ボランティアに参加されたり、翔陽高校での防災講話や、防災カフェ・イン大津への参加など、町内の防災意識の向上に努められておられるところです。

そういう中で、大津南小校区では、地域学校共同協議会・みなみ委員会」が組織され、南校区にお住まいの防災士2名の方が参加され、区長さん方が取り組む避難所の運営方法などについて一緒に検討されておられます。防災士の方が地域の方たちと取り組む事例として、今後の参考になればと思い、見守りながら支援していきたいと考えております。

事業者の方との連携でございますが、震災前から物資や食糧については、全国大型チェーンであるイオン九州などとも協定を締結しており、災害時においては、いち早く対応していただくことになっており、今回の震災においても、食糧や物資の提供をさせていただいたところでございます。震災後は、ホームセンターのコメリと災害時おける物資の供給について協定を結んだところでございます。また、物資の集配、備蓄等についても、現在町内の事業者の方との連携について協議を行なっているところでございます。ホテルとの協定につきましては、1回ほどお話をさせていただきましたが、協定締結までには至っておりませんので、今後協議を進めていきたいと考えております。

他の自治体との連携については、大津市と災害時相互応援に関する協定を結び、10月に発生しました、大津市での台風被害では、大津町から逆に支援物資を送ったところでございます。

以上、申し上げたような震災後の対応を行っているところでございますけれども、議員ご指摘のように、まだまだできていない部分が数多くございますので、できる限り対応を進めていきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 金田議員の行政・教育関連機関としての震災対応の検証と体制強化の質問に

対する町立の保育園・幼稚園及び小中学校における取り組みについてお答えをいたします。

昨年4月の熊本地震では、町内の多くの教育施設がかつて経験したことがないほどの甚大な被害を受けました。

学校教育施設などについては、昨年度中にほぼ復旧することができましたが、総合体育館など、もう暫く時間を要するものもあり、町民の皆様には大変ご不便をおかけしており、大変申し訳なく思っております。

さて、熊本地震を教訓とした教育委員会の取り組みですが、本年度の大津町教育基本構想において、家庭教育・学校教育・社会教育、この3本共通の重点努力事項として、熊本地震からの創造的な復興を明記し、その中での取り組みとして地域の実態に応じた防災教育の充実などを掲げ、教職員、保護者、児童生徒が日ごろから防災を意識し、非常時にも適切な判断ができるような取り組みを進めることとしております。

また、今年度開催しました外部評価委員会の中では、教育委員会内における熊本地震への対応と取り組みについて、それぞれの課で振り返りを行ったところであります。

議員ご指摘のとおり、熊本地震の対応の中における様々な経験を教訓として、記憶や反省を風化させることなく、災害時にも子どもたちが少しでも安全な状況でいられるような防災体制づくりのために、今後も継続した教職員への意識づけや地域や保護者も巻き込んだ子どもたちへの防災教育及び体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

なお、各機関の取り組み状況については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、熊本地震後の各機関における取り組みについてご説明させていただきます。

教育長からありましたように、今年度の大津町基本構想の中に、熊本地震からの創造的な復興の項目を新たに明記したところであり、その項目の中で、各学校に防災主任としての任務を持つ教職員を設置することとしております。各学校の防災主任は、防災研修に参加するとともに、各学校の防災計画や防災訓練の見直し、職員研修の企画運営を行うことなどで、組織的に防災教育を推進する体制が整備されたところでございます。

具体的には、地域や各家庭と連携した引き渡し訓練の実施、より実態に即した危機管理マニュアルの検討などが進められております。

また、町立保育園、幼稚園につきましても、県主催の防災研修へ職員が参加し、職員全体での震災対応についての情報の共有や意識向上を図り、園の運営に活かしているところでございます。

具体的には、園児と職員全体の訓練の中に地震を想定した計画を数多く取り入れるとともに、安心安全メールやラインを活用した園児の引き渡し訓練など、家庭と連携した防災訓練などを行っております。

また、教室の中の家具、棚、机等の配置の見直しや工夫をするとともに、園児用の防災ヘルメットを整備するなど、震災時の危険防止対策なども行ったところでございます。

これらの取り組みは、熊本地震の対応における反省点を踏まえた、教育関係機関における取り組みについていくつか申し上げましたが、これで防災体制が整備されたということではないというふうに思っております。先ほど教育長からもありましたように、熊本地震の経験を教訓としまして、今後も地域や家庭と連携した取り組みを継続して進める必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） ご答弁をいただきましたが、4点再度質疑させていただきます。

まず、1点目のアンケートにつきまして、アンケートをやられて、意見もかなり出ているというお話ではあったんですけども、すみません、私の認識と少し違っておりまして、私が見たものと同じかどうかわかりませんが、あとはまあ職員さんに個別で何人かはお伺いさせていただいたんですが、そのしっかりと細かい部分まで向き合って書いたアンケートが取れているかという点、私はそうではないと思ってまして、やっぱり中身を見ると、少し感想のようなものが混ざっていたりだとか、なので、一つは、そこを基点に、そこだけを基点にしていくと、少し危ないんじゃないかなと思っております。そういう意見もあったかもしれないですけど、私が被災の初日、2日、3日ぐらまでずっと大津小で職員さんと一緒に避難所運営あたっていたわけですが、その中でも、例えば、まあある避難所には布団やら何やらがたくさん余っていて、でも、大津小のほうにはなかったりだとか。あるいは、そのおにぎりの配り方ひとつを取っても、先にたくさん配り過ぎてだめだったりだとか。あるいは、放送が食事配り終わった後に放送が入ってしまって、それで住民の方がすべて終わった後に来てしまって、まあ職員さんがものすごく怒られるような状況があったりだとか、あるいは、罹災証明の発行をとっても、初期の段階でちょっと情報がまだしっかりできてなかったのも、誤案内をしてしまったか、そういったことが多々あったかと思えます。そういったもの、細かいところまでつぶさに見て、積み上げる中で、そのオペレーションレベルで改善をする必要があるんじゃないかというのが一つ思っているところです。さらに、その中で、確かですね、前回聞いたときも、これを基に進めていきます。遅れてますというお話だったんですよ。今、震災復興の業務がものすごく多忙を極めて、その優先順位的にはなかなか現状優先になってくるのはわかるのですが、最初に申し述べたとおり、このまた新たな職員さんの退職だとか、あるいは異動だとか、あるいは記憶が薄れていくだとか、そういったことがありますので、今が、今でも遅いと言えは遅いんですけども、それらをすべて生かして次に反映していくためのぎりぎりのタイミングではないかというところを感じております。ですので、そのアンケートが本当にこれで大丈夫なのかというところと、じゃあ具体的に、なかなかスケジュールと毎回で恐縮なんですけども、どのようなスケジュールでやる目標を立てるのかというところを教えていただければと思います。

2点目に関しまして、防災士の話がありました。連絡協議会ですね。ここに関しまして、南小のほうでは区長と連携してという話がありまして、今、見守るだとか、支援していきたいというお話があったんですけど、これ防災士連絡協議会ですね、そもそも頭のところで町のほうで防災士の方々の免許を取るお金を50名、60名募集して、その中から半分町主導で立ち上げたような組織でござい

ます。私、今、中央の防災士会なんですけど、その中でも区長さんと防災士連携して何かやろうという話は出はするんですけども、なかなか具体化しないところもありまして、それはもちろん組織の中の問題でもあるんですが、この設立の経緯等踏まえるのであれば、もう少し町が適宜会議しているという話ではあったんですけども、ガイドラインを示すなり、何かこのてこ入れというものは、積極的なてこ入れというものが、その中の意を外してしまわないレベルでやる必要があるのではないかと、個人的には考えております。

3つ目に関しまして、こちらすみません、一つ震災を踏まえての反省のところなんですけど、先ほど触れたところではないんですが、実演ヒアリングのときにお話させていただいたとおり、防災無線でなかなか情報が住民の方に行き渡らなかったという話の中で、今、合志市のほうでもですね、防災行政無線の電話自動応答サービスというものがございます。これ何かというと、難聴地域とかありますが、そういった方が何かなっているなというときに、所定の電話に番号をかければそこから全く同じ音声案内が流れるというシステムでございまして、今、からいも君メールで、メールで若い方とか、使える方は情報を取り入れているんですけども、結局、なかなか聞けないお年寄りの方というのは、そういったメール等もなかなか難しく、住民の比率でいうと、登録率もまだまだ高いとは言えません。ですので、この自動応答サービスというものを少し検討してみてもどうかという提案も兼ねた質問とさせていただきます。

4点目に関しまして、全般的に教育委員会のほうからお話いただいたんですけども、私が一番ここで聞きたいのが、教職員の方々の訓練、そして物の配置、小学校、中学校ですね。何かと言いますと、引き渡し訓練というのは、発災した、しばらく経ったあとの話であって、そうではなくって、この瞬間、学校で何か起きたときに、果たして子どもたちのところにテレビが落ちてこないかだとか、あるいは、教職員の方々が適切に避難誘導等できるかどうか。今、東北等でも問題になっておりまして、そういうのができなくて心の傷を抱えた教職員の方がいらっしゃったりだとか、あるいは、大切な命が奪われたりだとか、そういったこともありますので、この瞬間の対応として、教職員なり、校長先生なり、そのところの連携、あるいは改善等がどうなっているかというところを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員の再質問にお答えいたします。

まず、アンケートあたりが細部まで、どこまでその把握しているのかというようなところかと思えますけども、ここに職員のアンケートをまとめたものがあります。これだけの多くの514件だったですかね、ぐらいのございますので、意見的にはですね、かなり細部までその意見が出されております。中にはですね、本当にその私たちもその先ほど言いましたように、災害対策本部が混乱して機能しなかったとかですね、非常にそのストレス的な批判的なものですかね、批判的なものも列られているのも事実でございますので、そういったものは反省しながらですね、じゃあどうしたらいいかということ、やっぱ今後煮詰めていくところがあるかというふうに思っております。

ただ、職員のほうとも、その私も話をする中でですね、今回の震災というのは、やはりそのまあ想

定してなかったという、そのあれかも知れませんが、今まで経験したことのない大きな災害ということで、これだけの災害が起きて、役場のほうの職員で対応するというで今回してきましたけども、圧倒的に人が足りないというようなことでございます。初動体制において、避難所運営からいろんなその安否確認、それから被害の応急復旧、そこまですべてやっぱりその一時的にやっぱりやらなくてはいけないということで、いろんなその罹災証明とかそういうやったところの部署のほうにもですね、いろんなマニュアルをつくったらどうかという話もしたんですけども、マニュアルをつくることはもちろん今後やっていかなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、それをつくっても、初動時にですね、初動時には、やはり圧倒的にやっぱり人が足りないということで、やっぱり初動の3日間から1週間ぐらいはある程度の混乱はやっぱり発生するのかなというふうには思っているところではございます。とはいえ、今回の震災の対応を経験した職員は、これまでそのこういった業務をやったことがございませんでしたので、そういったその災害に対するその対応能力といいますかね、これはこれまでよりもものすごくその大きな力といいますかね、能力が向上したのではないかなというふうに思っております。ただ、それを今度はいろんなものでマニュアルにまとめていくといいますかね、そういったものは当然必要かとは思いますが、そういったことも含めてですね、今後はその今現在やっております委託業務の中でまとめていきながらやっていきたいと思っております。ただ、職員のいろんなその危機管理的なものの対応能力、これはもう圧倒的にやっぱり向上したというふうに思っておりますので、まあこれができたからといって、すぐにその混乱なくまた対応できるかと言いますと、先ほども言いましたように、人員不足的なものがございまして、きちんとはなかなかできないところはあるかとは思いますが、今回の災害よりもよりよい対応はできるのかなというふうに考えているところでございます。

また、スケジュール的にはですね、3月までにはその委託契約のほうは一応工期的にありますので、ある程度の方針的なものはできるのではないかなというふうに思っております。また、4月以降はそれをもとにしながらですね、各その担当部署と、あるいはそのいろんな経験したところの職員とも話をしながら具体的なマニュアルづくりに向けていきたいというふうに考えております。いつまでそれができるかと言いますと、なるべく早くということになりますけども、できる限りその30年度といえますかね、中にはやっぱり作り上げていかなければ、やっぱりまずいかなというふうには思っております。

また、次に、防災士の関係でございまして、区長さんとの連携ということで、一番この辺が苦勞するところですね。一番なのは、その何で苦勞するかと言いますとですね、やっぱりその町職員、あるいはそのいろんなことであれば、その指揮命令系等でこうやりなさいということでできるんですけども、防災士の方、あるいは区長さん、それぞれ民間の方で役場のほうからこれをやれと言われてもですね、なかなか動きづらいと言いますか、そのボランティアでやられているところもありますので、その辺はその指揮命令というのはなかなか難しいかなと。であれば、じゃあどのような形でしたらばいいのかとなると、やっぱりその話し合いの場をいかに多く設けていくかということが一番大事なのかなというふうに思いますが、あとはそのそれぞれの地域ごとにそのやっぱり特徴があると思う

んですよね。地域ごとにまとまりがあるところ、ないところ、いろいろございますけれども、そういった地域ごとにある程度その中部地区、北部地区、南部地区、あるいは校区ごとにそのある程度まとまっていくとかですね。今回、その南小のほうでそういった形である程度その動きが出てきておりますので、どういった形でそういった形が進めていくことができるのか。あたりにつきましてもいろいろとその辺の動きを見ながらですね、先進事例等しながら、そういった動きをほかの校区のおられる防災士の方、あるいは区長さん方にも情報提供しながら広めていくことができたらというふうに今考えているところでございます。

それから、自動応答システムの関係でございすけれども、これにつきましては、合志市で防災行政無線のデジタル化にあわせて、自動応答装置が導入されたというふうに聞いております。大津町においてもデジタル化が進んでおりますので導入は可能になっているということです。導入経費とか維持管理費等について調査を行いましてですね、それほど費用的にもかからないということであれば導入に向けて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 金田議員の再質問にお答えをいたします。

実際に被害、発災時ですね、特に稼業中、実際に授業があっている、そういったときにどういうふうに職員、あるいは子どもたちの安全を守るか。また、職員がどう動くかと、これ非常に大事なところでありまして、先ほどのご指摘のとおり、引き渡し訓練というのはあくまでもある程度落ち着いたあとの対応でございます。実際、その災害起きた瞬間ですね、これ非常に大事だろうと思っております。やはり一つの例として、あの東日本大震災で大きな被害を出した大川小学校、あそこは児童の本当に8割、9割の子どもが亡くなっております。先生方も同じように十数名亡くなっていらっしゃいます。あの当時は、校長先生は別会議でご出張中ございまして、実は教頭先生が指揮を取られたわけでございますけれども、まあその後、校長会からも実際大川小に派遣しまして、実態を見ていただきましたが、運動場の方向が実はもう杉山で、そこに避難すればどうもなかったのに、マニュアルどおり堤防のほうに行って、全部のみ込まれたような状況でございます。そういった瞬時の判断といいますか、これが非常に大事だろうと思っております。そういった意味ではですね、通常、訓練というのは事前に予告がしてあります。行事予定などには、何月何日は避難訓練とかですね、こういう話がありますけれども、私はまさにこう抜き打ちの訓練といいますか、事前予告なしにですね、地震ですと、そこでぱっと動く。子どもはまずは机の下に隠れるとかですね、安全な場所に隠れて、それから職員の指示できちっと所定のより安全な場所へ逃げるといような、そういったリアリティーのあるですね、ことをやっていかないと、なかなか子どもも職員もですね、ああ、また通常の訓練かといような気持ちがたいてい起るのではないかなという懸念も持っておりますので、いかにその瞬間を再現できるかというか、そういった気持ちにさせるかというのがですね、一つの方法ですけれども、ほかにもいろいろいろんな取り組みがあるかと思いますが、そういった意味でより実際に即した動きあたりをですね、検証して、それからまた反省点を見つけて、さらに改良していくといようなことも必

要ではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 答弁をいただきましたが、まず1点目のアンケート等のところは、まあよくわかりました。ただ、アンケートだけに止まらずということと、アンケートの次の施策をつくる段階にあたって、やはり職員さん、現場であたった知恵というのはものすごく大切だと思いますので、そこを十分踏まえていただければと思います。また、人が足りないというお話ありましたが、人が足りない、もちろんおっしゃるとおりだと思います。ただそうではなくって、そのために人が足りない中で100点満点は無理でも60点、70点を取るためにこのマニュアルなり、あるいは訓練なりがあるんだと思っています。また、職員さんがしっかり頑張ってきたというのは、私も認めております。多くの住民の方も認めていると思います。そして、災害対応力高まったというのも多くの方が、それは私も感じているところです。ただ、その災害対応力高まったというのは、それ結果でしかないので、その結果を高めるために様々な今アンケートの、これをマニュアルに落とすのか、あるいは別の取り組みをするのかこれからの話になるんでしょうけども、そのこのところをまずはお尻を決めてやるというふうな形で進めていただければ一番いいのかなと感じたところです。

2つ目の防災士のところは、私も現場のほうでもしっかりやっていきたいと思っています。

3つ目の無線に関しましては、前向きに検討いただけるということでうれしく思います。ただ、こちらやり方として機器を買う方法であったり、番号ごと委託する方法であったり、いろいろありますので、そのこのところで値段なりも変わってくるので、しっかりと私も情報提供できますので、連携しながらやらせていただければと思います。

4点目の学校関連なんですけども、こちらもう先ほどお話したとおり、引き渡しなり、あるいは食糧配給なりは、まあ語弊を押してでも言うと、何とか取り返しがきくんですね。ただ、その物の配置なり、あるいはその瞬間のことであると取り返しつかないので、そのこのところに注力してぜひやっていただければと思います。どうしてもこの震災の話になると、その瞬間よりもその避難所の運営の話のほうにいきがちなので、そうならないようによろしく願いいたします。

では、時間もありますので、次に移ります。

2つ目の産業支援サービス関連企業の誘致に関する質問です。

産業支援サービスとしては、情報サービス業、インターネット付随サービス業、機械修理業、電気機械器具修理業などが挙げられます。製品の高付加価値化に向けた設計デザインやソフトウェア、マーケティングなどのサービス部門の重要性の高まり、総務や経理などの社内業務のアウトソーシング、外部委託需要の拡大、情報通信分野のイノベーションによる関連産業の創出などを背景として、市場規模、従業者数ともに近年拡大、増加が著しい分野です。これらのサービスは、多くの企業において日々の業務運営に欠かせないものであることはもとより、先ほど述べたとおり、産業の高度化、高付加価値化に寄与する業種といえ、産業の複雑化が進む現代において、地域中小企業の新たなサービスの創造やイノベーション、つまり新市場や新製品の開発、新資源の獲得、生産組織の改革、あるいは

新制度の導入などの創出の面でも重要な役割を果たすと考えられています。インターネットの普及によって、どこにいても幅広い情報を入手できる時代になったとはいえ、全ての事業者が率先して先進的なサービスや技術の調査・研究を行っているかと言えば、もちろんそうではありません。したがって、近隣に関連企業があるということは、それだけ接点及びそこからの新たなサービス創造につながる機会が増加し、それが町内企業の成長にも寄与します。

大津町には、多くの企業から進出先としての問い合わせがあっている状況ですが、これをさらに前進させて、立地企業同士が互いに影響、相乗し合い、内部で一層発展していくような戦略的な企業誘致、立地をしてはどうでしょうか。

また、大規模災害からの復旧には大変な時間と困難を伴いますが、産業支援サービス企業の近隣への誘致は、迅速な復旧の一助となり、町の企業の災害対応力を向上させることにつながり、進出先を検討する職業や、既立地企業への本町の魅力を一層高めるものです。さらに、立地地域を検討している産業支援サービス企業の側から見ても、大津町圏内には多数の企業、工場が立地しているため、進出先としても魅力的だと思われます。

また、逆に、企業連絡協議会などの場を通して、町内に工場や事務所を有する事業者の方々から、町内にあることで相乗効果を期待できる業種、あるいは移転進出先を検討中の取引先の産業支援サービス関連企業などの情報を向うのも戦略的な誘致に向けた一つの手法ではないかと思います。この産業支援サービスの誘致に向けては、地震後も選び続けられる熊本であるために、県も熊本県産業支援サービス等立地促進補助金の一部の要件を緩和するなど力を入れています。当該助成金は、県内に産業支援サービス業務施設を新設または増設され、県との間に立地協定を締結、または県が立会人となって市町村との間に立地協定を締結し、かつ立地協定から原則1年以内に操業を開始した立地企業を対象として、最大で1億5千万円が補助されるものです。大津町は人口減少市町村ではないため、県民の新規常用雇用者数10人以上のところを5人以上でも可とするなどの緩和要件は適用されませんが、通常要件に合致すれば補助金は活用可能であり、さらに、交通アクセスや企業、工場の立地状況を踏まえると、緩和措置がないことを差し引いたとしても、県内の多くの市町村と比較して、それでも十分な誘致、競争力があると考えています。

11月の中旬に経済建設常任委員会の研修で、熊本県東京事務所の方と意見交換をさせていただきましたが、そちらでも企業訪問や情報発信など、非常に力を入れている様子でした。特にお話をする中で感じた、県側の姿勢としては、県内の市町村とまんべんなく平等にやりとりをするというよりも、熱意と本気度を持って率先して取り組む市町村とは、どんどん連携協力して取り組んでいこうというものでした。

以上を踏まえまして、既立地企業のサポート、地域中小をはじめとした企業の新たなサービス創出、誘致先としての魅力の向上などを通して、大津町が持続的に発展するため、そして、イノベーションの種を蒔くことで、町長も標榜する創造的復興を果たすためにも、県とも連携・協力しながら、情報収集や独自の助成を検討するなど、誘致に向けて本格的に取り組む考えはないか伺います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の産業支援サービス関連、企業の誘致についての提案でございますけれども、先ほどおっしゃったように、熊本県は、平成18年から独自の補助制度を設置して誘致を進めておりまして、熊本震災後は、要件を緩和し、より積極的に行っておられます。大津町につきましても、現在、半導体関連や自動車関連の製造業や運送業の進出や既存企業の増設が活発に行われております。産業支援サービス関連につきましても、南部工業団地に情報サービス業を過去に1件誘致しております。大津町は交通の便がよく、企業の集積がありますので、ソフトウェア業や情報処理提供サービスなどの産業支援サービス関連企業につきましても魅力的な町ではないかと思っております。製造業の強化を図る上でも重要なのでありますので、今後は、熊本県と連携しながら産業支援サービス関連企業につきましても、誘致企業を進めてまいりたいというふうに思っております。大津町におる南部工業団地の近くにありますが、支援産業関連等につきましても、なかなか熊本は田舎というところと叱られますけれども、やっぱり関西、関東のほうの企業の多いところのほうが仕事しやすいというような状況でございますけど、この会社につきましても、熊本市内にありました会社が飛行場の近く、そしてあの自然の中でしっかりと取り組んでいこうということで来ていただきましたけれども、そういう関連企業につきましてもしっかりとご相談しながら、今後のサービス関連事業の推進を県の東京事務所や大阪事務所、あるいは地元企業関連の皆さんとご相談をしながら必要なものの企業誘致にしっかりと取り組んでいければなというふうに思っております。

細部については、また担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明申し上げます。

まず、熊本地震後の企業の復旧状況につきましてからご説明したいと思います。

地域の業種業態によりまして、かなりばらつきがございました。BCP（事業継続計画）により緊急時の対応ができた企業とできなかった企業というところで、それぞれにあったようでございます。

まず、自動車関連企業におきましては、在庫で対応したり、一部操業を行いながら対応しておりました。ある企業では、本震翌日から幹部社員が被害状況の確認と復旧計画の立案にあたる一方、安全な復旧作業に取り組むための工事に着手し、工事業者など約1千200人ほどの体制で復旧工事を行っておりました。また、半導体製造装置関連企業は、1週間から2週間程度ラインが止まりまして、復旧に時間がかかっておりました。

熊本中核工業団地の企業では、1週間で被害状況を把握し、復旧計画を策定し、1日200人から300人、延べ4千500人程度の近くの方々を導入して約10カ月間の突貫工事で復旧に当たっておりました。その他に、県外の本社・支社や協力メーカーなどから人や物の支援がありまして復旧に役立ったとのごございました。製造業や産業支援サービス関連企業など、いろいろな業種からも支援があったとのごございました。

熊本県内の産業支援サービス関連企業等の立地協定の状況につきましてご説明申し上げます。

県全体の立地協定件数の中で、平成27年度では、全体の35件中5件でございました。平成28年度は21件中4件、本年度現在では、24件中1件となっております。また、熊本県は、熊本地震

以降、産業支援サービス等立地促進補助金の要件を、先ほど議員がおっしゃいましたように、投下固定資産額の3千万円以上という要件から、1千万円以上に平成32年3月まで緩和しております。

現在、大津町におきましては、半導体関連や自動車関連等の製造業や輸送業などの新たな企業の進出や町内企業の増設が積極的に行われております。立地協定の実績につきましては、平成27年度が3件、平成28年度が2件、今年度が3件となっております。内訳につきましては、自動車関連・食料品関連・半導体関連等となっております。

産業支援サービス業分野につきましては、関東や関西の都市圏に立地している企業が多いため、問い合わせが熊本県の東京事務所や大阪事務所のほうにあるようです。このため熊本県へ積極的にアプローチしまして、情報収集を行いながら、空きオフィスなど該当する物件を紹介したいと思っております。また、既に大津町に立地し、町企業連絡協議会の会員となっただいている企業などと連絡を密に取り合いながら、産業支援サービス業を含めた様々な業種の新設や増設を考えている企業の情報収集を行いたいと思っております。さらに、企業立地フェアなど積極的に参加しまして、産業支援サービス関連企業の誘致につなげていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 全体的に前向きに取り組んでくださるということで、町民の一人としてもうれしく思います。

特に再質疑はないんですけど、まとめよろしいですか。

今、大津町、震災後もお蔭様で企業の方に興味を大変持っていただいて、担当の方々のご尽力もありまして、企業誘致も進んでいるというところですよ。もちろんそれは喜ばしいことなんですけども、そこからさらに一歩進んで、先ほど申し述べたとおり、その企業同士がうまく相乗し合うような仕組み、あるいは、今既に立地している企業さんがもっともっと頑張れる。あるいは、何かあったときに、初動でしっかりと対処できる、復旧できるような体制を町としてもしっかりと整えていくことは重要なことですよ。そういった関連企業が来ることによって、企業連絡協議会の意義、意味合いもより一層高まっていくと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時分より再開いたします。

午後1時51分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 皆さん、こんにちは。通告順番にしたがいまして、ただいまから9番議員、源川貞夫が一般質問を行います。

今回の質問は2問でございます。1問目は、立野ダムの土捨て場、猪郷谷について、それから、2

問目は、空き家対策についてであります。

3月の一般質問で質問をいたしました。再度、立野ダム関連の廃土関連について、ダム工事で発生する廃土を猪郷谷に持ってくるということに対しての排水問題はその後どうなったのか、解決できているのか。地権者をはじめ、下流の方といいますか、上井手関係の方が心配されております。本当に大丈夫なのかということに對しまして質問したいと思っております。

林地開発とか、いろんな形で瀬田裏や猪郷谷に降った雨水は、2つの砂防ダム関連等でカットできるというような計算が国土交通省のほうでされているという町長の答弁でございました。ちなみに、林道が拡張され、町道になるわけですが、山林や土捨て場の埋立地の地権者の中には、十数名の引水地区の方々もおられ、また、引水区の山林もあります。理解と協力は得られたところから順次に工事が着々と進められており、現在、森林伐採が進行中であり、早期の道路完成に向けての作業が急ピッチで進められております。

話によりますと、埋立地は、工事期間中借上げ、埋め立て現地までの道路拡張分は、買収となっております。事業主体が立野ダムでありますので、工事完成までは3年から4年ぐらいは借地として埋め立て、完成後は借地ですので、地権者に植林をして返すことになっている条件であるそうでございます。

排水計画につきましては、今後さらに協議を進めていく計画になっており、上井手の流量が増えることはないと考えているという町長の答弁でございましたが、砂防ダムの設置及び排水池の大きさや位置はどうなったのか。取り付け道路については、後のことを考えて、吹田団地の人々の利用も考えられるので、町で買収を行うということで、協議を今しているとの町長の答弁でありましたが、その後の進捗状況はどうなったのでしょうか。

あと、その利用につきましても、関係課で完成後についてどのような利用計画ができるのか。検討を行っている段階とのことでした。埋立跡地の利用計画については、植林または他の利用計画はあるのか。地権者に対する説明会は1回ほど開催されておりますが、その後、一部変更等はないのか。また、今現在は、地権者との用地交渉中のところもあり、全体の完成予定図（案）はどうなっているのか。これは公表できる範囲内をお願いしたいと思います。

3月議会の一般質問の時点での答弁で、「今後協議していきます」とか、「現時点では案の段階です」と言われておりました件につきまして、決定したり、まだ協議中だったりがあると思われませんが、途中経過の報告を、そして今後の計画についても問います。

以上のことから、進捗状況と今後の実施計画について、2番目に、特に地権者からの要望等がいくつかあったと思いますが、国土交通省との協議での話し合いはされたのか。また、その結果はどうなっているのかということですね。それと3番目に、それと関連してでございますけれども、新小屋地区の清正道埋立地及び立野ダム廃土の猪郷谷、57号線迂回路のトンネル廃土の埋立地と今までも豪雨のときの水は、最終的には上井手に流れ込んでいた場所でもあり、上井手水系関係者、特に大菊土地改良区への説明はされているのか。また、されてなければ、説明しなくても大丈夫なのか。4番目に、排水対策は万全かということで、砂防ダムや防災ダムの設置及び排水池または貯水池の大きさ

と位置など、どこにつくるのか。図面はお示しできないのか。現時点でどこまで進んでいるのか。排水問題は心配しなくても安心なのかを問います。

先日、二重峠トンネル工事（大津工区）の現場視察がありましたが、現場での詳しい説明はもちろん、資料等も配付されました。しかし、このときもトンネルから出る廃土の土捨て場に関する説明資料等はなかったようでございます。地図上でも位置関係でもいいですので示してほしい。

それから、新庁舎建設計画住民説明会において出された意見の中で、災害関係について、上井手が決壊して洪水になった場合を想定して計画を立てたほうがよいというような意見も出ていたようでございますけれども、町長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 源川議員の立野ダム捨て土関係の猪郷谷、あるいは上井手関連等についての計画状況、進行状況についてのお尋ねでございますけれども、町道猪郷谷線、用地は町がすることになっておりまして、現在、急ピッチで用地交渉を進めております。本年度中にはダム本体工事が発注される予定でありますので、町も国と一丸となって用地交渉を行っております。

また、地権者の要望でございますけれども、用地交渉の中でいくつかの要望があったそうですが、全体的には地権者の皆さん方は大変ご理解があり、契約も順調に進んでいるようです。この地域には、町の森林公園もございますし、林業の振興にも一役買ってくれるという考えを持っております。

次に、一番影響が大きい水の問題ですが、この件に関しては、大変重要な部分と認識しております。町の中心部の上を流れる上井手は、これまで何回か災害をもたらしております。上井手につながる東山川の水を調整できる大変よい機会でありますので、国と協力しながら町の災害防止にも寄与できるように、立野ダム事務所と協議を進めているところであります。

細部については、担当部長よりご説明をさせます。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 源川議員のご質問にご説明させていただきます。

先般、6月の議会でお願ひして認定されました、立野ダム土捨て場に通じる町道猪郷谷線でございますが、現在は用地交渉が終わりつつあります。地権者の皆様のご協力を賜りまして順調に用地買収の契約を進めております。ほとんどの土地が山林でございますので、木の補償もあります。木の補償につきましては、国土交通省が行い、町では、この事業が終わりましても道路は町道として残るため、用地費だけを予算計上いたしております。ご指摘のとおり、土地の売買契約を終わった箇所につきましては、国土交通省が起工承認という形で地権者から承認を得て、まず木の切り出しを行っております。次に、それが終わりますと山の掘削や盛土の作業が始まります。

町道猪郷谷線は幅員7メートルの舗装道路であり、作業道となる町道猪郷谷線が完成しますと、計画では14.3ヘクタールの土捨て場への往来が可能となります。土捨て場となる土地は、買収ではなく、賃貸借契約となり、各地権者と国土交通省との契約であり、直接的に大津町は交渉に参加はしておりませんが、こちらのほうも順調に進み、全員ではありませんが、ほとんどの地権者の同意をいただき、契約を進めているとの報告をいただいております。

2番目に、国土交通省に対して地権者からの要望ということでございますが、町道猪郷谷線においては、町の建設課が用地交渉を行いました。買収や木の伐採時期の希望などがあり、国土交通省が早期に工事に入りたいとの要望でしたが、それに関わるような特に大きな問題となるものはございませんでした。

土捨て場内の土地には、作業用の幅員4メートルの道路ができますが、これを延伸し、東部清掃工場のところまで行けば県道北外輪山大津線に抜けられるので、その道をつくってほしいとの意見もあったようです。もちろん、作業の工程上のことを考えましても、県道北外輪山大津線に2カ所接することは大変利便性もよくなりますので、立野ダム事務所も工事道路をつくる方向で動いております。今後も国土交通省との協議を密にしながら事業を進めてまいります。

3番目に、新小屋の清正公道の廃止についてでございます。新小屋地区の清正公道の埋め立てについては、堀を埋めましたが、排水については、埋める前に既設の排水路に排水パイプをいけて下流側へつないでおります。埋め立てた最下流にはマンホールを設置して管理できるようにしておりますし、埋め立てた地表面の水もマンホールのふたを網目状のものとして集水することができるようにしております。これまでの排水量と変化がないようにしております。

町道猪郷谷線と土捨て場の南側には東山川があり、これが吐で上井手につながっております。具体的な計画はまだですが、立野ダム事務所とも調整池など水量調節機能の必要性は認識されておりますし、土捨て場の位置を決定するときから、立野ダム工事事務所には水量軽減の話をしております。具体的にはこれからになります。土地改良にもこのような事業の存在はお知らせしておりますが、まだお示しできる資料もございませんので、ある程度案ができましたら協議を進めてまいります。

熊本地震による被害は、国におきましても国道57号の整備や立野ダム建設の遅れなど、大きなものであります。国の事業を推進し、なおかつ町の利益につながるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 3月の時点からあまり協議中がやはりまだありまして、先ほど言いました、砂防ダム、それからため池等はまだ協議中というようなことで、話は進んでいないようでございます。けれども、先ほど言いましたように、承認を受けたところはですね、もう早速、木を伐採して、もうすぐユンボといますか、機械が入るような状況でございます。私も実際中に入らせてもらおうと思っただけなんですけども、工事関係者以外は立ち入り禁止というようなことで入れさせてもらえませんでしたけども、地権者の方何人かに聞きますと、工事をやってないとか、入って見たらもうどんどん進みますよというようなことでございました。先ほど要望があった中にですね、7メートルの町道ができますけども、その後、埋め立てたところですね、そこに4メートルの、それは町道になるか、林道になるかどうかはわかりませんが、それをぜひ延長して、東部焼却場のほうですね、あちらのほうに抜け道といますか、ぜひつくってほしいという要望も何人かの方が言われたと思うんですけども、それと今度は、埋め立てた時点で、自分とこの山に行く道がないとか、そういう場合はどういふふうな道を通ればいいのかとか、将来のことですけども、そういうふうなことも尋ねられる方

がおりましたので、その点はまだ確定じゃないわけでしょ。道路が4メートルをずっと先までごみ焼却場のほうまで抜けられるような道をつくれるのが計画としてあるのか。一番私がほしいのは、そういう図面を、完成予想図といいますか、まだ案じゃあるけども、まだ用地交渉も全員が全員は承諾取れてないということですけども、なかなかそのはっきりした完成予想図といいますか、は、なかなかお示しできないと。地権者の方にも聞いたんですけど、説明して、図面を見せて説明はされるけど、口で説明されて、自分のところに、自分のところの分はありますけども、全体図とかの具体的なため池はどこにつくる予定とか、どのくらいの大きさとか、そういうのがみな持って帰られたということで、これは個人情報があるからということで、もちろん私は金額の、価格はいくらですかというようなことは聞きませんが、その方が心配されるのは、その道路のことと、水が果たして本当大丈夫だろうか。話によりますと、吹田団地の方も今日、傍聴席に見えておりますけども、グラウンドゴルフをされているところですかね、あの辺一带かなんか知りませんが、あの辺をため池にして、貯水池といいますか、一時的なため池にして、その分をまた別な町の土地と交換するとか、そういう話もちよっと聞いたことがありますので、その真相をですね、お聞かせ願うならと。やっぱり今の現時点でわかる分だけでもですね、先ほど言いました、個人情報もありますのでなかなか言えないところもあるかもしれませんが、それも併せて、町長のほうがいいかな、ああ、じゃあ部長のほうに答弁をお願いします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 源川議員の再質問にご説明いたします。

まず、排水地の場所でございますけれども、水量等の計算をせんといけませんので、まだ具体的にどの大きさというような大きさまでは決まっておりますが、場所につきましてはですね、おおむねさっき源川議員がおっしゃいましたように、今グラウンドゴルフをされているところ、大津町の土地でありますけれども、そちらのほうに、また追加で買収は必要になるかと思っておりますけれども、一応そこらあたりと。それから、作業道の4メートルということで、工事をする場合につきましても、ミルクロードに1本の接道しかなくて、ダンプが行ったり来たりということだと非常に効率が悪いというようなことで、ダムのほうでもう1本つくりたいということで、作業道を4メートルで砂利敷きということで、東のほうに1本抜きたいということで、考えて今進められているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 大まかなといいますか、ある程度の図面をほしいんですよ。というのが、こういう言い方は悪いんですけど、どこの山がかかるだろうかとか、そういう話も耳にしていますので、はっきり線引きがわからなくてもですね、大体この辺という図面をですね、国交省のほうからなかなか個人情報の関係でと、こないだも言われましたけども、示される分だけでも、今わかっている分、決定している分だけでも図面をつくってあればですね、大津町のほうでつくってあればそれをお示しいただきたいと思っておりますけども、どうでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 源川議員の再質問にご説明申し上げます。

新たにできます道路につきましては、立野ダムのほうでもう交渉に現実入られております。で、図面につきましても、ダムのほうでいくと個人の名前が全部入っているんで、それをうちのほうで管内図に名前が入ってないやつに今落として、やっとできましたので、いつでもお示しすることはできますので、ご覧になることができます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 先ほど言いました、57号線の迂回トンネルの道路の土捨て場もできれば図面どいいますか、地図で。結局あれがずっとつながってしまうわけでしょ。まあそういうことでそっこのほうもお願いしておきます。

これで1問目を終わります。

2問目に入ります。

この空き家対策についてというのは、今までもですね、一般質問でここ平成25年度からですね、ちょっと調べてみましたら、今年度も含めまして4回ほど同僚議員からもされております。私も今回で3回目になりますけども、空き家バンクの設置を要望してまいりましたが、依然として進んでいないようでございます。今後、いつ予期せぬ災害が起きるかもしれません。住宅をなくされた方々に対しては、まずはプレハブの仮設住宅建設です。しかし、一般的に建設から入居までは1カ月ほどかかります。プレハブ仮設に対し、民間の空き家を活用するみなし仮設のほうが早期に入居できるということで、今回の地震発生時には有効利用ができたわけであります。11月9日ですけども、1週間ほど前に新聞記事で、国土交通省が大規模災害に備えて、仮設住宅として空き店舗や事務所等を活用できる制度を創設する方針を固めた。早ければ来年の通常国会に建築基準法改正案を提出すると報じられておりました。民間の賃貸住宅を行政が借り上げるみなし仮設を、今後はこの考え方を空き店舗等にも適用させるということであります。ちなみに、熊本県内での21の市町村が空き家バンクを設置している状況でございますが、我が大津町は、今のところまだ設置されていないようでございます。

湯前町では、空き家を活用したワークショップやIT企業のサテライトオフィス誘致に成果を上げて、空き家の物件情報、先輩移住者のインタビューなど、U・I・Jターン等の移住者を考えている方々に向けた情報を発信しております。民間の不動産会社とは違い、地域への定住を狙いとしている制度のため、空き家バンク利用希望者にとっても移住・交流に対する真剣さが問われているものとなっております。

また、山梨市は、山梨県宅地建物取引業協会と協力をし、空き家の有効活用の促進を図っております。さらに移住・交流希望者の利便性の向上のために周辺の市とともに、同一フォーマットによる情報提供を行う試みがなされております。また、インターネット上での空き家バンク連携の試みも活発に行われているようでございます。

そのいくつか例がありますけど、農家を利用した新規就農、古民家カフェ、農家レストラン等々あ

ります。いろいろ最近ではテレビでも空き家の活用の事例と申しますか、そういうのが最近では特に出てきているようでございます。

以上のことから申すね、大津町においても、空き家・空き地バンクの設置をし、今のところは大津町の人口は増え続けておりますが、人口減少に向けた策の一つとして臨むものでもあります。空き家・空き地に対して空き家バンクの設置を再度要望するものであります。まずは調査をし、近所に迷惑をかけている特定空き家等に対しましても、指導や助言、または強制撤去等できないかということで、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の空き家対策に関するご質問と思いますが、空き家の戸数につきましては、平成27年度に一般住宅の空き家と役場周辺の空き店舗の実態調査を実施しております。その結果、町内には約200戸の空き家があるという調査結果が出てきております。その中で、町内の関係については、商店街の活性のためにいろいろと働きを掛けてきたところでもあります。しかし、その後、熊本震災が発生しまして、被災した家屋の解体により空き家の状況が変化していることが予想されます。再度、空き家の実態調査と所有者の意向調査が必要であると考えているところであります。

空き家の活用政策等につきましては、調査結果にもよりますが、大津町においてはいろいろと活用する事象がたくさんあると思います。例えば、不足している保育士等の住宅の確保、あるいは、スポーツコンベンション関係になる集合住宅とか、宿というような活用もいろんな形で活用できるものがたくさんあるんだなというふうに思っております。しかし、それにはやっぱり持ち主の了解が必要になってまいりますので、この辺についてもしっかりと検討をしていかなければならないというふうか、説明責任があるんだなと思います。そのためには、やっぱり空き家バンクの創設につきましては、空き家の所有者の意向、あるいは不動産業者と連携を深めていく必要がありますので、先進地事例を参考に総合的な空き家対策の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、法改正に伴いまして、国土交通省から空き家に対する新たな事業がございますので、空き家の利活用につきましても、補助事業を活用しながら、段階的に進めてまいりたいと思っております。

細部については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 大津町における空き家の現状につきましてご説明いたします。

平成27年度に地方創生交付金事業により、空き家実態調査を実施し、大津町の一般住宅の空き家件数は200戸、役場周辺の空き店舗は35戸となっております。

また、この空き家につきましては、修理しなくてもそのまま利用可能な空き家をランク1、修理すれば利用可能な空き家をランク2、大規模な修理をしなければ利用できない空き家をランク3として、3ランクに分けております。このランク分けをした結果、一般住宅の空き家は、ランク1が13%、ランク2が69%、ランク3が18%となっております。

次に、空き店舗につきましては、ランク1が23%、ランク2が77%、ランク3が0%となって

おります。

この調査は、あくまでも外観調査でございまして、所有者の特定や所有者の意向等は調査しておりません。

その後、熊本地震が発生し、被災した家屋の解体により、空き家の状況が変化していることが予想されます。実態把握のためには、再度、空き家の実態調査が必要であると考えております。

急増する空き家への対応につきましては、利用できるものは利用し、危険な空き家は除去するといった考え方で、必要な対策を講じていくことが重要だと考えております。

空き家バンクの全国の動向でございますけれども、平成29年度に国土交通省が実施した地方自治体の空き家対策等に関する調査では、全自治体の約4割、763自治体が既に空き家バンクを設置しており、約2割、276自治体が空き家バンクを準備中、または今後設置予定となっております。

大津町としまして、今後は段階的に空き家の調査を行いながら空き家バンクの創設につきましても、再生と流通の観点から、先進事例を参考に環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

また、平成29年4月に改正法の公布に伴いまして、国土交通省から民間アパートや空き家等の改修に対する補助事業としまして、「住宅セーフティネット制度」が創設されましたので、その事業を活用して空き家の有効利用に取り組んでいきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 源川貞夫君。

○9番（源川貞夫君） 地震の後ですね、私が一番知りたいのは地震の後、地震の前はもう17年のときに空き家が200件とかいう数字は出ておりますけれども、地震のあとですね、結局、相当農家の住居だけじゃなくて、農業用倉庫とか、もう築60年ぐらいのがほとんど今もう解体されておりますけれども、それでもまだ住居として空き家が空いているところがどのくらいあるかなというのが一番知りたかったわけでございます。先ほど言われましたように、1、2、3のランク付けしてでもですね、そのまんまでも使えるところ。それから、ちょっと手を加えればいいのか。それと家はしっかりしているけども、中に入っている家財道具といたしますか、もう全然おやじ、おふくろとかの家財道具がそのまま、すぐには人に貸せないというようなところもあると思いますので、そういうのでできればそういうチームといたしますか、つくってでも、なかなか一番隣近所に詳しい方になるということは、地域の区長さんや民生委員さん、それから消防団の方もですけども、いろんな方の協力を得ながらでもですね、調査を1日でも早くしていただきたい。そして、空き家バンクという制度を設置して、それをネットなり、いろんな広報紙でそれに該当するような人、希望の方のをですね、登録をしてもらうならというふうに思っております。特に、山鹿、玉名、菊池、阿蘇はいろいろ近隣もされておりますので、その連携も含めましてですね、それもそういうふうにしていこうと思いますだけじゃなくて、いつぐらいからそれに取りかかれる時期がですね、まず一番最初はやっぱ調査が一番だと思います。その調査にも地域の方も協力してもらいなりして、所有者がこちらにおられない方もおられると思いますので、特に相続の関係でですね、相続はしたいけどもそのままに放置されているとか、そういうのもありますので、その点につきましても再度質問したいと思います。いつぐらいからできるのかとか、

今までも何回も「検討します」、「設置に向けて」という話だけでしたけども、実際全然進んでないような感じですので、その点も踏まえて答弁をお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今までやってなかったように聞こえましたけども、しっかりと取り組んでやってきております。もちろん議員おっしゃるように、調査第一でございますので、予算関係もございまして、またその調査方法、あるいはその辺のところを十分検討しながら、そしてまた、企業とか、そういう関連の皆さんの利活用のこともしっかりと調べておかないと、地権者に対する、持ち主に対する説明責任ができませんので、そういうところの把握からやっていかなくちやなりませんので、検討しますという、また叱られますけども、新年度の予算に予算挙げながら前へ進めるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○9 番（源川貞夫君） はい。今の町長の答弁をお聞きしまして、少しは安心いたしました。これで終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時36分 休憩

△

午後2時46分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの源川貞夫議員の一般質問に不適切な発言がありましたので、本人から修正の申し出がっておりますので、許可したいと思います。

○9 番（源川貞夫君） ただいまの私の質問の中でですね、資料、それから地図等公開できる分は私が欲しいと言いましたけども、それは訂正させていただきまして、公開できる分があれば知りたいというのが地権者の方から言われましたので、それは私個人じゃなくて、代わって私が質問したわけでございますので、その文言を訂正させていただきます。

どうもすみませんでした。

○議 長（桐原則雄君） では、そのままいきたいと思ひます。よろしいですかね。

それでは、再開いたします。

手嶋靖隆君。

○12 番（手嶋靖隆君） こんにちは。12番議員の手嶋靖隆が通告にしたがいまして一般質問を3項目行いたいと思ひますけども、先ほど同僚議員からもあつておりましたので、ほぼ趣旨については同じでございますので、私のほうから却下したいと思ひます。2番の空き家の実態の対策についてということでございます。これを省きたいと思ひます。それから、その後、防災に強いまちづくり推進に伴う、対策等計画の見直しの進捗状況を問うということと、それから、清正公道の往時の遺産をですね、埋められた背景、それと今後の歴史的な保存復旧整備をされるのかということをお求めたいと思ひます。

まず、災害に強いまちづくり推進に伴う対策、計画の見通しの進捗状況を問うわけですけども、熊

本震災からもう1年6カ月を経過いたしましたし、終息間近かなという感じをいたしておりましたが、いまだに日本列島各地で頻繁に発生、運動型地震で被害もですね、広範囲にわたることから、ただいま重視されている南海トラフ、それから、身近な日奈久断層等の動きなど、近々の過去の地震からして震源影響が2倍相当になるのではないかなと予測されております。

よって、各都道府県の市町村の常備体制が問われている中、災害対策基本法の趣旨に沿って、それぞれ災害に関する地域防災計画の見直しが急がれております。本町において独自の振興総合計画策定に並行して進められていますが、区域防災上、重要な拠点づくりに取り組まれるとともに、防災のための調査・教育訓練の実践もされ、災害予防、警報発令、避難等が現実に具現化に努められております。そういう緊急時に対応できるように、災害発生初動に伴う応急体制の広域相互間の援助体制づくり、または相互間の連携、通信手段の整備、被害想定を見越した想定外を組み込んだ計画策定が求められておる現状を踏まえまして、下記事項について、取り組みについての所見を伺いたいと思います。

まず1点は、新庁舎建設に伴いまして、防災拠点としての機能をですね、どのようにこの取り組んでされるのかということが1点目です。2点目が、各関係機関との支援協定を図られているのかということ、3番目に、耐震強化のための実態調査の進捗状況はどうなっているのかと、4番目が、複数の避難箇所の指定、整備をとということでお願いしておりましたけれども、そのことはどういうふうに進んでいるのかと、5番に、ボランティア組織との連携強化ですけれども、これは受け皿体制はどういうふうに進んでいるのかということと思います。6番目に、支援の物資の保管指定の調達ですね、迅速な対応をどう進めるのかということをお聞きしたいと思います。

質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員の防災に強いまちづくりの関連の質問かと思っております。これにつきまして、現在、大津町災害復旧・復興まちづくり計画を策定したり、あるいは新庁舎建設も同時に進めておりますので、議員おっしゃるような地震に強い防災拠点となるような庁舎建設を目指して計画をすすめておりますので、振興総合計画においても、防災に強いまちづくりという考えで進めさせていただいておりますので、その辺について担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 防災関係の対応状況についてご説明申し上げます。

熊本地震後の見直し状況や対策についてのお尋ねでございますけれども、本年3月に復旧・復興計画を策定し、さらに、具体的な取り組みの展開として、現在、大津町復興まちづくり計画の策定作業を進めているところでございます。

また、熊本地震についての検証も併せて進めておりまして、初動体制のあり方、避難所運営、物資の提供等に係る問題や課題の整理も現在、先ほどの質問でもお答えしましたとおり、委託を行いながら整理も行っているところでございます。

復興まちづくり計画におきましては、本町が目指す防災都市構造や防災都市構造に基づく活動拠点、ネットワークの整備についての考え方を示しており、拠点の整備や指定避難所の具体的な整備計画も

明記しているところがございます。

新庁舎建設に伴います防災拠点としての機能につきましては、新庁舎建設基本構想・基本計画におきまして、災害対策拠点の整備として、災害発生時や速やかに情報収集や対応指示ができるような連携配置や情報通信設備を整備した災害対策本部が設置できるような拠点整備を行うこととしております。

また、災害時における支援協定としましては、熊本地震前から町の建設業組合やJ A菊池、イオン九州などと協定を締結しており、今回の地震におきましても、早期の災害復旧や食糧、物資供給の素早い対応をいただいたところがございます。

さらに、地震を機に滋賀県大津市と本年7月に災害時相互応援協定を締結したところです。早速、8月には、大津市から職員を2人派遣していただき、防災対策と災害廃棄物処理についてのヒアリングを行い、課題の整理を行いました。今後の継続的に情報共有を行いながら、お互いの立場からの指導、助言をそれぞれの自治体における防災対策の強化につなげてまいりたいと考えております。

防災マップにつきましても、平成22年に作成しておりますが、一部、避難予定箇所や土砂災害危険箇所も変更となっており、その見直し作業を進めておりまして、今年度中には、各世帯へ防災マップの配布を行い、啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、ボランティア組織との連携強化のお尋ねでございますけれども、現在、それぞれの地域におきまして、自主防災組織が結成され活動されておりますけれども、町としましては、補助制度を設け、活動の支援を行いながら、防災士につきましても防災士連絡協議会へ補助をし、活動の支援して行っております。それぞれの組織の連携強化に引き続き努めていきたいと考えております。

次に、支援物資の保管調達についてでございますけれども、震災時には国からのプッシュ型支援や全国から多くの支援をいただき、一時混乱したこともございました。今後は、駐車スペースも多くある町総合運動公園を拠点とし、民間施設の協力も得ながら倉庫の確保や物資供給の円滑化に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 3番目の耐震強化の実態調査の進捗状況についてご説明させていただきます。

木造住宅の耐震化につきましては、県が復興基金を活用して創設された、木造戸建住宅耐震化事業により、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事などを行っております。

耐震診断は、県の直轄の事業で、申込み窓口は、熊本県建築住宅センターとなっておりますが、平成29年3月15日から第1回目の受付が始まり、現在は第5回目の受付が実施されています。これまでの大津町分の受付件数は、10月末までで74件となっており、そのうち、診断士が派遣されたものが51件、残り23件は、これからの派遣となっております。

この診断の結果、耐震性が不十分であった場合に、耐震改修設計や改修工事などを申し込んでもらうことになっております。これは市町村事業として実施しています。これまで22件の相談が町のほ

うにありましたが、実際の申し込みは11月27日時点で、耐震改修設計が9件、耐震改修工事が2件となっています。

耐震診断の申込件数は、県全体としてもすくないため、県も10月に新聞一面分のスペースを使った広告を実施したり、町でも広報紙やホームページでお知らせしていますが、申請がなかなか増えない状況となっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 再質問をいたしたいと思います。

1番ですけれども、新庁舎をつくることによってですね、いろいろ防災の本拠地ということで問題してありますけれども、ある程度その庁舎の中にですね、それに添う、いわば備品庫とか、水を貯える貯水とか、そういう備品的なこと、それから、倉庫はもちろんですけれども、それから当然、屋上をどういうふうにするかと思えますけれども、いろいろと駐車場等も狭くなりますので、緊急の場合には、屋上を利用したらヘリポートあたりの設置も考えておく必要はないだろうかというふうにも思えます。そういうところもあります。

それから、特に、ヒートアイランドといまして、屋上の庭園設置ですかね、これもどういうふうに併設されるのかと、そういうところをちょっと確認したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 手嶋議員の新庁舎建設に関しましてのご質問でございますけれども、新庁舎につきましては、先ほど申し上げましたように、防災拠点となるような庁舎を目指しているというようなところでございまして、庁舎の建設につきましては、今後、その基本設計、基本自主設計に入っていきますので、そういった中でですね、町民の皆様ご意見、あるいは議会のご意見をお聞きしながら、必要であればヘリポート等の必要であるということに決まればですね、そういったヘリポートも併設したところの庁舎になろうかというふうに思えますし、また、ヒートアイランド的なものにつきましてもですね、必要であれば、そういったものの設計になってくるかと思えます。皆様方のご意見をお聞きしながら、庁舎のほうにはどういったものが必要なのか等を十分検討しながら、ご意見をお聞きして進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） それから、援助物資の保管指定ですけれども、到達を迅速に行うためには、やはり本拠地にですね、やはりそれなりの貯蓄が必要だろうと思うんです。そういうことも織り込んでですね、考えられておるのか。まあそれぞれ被災地には被災地なりのスペースあると思えますけれども、やはり本拠地は本拠地としての導くということですね、そういう施設を設けられているのかを確認したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 災害時の備蓄の関係のご質問かと思えますけれども、災害時の備蓄につつま

しては、樂善のほうに新しく備蓄倉庫のほうを今つくったところでございます。そちらのほうも活用しながらですね、あと、その庁舎等に関する備蓄につきましては、これもまた先ほどと、ヘリポートと一緒に思いますけれども、今後皆様方のご意見をお聞きしながらですね、どの程度のものが必要なのか。あるいは、必要か必要でないかも含めましてですね、十分ご意見をお聞きしながら、基本設計、実施設計の中で進めていければというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長（桐原則雄君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 第1項目につきましては、一応終わりたいと思ひます。

第3項目で表示してきました、清正公道の往時の姿をですね、埋設した背景、今後の施設としてのですね、保存・復旧、整備をどうされるのかを問ひたいと思ひます。

この清正公道は、もうご承知のとおり、加藤清正公がですね、江戸初期に熊本城主としてお国入りした後ですけども、豊後街道として整備された幹線道路でもありあす。道幅が7メートル、深さが3メートルということで、両脇のノリをですね、逆台形にした、往道ということで、これ全国でもまれにない道路の形上であるというようなことのようにござひます。両脇に排水溝をつくってですね、中のほうを少し高めにしてというような道のつくり方のようござひます。

そういうふうにして、整備を管理しながら、されているということござひますが、この豊後街道、熊本城からですね、阿蘇、九重、それから大分の鶴崎ですかね。214キロの行程ですけども、その先は、江戸までは陸路ということござひます。

熊本から約22.3キロありますけども、大津までは大体22間といいますから、44メートル幅ですね、今現在も現存する道路です。今電車と二車道がありますけども、その両脇に屋久杉をですね、植栽されたということござひます。もともと大津街道といっていましたけども、この屋久杉が植えたということで、今現存しているのは菊陽の通過道路ですね。ということで、これは屋久島町と菊陽が提携して交流をやっているようござひます。

大津から大体堀ヶ谷の手前までですね、入り口までが清正公道という形で、これ若干狭くなってきております。それでも22メートルということで、堀ヶ谷まで杉の木をですね、また植えてあったという文献でもござひます。大津から阿蘇の境界というのが、ちょうど二重峠ですけど、今の交差点から200メートルばかり行ったところに頂点がありますけども、そこに標識もありますけど、豊後街道ということであります。これは国の史跡指定になっておりますけど、石畳がずっと車帰までですね、続いているということで、特にその児童たちの学習体験の場となっている。必ずこの道を踏んで体験しているところござひます。昔は大変だったかなというようなことも体験しているようござひます。もともとこの豊後街道というのはですね、参勤交代のための道路というのが主力でもありますし、実際、豊後街道を利用した加藤清正公がですね、それから忠広公、親子で大体参勤が17回、それから、その後の藩主になります細川忠利・光尚公がですね、57回をですね、幹線道路して参勤交代に使っておるようござひます。こういう由緒ある道でもござひますし、明治になりますと、やはり測量で有名な伊能忠敬がですね、これも内牧あたりも測量しておるということですが、大分に向かっ

ているし、吉田松陰、それから勝海舟、坂本龍馬、それから横井小楠ですね。そういう維新の方たちが利用した道でもあるということでございます。

この震災後、道路新設に伴う高尾野の入り口、立体、今工事しておりますけども、この掘削の中からもですね、当時の代車、車輪の跡もわかったし、タブの木を利用したですね、浄水路、水道と同じですけども、その道が崩されております。これは教育委員会からの説明がなされているということでもございます。そういう当時ですね、偉業を偲ぶ姿をですね、一部復元された大津の遺産をですね、埋設された史跡の本質的な価値を軽視した活用がまかりとおるのではないかなというふうに危惧されております。

大津の児童たちにつきましても、貴重なこの昔の道路づくりと申しますか、そういうことも体験学習しながらですね、偲んでいくということが大切です。ご先祖に対して、やはりなくしてしまえばですね、申し訳ない。いつも思います。よって、現状の変化しましたことの背景をお聞きしたいということと、今後どのようにその遺跡を復元整備されるのか所見を伺いたい。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の清正公道、新小屋、高尾野に走っております一部の道路が今回震災におきまして、法面が3カ所崩壊しております、生活するのに大変危険な道路になりまして、地域の区長さんはじめ、住民の皆さん、そして文化財関係者のほうともご相談いたしまして、今回、埋め立てをするということになったわけでございます。

その埋立した後についても、文化財保護というような形で文章でしっかりと残していければなというふうに思っておりますので、そういう方向で今回は埋めさせていただいたわけでございます。

どうかよろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 埋め立てをしました背景についてご説明申し上げます。

清正公道の重要性につきましては、十分認識をしているところでございます。今回、埋め立てました箇所は、県道北外輪山大津線、通称ミルクロードの南側に隣接する清正公道の約200メートルの区間であります。この区間は、県道北外輪山大津線と南側の幅員3メートルほどの里道に挟まれた谷のような形態になっていました。

熊本地震により、この里道も被災し、ちょうど隣接する清正公道が深さ4メートルほどの谷状になっているため、通行には大変危険な箇所となり、通行止めも行ったところでございます。国道57号が通行止めとなり、長陽大橋が開通した今でも、県道北外輪山大津線の渋滞は続いております。新小屋地区の皆様におかれましては、集落から出るのにも大変苦労されております。県道北外輪山大津線に沿った形で集落内を結ぶこの里道は、どうしても安全に通行できるようにしなくてはなりません。

さらに沿線には、住宅も数軒建っており、住宅や住民の危険性も併せ持っておりました。平成24年の豪雨災害時にも数箇所の法面が崩壊し、住民の方々を不安にさせたこともあり、法面の復旧としてブロック積みを検討したこともございました。ブロック積みを行う際には掘削作業が伴います。掘

削を行うときには、ミルクロードを通行止めにして、史跡の調査を掘削して調査を行うとのことでしたので、阿蘇方面の唯一の道路として57号の迂回路としての機能を果たせなくなり、現実的ではございませんので、それまでの形状を保った復旧方法よりも、根本的に谷をなくす方法、つまり埋め立てを選択した次第でございます。ただ、埋め立てを行う前には、町の文化財保護員さんと町の文化財担当者には相談をし、やむなしとの結果を持って埋め立てたものでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 手嶋議員の清正公道往時の姿を埋め立てした背景と今後、歴史的保存復旧整備をとのご質問にお答えをいたします。

清正公道は、五里木から六里木までの区間を指し、埋蔵文化財包蔵地となっています。今回、これを埋め立てした背景については、町長、あるいは部長の答弁でもありましたとおり、熊本地震により国道57号が寸断したことで、迂回ルートとして大型車など多くの車両の通過により、法面の崩落や亀裂などが発生したため、通過車両の安全を確保する必要があったことや、現地は重要な史跡であります。町指定の文化財ではなく、町が都市公園として整備・管理していることもあり、埋め立てについてはやむを得ないと判断したところでございます。

清正公道は、参勤交代の豊後街道の中でも江戸期の景観が残されている重要な史跡であり、歴史学習をする際の重要な教材であると認識しており、復旧整備出来ることが望ましいと考えています。

ただし、現在の状況で復旧することについては様々な課題があると考えているところであり、現段階での復旧計画は未定であります。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 先ほど教育長のほうからありましたように、清正公道は、歴史を学べる重要な教材ということで、復旧整備できることが望ましいということで考えております。また、今回の埋め立てにつきましては、町の文化財保護委員会からも、将来的な復旧についてのご意見もいただいているところでございます。

しかしながら、復旧整備につきましては、当然その事業費も必要となりますが、現在、県道北外輪山大津線が阿蘇方面への基幹道路となっていることもあり、現時点において復旧整備方針を判断することは困難ではないかと考えているところでございます。

また、清正公道ということでは、現在、国道57号北側復旧ルートの建設が進められており、その建設ルートの清正公道の一部が県教育委員会文化課の発掘調査で見つかったところでございます。現在、県文化課で調査報告書の作成が進められておりますので、その調査報告書を基に何らかの形で記録を残すことなどについても関係機関とも協議しながら検討をすることができればというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 状況につきましては十分認識いたしました。しかしながら、残念なことはですね、一つのこの清正公が入国したことによって、今大津の宿場町というのができたんですね。その前は、阿蘇の裾野だったそうです。そういう状況の中で、二重峠から見て、阿蘇の住職が動向してですね、眺めたところ、これはどうしたがいいかというから、白川の上流から上井手と下井手を掘削すれば水を引き入れることで水田地帯になりますよということを言ったと、そこですぐその発想で下井手が最初にできていますけど、その後上井手ができまして、上井手を管理するため、あの道端に人を住ませたわけですね。宿場町として白川筋からもう移転してもらったということだそうですが、まあ97軒の商店ができた、そういうようなときもあったようでございます。やはり、そこに住む人たちがどうも無難を願ったこともありまして、清正公が山鹿からですね、住職を連れてきて大願寺を創建したということでございます。

それから、逐次、お寺もですね、いくつかできあがって、上大津のところの一つの本拠地といいますが、昔の宿場町の本拠地ということで発展してきたというような状況でございます。そういうようなこともございますので、ぜひですね、往時の公道の面影だけは、一部でも残していただくならば、感銘に思います。

それから、これはあの質問じゃありませんけども、もう提言ですけども、その確認を行ったわけですが、公道内ですね、樹木があまりにも茂ってですね、つるも見えないと。外も見えないというような暗いイメージでもあったわけですね。これは防犯上ですね、あまり好ましくないということで、公園の中央の木はですね、伐採したほうがいいんじゃないかなということ。それから、公園内ですね、段差がございます。いくつも段差がございますが、これをですね、掘り起こして、その段差でけがする人もおるかもしれませんので、1メートル幅のですね、平面誘導的な道路をですね、設置改修されたらいいんじゃないかなというふうに思いました。

○議長（桐原則雄君） 手嶋議員、すみません。質問じゃないならば、ここは一般質問ですので、そういう内容でお願いします。

○12番（手嶋靖隆君） そういうことをですね、一応感じましたので、一応おつながりしてですね、あとの整備をですね、またよろしく願いしておきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時21分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

平成 29 年第 5 回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成 29 年 11 月 24 日 請 願 第 2 号	教職員定数と義務教育費国庫負担制度 の改善に関する請願	継 続 審 議	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成 29 年 11 月 10 日 陳 情 第 2 号	熊本地震後の復興及び地域活性化に関 する意見書の提出を求める陳情	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 6号	大津町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例について
発議第 7号	熊本地震後の復興及び地域活性化を求める意見書の提出について
発議第 8号	道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について
同意第19号	大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 5 発議第 6 号 大津町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する
条例について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 発議第 7 号 熊本地震後の復興及び地域活性化を求める意見書の提出につ
いて
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 発議第 8 号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 同意第 1 9 号 大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつ
いて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第50号、議案第51号関連、議案第53号、議案第55号、陳情第2号の5件です。当委員会は審議に先立って、12月7日の午前中に現地調査を行いました。午後から町民交流施設研修室1、2におきまして執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

はじめに、議案第50号、町道鳥子線道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります。

土木部建設課関係におきまして、委員より、セメントミルクが亀裂により流出するとのことだが、事前の地質調査で、亀裂のあるなしの確認はできてなかったのかとの問いに、執行部より、地質調査では、土質の変化や地盤の硬弱を調査しております。地山から採取した試料も確認していますが、亀裂のあるなしの確認はできませんでした。今回、セメントミルクを注入して初めて判明いたしました、との答弁がありました。

また、委員より、セメントミルクの流出防止のためパッカー工を追加工事することだが、増えるセメントミルクを実施数量で追加工事したほうが有利ではないのかとの問いにつきまして、執行部より、経済比較では、ほとんど同価格となりました。県との協議により増えるセメントミルクの実施数量で変更した場合は、補助対象外となります。パッカー工は強度が安定しており、補助対象となるだろうとのことでしたので、パッカー工を採用しております、との答弁がありました。

採決の結果、議案第50号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号関連、平成29年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

農業委員会関連につきましては、さしたる質疑はありませんでした。

経済部農政課におきまして、委員より、現在、多面的機能支払事業の活動をしている組織は、いくつあるのかとの問いに、執行部より、本年度は29組織活動されております。活動されていない地域も、いくつかは活動内容を知りたいなど、問い合わせがっております、と答弁がありました。

意見といたしまして、地震後の復旧対策として活用ができた事業なので、活動されていない地域にも事業の推進をしてほしい、と意見が出ております。

また、委員より、機構集積協力金については、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りに対する補助金との説明があったが、高齢化等により作付けができない農地を保全し、地域の農業の担い手に対して貸し付けを行うために農地中間管理機構が設置されていると思うが、農地中間管理機構は機能しているのだろうか、との問いにおきまして、執行部より、本県では、熊本県農業公社を農地中間管理機構と認定して、農地の貸し付けを希望される方が、農地中間管理機構に申し込みを行い、農地中間管理機構は、県や市町村等との協議により、地域の担い手へのマッチングを行い、本町においても農地中間管理機構を通した貸し借りを行っております、と答弁がありました。

また、委員より、農地の貸し借りに関して、農地中間管理機構を通した手続きの方法と農業委員会を通した手続きの方法があると思うが、双方は密接な関わりがあるのか。また、農業委員会の制度改正についても関連性があるのかとの問いにおきまして、執行部より、農業委員会の局長からの補足説明がっております。農地の貸し借りや売買や農地法の許可が必要ですが、担い手への農地集積を図

る例外措置といたしまして、農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積計画を町へ提出すれば簡易に貸し借りや売買ができます。農業委員会の決議や町が公告を行うことで法的効力が生じます。

基盤強化法での取り組みは町が行うものですが、現在の実務は農業委員会が行っております。

なお、中間管理事業推進法に基づく機構を通じた貸し借りは、交付金支援があるため農政課が窓口となっております。

国は、担い手への集積率80%の目標を掲げ、機構を通じた貸し借りを推進しておりますが、鳥獣害や狭小地などは借り上げの対象外であります。また、借り主を特定しない白紙委任制度や貸し付けの期間が10年と長期になることから、実務を担う市町村は運用の改善を求めています。

農業委員会の制度改正により、推進委員も新設されたことから、農業委員会と密接に連携し、担い手や地域にとって最適な法律により、最も有利な方法で貸し借りや売買を行い農地の集積を図っているとあります、と説明がっております。

続きまして、経済部企業誘致課におきまして、委員より、ここ最近の傾向として、大津町への立地が増えているが、企業が大津町に魅力を感じるのには、工場等振興奨励補助金なのか、立地場所なのか、または人口増加に伴う雇用確保のしやすさのどれなのかとの問いに、執行部の答弁では、感覚的なものにはなりますが、一番は立地条件になると思われれます。特に熊本の中でも交通の便のよい菊池郡市、嘉島町、熊本市などで立地が増えておりますし、また、大企業があればその周辺に中小企業が集まりますし、中小企業が集まれば大企業にとっても部品などを調達しやすくなり、相乗効果で立地が増えていると感じております。また、補助金も立地を迷われている際の最後の一押しとなったこともこれまでに数社ございました。それとともに、現在は景気がよいため、増設が続いているというのが現状であります、と答弁がありました。

また、委員より、雇用については、特に危惧していることはないかとの問いに、執行部より、雇用の確保について、各企業は苦戦されております。先ほど現地を見ただいたフジデノロ株式会社も、正社員が45名、派遣社員が15名ということで、今後は派遣社員も正社員にして雇用の確保に努めたいとのことあります。また、大津町に立地されている企業からは、地震の影響もあって雇用の確保に苦慮されております、と答弁がありました。

委員の意見として、今は、企業にとって成功の三原則天地人を備えておく。天の時と言われる景気、また、地の利と言われる立地場所、人の輪、すなわち企業の輪と言われる企業の集積が三つとも揃っている状況である。その中で、企業は生産性を求めるため、オートメーション化を進めているが、大企業になればなるほど国家を考えて使命感を持ち雇用を高めていかなければならない。雇用の場を提供するという使命のもと、あえて人による作業を行い、働く場の提供を行っているという面もある。また、今回の企業の利益率は非常に高いと思われ、うれしく思うとの意見が出ております。

続きまして、土木部建設課関係におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

土木部都市計画課におきまして、委員より、地方債については、どのようなものを利用しているのかとの問いに、執行部より、都市防災総合推進事業については、公共事業等債、災害公営住宅建設事業につきましては、公営住宅建設事業債を利用しておりますが、いずれも政府資金及び地方公共団体

金融機構資金より借入れを予定しており、それぞれの事業で最も有利な起債と思われるものを行っております、という答弁がありました。

土木部下水道課につきましては、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第51号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号、平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

土木部下水道課についてであります、さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第53号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第55号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります、これにつきましてもさしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第55号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号、熊本地震後の復興及び地域活性化に関する意見書の提出を求める陳情についてであります。土木部建設課におきまして審議いたしました。

委員より、以前から話があった道路で、建設費などの問題もあって、柵上げされていたものであり、要望について同意できるが、町の考えはどうなっているのかとの問いに、執行部より、道路の形状については、今後検討する部分もあると思いますが、直線的に建設するのは金額も大きなものとなり難しいと思われま。現在ある県道と農道を結ぶ計画で要望をしていきたい、という答弁がありました。

また、委員より、県の大空港構想も検討されているし、地震後及び白川災害時の道路としても必要であると思われるがどうなのかとの問いに、執行部より、県道で整備すると、町は一部負担金で事業ができるので町としてもぜひともお願いしたい、という答弁がありました。

採決の結果、陳情第2号につきましては、全員賛成で原案のとおり採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第51号関連、議案第52号、議案第54号、そして請願第2号の4件です。

当委員会は、審議に先立ちまして、12月7日に関係する1カ所の現地調査を行い、引き続き研修室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第51号関連、件名、平成29年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、共同墓地等復旧補助金について、地震発生から1年半

経っているが、なぜ今頃の事業となるのかとの問いに、執行部より、墓地についての相談は震災後から受けており、町単独で補助ができるか検討も行いましたが、単独では難しく県に要望を続けていきました。それがようやく県の基金事業としてできるようになったものです、との答弁がありました。

続きまして、委員より、墓地復旧事業について、納骨堂は対象となるようだが、違う世帯でひとつのお墓に入っている両家墓のようなケースは対象か、これ本会議の中では共同墓という言葉でも使われておりましたが、両家墓という言い方もあるようですので、ここではその言葉になっております。補助対象の範囲はどうなっているのかに対し、建築物を対象とし、両家墓のような墓石については対象外です。その他、墓地の外構、擁壁、水道などの共有部分は対象となります。できるだけ地元負担を減らせるように事業を行いたいと考えています、との答弁がありました。

住民福祉部住民課関係では、委員より、パスポートの交付件数が伸びている要因は何かに対し、県内の公立高校の修学旅行先が台湾など海外渡航が増加していることや、更新時期を迎えたパスポートの更新、仕事の関係での申請、家族の申請が多くみられます。平成29年1月から3月にかけて、交付件数が急増した分も今回計上しています、との説明がありました。

住民福祉部福祉課関係では、質疑はありませんでしたが、熊本地震に関する住まいの再建状況や地域支え合い事業についての詳しい報告がありました。

住民福祉部介護保険課関係では、熊本地震に係る利用料免除の町負担12.5%の繰り出しが義務的なものかとの問いに対し、執行部より、義務的なものです、との説明でした。

住民福祉部健康保険課関係では、社会資本交付金による子育て健診センターへの非常用発電装置の設置について、委員より、停電時に井水を汲み上げて使用するというのか。井水は地下水かと思うが、量的に十分なのかとの問いに、執行部より、工事用資料には地下120メートルまでポンプを下してあります。以前より、元工場で使用していた井戸で、センター内と外のトイレの一部に給水し、散水栓も複数箇所配置し、濁水時散水に使用していますが、ポンプによる汲み上げが出来なかったことはありませんでした。そのような状況から地下水の量としては期待できると思いますとのことでした。

また、使用しない期間のメンテナンス等の問いについては、執行部より、非常用の発電については、月1回程度動かし、起動させ、機能を守るための保守点検をやっていく予定です。併せて、ポンプの点検も必要と考えております。また、燃料については軽油で、ガソリンと比べて耐久性がありますので、常時満タンにしておく状態で運用していく予定ですとのことでした。

また、維持費については、4月から発生しますので当初予算からと考えています。日常的な点検は私たち職員ですね、職員でできますが、大きな機械ですので、電気設備の保守的な点検費用、燃料費が発生するものと考えていますとのことでした。

委員より、違和感があるのが、今回いきなりという点です。復興まちづくり計画が一方で進み、その中で策定中であり、子育て・健診センターの今後の防災拠点の活用についてどのような意味合いを持たせ、どのような活動拠点とするのかが決まっていない状態である。

中央公園は防災公園として位置づけがあり、総務課が防災公園として動かすものと思っていたが、

最初は違っていた。そこが整理されていないし、今後の課題として残っているのに、なぜこれだけ急ぐのか、ここなのかという疑問がある。なぜ補正予算であげてきたのか。本来ならば当初予算ではないかとの問いに、執行部より、計画と施工が一緒に走っている形となっています。計画を作ってそれに掲載された事業を遂行するのが正当な実施の仕方と考えますが、現在、社会資本整備交付金事業の内容のもので、今回、整備ができるものがありましたので、指定避難所である子育て・健診センターに非常用発電機を設置し、もしもの時のために備えたいという考え方です。

委員より、ほかにも指定避難所はたくさんあると思うが、なぜセンターなのか。執行部より、社会資本整備交付金事業の活用できる範囲に、非常用の発電機を設置するという内容が含まれており、幸いにも、子育て・健診センターには井戸があってポンプも設置してあり、配管もあり、一部トイレにも井戸水が使用できます。これだけの条件がそろっているところがほかにはありませんでした。復興まちづくり計画の策定の中で、マンホールトイレ等もつくれないうかと併せて検討されましたが、適地がなかったという結果でした。複数の検討結果を基にこの子育て・健診センターの内容でいけるとなり、この計画を補正予算で計上するに至った経緯です、と説明がありました。

意見として、どうしても今回やらなければならないということであれば、きちんと運用し、計画に反映するようにお願いしたいという意見でした。

委員より、保健師の震災時の活動について、もし次があった場合どのようにするのか、整理しているかとの質疑に対し、現在、防災計画上で職員行動の見直し等が進められています。担当課として熊本地震の際の改善点、問題点等を担当課である総務課に伝え、保健師はこうあるべきという行動指針を伝えながら、防災計画の見直しをしてもらえるよう総務課と相談しています。

子育て・健診センターに大津町の職員として配置されている保健師が指定避難所の運営をせざるを得なくなったというのは、非常に残念なことであったというのが反省点です。保健師が大きな災害のときに何をすべきかを十分に検討しながら体制整備、非常時の際の職員がどのように動くべきか、防災計画上の位置付けを検討していきたい、との答弁でした。

教育部に移ります。

教育部学校教育課関係では、委員より、就学援助費の申請を入学前に受け付けるということで、毎年12月補正予算で計上するかとの問いに、今回は制度の改正によって特別に補正をお願いしました。来年度からは当初予算で計上しますとのことでした。

また、委員より、就学援助の認定率が児童生徒数と比較して小学校は約7%、中学校は約12%と差があるのはどういう理由かの質疑に対し、分析はしていませんので調べてみます、との答弁がありました。

生涯学習課関係では、委員より、総合体育館非常放送の落雷による修繕は保険に入っているのか。保険の金額はどのくらいかとの問いに、雷被害の修理に係る費用は100%保険で賄われますとのことでした。

雷の被害にあったのはどの施設か。また、修理が終わっていない状態で使用できるのかとの問いに、被害施設は、球技場、競技場、総合体育館です。球技場と競技場は工事中で12月末に引き渡しとな

ります。また、総合体育館はトレーニングルームのみの使用であり、利用者への影響は少ないと考え貸し出していますとのことでした。

意見として、利用者に安全に安心して使用していただくためのリスク回避の方法も考えておいてほしいとのことでした。

それから、埋蔵文化財の関係で、試掘は文化財の可能性があるので掘るのか。また、費用は町が出すのかとの問いに、埋蔵文化財包蔵地の範囲にある開発ですので、試掘して文化財があるかないかを判断します。費用については、試掘は町文化財当局の負担となり、文化財がある場合の本掘は事業者の負担となりますとのことでした。

委員より、地域コミュニティ施設の再建支援の進捗はどうかの質疑に対し、21件の認定申請があり、8件の修理が完了しています。まだ見積もりが取れていない地区もあり、今後増える可能性がありますとの説明でした。

生涯学習課公民館関係では、さしたる質疑はありませんでした。

生涯学習課図書館関係では、光熱水費の電気料の補正の理由は何かの問いに、集会室等の利用が多かったことによるものとのことでした。

集会室の利用が増えただけで65万円という金額は大きすぎないかとの問いに、利用増に伴い、基本料金が上がりましたとの説明がありました。

集会室の利用増ということで、収入の状況はどうなっているかの問いに、自主事業が増えたのであまり収入は増えていませんとのことでした。

教育部子育て支援課関係では、熊本地震関係費の減免は世帯単位だと思うが、祖父母と同居している場合はどうなるのかとの問いに、保育料を納付されている人に対して補助をしますので、被災した同一世帯の保護者が申請の対象となりますとのことでした。

また、委員より、障がい児保育事業について人数が多いが、幼少期から診断が出るようになったということも理由にあるのかという質問に対し、執行部より、幼少期から診断が出るようになったのも要因と考えられますとのことでした。

また、委員より、熊本地震関係費の認可外保育施設利用者支援事業補助金について、認可外保育施設は保育料を自由に設定しているが、補助の上限は設定しないのかとの質疑に対し、上限の設定はありません。財源は県の復興基金ですとの説明でした。

委員より、子ども・子育て支援システム制度改正対応教務委託は、保育士の処遇改善を行うための委託料なのかの質疑に対し、副主任保育士や若手リーダー等の保育士に対し、処遇改善を行うためのシステム改修ですとの説明でした。

また、関連として、待機児童の現状と対策についての質疑・答弁がありました。

子育て支援課幼稚園関係では、修繕の場所は、園舎南側のところかという質疑に、園舎南側のテラス屋根ですが、波板が古くなり雨漏りがひどくなったための修繕ですという説明に、どのような修繕を行うのかに対し、同じものではなく、今度は強度の強いものをと考えているとのことでした。

採決の結果、議案第51号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正（第2号）についてであります。

住民福祉部健康福祉課です。委員より、熊本地震に係る減免については、特別調整交付金等で全額が交付されるとの説明であったが、この場合の特別の意味をとの質疑に対し、調整交付金には、普通調整交付金と特別調整交付金があります。普通調整交付金は、市町村間における財政力の不均衡を解消するため国から交付されるものであり、特別調整交付金は、熊本地震などの災害等による保険料の軽減や結核、精神疾患に係る費用が一定基準以上ある場合など、文字どおり、特別な事情がある場合に交付されるものですとの説明でした。

委員より、今回の補正の影響を受けて、今後、一般会計からの繰り入れを行う必要があるのかに対しては、現時点では、一般会計からの繰り入れは予定していません。3月に保険給付が確定した段階で、法定の国費等の補正により財戦調整を行う予定としておりますとのことでした。

委員より、退職被保険者等療養給費と一般被保険者療養費については、これまでは大きく予算額と実績額が乖離することは少なかったと思うが、今回、補正となった理由は何かの質疑に対し、退職被保険者等療養給付費は、見込み以上に退職被保険者が減少したため、給付見込額が減少したことが主な理由です。一般被保険者療養費は、熊本地震に係る一部負担金の減免について9月診療分までの半年間の延長が当初予算作成後に決まったため、当初予算に反映できなかったことが主な理由です、との説明でした。

採決の結果、議案第52号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、熊本地震被災者の方々の介護保険料減免により歳入が減ったことで、国や県の支援があって、それを保険給付に充てたということかという確認に対し、そのとおりですとの説明でした。

保険料減免と利用料減免のそれぞれいつからいつまでの分かのに対しては、利用料減免免除は3月利用分から8月利用分までの実績と、9月利用分の推計7カ月分ですとのことでした。

委員より、また3月に補正をするのこともあるのかとの質疑に、推計値でもあることから、不足する分が生じた場合には補正しますとの説明でした。

採決の結果、議案第54号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号、教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善に関する請願についてであります。

委員より、今まで同様の内容で数回請願が提出されたと記憶する。今回の請願は個人名で提出されているが、団体からの要請で提出されているのではないかの質疑に対し、労働団体からとなりますと。過去の請願を調べたところ、平成22年と平成23年に同じような請願が提出され、平成22年は採択、平成23年は不採択となっています。しかし、不採択となった平成23年の請願理由は少人数学級実現のために改善が必要であるとのものでした。ただし、それに関しては、今、文科省と財務省の間で駆け引きがあり、少人数学級が実現すれば学力が向上するというエビデンスがないと財務省はいい、それに対して文科省はエビデンスを提出して議論が続いています。今回は、少人数の実現ではな

く、教育課題の複雑化・困難化ということで主な理由としては、特別支援が必要な子どもたちの増加と外国籍で日本語教育から必要な教育の現場において特別に支援が必要な子どもたちがたくさんおり、その子どもたちに対する必要な支援が定数として確保されていないことが問題であるというものです、との説明がありました。

意見として、今回の請願は、教職員定数改善を推進することと義務教育国庫負担制度における国の負担割合が現在3分の1となっており、これは小泉内閣時の三位一体の改革で2分の1から3分の1に変わっている。これを元に戻してほしいというものであり、非常に政治的なものである。これは難しく、本日議論して結論を出せるものではないと考えます。賛成する、反対するにしても各委員はどのような理由で賛成した、どのような理由で反対したと対外的に返答できる状態としなければ賛否は問えないと思いますので、内容を精査するために継続審議とすべきだと思いますとの意見があり、この意見について、国費負担割合の変更でどのような影響が出ているかという、基本的な考え方としては、2分の1を3分の1にして減った分の6分の1を交付税として各都道府県に配分しているので、総額として変わっていないように見えますけれども、都道府県に配分されるにあたっては、交付税であるため地方の財政力や様々な要件によって交付割合が決まり、そこで格差が生じます。調べたところ、この制度改正によりトータルでの財源が増えたのは5、6都府県で、それ以外はマイナスとなり財源が減っています。熊本県については、この制度が始まったときですね、制度時にマイナス12%となり、減り具合が全国31位で非常に減額となっております。その中で定数を与えるとしたら、その分だけどこかにしわ寄せがきており、本来は障がいを持った子どもの支援に必要な人数に人手が回らないために。町としては、当初は3千万円くらいから始めて、現在は7千万円ほどになっている。この10年間特別支援が必要な子どもたちの補助にですね、充てているということですね。すみません。この10年で特別支援が必要な子どもたちは2.3倍ほどになっていますので、やはり必要な人数を確保するためには、定数を再度、国に考えてもらいたいという趣旨ですとの説明がありました。

委員より、請願者が個人名であることは気になるが、近隣自治体の状況はどうかに対し、陳情と混同して請願も同様との考えでメンバー中の町内在住の個人名で提出されています。近隣の状況では菊池市、合志市が9月議会で採択され、菊陽町は12月議会に提出される予定と聞いておりますと説明がありました。

さらに、委員より、以前にも同様の請願が提出されているのですねという確認があり、平成22年が採択、平成23年が不採択です。ただし、平成23年は少人数学級が理由ですとの説明がありました。

意見として、教育の日などに学校を訪問すると見えてくるが、教育現場は大変だとおもうという意見。

それから、自治体で対応できる案件ではなく、国に対する案件となり、慎重に対応すべきだという意見がありました。

その中で、提案として、この件は、個々の意見も材料が少なく煮詰まっていないため、この場で賛成・反対は言い難いので継続審議とすべきだと思いますとの提案がありました。その提案を受けてま

して、この請願を継続審議にするかどうかの採決を行い、採決の結果、請願第2号については、賛成多数で継続審議すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第51号関連の1件であります。

委員会は審議に先立ちまして、12月7日に関係する1カ所の現地調査を行いました。現地調査1カ所は町内の土砂災害特別警戒区域内に指定されている外牧地区であります。現地におきまして、いわゆる土砂災害が発生しやすいと認定されているレッドゾーン、イエローゾーンという地域が指定がなされておりますが、今回、このレッドゾーンとイエローゾーンの範囲が若干拡大をされたという説明があり、さらに、住宅をこのレッドゾーンを離れて住宅を再建をする場合、被災者生活再建支援法に基づく300万円の補助金、これまでは、その300万円の範囲内でしか支援がなかったのが、今回、この被災者生活再建支援金とは別に復興基金の中から最高300万円の支援、つまり最大両方で600万円の支援を受けることができるという説明がございました。

現地調査を行った後、ミーティングルームにおきまして執行部より説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告します。

議案第51号関連、平成29年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

まず、総務部総合政策課におきまして、委員より、ふるさと納税におけるお礼の品の選択方法がどのようになっているのか。その中で人気のある返礼品は何かとの質疑に、執行部より、お礼の品は納税していただいた方に選択していただき発送している。以前は4品でしたが、平成28年度に募集を行い、現在27品目となっております。お礼の品として豚肉や馬刺しなどが人気があります、との答弁でした。

一番多いふるさと納税の価格帯はいくらかということで、執行部より、一番多い価格は1万円です、との答弁でした。

また、委員より、ふるさと納税の納税額の状況及びそれに対するお礼の品の還元率はどうになっているかとの質疑に、執行部より、9月からふるさと納税の業務委託を行ってから予想以上に多くの方から寄付をいただいております。4月から8月分までの合計で18件23万円でありましたが、9月分は108件の139万円、10月は134件の168万円、11月は252件の280万円の寄附額となっております。還元率につきましては、1万円以上の寄附金に対して3千円、2万円以上が6千円、3万円以上が9千円の品となり、約3割程度となっております。また、委託業者にシステム使用料として納税額の12%を支払っています、との答弁でした。

委員より、ふるさと納税は、県から来る場合と町に直接来る場合、また、さとふるなどのホームペ

ージから来る場合の3パターンでどれが一番多いのかとの質疑に、執行部より、さとふるを通じたものが一番多くなっています、との答弁でした。

続いて、総務部総務課関係で、委員より、消防施設のカメラについて、災害時に議員のタブレットなどにリアルタイムで画像が見られるようにはならないかとの質疑に、執行部より、現段階では、災害対策本部の中で情報収集し、住民に避難等を伝えるところとなっている。カメラの画像そのものを誰でも見るまでにはなっていません。スマートフォンのアプリケーションソフトであるラインを活用して画像等のやり取りができないか、技術的にどこまでできるかなど、現在検討している。熊本市などはラインの会社と色々利用方法を検討していると聞いています、との答弁でした。

委員より、上井手の取り入れ口の災害状況については、土地改良区等で把握していると思うが、町が設置しているカメラは一体どこに設置をしているのかとの質疑に、執行部より、水位を観測している場所が8カ所で、実際に現地に見に行き確認しているところが6カ所あります。具体的には、上井手取水口、下井手取水口、六里木橋、新立石橋、仮宿橋などです、との答弁でした。

委員より、吹田や大林、瀬田周辺にはないのかとの質疑に、執行部より、産業橋などは見に行くところとなっています。実際に見に行くところとして代官橋、七障子橋、産業橋、鶴口橋、馬場橋、初生橋などがあります、との答弁でした。

委員より、水位など、大雨のとき現地を見に行く場合、職員の安全対策は徹底をしているかとの質疑に、執行部より、基本的には複数人数で見に行くことを原則にし、そのほか、ライフジャケットの購入も以前行っている、との答弁でした。

委員より、監視カメラの修繕料54万円が非常に高いような気がするが、修繕費はそんなにかかるのかとの質疑に、執行部より、カメラ設置は1機当たり新設で約400万円かかります。あくまで修繕なので、この程度で済んでいるというところですが、との答弁でした。

委員より、本会議でも質疑では出ていたが、保険などを掛けたほうがいいのかとの質疑に、執行部より、本会議でも答弁しましたが、現在も保険は加入していないので、今後検討したいとの答弁でした。

委員より、地域づくり推進事業費の補正について、それだけ地域で取り組みが伸びていっていると理解しているのか。平成29年度の実績はどうなっているかの質疑に、執行部より、28年度の取り組み実績は28行政区でした。今年度が31行政区を見込んでいるところです。それから、地域コミュニティの取り組みの中に含んで実績としてあがっていると思われ、との答弁でした。

委員より、被災住宅再建支援事業補助金について、町内でどのくらい対象があるのか。また、補助受給見込みがどのくらいか。今後どう広報していくかとの質疑に、執行部より、レッドゾーンの地域内に、町内で40件ほど住宅が入っています。地域の区長さんなどを通じて周知を図っているところですが、なかなか浸透していない状況です。罹災証明書の発行データなどを掘り起こして、今後個別に連絡をしたり、広報紙などで周知をしていきたいと考えています。その中でも、やはり個別周知に力を入れていきたい、との答弁でした。

意見として、再建方法や再建する場所まで含めて、個人で考えるというのは非常に大変だと思う。

情報の周知も含め、総合的に町でバックアップしてもらいたいとの意見がございました。

それから、委員より、室地区周辺など、町内にはかなりレッドゾーンがあるように見受けられる。対象地域は相当あるのではないかとのご質疑に対して、執行部より、現地調査を行った外牧地区のほかにも、上大津地区など、対象地区は様々あります。地域として多数の家屋が密集しているのが外牧地区であり、町内全体で約40件となっております、との答弁でした。

続いて、総務財政課関係で、委員より、復興基金事業の民間賃貸住宅入居支援事業は、みなし仮設の方への補助なのかとの質疑に、執行部より、応急的な住まいに住んでおられる方が、新たに民間賃貸住宅へ住まいを転居される場合に、契約に係る費用として一律20万円が支給される事業です、との答弁でした。

委員より、債務負担行為について、平成30年から32年度までで300万円の増額となっているが、主に資料の整理棚の費用として1年間100万円程度かかると考えていかとの質疑に、執行部より、現在、書類の入った段ボールを棚にありますが、棚に収まりきれない段ボールが5、6段ぐらいに積み上げられている状態です。この状態を改善するため、棚を整備したいと考えています、との答弁でした。

委員より、道路などの事故による賠償金について、今後の見込分として増額するということか。そうであればまだマンホールなど事故が起りうる状況を放置してあるということかとの質疑に対し、執行部より、今年度は事故の件数も増えています。現在、賠償額がわかっている案件で予算を消化する見込みであり、そのほかでもけがをされた案件等もありますので、その分を含めて今回増額の補正をさせていただきたい。現場の対応として、事故発生後、マーキングや看板設置、アスファルトの擦り付け等で応急対応し、その後、準備ができ次第、本工事に入る計画であります、との答弁でした。

委員より、事前に各課から危険箇所の情報は入ってくるのか。入ってくる場合は、対応はきちんとできているのかとの質疑に、執行部より、具体的な場所等の情報はこちらには入ってきませんが、担当課のほうで道路パトロールなどを行い、危険箇所把握に努めています。高尾野線（中核工業団地内）については、本工事がなかなか進まなかったため、事故が多発しているため、安全対策や注意喚起はやっておくべきだったと思います、との答弁でした。

委員より、賠償関係の専決事項はかなり多い。地震の影響とは思われるが、徹底して対応しないと死亡事故が起きた場合などの瑕疵責任は非常に大きくなる。大変ではあるが、道路パトロールや住民への情報提供の周知など、再発防止に努めてもらいたいとの意見がございました。

委員より、歳入の宝くじ関係の交付金は使途に制限があるのかとの質疑に、執行部より、地震関係の復旧に充てることとなっております、との答弁でした。

次に、総務部税務課関係で、国土調査修正の申し出の予算について、国土調査修正の申し出は個人からの申し立てでできるのかとの質疑に、執行部より、国土調査の誤りと認められるときは役場で対応します。個人間での境界の問題のときは、法務局の「筆界特定制度」を利用し、当事者間で解決していただきますので、町の方では修正を行うことはありません、との答弁でした。

委員より、異議申し立てはどのようにできるのかとの質疑に、執行部より、登記簿と現地が合わな

いと法務局に申し出があつて国土調査の確認の必要があつたときは、法務局を通じて申し出されることが多い、との答弁でした。

委員より、国土調査の誤りだというのはどのように決めるのかとの質疑に、執行部より、地方税法の規定で課税上支障があると認める場合において、登記所に登記事項の修正を申し出ることができませんので、その規定に準じて明らかに誤りがあつたと確認することができた場合に修正をすることになります、との答弁でありました。

質疑の後、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第51号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれまして、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各委員長の審査報告は終わりました。

これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 文教厚生常任委員長の報告に対して質疑をいたします。

まず最初は、教育部の生涯学習課、図書館の運営費についてであります。委員長報告におきまして、需用費の65万円というのが集会室利用増に伴う電気料の増額という形を説明されました。この65万円というものが年度途中に発生して、九州電力の料金というものは、基礎的な電力を使ったらその翌月あまり使わなくても、その確か段階が上がるというか、そういった計算ではなかったかなと思うんですよ。ということは、これが町とするならば単年度収支ですから、4月1日から3月末日までの計算になるのか。それとも途中からの増額で、来年度もこの計算、しかし、これがもし年度途中、例えば、年度の間中だったとしたならば65万円の倍になる可能性があります。ということは130万円ですね。この危惧することというのは、需用費ですから、義務的経費ですよ。運営にあたってそれだけ経費が増えてしまうという由々しき事態で、これを負担するのは町民の税金ということなので、この点については、やはり運営のあり方、そういった電力をその抑える努力みたいなのがそのきちんとした答弁で返ってくるべきだろうと思うんですよ。言わんとするところは、こういうふうに出てしまいましたが、来年度はこういった増額、本来ならばその義務的経費は当初予算に載せるべきで、その計画から外れたわけですから、ということは、来年度は努力して、こういった経費が発生しないようにしますというようなですね、そういった、この先を考えとかないと、ずっとこの義務的経費が増えたままになるのが一つ危惧されるので質疑いたします。

それと、今度、請願です。

請願について、その疑義に思うところは、その請願で、例えばその自治体で判断するのは難しいとかいう意見も出てるといいますが、請願権というものは、憲法で定められた主権在民の概念からいいますと、全く国民の由々したる権利なんですね。ですから、それを請願権を持って出した事項がうちじゃ扱いきれないというのであるならば、戻すところを考えるのか、それとも直接じゃあ国に個人が請願権としてあるのでしょうか。やはりその自治体が受け付けて、それを審議するべきで、そのとこ

ろの意見の出方というものはきちんとさばいとかなないとちょっと怖いかなと思うところです。それとまた、今回のこの請願の内容をみてみますれば、趣旨理由の中に書いてある、非常に何点か気になる点はあるんですが、この時間外労働ですね、これに対して、この文科省の大臣も看過できない深刻な事態と認めたということは、経営主体になっております町立の学校でそういったことがもしあっているのならばという視点に立って、実際、現場に赴くとか、教育長がその内容をきちんと説明されてわかるようにするとか、やはり行動をもってこの事実を確認しなければならないと思いますので、この確認事項、非常に重要ですよ。この確認事項はきちんとされた上での審議になったのか。この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） 質疑に対して答弁いたしたいと思います。

まず、1件目の図書館の運営に関してですけれども、報告の中でちょっと要約したために省略したところがあるんですけれども、この65万円で基本料金がまず上がったということですので、これは利用料が現状が続く限りこの基本料はこの上がった水準で進むということですね。ということは、これをさらに抑制しようとした場合には、利用する量そのものを減らしていかなければならないということだと思います。図書館についてですね、この利用量の増の原因は、先ほど申しましたように、集会室等の利用が多かったことということであって、その理由までちょっとお尋ねしたところですが、自主事業が増えたのだと。自主事業にはどういったものがありますかといったら、例えば、映画の上映会であったり、陶芸教室での利用などが新規に増えてきているものだったということでした。陶芸教室が、多分、これ私がお話を聞いて想像したところですけども、電気の窯を使いますので、その影響が大きいのかなというふうに考えたところです。ただ、その図書館というのは、そういうふうに文化活動に利用してもらうものですから、利用料が増えたからといってそれを抑制するという考え方もあるかと思うんですけれども、むしろ利用料が増えたということそのまますべて受け入れて、負担が大きくなるにせよ、それが活動の実態に見合うもの、住民の文化向上に見合うものであれば、それでもやむを得ないものなのかなというふうに考えるところではあります。

それから、2点目の請願に関してですけれども、ご質疑の趣旨としては、請願に対しての審議が十分だったのかということにあるのかと思います。そうした点に関しましてはですね、先日、議員の一般質問の中でもその点がありましたので、改めて審議記録と録音等を確認してみたところですが、内容としてはですね、審議の中で継続審議とすべき意見が出てきておまして、また、結構詳細な説明はなされていたんですけれども、判断材料が不足すると、判断が難しい等の意見が繰り返されたために、継続の採決を行ったというところです。

先ほどご指摘がありました、行動で示すというようなことですね、十分に確認をしていくべきだという話ですけれども、それにつきましては、継続審査ということですので、審議の深さという総体的な考え方ではですね、今言いましたように、ちょっと確認が不足している点等もあるかと思っておりますけれども、議案を審議する手続きの形式上の形では、賛否を問う前に継続という形で、さらに慎重審議をすべきという意見となったということでございます。

なお、議員先ほどおっしゃられた、より深い確認をするべきだという点につきましては、委員のほうからも資料提出とか、慎重に対応すべきだというような意見があった上での継続審議のご意見でしたので、審議には時間がかかる、確認も含めてですね、時間がかかるものと考えられます。そのために委員会としましては、閉会中審査も視野に、ほかの委員さんも含めてどのような確認が必要なのかと、どういった資料が必要なのかということを確認、準備しまして、それを元に十分な時間を取って結論を出して、次の本会議に報告したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

図書館関係におきましては、確かに電力を使用した窯とかあるならばものすごく電気をくうだろうと。しかしながら、例えばですよ、そういったものを切り離す。図書館じゃなくて、別のところに切り離したりとか、別の契約をすとかいう手はないかということですよ。言うならば。その最善の方法が、例えば、その質問の要旨の中はですね、例えば、この経費というものは非常にいろんな意味が含まれておりまして、負担側のことを私言いましたけれども、じゃあそのもしもですね、その説明の中が正解で、やっぱり原因はその陶芸教室だったとなったときにですね、その陶芸教室で公の施設において恩恵を受理できる人と、65万円で多くの新刊やいろんな書籍をですね、集めることによって町民の方々がどれだけそういった恩恵を受けるのかというのは、天秤にかけるのが当たり前と思うんですよ。こういった視点で審議をしていただきたいという意味で、ただの経費じゃないんですよということなんですが、そういった意見は出なかったのか、再度質疑いたします。

それとまた、請願のことでありますが、請願はですね、地方自治法、その一番気になるのは、一自治体でその判断できないとかいう意見が出たというのがちょっと荒っぽいかなと、非常に私から言うなら、一言でいうならがさつです。そういった認識だからこういった請願は審議されないまま、その日のうちに行動を起こすべきなんですよ。ですから、私が聞きたいのは、地方自治法の124条におきましては、請願の提出、議員の紹介により請願書を提出するわけです。ですから、地方自治体のその議員が、町の議員が提出されたんですね。その内容を同調されて。ですから、またその後、そういった審議をするときにはですね、うちは委員会主義を取っておりますが、その委員会にその紹介議員、言うならば、地方議会に対する請願は必ず紹介議員が紹介して、請願の趣旨、提出年月日、請願者の氏名、住所及びそういった諸々を記載した文書を示して行うというような文言もあるわけです。ですから、そのときに、署名議員になられた方をきちんと、紹介議員さんと呼んで、その趣旨説明を受けられたのか。これは最低でもやるべきだと思います。

そしてまた、もう一つ、人的なもので考えますれば、この請願で私が考えるのは、もっと深く審議していただきたいなという理由で、ここ2度も質問に立つのはですね、こういった過酷な現場になってますよというのが現在進行形で、これ言われているわけです。ということは、今行かないと、私一

般質問のときにも途中で言いましたけれども、今なんですよ、対応ていうのは。で、それを継続審議にするということは、おそらく今度審議、その間に調査とかいろいろされるとは思いますが、3カ月後とかなったならば、その時間というのが非常に無駄に思えるんですね。ですから、行動を即座に起してやっていく。そして、そのことによってここからが大切なことであって、この疲れた、例えば、本当にこれが事実ならばですよ、教員の方々がですよ、教職員の方々が疲れ果てた形で授業を受けたとするじゃないですか。伝わりますか。そこが一番怖いんですよ。被害を受けるのは子どもたちですよと言いたいんですよ。ここをきちんと言うなら、主軸はここですよ、ここを持って考えないと、個の人たちの待遇、まあ熱意はあるかもしれませんが。しかしながら、そういった形を考えれば、やっぱりここは子どもたちを強く大きく育てる大津町にとってはですね、非常にポイントとなりますので、その点の審議、意見等々は出なかったのか。再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） 再度の質疑にお答えしたいと思います。

まず、図書館の件で、陶芸の件ですね、これ利用者受益者と住民のバランスが必要だという趣旨のことだと思いますけれども、ちょっと以前、図書館の駐車場の拡張の説明、現地調査で説明を受けました際に、陶芸教室については、将来的に移転も検討されているというような話がありまして、そこでこれいつまでも続く話でもないだろうということで、話を受け止めたところでした。

それから、次の請願に関してですけれども、議員おっしゃるとおりでございます、私も個人的にはですね、そのように考えるところです。ただ、その話の中でですね、そこに至る前の段階で話がですね、継続という話が出てきたというところが、継続は置いて、もう少し話しようという進め方をすべきであったのかなというところも、ちょっと私、これも個人的ではございますけれども、議事を進行する立場として反省するところではあります、そこまで話が至りませんでしたというのが結論です。

以上です。

いつとはちょっとまだ言っておられませんけれども、先ほど申しましたように、閉会中の審査も視野に早く準備をして進めていきたいというふうに申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第50号、町道鳥子線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成29年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第51号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。

請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

まず、陳情第2号、熊本地震後の復興及び地域活性化に関する意見書の提出を求める陳情を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、陳情第2号、熊本地震後の復興及び地域活性化に関する意見書の提出を求める陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

しばらく休憩します。11時25分から再開します。

午前11時17分 休憩

△

午前11時25分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 発議第6号 大津町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5、発議第6号、大津町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第6号提出者、津田桂伸君。

○14番（津田桂伸君） 発議第6号、大津町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を行います。

発議第6号、大津町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり地方自治法第112条及び大津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者及び賛成者は、議会運営委員となっております。

提出の理由は、平成23年5月に、地方自治法の一部改正する法律が公布されたことにより、これまで議会の議決事項とされていた基本構想の策定に関する規定が削除されました。しかし、大津町まちづくり基本条例第14条の規定により、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくために策定された基本構想については、従来どおり議会の議決すべき事項と定めるため、条例の一部を改正するものです。

なお、附則で、施行期日を、この規則は、公布の日から施行することといたします。

以上で趣旨説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

発議第6号、大津町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第7号 熊本地震後の復興及び地域活性化を求める意見書の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第6、発議第7号、熊本地震後の復興及び地域活性化を求める意見書の

提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第7号提出者、山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 発議第7号、熊本地震後の復興及び地域活性化を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり議会規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

熊本地震後の復興及び地域活性化を求める意見書（案）。

朗読によって説明します。

熊本地震後はや1年7カ月が経過しました。熊本県におかれましては、復旧復興に多大なるご尽力をいただき心から感謝申し上げます。

熊本地震によって、大津町から阿蘇くまもと空港へ通じる町道も大きく損傷し、県道36号線や熊本益城大津線並びに県道225号山西大津線を利用するなど不便な状況が続いています。

地震後、特に、阿蘇くまもと空港の利用者をはじめ、空港台地に畑を所有する農業者や畜産農家及び鳥子工業団地等への通勤者の多くが、道路幅員も狭く、離合や大型農業機械の通行にも支障をきたす現状であり、道路整備がいかに重要であるか改めて痛感したところであります。

熊本県では、熊本地震で大きな被害を受けた空港周辺地域の創造的復興を推進する大空港構想の実現に向けて重点的に取り組んでおられます。

その構想の中で、国道325号線や県道207号線瀬田竜田線の朝夕の渋滞緩和にもつながるとともに、阿蘇方面からの空港利用者の利便性向上並びに地域活性化の起爆剤として大いに期待できると考えます。

県道管理者であります熊本県において、熊本地震後の復興及び地域活性化のために県道211号線岩坂陣内線から空港台地への県道の延長整備を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日、熊本県菊池郡大津町議会議長、桐原則雄、熊本県知事、蒲島郁夫様。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第7号、熊本地震後の復興及び地域活性化を求める意見書の提出についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第8号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第7、発議第8号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第8号提出者、金田英樹君。

○4番（金田英樹君） それでは、発議第8号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について、趣旨を説明させていただきます。こちら5枚綴りになっていますが、まずは2枚目の意見書の本文のほうを読ませていただきます。

表題が道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）となっております。

大津町は、熊本県の北東部に位置し、国道57号や国道325号が道路網の重要な幹線道路として骨格を担い、熊本空港や九州縦貫自動車熊本ICに近接する交通条件に恵まれ、大観光地「阿蘇」や九州各県へのアクセス性に富み、県下でも有数の工業集積が見られる田園産業都市である。

昨年の熊本地震において、道路網が被災し、物資輸送や救急活動など様々な活動へ影響が広範囲に及び、改めて道路は住民生活や地域経済を支える最も基礎的で重要な社会資本であり、その必要性、重要性を強く認識させられた。

これまで、「みんなでつくろう 元気 大津 人と自然にやさしい心かよいあうまちづくり」を目指し、快適で安全生活環境基盤の整備をまちづくりの一つの柱として、道路整備を進めてきたが、まだまだ整備は遅れており、住民の道路整備に対する期待度は依然として高いものがある。

また、防災・減災のうえで、老朽化が進む道路インフラの維持管理は、安全に通行できる道を住民に提供するうえで、これまで以上に重要になっている。

このため、国におかれては、今後も地方が持続的に発展していけるよう、災害時等に命を守るインフラとして機能を十分に発揮できるよう道路事業予算の総額を安定的かつ十分に確保するよう強く要望する。

併せて、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、平成29年度までの特例措置となっている交付金事業の補助率等が嵩上げされている措置については、財政の厳しい本町への影響は多大なものがあることから、平成30年度以降も引き続き継続するよう強く要望するとともに、地域の財政状況等を考慮した措置を取られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大津町議会議長、桐原則雄。

提出先は、記載のとおりとなっております。

こちら少し補足いたしますと、今回の意見書の提出は、いわゆる道路財特法の継続を求めるものです。現在の道路事業における補助率ですが、例えば、社会資本整備総合交付金事業でも50%を55%に嵩上げしております。嵩上げがなくなると、補助対象事業費の5%、または補助金の55分の5%、こちら約9%にあたりますが、こちらが減少することになります。道路財特法は、先ほど読み上げたとおり、平成29年度までの時限措置です。平成30年度からも現行制度を継続できるように熊本県のほうでも全自治体議会より要望するよう進められております。全国的にも同様の流れでありまして、全国の自治体からは既に、すべての自治体から道路財特法継続を望む意見書が提出されております。大津町でも5月に要望書を提出しておりまして、そちらの添付資料のほうが先ほどの文書の中の3枚目になります。また、ご参考までに4枚目に、県議会のもので、5枚目に、町村議会議長全国大会で特別決議されたものを添付しております。

以上になりますが、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第8号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8 同意第19号 大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第8、同意第19号、大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

同意第19号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第19号は委員会付託を省略するこ

とに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げます前に、ご説明の前に一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました、すべての案件につきましてご承認とご議決をいただき誠にありがとうございます。議員の皆さんのさらなるご指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

同意第19号、大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、教育委員会の齊藤公拓様が、平成30年の1月11日をもって任期満了となられますので、新教育委員会制度に基づく教育委員会教育長として、新たに菊池郡大津町大字室28番地2、吉良智恵美様を任命したいと思うものでございます。

吉良智恵美様は、長年教員として教育行政に尽力してこられました。また、在職中には、熊本県教育事務所所長会会長、菊池郡市小中学校校長会副会長、熊本県女性管理職会会長、大津町校長会会長などの要職も経験され、退職後も、熊本県学級経営等支援委員をされるなど、人格が高潔で、教育行政に関し高い識見を持っておられ、教育委員会教育長として適任と存じます。

教育委員会教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今回の教育長、新教育長の任命に関する提案でございますけれども、一つ気になりますのが、これまでの教育長と今度の新教育長というのが少し性格が違うという点です。この任命にあたりまして、このように通常、通常このやり方なんだと思いますけれども、やはりその新教育長というものがどういうものであるのかということをきちんと私たちも住民もやっぱり理解する必要があると思います。この提案というか、任命にあたりまして、それにあわせてこの新教育長というものについて、あるいは総合教育会議というものについて、今後住民のほうにどのように説明していかれるのかということについて質疑を行いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町におきましても、教育審議会関係の教育委員会関係の皆さんと委員会つくっておりますので、今回、齊藤教育長お辞めになられた後につきまして、今後につきまして、教育方針関連等について、本人のほうからもしっかりと委員会のほうでご報告をお願いしたいというふうに思っております。私のほうにつきましても、前齊藤教育長関連等とも十分ご相談をしながら、今回適当な人事であるかなというような思いで議会の承認を求めたところであります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） すみません、今の町長ですね、ご提案に関しては十分理解できるんですけども、今回の新教育長というのは、今度新しい教育長という意味ではなくて、新制度による教育長という意味で理解していただきたいんですけども、新制度による教育長というものがどのようなものなのかということについて、住民に対しての説明が十分にできているのかということがですね、ありますので、そこについてどのようにお知らせしていかれるだろうかということについて質疑したところでございます。

○議長（桐原則雄君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

今回、今、議員おっしゃいましたように、教育委員会制度が新しい制度に変わって、既に2年目入っておりますけれども、私の場合は、旧制度での任命でございましたので、私の任期中は旧の制度でまいります。この旧制度というのは、教育委員会の教育委員長と、そして事務方に教育長がいると、こういう言うなら2本立てみたいな感じでございます、どちらに責任の所在があるとか、あるいは教育委員長と教育長とどう違うのとか、非常に混乱したような状況もございましたので、新制度では、これを一本化して、教育委員長と教育長を兼ねた意味での新教育長という制度に変わるわけでございます。そういった意味でですね、住民の皆様への周知等々はまだまだ不十分であるかなと、私自身も考えておりますので、今後、教育委員会をあげてですね、新しい制度への周知を徹底していただけるものというふうに思っております。新制度で変わって、総合教育会議も同じようございまして、これは首長さんがですね、今までは第三者の委員会ということで、介入といいますか、そこはある程度歯止めがかかっておりましたけれども、やはり自治体のトップとして教育にもある程度責任を持っていただくような形でですね、基本的な構想とか、大綱とか、そういうものに対して、いろいろ町長のほうからの招集のもとにですね、そういった意見を出し合いながら首長部局と教育委員会がともにその自治体の子どもたちの成長のために、ともに力を合わせてよりよい方向に進んでいくような意味で、総合教育会議というのができておまして、大津町でも年に1回は最低開催をいたしているというようなところでございます。そういった趣旨でございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 新制度につきましてはですね、私もいろいろ勉強させていただいておましてわかることなんですけれども、気になりましたのが、その住民へのお知らせということで、これまで大津町のホームページに教育委員会の会議録の公表というのがなされておりました。これまでは会議録公表、会議録公表ということでこうタイトルがですね、出てきたわけなんですけれども、今回新たに、総合教育会議の開催についてというようなタイトルでホームページへの掲載がなされたところなんです。そうしたときに、じゃあ総合教育会議って何だろうかということが説明されてないよなということに気づきまして、今の質疑に至っているわけなんですけれども、今後ですね、そういったその制度の周知についてしっかりとですね、広報等を、多分就任挨拶等があると思いますので、そういっ

たところでの機会を取られての周知をお願いしていきたいと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員のご質疑でございますけども、我々のほうもしっかりと町民にわかるように、そして、大津町の教育を地域とともに頑張っていけるようにご理解とご協力を町民のほうにも求めていきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

ただいまこの同意案件につきまして、主な経歴というのを見ておりますが、教育長、まあ新教育長ということで、教育経営もつかさどる形になるわけではありますが、私が一番危惧するところは、主な経歴の中で、やはりずっとこう教育畑におられたのは、それはもちろん専門知識でわかります。しかしながら、今求められている人材というものは、やっぱりこの経済、私はいつも思うのが、教育者だった人や、の人たちと話すといつもつじつまがあわないのが経済のことなんです。实体经济があって教育、教育があって経済はないんですよね。今現在というのは、きちんとしたそういったその経済活動によって収入を得て、納税してという形で国が建って行くんです。ですから、いろんな形で、いろんな国が経済状況において変わってきますし、実際、今回の一般質問ですか、あの貧困とか、格差とかありました。それで教育というのは変わってますよね。受けられる教育を受けたくても受けられないとか。それ経済ですよ。要するに、この経歴の方々にはちょっと危惧するのが、そういった世の中の流れているものをきちんとかう収集して、その中での教育というものをきちんと打ち立てていくという、そういった識見をですね、どこで見たらいいかなど。この経歴ではわからないと思うんですよ。私も今までこの方が校長先生とかされてましたんで、まあたまたま校区が一緒のときがありまして、入学式や卒業式に出て存じております。ただ。求められる人材、町が求めたい人材というものは、そういったオールマイティな、そして、かつその識見がですね、こういった教育にたけているというものであります。ですから、バランスとして、どっかに一つですね、何かもう町長の説明でもいいですから、この方は、例えば、その教育の中で、ただ小中学校とか義務教育課程だけではなくて、総合的なもういろんな形で教育関係はプロフェッショナルなんだよと、それも今の経済実態に基づいた論理的なことをきちんとやっていかれる方なんだというようなお墨付きがあれば一番我々も期待していけると思うんですよ。だから、ずっとこう学校畑というのは非常にちょっと心配でして、受け身の場所におられたかなというところで、今ディフェンスだけではいけないと、オフェンスも必要でありますので、やっぱり教育の中にもですね、攻める教育というものも私あると思いますので、そういった何か匂わせるような、そういった情報というものは町長お持ちではないでしょうか。まあ紹介されるからには、いろんな形で情報を知っておられると思いますので、この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のご質疑にお答えしたいと思います。

昔から三つ子の魂は百までというようなことを言われておりますように、義務教育については、やっぱり人材、教員の質の問題が一番大切であるし、その教員を引っ張っていくトップ、これがやっぱり一番大事な役割を果たしていくんだなというような思いをしております。いろいろ経済的な関係については、本人もそれなりに勉強されておるかと思っておりますけれども、私は、子どもの教育をしっかりとさせていただく、そして、そのためには教員をしっかりと引っ張っていけるようなリーダーが欲しいというような思いをしております。今回、女性でございますので、女性の立場からまた違った面から学校教育の先生たちのご指導をできればなというふうに考えております。そういう意味におきまして、今後、先生については、町内の校長先生をはじめとする幹部の教員の指導をしっかりととりながら子どもたちの教育に生かしていただければなというふうに思っております。

経済関係等について、新たなその、例えばうちのほうで学校支援センターをつくって町独自でやっております。これについても、学校との連携がありました関係で、学校の不登校とかいろんな子どもたちを預かりながら、早めに早めに元の学校へ返すというような意味で、5、6名の指導員の人を置いておる関係で、なかなかこれも学校の経験者というような形、ご意見の中で、やっぱり一般の関係で、教育関連ちゅうか、ほかのほうで経験した人も1人、2人入れたほうがいいんじゃないかなというようなご意見も伺っておりますので、そういうご意見をお伺いしながら、今後そういう適当な適任の人材があればそういう形の中から、そちらは障がい関係でございますけれども、そういうそれぞれの専門分野関連等についての人材の関係をしっかりと雇用していけるちゅうか、指導をお願いできるような人材も今後探していかなくちゃならないというふうには思っております。それなりの金額を出さないとなかなか人材は集まってきませんので、そういう意味におきまして、ある程度のものはプラスアルファしながらやっていかないと素晴らしい人材ちゅうか、そういうのは獲得できないなというふうに思っておりますし、そういう人たちが大津町の子どもたちの教育にしっかりと役立てるためには、ある程度の犠牲も必要ではないかなというような思いをしておりますので、永田議員の質疑につきまして、今後について、またしっかりと検討をしていきたいと思っておりますので、今回については、ぜひ吉良先生をお願いできればなという思いで、教育長を任命したいという思いですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

人事案件ですので、何か個人攻撃のみたいなになってしまうといけませんので、誠に言いづらい、質疑しにくいという点もあります。ただ、この方の人格を侮辱するわけでも何でもありません。ただ、いつ町民の方々が疑義に思われるであろうなというものを代弁したいと思っております。

例えば、今回、継続審議になった請願、これは学校現場における教職員の立場というものを問題にされておる部分がありましたが、その中で、今回の同意を求めた方というのは、その教育現場にお

いてその長として、その学校の現場の長としておられた方ですから、こういった事実関係がどうもこの請願はよくない状況だと。しかしながら、長としておられた方は平然とそれは何もなかったというのであるならば、それ誤差が生じてしまうんですね。ですから、例えば、そのリーダーシップをもって、教育畑にずっとおられた方は教職員の方々ももういっぱい知った方ばかりになるでしょう。ですから、あの先輩が言うのであるならばという形でリーダーシップは取れると思います。しかしながら、そういった課題をこういった請願として出てくるような状況をそのまま見過ごしてしまったと申したらいいんでしょうか。そういったことがあるならば、その方の実力というか、そういったリーダーシップというものを若干疑う、人格を否定するわけではありませんが、ちょっと危なっかしいかなと思ったりもするんです。ですから、今回は教育関係についての請願というのは非常に重く、これについて残念ながら継続審議となりましたが、やはりこういったところをきちんと審議しとけば、こういった同意案件もですね、スムーズにいくんですよ、私からすれば。ですから、どうもここがまだ混沌としているとっている、あの請願はですね。そしてまた継続審議にもなっているという状況で教育畑の方をまたここにお呼びするのはいかなものかなというふうなことを考えます。この点について、きちんとリンクしてマッチするというような町長の答弁を求めたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の言われるように、しっかりと我々のほうも勉強しながら教育長とともにしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第19号、大津町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第19号は同意することに決定しました。

次に、齊藤教育長より、退任の挨拶の申し出がっております。

この際、これを許します。

教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま人事案件につきまして、ご同意を賜り誠にありがとうございました。いくつかご質疑もございましたけれども、新教育長は、先ほど町長からご説明がありましたとおり、非常に経験豊富でご

ざいまして、学校現場はもとより、県の教育行政にも携わっておりまして、いろんな角度からですね、本町教育についても様々な視点から見れる、そういった能力を持った大変識見の高い方だと私自身も考えております。

私自身26年の1月12日に拝命をいたしまして、来年の1月11日を持って退任するわけでございますけれども、本当にこの4年間、議員各位には大変お世話になりました。ありがとうございました。

4年間を振り返りまして、一番の心に残っているのは、やはり熊本地震でございました。一番ほっとしたのは、3千数百名の大津町の児童生徒に1人も人的な被害がなかったということが一番でございました。もちろん施設面では被害が出たわけでございますけれども、これも皆様のご支援の賜で、年度内に復旧が終わりました。ただ、社会教育施設につきましては、まだまだ一部残っておりますけれども、これも3月末までにはということで一応めども立っておりますので、心おきなく退任できるのではないかなと思っております。

私自身も昭和47年に教諭として拝命いたしまして、以来、通算今まで入れますと約46年間教育に携わってまいりましたが、この間、多くの方々のご支援を賜りまして、その場その場でですね、それなりのお仕事をさせていただきました。今後、教育界はますます多様化し、また問題も複雑化してきている、そんな状況もございまして、非常に急速な動きをいたしております。制度の大きな変化もございまして。そういった中で、やはり教育現場に私以上に近かった方がですね、後任に来ていただいて、新しい視点から大津町の教育をさらに発展させていっていただければなという思いが強うございます。私は、常日頃、校長先生方や、あるいは事務局の職員にも言うんですけども、大津町の持続的な発展のためには、その基盤となるものの一つに教育と子育てがあるのではないかなと思っております。企業誘致等々たくさんいたしましても、ただ働きに他市町から来られるのではなくて、やはりここに定住をしていただいて、そして安心して子育てをして働いていただくと、そういうのが非常に大事だろうと思っております。そういったことで、町の持続的な発展をされるためにも、この教育と子育てに関しましては、議員各位の今後のご理解、ご指導、ご支援を心からお願いをいたしたいと思っております。

意は尽くしませんけれども、この4年間の感謝の心を込めて一言ご挨拶をさせていただきました。本当にありがとうございました。お世話になりました。

(拍手)

○議長（桐原則雄君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第5回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月13日

大津町議会議長 桐原 則雄

大津町議会議員 源川 貞夫

大津町議会議員 大塚 龍一郎